

平成22年 3 月 2 日

午前10時00分開会

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

10番	杉 浦 敏	11番	安 井 光 子
-----	-------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	総 務 部 次 長 兼 防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美	民 生 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石 川 敏 彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教 育 部 次 長	山 田 英 夫	教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水 野 進
監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
収 納 課 長	服 部 誠	市 民 課 長	加 藤 恵 美 子
健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長	松 川 保 博	児 童 課 長	鯖 戸 善 弘

総合福祉センター 所 長	伊 藤 薫	十四山総合福祉 センター所長	佐 野 隆
都市計画課長	竹 川 彰	商工労政課長	服 部 保 巳
下水道課長	橋 村 正 則	教 育 課 長	服 部 忠 昭
図 書 館 長	伊 藤 秀 泰		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 忠	書 記	横 山 和 久
書 記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 5 議案第 2 号	平成22年度弥富市一般会計予算
日程第 6 議案第 3 号	平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第 7 議案第 4 号	平成22年度弥富市老人保健特別会計予算
日程第 8 議案第 5 号	平成22年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第 9 議案第 6 号	平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第10 議案第 7 号	平成22年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第11 議案第 8 号	平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第12 議案第 9 号	平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第13 議案第10号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第14 議案第11号	海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第15 議案第12号	海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第16 議案第13号	海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
日程第17 議案第14号	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第18 議案第15号	海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について

- 日程第19 議案第16号 海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第20 議案第17号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第18号 弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第21号 弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第22号 弥富市消防団条例の一部改正について
- 日程第26 議案第23号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第24号 弥富市保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第25号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第29 議案第26号 弥富市污水处理施設条例の一部改正について
- 日程第30 議案第27号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
- 日程第31 議案第28号 市道の廃止について
- 日程第32 議案第29号 市道の認定について
- 日程第33 議案第30号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第34 議案第31号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第32号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第33号 平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第34号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第35号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第36号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第37号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

- 議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより平成22年第1回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、杉浦敏議員と安井光子議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から23日までの22日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から23日までの22日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成22年度事業計画に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第4、諮問第1号を議題とします。

服部市長に推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第1回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を

申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は諮問 1 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤功氏が平成22年 6 月30日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市五之三町東与太郎36番地、伊藤功氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

諮問第 1 号は、市長の推薦のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、市長の推薦のとおり決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第 2 号 平成22年度弥富市一般会計予算

日程第 6 議案第 3 号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 7 議案第 4 号 平成22年度弥富市老人保健特別会計予算

日程第 8 議案第 5 号 平成22年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 9 議案第 6 号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第 7 号 平成22年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第11 議案第 8 号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第12 議案第 9 号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（黒宮喜四美君） この際、日程第 5、議案第 2 号から日程第12、議案第 9 号まで、以上 8 件を一括議題とします。

服部市長に、平成22年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 平成22年第 1 回弥富市議会定例会に当たり、平成22年度当初予算を初めとする諸議案の説明に先立ち、私の施政に関する所信の一端を申し上げ、議員各位を初め広く市民の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

私が、市民の皆様から身に余る御支援をいただき、弥富市の市長に就任し、早くも 3 年が経過いたしました。この間、アメリカの金融危機に端を発した世界同時不況は、世界じゅうが未曾有の経済危機に陥り、100年に 1 度と言われるような混迷の状態が続いています。また、政権政党交代の中、地方分権から地域主権への実現に向けた改革が一層進められておりますが、地方の自主財源の充実、国と地方の役割分担による権限移譲も不透明なままであり

ますので、低迷する景気回復の打開策や政権交代に伴うこの国の方向性をしっかりと定めていただきたいと存じております。こうした激変する経済と政治の中で、市政の責任者としてその責務を全うできましたことは、ひとえに議員各位、並びに市民の皆様の温かい御理解と御協力によるものと深く感謝申し上げます。

私は、市長就任以来、市民と行政の協働によるまちづくり、市民と情報を共有した公平で透明な市政の実現、予算の節約と有効活用を市政運営の基本姿勢に掲げ、「市役所とは、市民のためにお役に立つところである」を職員意識改革の旗印のもとに、市民本位の行政運営を心がけて取り組んでまいりました。平成22年度は、私の市長としての任期最後の1年であるとともに、私が市政のかじ取り役としての使命を締めくくる年となることから、掲げた政策につきましては精力的に取り組んでまいります。既に目標を達成した政策もありますが、推進中の政策につきましては、皆様にお約束した目標の実現・実行に向けて着実に推し進めてまいります。

それでは、平成22年度の予算の大綱について御説明申し上げます。

議案第2号平成22年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を148億8,000万円、前年度対比9%の増、前年を12億3,000万円上回る予算規模となり、第1次総合計画、弥富新時代への針路「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の将来像に基づき、着実に進展を図るため、各分野に予算を配分いたしました。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税収入につきましては、平成15年度から平成20年度まで6年連続で増収となり、堅調に推移してまいりましたが、一昨年の景気後退の影響を受け、個人市民税は大きく落ち込み、前年度対比9%減の2億2,700万円を見込んでいます。市税全体で前年度対比0.2%減の71億7,224万1,000円を見込んでいまして、歳入全体の48.2%を占めるものでございます。他に地方消費税交付金4億2,100万円、地方交付税4億7,620万円、国県支出金22億5,826万8,000円を計上いたしました。また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、財政調整基金5億831万8,000円を繰り入れるとともに、市債として臨時財政対策債6億9,780万円を初めとして、16億5,125万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、巡回福祉バスからコミュニティーバスへの移行に伴う地域公共交通活性化協議会負担金、地区公民館整備事業補助金など19億3,676万7,000円を計上いたしました。

3款民生費と4款衛生費につきましては、新弥生保育所等整備工事請負費や子ども医療費の助成、子ども手当など、少子化対策にきめ細やかな対応を図るとともに、ごみ処理や資源再生の推進、地球環境の保全に取り組むため、前年度対比25.4%増の72億5,652万3,000円を

計上し、一般会計予算の48.8%を占めるものであります。

6款農林水産業費と8款土木費につきましては、農業基盤整備事業費や道路ネットワーク整備事業費、公園整備事業費などの都市基盤整備事業に重点的な配分をし、22億1,859万円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、防災広場整備事業や消防施設整備への助成など、災害に強いまちづくりを進めるため、7億7,899万8,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、（仮称）第2桜小学校建設事業の実施設計委託料など、教育環境の充実を図るため、11億5,014万円を計上いたしました。

次に、特別会計を御説明申し上げます。

議案第3号平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、保険給付費の増大などの影響により、前年度対比2.4%増の40億1,300万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成22年度弥富市老人保健特別会計予算につきましては、既に廃止された老人保健制度に係る医療の未請求分に対応する予算であり、前年度対比99.4%減の35万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成22年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、土地取得特別会計に属する土地を一般会計で買い戻し、その同額を一般会計に繰り入れる措置により、8億3,297万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、施設維持管理費、十四山東部地区の管渠布設工事費及び設計業務委託費など、前年度対比8.4%増の5億3,000万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成22年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定19億5,280万円、サービス事業勘定3,490万円を合わせ、前年度対比4.4%増の19億8,770万円を計上いたしました。

次に、議案第8号平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、施工区域を拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比8.6%減の9億7,500万円を計上いたしました。

次に、議案第9号平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、政府の政権公約により、平成24年度までに後期高齢者医療制度は廃止し、新たな制度に移行することが検討されていますが、新年度は、前年度対比10.1%増の3億5,059万円を計上いたしました。

申し述べました七つの特別会計予算の合計につきましては、前年度対比10.7%増の86億8,961万円を計上するものであります。

激変する経済と政治の中にあることから、市政運営に当たっては事業の選択と集中を一層適切に行うことを基本に、平成22年度の弥富市政運営の主な施策の概要について御説明申し上げます。

第1「定住と交流、活力を生むまちづくり」。

その1、地域公共交通の整備。

巡回福祉バスにつきましては、平成11年から交通不便地の解消、公共施設を有効に利用していただくことを主な目的として、どなたでも全区間無料で乗車できるバスとして運行を開始いたしました。その後、運行ルートの新設や統廃合など、市民の皆様により利用しやすい公共交通機関となるよう改善に努めてまいりましたが、利用者数、運行のダイヤやルートに課題が見受けられました。これらの課題を検討するため、弥富市地域公共交通活性化協議会を設置し、市民アンケート調査や団体のヒアリング調査などを行い、意見や要望、利用状況などを集約し協議を重ねていく中、巡回福祉バスにかえて、公共交通としてのコミュニティーバスへの要望は高いものでありました。市民の皆様の参画を得ながら、より効率的な利便性の高いコミュニティーバスの本格運用に向けて、平成22年度から24年度までの3年間の実証運行に取り組んでまいります。

その2、道路ネットワークの充実。

道路は、広域交流基盤の強化のため、伊勢湾岸自動車道へのアクセスの向上、南北方向の道路網の充実、市街地の拠点機能の強化が課題となっています。そのため、国道155号線の延伸である名古屋第3環状線、主要地方道名古屋十四山線、日光大橋西線の整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。また、中央幹線を初めとした市道の積極的な整備を推進するとともに、交通安全施設整備など安全で安心して通行できる道路の維持管理に努めてまいります。日常空間の生活道路において、道路が狭く、利便性や防災の面での改善が必要な箇所につきましては、住民の皆様の理解と協力のもとに、狭隘道路の拡幅整備を促進してまいります。

第2「快適で安全・安心なまちづくり」。

その1、環境への取り組み。

地球の温暖化という環境問題は、私たちの生活基盤にかかわる極めて重要な問題であります。次の世代に恵み豊かな自然環境を継承していくためには、CO₂削減の取り組みは喫緊の課題であります。子供たち一人一人が地球環境の大切さを理解し、率先して環境を守る子をはぐくむため、新弥生保育所に太陽光発電設備を設置するとともに、太陽光発電を備えた住宅の促進を図るため、太陽光発電施設の導入支援を継続してまいります。

また、2010年、平成22年は、国連が定めた多様な生き物の大切さを考える年、国際生物多様性年であります。本年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議、いわゆるCOP10が

名古屋市で開催されますので、本市の特産品であるやとみ金魚のPRや三ツ又池公園周辺、子どもの遊び場での植樹活動を通じて、多様な生物との共生を市民の皆様とともに考えてまいります。

その2、消防・防災の充実。

台風や地震、集中豪雨など予測が困難な自然災害に対しては、日ごろからの備えが大変重要であります。災害時に備えた資機材を計画的に配備するとともに、行政・市民・事業所などが一体になった災害対策の推進を図ってまいります。また、自分たちのまちは自分たちで守るという共助の心で日ごろ災害に備え、被害をできるだけ抑えるために、地域で活躍する自主防災組織につきましては現在40自治会で組織されておりますが、さらなる組織率向上に向け、地域の防災訓練やまちづくり出前講座などの取り組みを通じた啓発活動や組織化に向けた結成支援により、地域防災活動を強化してまいります。

防災施設整備につきましては、災害が予想される際や災害時など、市民に対して確実な情報を瞬時に市内全域に伝達することが重要なことから、同報無線の施設整備を図ってまいりました。災害時の情報伝達手段のさらなる充実のため、本年3月末には市内全域にケーブルテレビ網が完成いたしますので、ケーブルテレビを通じて迅速な災害情報を提供してまいります。

その3、防犯・交通安全の充実。

防犯対策につきましては、地域における自主防犯パトロール隊の育成を図るため、関係機関との連携をとりながら、市民の皆様と一体となった防犯対策を推進するとともに、生活環境の安全を図るため、防犯灯の整備に努めてまいります。

地域における安全対策につきましては、通学路の安全を確保するため、「子ども110番の家」を協力家庭の拡充や市民の皆様の学校安全ボランティアへの参加など協力をいただきながら、地域ぐるみの安全確保に向けた取り組みを一層進めてまいります。

また、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりに向け、市民・警察・団体の連携のもと、犯罪・交通安全体制の強化に取り組んでまいりました。昨年は、本市の交通事故ゼロという記録が達成されましたが、依然交通事故は多く発生しており、不幸な交通事故を防ぐため、飲酒運転などの違反の根絶と交通ルールの遵守に向けた広報啓発活動や高齢者交通安全教室、まちづくり出前講座などの取り組みを通じ、市民の交通安全意識の高揚、マナーの向上を図ってまいります。

その4、下水道の充実。

いよいよ本年3月末に、平島、鎌島、操出、三稲、稲狐地区において第1期供用開始をすることになりました。今後は、供用開始地区の普及促進を図るためにPR活動に努めてまいります。また、公共下水道整備区域の計画的な実施区域の拡大を目指し、管渠布設工事に積

極的に取り組み、整備普及を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、十四山東部地区の管渠布設工事を推進していますが、新年度より処理場の建設工事に着手し、平成26年度供用開始に向けて整備普及を図ってまいります。また、各処理場の施設管理につきましても、さらに効率的で健全な運営に努めてまいります。下水道事業は市民生活のライフラインでありますので、今後とも事業の推進に積極的に取り組んでまいります。

その5、公園の整備。

市民の日常生活に密着した公園や緑地は、子供たちが安全に遊べる場や地域住民の憩いと安らぎの場として、また災害時の避難場所として重要な施設であります。防災機能をあわせ持ったひので公園につきましては、平成23年度末の利用開始に向けて引き続き整備を推進してまいります。また、利用度の高い街区公園から、子供たちの遊具とは一味違った高齢者の健康づくりを楽しめるシニア向け健康遊具の設置を進めてまいります。

第3「健やかでやさしいまちづくり」。

その1、子育て支援の充実。

子育て支援の取り組みにつきましては、新年度からスタートする次世代育成支援地域行動計画後期計画に基づき、多面的な子育て支援施策を総合的に推進してまいります。医療費助成事業につきましては、中学校3年生までの医療費完全無料化制度を継続するとともに、国と連携して妊婦健康診査の公費負担回数14回を継続して実施するなど、安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めてまいります。

地域児童対策につきましては、子育てを応援してほしい人と応援したい人が会員になって、お互いに助け合う子育て応援ネットワーク、ファミリー・サポート・センターの事業を開始し、地域での子育て支え合いの仕組みを構築してまいります。

弥生保育所建てかえ工事につきましては、本年12月の完成を目指して引き続き整備を進めるとともに、併設して同敷地内に工事を進めてまいります子育て支援センター、児童館、児童クラブが一体となった複合施設は、年度内の完成を目指して建設いたします。

また、保育料につきましては、据え置きは14年間連続となり、本年も、社会情勢を考慮して保護者負担の軽減に努めましたので、さらなる管理運営コストの縮減を図ってまいります。今後、保育所の運営につきましては、財政面や公平性の面など、施策を総合的に検討してまいります。

その2、高齢者支援の充実。

本市では、間もなく65歳以上の市民の割合が21%に達する見込みであり、これまで経験したことのない超高齢社会を迎えようとしています。こうした中、高齢者の方が社会活動など役割を担い、生きがいをもって生き生きと暮らしていただくため、福祉センターを高齢者の

福祉拠点として、福寿会やシルバー人材センターの支援を通じて元気に社会参加できる環境づくりに努めてまいります。

また、第４期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、高齢者の方ができる限り要介護状態とならないよう、介護予防の効果的な取り組みや、介護が必要となった場合でも、人としての尊厳を持って住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、施策を推進してまいります。

その３、健康づくり・医療体制の充実。

海南病院につきましては、老朽化と耐震性の不安、周辺医療機関の医師不足から患者が集中するなど、新診療棟建設を望む声が多く寄せられるとともに、基幹病院として安全・安心のセーフティーネットの役割を担っており、地域医療を安定的に提供することが求められています。公的医療機関である海南病院の新診療棟建設に当たり、地域医療を守り、地域の医療課題に対応するため、地域全体で財政支援をしてまいります。

健康への市民の関心がますます高まる中、がん検診利用者の拡大に努めるとともに、女性特有のがん検診につきましては、国と連携して５歳刻みに無料健診を実施いたします。あわせて、新型インフルエンザなどの感染症に対応する健康危機管理体制を整備し、迅速かつ的確に対応できるよう努めてまいります。また、高齢化の急速な進展等に伴い、糖尿病や高血圧症など生活習慣病の占める割合は高くなっており、国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査や特定保健指導を実施し、生活習慣病予防対策の取り組みを進めるとともに、受診率の向上を図ってまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、財政運営は急激に悪化し、一般会計より多額の繰入金により収支の均衡を保っている状況にあります。収納率の向上を図るとともに、本市の財政状況に留意しながら、総合的な視点に立った取り組みを実行し、さらなる国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいります。

その４、障害者支援の充実。

ともに生きる社会形成を目指し、障害者計画、第２期障害者福祉計画に基づき、障害者の自立支援を重視した施策・事業を推進し、地域で安心して生活できる体制づくりに引き続き努めてまいります。障害者の日常生活における外出、通院、社会参加を促進するため、障害者福祉タクシー料金助成事業を拡大いたします。また、福祉授産所を障害者生きがいセンターに移行し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、障害者の自立支援を図ってまいります。身体・知的・精神障害の方の相談支援事業につきましては、社会福祉協議会に相談支援事業所を開設し、さまざまな相談に応じて情報提供や必要な援助を行うなど相談支援体制の充実を図り、障害者が安心して暮らせるよう支援してまいります。

第4「人が輝き文化が薫るまちづくり」。

その1、学校教育の充実。

学校施設整備につきましては、安全で安心して学べる環境整備を進めるため、桜小学校南校舎と十四山東部小学校北校舎の耐震補強工事に着手し、本年9月末には校舎の耐震化率100%を目指してまいります。また、桜小学校の過大規模校解消に向け、昨年度の基本設計の策定に引き続き、（仮称）第2桜小学校建設事業の実施設計に着手し、平成25年4月の開校を目指してまいります。学校において、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育支援員を増員してまいります。

その2、生涯学習社会の形成、スポーツの振興。

生涯学習につきましては、生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれでも学べるまちづくりを進めるため、特色のある事業の実施や各種講座・教室を充実し、また社会教育団体の育成・支援を行うことなどにより利用者のさらなる増加を図り、市民主体の文化活動の推進に努めてまいります。

また、スポーツの振興につきましては、市民がいつでも気楽にスポーツに親しんでいただけるよう地域スポーツの振興を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。体育施設面では、総合体育館アリーナの放送設備改修や子宝テニスコートの改修など、快適で安全な施設整備を計画的に進めてまいります。

第5「豊かで活力に満ちたまちづくり」。

その1、農業の振興。

農業振興につきましては、政府の政権公約に掲げた農業の再生と自給率向上を図ることを目的とした農家の戸別所得補償モデル対策が、すべての農業者を対象に実施されることになりました。このたびの農政の変革に関し、農家の方々には戸別所得補償制度を初めとして各制度の内容を理解いただくとともに、関係機関が一体となって農業振興の推進に取り組んでまいります。また、消費者ニーズに即した安全・安心な農産物の供給体制の整備を進め、産地確立体制の推進や農産物の付加価値、地産地消、販路拡大などの支援をしてまいります。

その2、企業誘致の推進・港湾の整備。

昨年末、予定より2年以上おくれて船出となりましたが、最新鋭旅客機ボーイング787、通称ドリームライナーのテスト飛行が成功いたしました。現在、市南部の楠地内にあります川崎重工業株式会社の名古屋第1工場では、航空機の全部及び中部胴体や圧力隔壁などが製造されていますが、ボーイング787の主力部品の供給体制を一層強化するため建設が進められてまいりました新工場が間もなく竣工いたします。ボーイング787の一日も早いフル生産

体制が整うことを願うとともに、今後20年で世界の航空旅客機事業は2倍以上になるという予測もありますので、港湾地域が航空宇宙産業の一大拠点となるよう期待しています。

急増するアジア・中国貨物を取り扱う鍋田ふ頭では、コンテナ輸送需要の増加に対応した取扱能力の向上と世界最高水準のサービスを早期に供給するため、鍋田ふ頭に三つ目となる国際海上コンテナターミナル整備事業が始まりました。世界、我が国の経済危機の中で、本市の経済を維持・発展させていくことは最大の課題であります。港湾地域の発展に大きな期待をし、企業立地奨励金による優遇制度で立地企業の支援に努めるとともに、引き続き企業情報の受発信と、その背後地の土地利用計画を念頭に置き、関係機関との調整及び企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

第6「共につくる自立したまちづくり」。

その1、市民参加の促進。

市民参加の促進につきましては、弥富市の未来に向けて多くの市民の皆様に参加を得て、市民の力を生かしたまちづくりを進めるものであります。市民参画を一層進めて、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら、地域協働によるまちづくりに取り組むため、市民活動の必要経費に対して、地域づくり補助金制度により支援してまいります。

その2、コミュニティーの育成。

コミュニティー活動は、少子・高齢化や価値観の多様化等に伴い、全体的に活動が停滞傾向にあり、将来にわたって自立・継続可能なコミュニティー活動が大きな課題となっています。このため、地域住民の自治意識の高揚や地区公民館を核とした地域まちづくりをさらに深めていくため、コミュニティー活動の拠点施設となる地区公民館の整備事業に対する助成制度を創設いたします。

その3、男女共同参画の促進。

男女共同参画社会の構築には、職場、家庭、地域における取り組みを総合的かつ計画的に推進する必要があることから、その基本となる弥富市男女共同参画推進条例や男女共同参画プランに基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を発揮できる社会の形成に努めてまいります。新年度は、映画祭、サテライトセミナーや男女共同参画プラン策定記念講演会の開催、広報紙などを活用した意識啓発に努め、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりを推進してまいります。

その4、安心・安全な施設整備。

公共施設の耐震化につきましては、昭和41年に完成した市庁舎は、耐震性の問題に加え、防災拠点としての機能確保や市民の利便性の低下などの多くの問題を抱えていることから、庁舎改築等検討委員会を設置し、新庁舎建設もしくは現市庁舎改修など、整備計画策定に向けて検討してまいります。また、火葬場におきましては、昨今の葬儀形態の変化を踏まえ、

待合室の整備を含め総合的に見直しを行い、故人のお別れにふさわしい運営管理に努めてまいります。

その５、行財政改革の推進。

地方分権の進展に伴い、地方自治の役割と責任がますます大きくなっていく中、参画と協働による新しい時代への対応とともに財政健全化を図ることを目指して、66項目から成る集中改革プラン改訂版に基づき行財政改革に取り組んでまいりました。このプランは平成21年度をもって終了するため、総括を行うとともに新たなプランを策定し、引き続き行財政改革を計画的かつ確実に推進してまいります。

また、市政の一層の透明性が求められている中、時代の変化に的確に対応した市政運営を行うため、施策や事務事業の現状や成果をはかり、効率的に行えているか評価・改善を加えていく行政評価システムを本格的に導入することにより、選択と集中による継続的な改革を進めるとともに、市民サービスの向上と職員の意識改革を図ってまいります。加えて、行財政改革庁内検討委員会を設置し、健全で持続可能な行財政を行うための具体的な方策について、さらに掘り下げた検討を進めてまいります。

以上、市政に臨む私の所信の一端と予算大綱、並びに施策の概要を申し述べさせていただきました。本市も財政的に厳しい状況を迎え、さまざまな問題に直面しております。このような状況の中、今後ともさらなる職員の意識改革を図り、前例・慣習にとらわれることなく、創意と工夫による真に住みよさを実感できる弥富市の創造に向け、職員一丸となり、また私自身が市政のリーダーとして先頭に立って全力を注ぎ、まちづくりを推進してまいります。議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げるとともに、本日上程いたしました予算並びに各議案につきまして、慎重審議をいただき、御賛同賜りたいをお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案８件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案８件は、継続議会で審議することに決定しました。

ここで暫時休憩をとります。10時50分に再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第10号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第14 議案第11号 海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第15 議案第12号 海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第16 議案第13号 海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

日程第17 議案第14号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第18 議案第15号 海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について

日程第19 議案第16号 海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第20 議案第17号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第13、議案第10号から日程第20、議案第17号まで、以上8件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案7件、予算関係議案1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第10号愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、議案第16号海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでは、市町村合併による地方公共団体の数の減少等に伴い、各規約中の関係規約の変更について協議するため、地方自治法第290条等の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ589万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億9,296万2,000円とし、繰越明許費の補正を計上するものであります。歳出の内容といたしましては、民生費におきまして、子ども手当システム開発委託料であります。これに対し、まず歳入といたしましては、国から

の子ども手当準備事業費補助金であります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 議案は関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議案第10号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

2 ページめくっていただき、規約の新旧対照表をごらんください。

改正の内容は、別表第1及び別表第2につきましては、平成22年3月22日に七宝町、美和町、甚目寺町を廃し、その区域をもってあま市を設置することに伴い、規約の改正を行うものであります。

附則第1項、施行期日について定める規定につきましては、平成22年3月22日から施行するものであります。

第2項、別表第2の規定につきましては、平成22年3月22日以降、最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用するものであります。

議案第11号海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、海部地区水防事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条、組合を組織する地方公共団体の関係ですが、七宝町、美和町及び甚目寺町が合併しあま市となるため、改正するものであります。

第5条、これは議員の定数を「21人」から「18人」に減少させる改正です。

次に、別表第1、第3条関係ですが、防護対象の河川及び海岸中、それぞれの河川における防護すべき施設の区間の合併前の町名を「あま市」に改正するものであります。

次に、別表第2、第6条関係、議員の選挙の関係ですが、議員数につきましては、七宝町、美和町及び甚目寺町各2人をあま市3人に、市町村長が推薦する議員数につきましては、3町それぞれ1人をあま市1人に改正するものであります。したがって、海部地区水防事務組合議員数は「21人」が「18人」に、市町村長が推薦する議員数は「9人」から「7人」となります。

次に、別表第3、第12条、組合の経費の支弁の関係ですが、均等割の割合「20%」を「15%」に、固定資産税課税標準額割の割合「30%」を「35%」に改正するものであります。

附則、この規約は、平成22年3月22日から施行する。

この規約施行の際、現に在任する議員は、その任期が満了するまでの間、改正後の海部地

区水防事務組合同規約第5条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成21年度における海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の経費の支弁は、改正後の海部地区水防事務組合同規約第12条及び別表第3の規定にかかわらず、同年度に限り、なお従前の例による。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に、教育部次長。
- 教育部次長（山田英夫君） それでは、議案第12号海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてと、議案第13号海部地方教育事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び規約の変更については関連をしておりますので、一括で御説明申し上げます。

平成22年3月22日に七宝町、美和町及び甚目寺町が合併し、あま市となることにより、議案第12号で七宝町、美和町、甚目寺町を脱退させ、議案第13号であま市を加入させるものでございます。また、第6条中、協議会の委員が「18名」から最終的に「14名」に変更となるものでございます。

附則、この規約は、平成22年3月22日から施行する。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に、民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第14号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をお願い申し上げます。

別表第2、第8条関係、選挙区市町村の「七宝町、美和町、甚目寺町」を「あま市」にするものでございます。

附則、この規約は、平成22年3月22日から施行する。

次に、議案第15号海部地区環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

第2条、組織する地方公共団体を、「七宝町、美和町」から「あま市」にするものでございます。

第3条、共同処理する事務を、あま市については合併前の七宝町、美和町の区域に限るものでございます。

第5条、議会の組織及び議員の定数を、「七宝町1人、美和町1人」から、「あま市2人」にするものでございます。

第6条、副管理者を「8人」から「7人」とし、そのうち6人は組合市町村長を充てるものでございます。

附則、この規約は、平成22年3月22日から施行する。

負担金の特例措置といたしまして、平成21年度、平成22年度については、合併前の七宝町、美和町の負担金をあま市が継承するものでございます。

次に、議案第16号海部地区急病診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

第2条、組合を組織する地方公共団体を、「七宝町、美和町、甚目寺町」から「あま市」にするものでございます。

第5条、議員の定数を「10人」から「9人」とし、議員の選出区分を、「七宝町1人、美和町1人、甚目寺町1人」から、「あま市2人」にするものでございます。

第6条、副管理者を「7人」から「5人」にするものでございます。

附則、この規約は、平成22年3月22日から施行する。

経過措置といたしまして、あま市から選出される議員の定数は、平成23年3月31日までは3人とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第10号から議案第17号までの8件は、原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第17号までの8件は原案どおり可決決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第18号 弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について

日程第22 議案第19号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第23 議案第20号 弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第24 議案第21号 弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について

- 日程第25 議案第22号 弥富市消防団条例の一部改正について
- 日程第26 議案第23号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第24号 弥富市保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第25号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第29 議案第26号 弥富市污水处理施設条例の一部改正について
- 日程第30 議案第27号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分
担金条例の一部改正について
- 日程第31 議案第28号 市道の廃止について
- 日程第32 議案第29号 市道の認定について
- 日程第33 議案第30号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第34 議案第31号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第32号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第33号 平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第34号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第35号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第36号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第37号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（黒宮喜四美君） この際、日程第21、議案第18号から日程第40、議案第37号まで、以上20件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、条例議案9件、法定議決議案3件、予算関係議案8件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第18号弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定につきましては、指定管理者の指定の手続等を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第19号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、月60時間を超える時間外勤務を行った場合の時間外勤務手当の支給割合の引き上げと代替休暇の新設を定めるなど、条例の一部改正を2本まとめて行うものであります。

議案第20号弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、旅費の日当等の見直しを行うため、条例の一部改正を2本まとめて行うものであります。

議案第21号弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正につきましては、道路交通法

の一部改正に伴い、条文整備のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号弥富市消防団条例の一部改正につきましては、消防団分団の統廃合に伴い団員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国保運営協議会の委員に被用者保険等保険者を代表する委員を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号弥富市保育の実施に関する条例の一部改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、条文整備のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第25号海部南部水道企業団規約の変更につきましては、副企業長制の導入及び議会組織の見直しに伴い、同組合規約中の関係規定の変更について協議するため、地方自治法第290条等の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号弥富市污水处理施設条例の一部改正につきましては、污水处理施設の使用料の徴収方法を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第27号弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正につきましては、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業の分担金徴収の適正化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第28号市道の廃止につきましては、開発事業等に伴い、関係路線を廃止するものであります。

議案第29号市道の認定につきましては、開発事業等に伴う路線再編成により、路線を市道として認定するものであります。

議案第30号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入予算として、国の平成21年度補正予算（第2号）により創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金7,868万2,000円、減収補てん債1億6,230万円を増額計上し、歳出予算として、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金充当事業として道路改良事業市道中山4号、7号線を初め6事業を計上し、繰越明許費及び地方債の補正を計上しました。そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第31号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第32号平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第33号平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、市道穂波通線の土地購入費の繰越明許費の補正を計上するものであります。

議案第34号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第35号平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整した結果の補正であります。

議案第36号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整し、地方債の補正を計上するものであります。

議案第37号平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（黒宮喜四美君） 議案は関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、総務部長。

- 総務部長（伊藤敏之君） 議案第18号弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についてでございます。

条例案を4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づきまして御説明を申し上げます。

まず第1と第2ですが、従来、指定管理者制度をとる公の施設に関する条例でそれぞれ定めていました指定管理者の指定の手続と指定管理者が行う公の施設の管理の基準について、この条例で総括的に定めるものでございます。

次に第3ですが、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

最後に第4ですが、この条例の制定に伴い、弥富市総合福祉センター条例、弥富市いこいの里条例及び弥富市十四山総合福祉センター条例でそれぞれ定めていた指定管理者の指定の手続と指定管理者が行う公の施設の管理の基準の部分进行削るため、3本の条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第19号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

概要につきましては、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を、「100分の125」から「100分の150」に引き上げるものであります。改正による支給割合の引き上げ分100分の25につきましては、時間外勤務手当の支給にかえて代替休暇の制度を新設するものであります。

次に、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第16条では時間外勤務手当についての定めでありまして、第16条に5項から7項までの3項を加えるものであります。

第16条第5項、時間外勤務手当の支給割合の引き上げにつきましては、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を100分の150、深夜時間帯は100分の175とし、支給割合を100分の25引き上げる規定であります。

第16条第6項、時間外勤務代休時間指定時の時間外勤務手当につきましては、時間外勤務代休時間を指定され、勤務しなかった場合、当該時間について、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分100分の25は支給を要しない規定であります。

第16条第7項、再任用短時間勤務職員の特例につきましては、再任用短時間勤務職員が月60時間を超えた場合の7時間45分までの勤務に関する特例を定める規定であります。

第24条では給与の減額についての定めでありまして、給与の減額を行わない場合として時間外勤務代休時間を追加する規定であります。

次に、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、第8条の2として時間外勤務代休時間を定める規定を加えるものであります。時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分100分の25の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定する仕組みを導入する規定であります。

第10条第1項及び第15条第3項につきましては、第8条の2追加に伴う条文整備であります。

附則、施行期日につきましては、平成22年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第20号弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

2ページめくっていただき、条例の新旧対照表をごらんください。

第1条、弥富市職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、第16条では日当についての定めでありまして、第3項及び第4項を削ることにより、宿泊を要しない日帰りに係る日当について原則不支給とするものであります。

第21条第2項につきましては、第16条第4項を削ることに伴う条文整備であります。

次に、別表第2、第2号では、支度料及び死亡手当についての定めでありまして、その表中、海外出張における支度料について、旅行期間1月未満の欄を削ることにより、支度料を原則不支給とするものであります。

第2条、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正と同様に、別表第3では支度料及び死亡手当についての定めでありまして、その表中、海外出張における支度料について、旅行期間1月未満の欄を削ることにより、支度料を原則不支給とするものであります。

附則、施行期日につきましては、平成22年4月1日から施行する。

2は経過措置を定めたものでありまして、この条例の施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によるものでございます。

次に、条例議案第21号でございます。弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部を次のように改正するという事で、今回の改正につきましては、道路交通法の一部を改正する法律の改正に伴う改正でございます。

第2条第2号は、違法駐車等の定義規定中、道路交通法第49条の2第3項、時間制限駐車区間における駐車の方法等の関係ですが、高齢運転者の専用時間制限駐車区間制度が新たに導入されたことから、条文整備のため、第49条の3第3項もしくは第49条の4に改め、同条4号を削るものでございます。

附則、施行期日を定める規定ですが、道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令に基づき、平成22年4月19日から施行するものでございます。

次に、議案第22号弥富市消防団条例の一部改正について御説明申し上げます。

現在の弥富市消防団の組織を「20分団」から「16分団」に統廃合するものでございまして、弥富市消防団条例の一部を次のように改正するという事でございます。

第4条は定員の関係でございしますが、「440人」を「372人」に改めるものでございます。

附則、施行期日を定める規定ですが、平成22年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第23号弥富市国民健康保険条例の一部改正について説明申し上げます。

2ページめくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。

第2条、国民健康保険運営協議会の委員に被用者保険等保険者、これは社会保険、共済保険などの保険者でございます。これを代表する委員1人を追加するものでございます。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第24号弥富市保育の実施に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

児童福祉法の一部改正により、「保育の実施」とある箇所を、保育所における保育と家庭的保育事業による保育をあわせて保育の実施と総称しているため、家庭的保育事業による保育を含まない旨が読み取れるように、「保育の実施」を「保育所における保育」に改正し、条文整備するものでございます。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

また、弥富市立保育所条例についても同様に改正するものでございます。

議案第25号海部南部水道企業団規約の変更について説明申し上げます。

これは、企業団管理者と議会議員の区分を明確化するため副企業長制を導入し、議会定数などの議会組織を改正するものでございます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

第5条、議員の定数を「15人」から「11人」とし、議員の選出区分を、「愛西市6人、弥富市7人」から「愛西市4人、弥富市5人」とするものでございます。

第6条、議員は、関係市村の首長を除く者とするものでございます。

第8条、議員の任期を「4年」から「2年」とするものでございます。

第9条第1項、企業団に副企業長を置くものでございます。

第3項、副企業長は、企業長以外の関係市村の首長二人をもって充てるものでございます。

第4項、企業長、副企業長の任期は2年とするものでございます。

第5項、企業長、副企業長が関係市村の首長の職を失ったときは、同時にその職を失うものでございます。

附則、この規約は、平成22年5月10日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、開発部長。

○開発部長（早川 誠君） それでは、議案第26号弥富市污水处理施設条例の一部改正について御説明いたします。

2ページをおはねください。新旧対照表を御参照願いたいと思います。

海部南部水道企業団に下水の使用料の徴収委託をすることに伴いまして、さきに制定しました下水道条例に文書表現を統一するための文書整備でございます。

まず、第9条の使用開始等の届け出及び第10条の加入分担金につきましては、条文の整備でございます。

続きまして、第11条、使用料の関係でございますが、第2項、第3項は、届け出をしないで污水处理施設を使用した人に対しての料金徴収を明確化したものでございます。第2項につきましては、使用開始にさかのぼり使用料を徴収する。第3項につきましては、休止または廃止した場合に届け出をしないと、使用しているものとみなして使用料を徴収するものでございます。

第4項、第5項につきましては、使用月の定義と使用料の額の算出方法を明文化させていただいたものでございます。

第12条及び第13条は、資料の提出、使用料の減免は条文整備でございます。

第14条、督促でございますが、使用料を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法の規定により督促をしなければならないことを定める規定を明文化いたしましたものでございます。

第15条、延滞金につきましては、督促をした場合においては延滞金を徴収することを定める規定を明文化したものでございます。

第17条、過料につきましては、条文の整備でございます。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

続きまして議案第27号でございます。弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正でございます。

4ページをはねていただきまして、条例のあらましで御説明をさせていただきたいと思えます。

農業集落排水整備事業、コミュニティ・プラント整備事業分担金について、分担金の適正化を図るため、条文を整備するものでございます。

まず第9条でございますが、受益者としての権利の辞退でございます。受益者側から、何らかの事情により受益者としての権利を辞退される場合があるため、その届け出義務について規定することとしたものでございます。

第10条、督促につきましては、分担金を納期限までに納付しない者に対して、地方自治法の規定によって督促しなければならない旨を規定いたしましたものでございます。

第11条、受益者としての権利の停止につきましては、第1項で、分担金の督促未納者が污水处理施設を使用することを防ぐため、受益者としての権利を停止する規定を制定することとしたものでございます。

第2項、前項の該当者に対する通知を行うことを規定することとしたものでございます。

第3項につきましては、権利が停止した受益者が再び受益者となろうとする場合は、污水处理施設条例の規定する新規加入者扱いとなることを規定することとしたものでございます。

第12条、分担金の不還付でございますが、第1項、受益者としての権利が停止した者に対しては、当初の申告により既に発生している事業費に充当するため、既に納付した分担金は還付しないことを規定することとしたものでございます。

第2項、前項の不還付となった既納分担金は、第11条3項の規定によって再び受益者になる場合の加入分担金に充当することを規定することとしたものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

2、改正後の弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の規定は、現に弥富市に帰属する債権について適用をするものでございます。

続きまして、議案第28号市道の廃止について御説明をさせていただきます。

1枚おはねをいただきますと、廃止路線の調書がございます。御参照をお願いしたいと思います。

内容といたしましては、路線の再編に伴いまして、10路線につきまして今回廃止をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第29号市道の認定について御説明をさせていただきます。

これも、1枚おはねいただきますと認定路線調書が添付してございますので、御参照がお

お願いしたいと思います。

内容としましては、道路整備に伴いまして、鰺浦173号線ほか14路線につきまして認定を
させていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案20件は継続議会で審議したいと思いますが、御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案20件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会
します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時26分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 杉 浦 敏

同 議員 安 井 光 子

平成22年 3 月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 12番 | 三 宮 十五郎 | 13番 | 渡 邊 昶 |
|-----|---------|-----|-------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                          |         |                            |           |
|--------------------------|---------|----------------------------|-----------|
| 市 長                      | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄   |
| 教 育 長                    | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 敏 之   |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                    | 早 川 誠     |
| 十 四 山 支 所 長              | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長   | 村 上 勝 美   |
| 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長   | 若 山 孝 司 | 総 務 部 次 長<br>兼 防 災 安 全 課 長 | 服 部 正 治   |
| 民 生 部 次 長<br>兼 環 境 課 長   | 久 野 一 美 | 民 生 部 次 長<br>兼 保 険 年 金 課 長 | 佐 野 隆     |
| 開 発 部 次 長<br>兼 農 政 課 長   | 石 川 敏 彦 | 開 発 部 次 長<br>兼 土 木 課 長     | 三 輪 眞 士   |
| 教 育 部 次 長                | 山 田 英 夫 | 教 育 部 次 長<br>兼 社 会 教 育 課 長 | 水 野 進     |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長     | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                    | 佐 藤 勝 義   |
| 人 事 秘 書 課 長              | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長                | 伊 藤 邦 夫   |
| 収 納 課 長                  | 服 部 誠   | 市 民 課 長                    | 加 藤 恵 美 子 |
| 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 | 福 祉 課 長                    | 前 野 幸 代   |
| 介 護 高 齢 課 長              | 松 川 保 博 | 児 童 課 長                    | 鯖 戸 善 弘   |

総合福祉センター 伊 藤 薫  
所 長  
都市計画課長 竹 川 彰  
下水道課長 橋 村 正 則  
図書館長 伊 藤 秀 泰

十四山総合福祉 佐 野 隆  
センター所長  
商工労政課長 服 部 保 巳  
教育課長 服 部 忠 昭

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 藤 忠  
書 記 岩 田 繁 樹

書 記 横 山 和 久

6．議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と渡邊昶議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず渡邊昶議員、お願いします。

- 13番（渡邊 昶君） 皆さん、おはようございます。

13番 渡邊昶でございますが、議長のお許しをいただき、質問させていただきます。

私は、今回、これから始めようとする問題について、タイトルは2問通告させていただいております。その中身は、制度についていろいろお尋ねしたいと思っておりますけど、件名は、「新政権になり、いまだ先行き不透明な中での新年度事業の実施について」というタイトルでございます。

現在の景気動向は、弱いながらも一部下げどまりの兆しが見えるようになってきましたが、自民党中心の政権から民主党中心へとかわり、先行きが非常に不透明な状況の中での行政の運営になるわけでございます。そうした中で私は、補助事業を含め新年度事業を実施しなければならないということで心配をしておるわけでございます。そこで、前政権時に事業採択を受け、きょう現在継続して進めてきている公共下水道事業、それから農水の関係になりますが、農業集落排水事業について、まずお尋ねいたします。

この二つの事業は、前年度同様の補助内容で事業を進めることができるだろうかということが心配です。それで、まずその内容についてお尋ねいたします。そして、これらの事業は4月から即実施される事業であって、その担当の方々に、まず制度についてお尋ねしたいというふうに考えております。そして最後に、市長の方から総括して所見をお尋ねしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

- 下水道課長（橋村正則君） それでは、渡邊議員の御質問にお答えをさせていただきます。

公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、さきの行政刷新会議の事業仕分け

で、財源を地方に移譲した上で、地方の判断によって行うとされております。国におきまして、社会資本整備や幹線事業の効果を一層高め、幅広い事業を一体的に支援するために、既存の補助金、交付金、これらを統合して新たな交付金制度を創設して対応するとしております。公共下水道事業所管の国土交通省からは（仮称）社会資本整備総合交付金、農業集落排水事業所管の農林水産省からは（仮称）農山漁村地域整備交付金として交付されると聞いております。しかしながら、その具体的な内容はまだ示されておられません。今後、詳しい内容が示されましたら、県とも十分協議をしてまいりまして事業を進めていく考えでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 事業としては前政権から続き、新政権になっても継続するというところで、なお細かい詳細については新しく進める政府によって制度が確立し、多少内容については変わろうと私は思います。

そこで、なぜ今回この公共下水道事業並びに農業集落排水事業について尋ねるかといいますのは、これらの事業というのは補助事業として進めてきておるわけでございます。これは、市の予算も非常に多く必要とする補助事業です。新政権では、今お話があったように、各市町が行う基幹事業や社会資本整備については、今まで個々に補助金がついておったわけです。これが一転変わって、今までの補助体系を廃止して、社会資本整備総合交付金制度を創設するということを言っておると同時に、今現在ではもう閣議では決定されておるわけです。現在、国会においてはいろんな内容で議論されており、これが全部終わらん限り、恐らく細かい指示は出ないだろうとは思いますが、1月14日、中日新聞でもこの内容を掲載しておりました。また、愛知県においても説明をしております。関連する社会資本整備、基幹事業の効果を一層高めるためには、一体的に支援をする使い勝手のいいお金にしてあげますよということをおっしゃっておるわけですが、今までは補助金であった。これが、名前が変わって交付金になるわけです。補助金と交付金というのは、内容は似たような格好になりますが、多少違いがございます。それで、私ども市町に対して、「非常に自由度の高い、使いやすい、使い勝手のいい」という文言で我々のところに知らされておりますが、実際その内容についてはどのように聞いておみえになるか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

○下水道課長（橋村正則君） この交付金制度につきましては、具体的な制度設計がまだ示されておられませんので、安易には評価できません。今後詳しい内容がわかり次第、十分に検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 詳しい内容を出せというのも無理かもしれませんが、いずれにおい

ても、デスクにおいてはいろんなことをキャッチして、それで間違いのないように進めていただきたいというふうに私は思います。

だが、問題点があると思います。というのは、創意工夫が生かされ、非常にいいというふれ込みであるわけですが、事業を実施する私ども弥富市等においても、使い方に多少問題が出てくるのではないかなとも思います。というのは、今までは1対1で補助金に来ておったわけですが、いろんなものと絡み合わせて、全体でこれだけ上げますから、あなたの方でいいように使ってくださいというふうにも受け取れるわけですが、そうすると、複数の事業が重なった場合は、私ども弥富市においては、その事業の振り分け選定というのが非常に難しい問題も絡んでくるのではないかなあと私は思い、そして先ほどお話を聞きましたように、事業振り分けの中でいろいろ見直しがあったということでございます。

農水省系統では、非常に土地改良関連の事業の補助金をカットしてきております。弥富市の中で農水省の事業は、私の住んでおる東部地区が最後の箇所になって今事業は進んでおるわけです。私どもの地域の住民の皆さんは、市長が受益者負担は15万円だよということで全部通知されて、先日、納付書も配付されてきたわけですが、この補助金の組み合わせが変われば受益者負担も変わるんじゃないかねという質問を受けるわけですが、だが、今、私はその内容について細かくお答えすることもできませんので心配をしておるわけですが、できるだけ決めたスタートの内容で事業実施をしていただきたいというふうに考えておるわけですが。

それから公共下水の関係も、実際は国費と市町村費、要は二つを抱き合わせることで事業費が賄われるわけですが、県は全然ないということ。

それから、また戻りますが、集排については県費の補助金があるわけですが、先日1月の新聞紙上では、愛知県も土地改良事業の予算は51%カットで予算策定をしておる状況でありますので、非常に厳しいなあとというふうに思います。農水省の中でも、土地改良関係だけが非常に多く切られておるわけです。水産関係だとか他の部門については、おおむね従来どおりの格好についておるのではないかなあと私は思うわけですが、この動向については非常に厳しいものがあるように思いますので、今後担当する皆さんにおかれましても、よく協議・検討して、市民の皆さんに負担のかからんように、負担が従来と同じような格好でいけるように努力がしていただきたいと思います。それで、地方にとって自由度の高い交付金であるということですが、その対応というのは非常に大変であると私は考えるわけで、よく熟慮して事を進めていただくことを要望して、この内容についてはここでとめさせていただきます。ありがとうございました。

次に、新政権の目玉である農業者戸別所得補償制度についてお尋ねしたいと思います。

この事業も、4月1日が来ますと即事業が実施されるわけですが、それで、まず最

初に、農業者戸別所得補償制度を実施する目的についてお聞きしたいと思います。よろしく
お願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、渡邊議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の戸別所得補償モデル対策につきましては、二つの事業がセットになっております。
この二つの事業は4月からスタートするわけでございますが、まず一つ目といたしましては
米のモデル事業、いわゆる米の戸別所得補償モデル事業でございます。二つ目として自給率
向上事業、水田利活用自給力向上事業でございます。目的でございますが、農業者の減少、
高齢化、農業所得の激減の危機的状況でございます。そこで自給率の向上を図るとともに、
農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々の将来に向けて明るい展望を持っていただき、
生きていける環境づくりを行っていく目的でございます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。
- 13番（渡邊 昶君） 今、目的について説明いただきました。いずれにおいても非常に厳
しい農業の現状、それについて、今までは生産調整ということで減反政策、米はこれだけつ
くるんだという制度だったと私は思います。減反のときは、政策に対して協力しなんだ人
についてはペナルティー等もあったように聞いております。今回は、米の生産数量目標に即し
て生産を行った農家に対して補償するという制度で、内容は似ておるが、言葉じりが全然違
うわけでございます。今までは、これだけはつくるなど。米以外の農産物をつくることによ
って水田利用しなさいという制度だったわけです。今回は、これだけは米をつくりなさいと
いう制度で、そのつくった米に対しては補償しましょうという制度であるように思います。
今課長が言われたように、ねらいは、自給率向上のための水田農業にてこ入れをするんだよ
と言っており、自給率向上のポイントとなる麦・大豆、そして飼料用の米だとか米粉だとか、
いろんなものにわかりやすく助成体系を持ってきて、そして生産の拡大を図るんだよとい
うことを言っておると。そして、米に対して補てんする対策セットであるというふうに私は思
います。

それで、今説明の中で、課長の説明は違うわけではございませんが、これはいろいろなと
り方があって、いろいろ考えられるというふうに思うわけでございます。そこで、対象とな
る農家は、生産調整での目的達成地域か、私ども弥富市全体の農家が対象になるか、教えて
ください。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 対象でございますが、今回の米の戸別所得補償モデ
ル事業の交付金につきましては、生産数量目標の米のモデル事業でございまして、生産調整

を達成された個人の方に支払われます。ただ、農業者間の調整、または集落間の調整が認められておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 生産調整に今まで協力できなかったとか、協力していないという農家もあると思います。そういう農家の皆さんはどのようにになりますか。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今まで達成されなかった方については、今回の事業につきましては個人に交付されるという観念から、そういったのを廃止させていただいて、新たにこういった事業に参加をしていただくということが目的でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） それでは、突っ込んで内容について一つお尋ねしたいと思います。

対象農家というのは今お聞きしたとおりで、収穫した米等を販売することになると思います。なおかつ、営農組織の中で個人で耕作する人、集団もしくは団体に耕作する人等があると思います。販売農家というのはどういう人を言うのか。また、集落営農ということがあるんですが、集落営農はどういう組織のどういう内容のものか、一つ教えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 最初に販売農家の方でございますが、この方は、水稻共済の加入者であれば販売農家ということにみなされます。また、集落営農につきましては、集落で規約または代表者を定めていただきまして、米の生産・販売について共同で販売・経理を行う方について対象となります。なお、交付申請の際には構成農家名簿の提出が必要となります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 販売農家の方々は共済加入がまず原則になるようですが、水稻共済というのは、人間でいうと生命保険みたいなものだと思います。要は、農産物の救済を共済加入によって救い上げていただくということになって、これは、農業者自体が各個人の考え方で、人間と一緒に、生命保険に加入するか、せんかは自由だと思うんです。それで、未加入者であっても農業者とみなしていただけるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） この共済の未加入者の方につきましては、今回の制度につきましては、あくまでも主食用米をつくっていただける方につきましては加入していただくというのが条件になりますので、未加入者である方につきましては今回の交付金の対象となりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） わかりました。

次に、主食米をつくることになるわけですが、これには「生産数量目標」という言葉があると思うんです。それで、生産数量目標に即した生産とはどういうことを意味しておるか、教えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 生産目標に即した生産とは、米の生産数量目標の範囲内におきまして主食用米の作付を行っていることとなっておりますので、お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 食料用の米を生産するわけですが、恐らく国の方から私どもの市長のところへ、弥富市の生産数量の目標面積が来ておると私は思います。それで、その面積に対して農業者が米の作付をして、収穫を上げるということになると思うんですが、その生産数量目標というのは、22年度と申しますか、今やっておる事業でどれほどございますか。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 平成22年度産の農業者別の生産数量目標の設定は、国から愛知県へ、愛知県から弥富市へ配分がされておりまして、面積換算で言いますと1,150ヘクタール、約6,072トンでございます。これが通知をされまして、農業者の水田割に準じまして案分をさせていただいております。今回の米の生産目標面積につきましては、65%の配分をさせていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 目標面積は1,150ヘクタール、約6,000トンということですが、弥富市の総面積から言うと、弥富市は1,654ヘクタールが農地の田んぼだと思います。そこから1,150を引くと、500町歩が米をつけなくて、ほかの作物をつけることによって農村の用地を守るということになる。これが転作の面積になると思いますが、ずばり500町歩が転作ということにはならないと思いますけど、いずれにおいても、これらの500町歩に該当するものは、やはり麦・大豆で対応していくことになるかと私は思います。そういう場合、今まで生産調整に協力してやってきたんだよと。だが、協力していなかった人も見えると。今の話だと、協力していない人は入らないというふうに私は受け取ったわけですが、そういうふうに理解してよろしいですか。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） はい。

○13番（渡邊 昶君） わかりました。

次に、米をつくる、麦をつくるという体系になっておるわけですが、今、私どもこの地域において、麦をつくった後に水稻を作付することは可能だと思うんです。これがどうなるかということの一つお尋ねしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 先ほどの質問につきましては、交付金の対象となります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） そういう場合、米の補助金と麦の補助金をいただくことはできますか、お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 麦と水稻との組み合わせであれば、二毛作の助成の対象となります。定額部分の1万5,000円と二毛作の助成の1万5,000円が対象となります。ただし、麦は転作の麦になりませんので、10アール当たり3万5,000円というものの対象にはなりません、先ほど言いました1万5,000円の二毛作ということでの対象となります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 片方で、両方もらうことはできないということですね。わかりました。

次に、営農組織をつくった場合、集落営農で事を進めるわけですが、これには恐らく規約を定めないかなだろうと私は思います。決め事を決めないかんと思う。面積等について要件があるか、それから構成農家についても戸数で要件がございますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 集落営農の面積要件についてでございますが、これについての要件面積はございません。それと、対象農家につきましては、構成農家の戸数が2戸以上ということで限定をされております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 米の消費の関係で販売経路等いろいろあると思いますが、集落営農の場合の戸数は複数、2戸以上の農家ということ、そして面積要件は3反でも5反でもいいんですか。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） はい。

○13番（渡邊 昶君） それで、収穫した米を販売するということになろうと思います。その場合、販売経路について要件があるかということと、農地の貸し借りが行われている農業

者もお見えになると思います。この場合、交付申請はどなたがどうやってやるか、わかれば教えてください。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 最初の販売経理につきましては、共同販売経理について、集落営農で取り組んでいただく作物の生産・販売に関する収支を管理していただく組織によりまして、代表者名義の口座を開設していただくことが要件になります。また、その写しで確認をさせていただきます。

2 問目の方の貸し借りでございますが、農地の貸借が行われているものにつきましてはの交付でございますが、今回のモデル対策の交付金は販売農家を対象としておりますので、基本的には、その作物の販売名義がある農家の方が申請していただくということになります。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。
- 13番（渡邊 昶君） 賃貸借もしくは使用貸借の場合は、基本的には作物を販売する農家が原則として補助金をいただくということで結構ですね。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） そうです。
- 13番（渡邊 昶君） わかりました。

今、内容について、私がちょっと思ったことでお尋ねしたわけでございますが、この事業が進むと、補償の申請から受け取りまでの事務的流れがあると思います。この流れについては、どのような流れで農業者の皆さん方は事務処理をすればいいか。複雑な流れになるのか、簡単にいけるのか、また事務等をどなたがどういうふうにして指導するのか、その内容についてわかれば教えていただきたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 申請の流れでございますが、今回の交付金を受け取るためには、加入申請書、それから交付申請書などの提出が必要となります。また、交付金は、国から農業者に指定された口座に直接支払われますので、加入の申し込みにつきましては、4月から6月までに手続きを行っていただくことになります。また、交付金の支払いにつきましては、12月から3月ごろまでになるということを聞いております。また、事務につきましては、JAと連携のもとに水田協の方で確認をとらせていただきます。以上でございます。
- 議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。
- 13番（渡邊 昶君） 今お聞きした推進体制ですが、国から県、県から市町村、市町村から販売農家と。そして、その間には申請確認だとかいろいろあるようですが、事務等については農協の協力をいただくということで、交付金については直接払いということがわかりま

したが、水面下では農協の協力をいただくということになるんですが、農協は表には上がってこないですね。

- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 水田協議会というのがございますので、そちらの方が窓口になります。
- 13番（渡邊 昶君） そうすると、水田協議会の中には、生産者団体だとか農協だとか、いろんな方々が入るわけですね。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） はい。
- 13番（渡邊 昶君） わかりました。

いずれにおいても、事務等も複雑になろうと思います。だから、4月1日から今言われたように6月末日をもって申請期間になるということですが、多分忙しい内容になろうと思います。だから、十分事務局においても、農業者の皆さんに手落ちのないように御指導をいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そして、今ある麦・大豆の転作に関する補助金は、このまま続くというふうに考えてよろしいですか、教えてください。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 補助金でございますが、平成21年度の麦・大豆に対する補助金は、事業名が若干違いますが、産地確立交付金ということで10アール3万9,000円の支払いをさせていただきました。それとプラスいたしまして、市の単独補助金ということで10アール1万円が地権者に支払われました。今回の22年の事業で言いますと、水田利活用自給力向上事業につきましては、10アール当たり3万5,000円が担い手、いわゆるオペレーターの方に支払われ、なお市の単独補助金といたしましては、10アール1万円を地権者に支払う予定でございます。以上でございます。
- 議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。
- 13番（渡邊 昶君） 内容は多少変わっていくということですが、従来体系の麦・大豆体系に対する転作の補助は続けていただけということと、転作の場合は転作補助金、それにプラス米の補助ということになるわけでございます。いずれにおいても、大変な作業が即4月1日から追っかけてくるわけでございます。新しく始まる制度であり、事業になるわけですので、本当に大変だろうとは思いますが、皆さん方におかれましては努力して、農家の皆さん方に落ちのないようにやっていただきたいと思います。

今、私が制度等についてお尋ねしたわけでございますが、市をあずかる市長さんとして、所見があればここでお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

渡邊議員からの御質問に対してお答え申し上げます。

御承知のように昨年の８月に新政権が誕生し、新政権によってさまざまな制度、あるいはモデル事業というのが打ち出されているわけでございます。平成22年度の国家予算は92.3兆円と、かつてない規模でございます。新政権のスローガンとしては、「コンクリートから人へ」、あるいは「国民の生活が第一」というスローガンのもとに、さまざまな制度が行われておるわけでございます。私たちも、一つ一つのこの制度設計を間違いなく国民に、あるいは地域の住民の皆様には伝えていかなきゃいかんという役割としての義務があるわけでございますので、一生懸命精査するところでございます。

大変大事なことでございますので、最初に御質問いただきました下水道事業につきまして、お話をさせていただきます。

昨年、私ども弥富市といたしましても、下水道条例を議員の皆様には採択いただき、海部地域３市５町の共同事業として、日光川の下流域下水道事業というのが開始されておるわけでございます。そして、いよいよこの３月21日には本管の通水式を行い、３月末から私どもとしては平島地区及び鍋田地区の一部で供用開始していく事業でございます。先ほど議員の方から、大変御心配だという御質問もいただいておりますが、私どもといたしましては、この海部地域全体といたしましてもこれからの事業でございます、下水道事業は。昨年、概算要求予算が発表されたときには、下水道事業として8,600億ほどあったわけございます。そして、11月21日及び11月28日に、21日は、この９区の衆議院議員の先生に陳情申し上げ、11月28日には愛知県民主党県連の代表 伴野豊さんにも、この下水道事業に対する私たちの整備計画をお話しさせていただき、これからの事業ですからよろしくお願いしたいという形で要望させていただいたところでございます。それから事業仕分けが行われて、この下水道事業は、財源は地方へ移譲し、地方で判断して実行していくということになっております。

そうした中で、今、私どもが理解しているこの下水道事業における予算といたしましては、社会資本整備総合交付金というのが国の方で2.2兆円含まれております。その中に必ずや組み込まれていると確信をしているわけでございます。しかしながら、最初の概算要求の段階でもそうございましたけれども、前年対比１割強を削減していくということが発表されております。私ども弥富市といたしましては、この公共下水道事業に対する予算は、お手元の予算でも示しておるとおり、昨年対比8.6%ほどの減額という形で組ませていただいております。これからの自然環境を守る、あるいは衛生環境を守っていくんだという強い信念のもとに、今後25年、30年という事業期間ではございますが、しっかりと海部地域一体となって進めていきたいと思っております。

また、農業集落排水事業におきましても、その補助金の交付においてはまだはっきりいた

しておりませんけれども、唯一残されております十四山東部地区における供用を26年に開始すべく、これから順次整備を進めていきたいというふうに思っております。どうぞよく御理解を賜りたいと思います。

また、土地改良事業についての御質問でございましたけれども、議員の御指摘のとおり、土地改良事業に対する予算は大幅に削減をされ、40%を切るような状況でございます。私たちの住む地域ということをもう少し御理解いただき、地方の整備がおくれているということをお理解いただきたいのが私の偽らざる気持ちであると同時に、住民の気持ちと一体となっているだろうというふうに思っております。海拔ゼロメートル地域に住む者の生活環境をしっかり守っていくためには、いわゆる湛水防除事業である排水設備の改良であるとか、あるいは地盤沈下対策事業という形での、土地改良事業と一体となって進めていかなきゃならない。今、農山漁村の整備交付金が1,500億組まれておりますけれども、こちらの方の予算がいわゆる土地改良事業の予算に組み込まれるというふうにも伺っております。また、繰越金という形での予算もこの22年には使っていくという中で、全体の整備計画としては、土地改良事業といたしましては、私ども弥富市といたしましては82%の予算がついているというふうにお答え申し上げておきます。しかし、23年度以降が大変心配であるということでございますので、我々は、この地域の安心と安全を守るためにも、ぜひともこの事業は継続していかなくちゃならないという前提のもとに、これからも国の方へお願いをしていきたいと思っております。

そして、最後の御質問であります戸別所得補償のモデル政策でございますけれども、この制度につきましては大変わかりづらいところもあるわけでございます。弥富市といたしましては、1,150ヘクタールの水田に対して、おおむね1億6,000万の補償金が入るというふうに計算をしております。そうしたことが、しっかりと間違いのないように農家一人一人に対してということでございますので、やっていかなきゃいかん。現在は、東海農政局、あるいはJAさん、共済組合さんと一緒になって、私ども行政はそれぞれの地域の中で、この農家における所得補償のモデル政策について、今、説明会を開催しているところでございます。

その中で私が一番心配していることは、政府の言われる農家一戸一戸に対する直接給付ということでございますが、先ほど所管の課長からもお話をさせていただいているとおり、今、弥富市は、多くの水田がオペレーター、担い手に任されておるわけでございます。1,150ヘクタールの中で60%強が担い手の農家に任されている。そうした中での今回の制度設計は、このモデルでは、すべて担い手の方にお金が支払われるところでございます。これは、農家一人一人に対しては少し違和感がある。そのことについて、私はオペレーターにも、あるいはJAさんにもお話をさせていただいておりますが、このモデルとして今組まれている10アール1万5,000円という金額をどのように配分するかということについては、やはり一考を

要するんじゃないかということをお願いしておるところでございます。やはり地主に少し還元されるべきだろうということが私の意見でございます。しかし、今現在決まっておりませんので、これ以上申し上げることはできないと感じております。

この所得補償のモデルについては、いわゆる生産コストと販売価格との差を埋めていくということで、10アール1万5,000円というのが国の方からお示しをいただいておりますが、どうも米の販売価格は、昨年のお米にしても、1俵1万3,000円を大きく下回るであろうというふうにJAさんはおっしゃってみえます。米の価格がますます下落してくる。そうすると、今後このモデル事業の10アール当たり1万5,000円ではおぼつかなくなってくるということが容易に想定できるわけでございます。そうした状況の中で私は、国としてはしっかりと需要を喚起する、いわゆる米の需要をふやしていくという考え方を一方で持たないと、このモデル事業は行き詰まってしまうのではないかという危惧をいたしております。米の消費に対するさまざまな政策を、あるいはそこに補助金を使ってでも米の政策をもっとふやしていく、あるいは海外に対して米を売っていくということを国として考えていただきたい。来年は、花卉であるとか、あるいは畜産であるとか水産業であるとか、農林水産業に対するモデル事業が拡大をしていくというようなことも言われておるわけでございます。本当にこの事業がどれぐらいの原資が、いわゆる財政的な補助が必要かということをしかりと計算していただきながら進めていただかないと、短期で終わってしまうという危惧をするところでございます。

以上、渡邊議員に対していろんな角度からお話をさせていただきましたけれども、弥富市は農業振興地域でございます。皆さんの御理解をいただきながら、このモデル事業が円滑に進められるようお願い申し上げていきたいと、そんな気持ちでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 今、市長からいろいろお話を聞き、心強く思うわけでございますが、私は、資料というものは何ものなしで、農協の皆さん方から聞いた資料だけで、いろいろ模索しながらわからんことを聞いていったわけでございます。これは必要な制度であるということで、飛び飛びになりましたが制度について教えていただいて、皆様と一緒に理解ができればなあというように思っております。

私は、下水の問題、集排の問題と、米の所得補償という2点についていろいろお聞きし、教えていただきましたが、この制度は、間違いなく22年度4月1日から実施されると。そこで、所得補償制度を見ていると、非常に農業政策を大きく転換させようとしているように思われます。特に私が心配するのは、米の価格が今以上に低下していくと予想されますので、私ども弥富市においても、農業政策についても真剣に対応を考えていかなければならないの

ではないかなあというふうにも思います。米の価格は間違いなく下がると思います。というのは、今までは限度数量で、全部政府買い上げとかいろんなものをやっておったわけですが、今回１反１万5,000円の交付金がつくということで、個人栽培をしておった方々も見えるわけです。そして、個人で消費しておった方も見えるわけです。だが、補助金をもらおうとすると、制度にのせて申請をし、そして市場に出すということになりますので、必ずオーバーすると思うんです。なれば、自然と価格が下がるというふうに私は私なりに考えるわけで、だから真剣に対応を考えていかなければならないだろうというふうに申しているわけでございます。この二つの制度に向けて今後は十分に協議し、なおかつ中身を検討して進めていただくことをお願いして、私の質問にかえさせていただきます。終わります。ありがとうございました。

- 議長（黒宮喜四美君） 開議して１時間近くなりますので、ここで暫時休憩をとります。１１時５分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

- ５番（佐藤高清君） ５番 佐藤高清でございます。よろしくお願いいたします。

今回、一般質問につきまして２点通告がしてあります。１点目につきましては、市内中学校における部活動、スポーツ少年団等の活動のあり方についてであります。また、２点目につきましては、陳情・要望・苦情等への対応力の向上についてということで、２点通告がしてあります。よろしくお願いいたします。

まず、１点目の市内中学校における部活動、スポーツ少年団の活動のあり方について質問をいたします。

今現在、市内中学校においてさまざまな部活動が行われています。野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、陸上競技の人気スポーツ、また柔道、剣道といった日本古来の伝統競技、これらの体育会系の運動部から、吹奏楽といった音楽、絵画などの芸術・文化・芸能クラブ活動が行われているのではないかと思います。また、小学生の児童を対象にしたスポーツ少年団も、野球や剣道などが活動を行っております。これらすべての活動が、児童・生徒の健全な成長に欠かせない活動の一つ、教育の一部としての機能を十分に果たしていることは言うまでもないことだと思います。しかし、個性の尊重、多様化したニーズ、時代の移り変わりとともに、教育の現場も日々それに対応していかなければなりません。野

球がやりたい、サッカーがしたい、楽器が演奏できるようになりたいと、児童・生徒たちはそれぞれ将来への夢や希望があり、プロのスポーツ選手になり、また全国大会に出たい、体力をつけたい、友達とともに一つの目標に向かって頑張りたいと活動に取り組んでいる児童・生徒の思いもそれぞれあるはずです。我々大人たちは、できることなら願いをかなえてあげたいと思うのが自然の流れではないでしょうか。行政としてどのようにしてその環境をつくってあげられるか、この努力の差が教育環境の差となって、学級崩壊、いじめ、登校拒否といった問題のあるなしにつながり、教育全体のレベル・価値となって評価されていくのだと思います。

特にスポーツの持つ力は偉大であり、例えば地元出身の生徒が甲子園に出場した、また地元の高校が甲子園に出場したとなれば市は活気づきます。ましてやオリンピック出場となれば、市を挙げての一大イベントになります。スポーツを通じて一つの団結力を生み出す力が最大の魅力であります。また、全国規模から見れば、弥富市はまだまだ規模の小さな市かもしれません。しかし、この市からプロ野球選手、陸上においてのジュニアチャンピオン、また正月のゴールデンタイムを飾る箱根駅伝、それぞれの道へと大きく羽ばたいていっております。目の前の現実や状況を把握し、なおかつ全国や世界といったスケールの大きな視点で、市内中学校における部活動、スポーツ少年団の活動について、さまざまな質問をさせていただきたいと思います。学校教育に関連した質問であり、児童・生徒を持つ親の方々にとって、その一つ一つが大変注目される分野でもあります。前回12月議会において、私が校内の除草作業について質問をした際に、行政側から、それによって生徒の指導に問題があるようなないようなと、濁したようにも受けとめられるニュアンスの表現がありました。もし問題があるならあるで、きっちりと対応しなければならない、かなりデリケートな分野でもあります。子供たちの未来のかかった分野であるといっても過言ではありません。この点も十分に認識していただきまして、まず初めに、現在行われている活動の種類や状況、それぞれの活動の実績報告、児童・生徒の親の皆様からの意見・要望が寄せられているなら、支障のない範囲でお聞かせをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） それでは、まず最初に中学校の部活動について、最近の状況を御報告申し上げます。

まず弥富中学校でございますが、運動部で12種目、部員542名でございます。12種目といえますのは、ソフトテニス部、野球部、バレー部、サッカー部、ソフトボール部、バスケットボール部、卓球部、ハンドボール部、陸上部、剣道部、柔道部、なぎなた部、以上の12種目となっております。文化部につきましては3種目でございますが、部員が108名、3種目の明細ですが、吹奏楽部、情報処理部、美術部ということでございます。

続きまして、弥富北中学校の運動部でございますが、10種目で部員が410名でございます。弥富中学校と比較しますと、陸上部と柔道部がございません。文化部は2種目でございます。部員が42名。これも、弥富中学校と比較しますと情報処理部がございません。

次に、十四山中学校の運動部でございますが、5種目で部員が146名。この5種目は、バレーボール部、卓球部、野球部、ソフトボール部、バスケットボール部でございます。文化部につきましては、1種目で部員が12名となっておりますが、情報処理部のみでございます。なお、卓球部の男子につきましては、新年度から廃止の方向となっておりますと聞いております。

次に、各中学校のスポーツ大会の本年度の実績を申し上げます。

まず弥富中学校でございますが、陸上部の3年生、卒業してしまったわけですが、河室裕貴君が第36回全日本中学校陸上選手権大会200メートル走で第1位、100メートル走では第2位ということで、優秀な成績をおさめたところでございます。またサッカー部、それからハンドボール部の男子、バレーボール部の男子がそれぞれ海部地区大会で勝ちまして、西尾張地区大会に出場しまして、それにも勝ちまして、県大会に出場したところでございます。

続きまして弥富北中学校でございますが、剣道部男子が海部地区大会で勝ちまして、西尾張大会に出場したところでございます。

次に十四山中学校でございますが、ソフトボール部とバレーボール部の女子が、同様に海部地区大会で勝ちまして、西尾張大会に出場したところでございます。

次に、スポーツ少年団の活動状況を申し上げます。

弥富市のスポーツ少年団、これは白鳥学区、弥生学区、桜学区、十四山地区の4地区にございます。全部で8単位団となっておりまして、団員数が254名となっております。種目につきましては、軟式野球、それからサッカー、ミニバスケットボール、バレーボールの4種目となっております。活動につきましては、主に土曜日・日曜日となっておりますが、それぞれ各少年団によって計画的に活動日が設定されております。

次に、要望や意見が寄せられているかという御質問でございますが、これにつきましては、過去に十四山中学校で、希望の部活がない部の創設をしてほしいとか、それから部活動がある他の中学校への通学希望があったというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） ありがとうございます。細かく説明をしていただきまして、かなりいい成績で生徒たち、また児童たちが頑張っているという報告がありました。

要望の方で次の質問に行きたいと思いますが、いわゆる少年団で活動していて、生徒が中学生になったら学校が別々になって、垣根があるために違う部活に入ったり、部活がないから違う方向に行くという問題を提示して、質問させていただきます。

あくまで一つの例です。限定して質問しますと迷惑がかかるかもしれませんので、例えば

一つの例として、十四山中学校にはサッカー部がありません。仮にサッカー部を誕生させるとなれば、十四山中学校の生徒数からすれば、一つのチームとして成り立つまでの部員が集まるかどうかはわからないのが現状だと思います。仮に集まったとしても、現行のクラブの部員数に影響を与え、存続が危ぶまれる状況が安易に考えられます。しかし、あったら入りたいと思う生徒は多いと思います。ほかの中学校にはあるのに自分の中学校にはない活動について、生徒数の多い少ないという点だけで大きく左右されます。選択肢が多いか少ないか、これは大きな問題となっております。環境が違うことは大きな違いを生みます。同じ環境でも、ある分野ではプラスとなっても、違う分野ではマイナスとなり得る側面が共存しております。トータル的なことを考慮して最終的な判断を下してみえるとは思いますが、入りたい部活に入部できた児童・生徒は、その活動を通じて大きく成長をし、仕方なく入部した児童・生徒は、部活動が与えるプラスの影響度は雲泥の差となることと考えられます。学校教育、生徒・児童の成長にとって、環境が与える影響は大きいものがあります。

野球、サッカーの人気スポーツの部活動に所属する生徒を個別に見ても、甲子園、国立競技場の全国大会を目指して努力している部員、体力づくり、友達と皆で一つのものに打ち込みたいと頑張る部員、いろいろな部員が、一つの部活、一つのチームとして活動しています。全国大会など目指す部員はそれ相応の覚悟を持っており、それ相応の練習内容をこなすのを期待するはずです。それぞれ部活動に対する個別に求めるものが違うにもかかわらず、それぞれが同じ活動をこなしております。

本来、義務教育は平等に与えられなければならないものだと思います。我々行政に携わる者の学校教育に対する務めは、できる限り平等な環境をつくり出し、維持していくことではないでしょうか。目指す目標が違って分けても対応することは、平等といえれば平等になるでしょう。何を以て平等とするか、何を基準にするかで、平等とする形は変わってきます。しかし、その中心として絶対に忘れてならないものは、生徒・児童にとってプラスになるということです。そういった意味において、弥富市として最大限のものを有効活用し、学校単位、学区単位という従来からの基本を一度見直して、新しい形態へと変化させることが一つのきっかけになるのではないかと思います。この点について行政はどのように考えてみえるのか、質問をさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） それでは、学区を基本とした入部・入団の基準のあり方ということでございます。

まず、中学校の部活動でございますが、平成24年度から中学校新学習指導要領におきまして、学校教育活動の一環ということで記述されることになりました。部活動の意義でございますが、生徒の自主的・自発的な参加により行われることが前提となっており、スポーツや

文化及び科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。涵養というのは、水が自然にしみ込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てるということでございます。学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意し、その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々との協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など、運営上、工夫を行うこととなっております。しかしながら、中学校での部活動を考えた場合、学校、いわゆる学区を越え、他の学校の生徒が、放課後、部活動のみ参加した場合に、いろいろな問題が予想されます。例えば通学校から部活動する学校へ通う経路の保険適用の箇所や、部活の練習は参加できるが部の公式な試合には参加ができないなど、いろいろな問題がございます。

さまざまな問題があるというふうには思っておりますが、当然、生徒一人一人の立場に立ちまして、市独自の取り組みができないのか、また何とかよい方向に導けないのか、一つ一つ問題点を取り上げ、解決ができるか検討してまいりたいと思います。先ほど言いましたように、練習は参加できても公式な試合には参加できないという問題につきましても、海部地区の中小学校体育連盟にも要望をしてみたいというふうに考えております。また、教育委員会や校長・教頭協議会の場におきましても、さまざまな角度から一度議論をしていただくようお願いしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） 平成24年度から中学校において新学習指導要領に変わるということで、さまざまな取り組みを変えていくということを海部地区の体育連盟の方に要望し、また教育委員会、校長・教頭協議会の中でこういった問題を一度議論していくという前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜひ実現するようにお願いしたいと思います。

続きまして、この指導者について弥富市がどのように考えてみえるかということを質問させていただきます。

弥富市が持つ能力を、最大限、有効活用してほしいと述べさせていただきました。能力の中には施設なども上げられておりますが、指導者もその要素の一つであります。指導者は、かなりの要素を占めるキーポイントであります。幸いにも、弥富市には指導者としての実績を大変残された方も見えます。そういった方なら、一度指導を受けてみたいと思う生徒や児童もいるはずです。何より、親の方々が安心して送り出せるのではないのでしょうか。中学校の部活動では、学校の教育活動の一部なのだからと先生方に押しつけるのも酷な話で、かなりの情熱がなければ、部活動の顧問・担当として生徒たちと向き合えないと思います。また、スポーツ少年団の指導に当たられてみえる方々も、他の団体の指導方法を参考にして、どんどん取り入れて指導されることと思います。指導者の方々も、生徒・児童にとって何が一番最善なのか、いろいろと苦労されておられるのではないのでしょうか。指導者同士の交流、

情報交換といったことは、指導者にとって、生徒・児童にとっても双方にプラスになる要素であり、いろいろな指導者からさまざまな角度でアドバイスを受けることは、成長するきっかけとなり得るものです。それぞれの活動に見合った適任者に指導をお願いすることも、必要不可欠な要素だと思います。指導者についてどのように弥富市は考えられておられますか、お答えをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） 指導者についてでございますが、指導者につきましても、先ほど申し上げましたように、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携等の工夫をするということになっておりますので、それぞれ各学校の特色に応じまして、部活動の指導を学校以外の指導者や団体にゆだねるということも必要ではないかというふうに思っております。それぞれ地域の実情もございますが、適切な指導者や民間ボランティア等で学校の部活動に参加していただけるような環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） 一生懸命考えてきた質問に対して、簡単に、前向きに環境づくりに努めていきますという答弁をいただきます。本当に一生懸命考えてきた質問に対して、いとも簡単に答えていただきましてありがとうございます。また、この問題につきまして、質問が終わりましたら市長の方から総括してコメントをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。陳情・要望・苦情等への対応力の向上について質問いたします。

昨今、さまざまな分野でガバナンスの向上が求められております。経営危機に伴う日本航空への公的資金の投入、トヨタのリコール問題といった問題の報道においても、「ガバナンス」という言葉が飛び交っております。今後、地方分権が進んでいく中で、透明性の高い自治体運営と市民とのパートナーシップ関係の構築は重要な要素となり、このこととガバナンスの向上は切っても切れない関係となります。ガバナンスの向上の意味合いにおいても、今回は市民とのパートナーシップ関係の構築に対し、質問をさせていただきます。

市民とのパートナーシップ関係の構築において大切なものは信頼関係であり、市民からの意見を真摯に受けとめ、ともに考えていくシステムを構築していくことにあると考えます。市民ニーズを把握し、行政運営に反映させるために、最大限の努力が必要であるわけです。市民からの意見は、さまざまな形で行政に届くのが現状であると思います。陳情・要望・苦情、事によっては行政の不服申し立てや行政事件訴訟、オンブズマン制度といったものがあり、書面や口頭によるもの、行政の職員や我々のような議員に話に来られる方など、さまざ

まな形が考えられます。また、その内容も、環境や土木、その環境の中でも悪臭、騒音、水質汚染と多種多様になっております。このような状況が現実ではないでしょうか。

まず第1点目に、市民から市に寄せられる意見について、陳情や要望、苦情等の分類を問わず、一体全体どのような形式で、その内容の種類や件数などについて現状はどのようなものになっておるか、差し支えない範囲でお答えをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。苦情・要望・陳情等の現状について、まず申し上げさせていただきます。

市民の皆様からの市政に対する御意見や御提案につきましては、郵送、ファクシミリ、電子メールなどにより募集をしております。また、平成21年4月から市役所に意見箱を設置し、御提案や御意見を募集しております。加えて平成21年4月から、市民の皆さんと行政が力を合わせ、市民一人一人が生き生きと暮らす豊かで住みよいまちづくりを推進するために、まちづくり出前講座を実施しているところでございます。この出前講座につきましては、市民の皆さんの要請に応じまして、市の職員が講師としてそれぞれの学習の場に出向き、だれでも、いつでも、まちづくりに関する学習の機会を提供し、市民のまちづくりの意識と知識の向上に努めるものでございます。

御質問の御意見・要望・苦情等の件数につきましては、平成21年4月から22年2月までの間で申し上げさせていただきます。まず、メールで寄せられました件数といたしましては、要望24件、苦情5件、意見・提案25件、相談1件、質問47件、その他19件で、合計121件であります。次に、意見箱で寄せられました件数といたしましては、要望14件、苦情8件、意見・提案17件、質問1件、その他3件の合計43件でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

今、答弁いただきました中で「まちづくり出前講座」という言葉が出てまいりまして、21年4月、職員の力によって行われておると。この実績についての内容説明と、それから21年4月から22年2月までのメールで寄せられた121件の内容分析、部単位で結構であります。それから、意見箱で寄せられた43件の苦情、意見、提案、相談、質問、要望等々あると思いますけれども、部署単位で、できる範囲で結構でありますので、御報告をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） まず、まちづくり出前講座につきましてお答えをさせていただきます。

このまちづくり出前講座につきましては、現在38のメニューを用意してございます。10人以上のグループであれば、どなたでも私どもの方に申し出ていただければ市職員が出向くよ

うにさせていただいているものでございますけれども、この出前講座の要請につきましては、本年度は3件ございました。防災に関するものが2件、学校給食に関するものが1件でございます。

続きまして、メールで寄せられました苦情・要望等の件数を部単位で申し上げます。総務部39件、開発部32件、民生部29件、教育部21件、合計121件でございます。

続きまして、意見箱で寄せられました苦情・要望等の各部単位の件数でございますけれども、総務部20件、開発部5件、民生部11件、教育部7件、合計43件でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

こういった数字を分析していきますと、たまたま21年4月から22年2月の数字であります。これを1年通して分析し、2年、3年と積み重ねていきますと、弥富市における要望とか苦情、意見、提案などが、何月にはこういう苦情が多いとか、また年度末にはこういう要望が多いとか、それぞれデータ化されて絞り込まれてくると思います。ですから、ぜひこういった数字を統計的にまとめ上げていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

また、まちづくり出前講座ですけれども、3件と2件と1件、合計6件ですけれども、評判はどうですか。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 私の申し上げ方が悪かったかもわかりませんので、一つ訂正をさせていただきますけれども、出前講座の件数は3件でございます、内訳としまして、防災に関することが2件、学校給食に関することが1件でございますので、お願いしたいと思います。

それから、苦情・要望等の統計的なものに関しましては、私どもも苦情等々の内容の種類、件数について年間集計をしまして、ホームページ等々で公開をしていきたいと考えております。今後とも市民の皆様から暮らしの中で感じたこと、お気軽にお気づきの点などをお寄せいただきまして、御意見・御要望は今後の市政運営の参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

講座の評判でございますけれども、学校給食等々に関しても非常によくわかったということで、好評な意見が寄せられております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） 一生懸命やっていただきまして、好評な意見であったということで、本当に喜ばしいことでございます。

次に、こういった問題を窓口で一元化していただきたいという質問であります。

市に意見を寄せられる市民の方々の最大の望みは、すぐに対応してもらえることだと思います。特に苦情のようなケースは、適切な判断の対応が求められます。一番最悪なケースは、意見を届ける、それを受け付けてもらえるまでにも、たらい回しにされることです。役所内の組織や役割分担は細かくて複雑で、担当部署やと言われても、その担当部署がわかりづらい部分があります。意見を受け付けてもらっても、後日その回答を聞きに来て、関係部署との話し合いでなかなか結論を聞かれないと。思うようにスムーズに事が運べないことにいら立ちを感じることもあろうかと思います。職員の方々は、自分の与えられた職務・役割を果たしておられます。組織上、なかなか結論が出ない結果になったとしても、市民の皆様は、組織体系の問題より、スムーズに結論を出してほしいと思うことが本音ではないでしょうか。そういった意味において、受け付けから回答までを行う窓口を一元化してみてはどうかと考えます。市民の皆様にとって、単純明快でわかりやすいのではないのでしょうか。

市役所人事配置の側面においても一定の効果をもたらすと考えます。この窓口の設定については、苦情処理担当の要素を大いに含んでおります。いわゆるクレーマー対策であります。市役所を代表して頭を下げるのが仕事だと感じかねません。しかし、さまざまな分野の仕事が一つの窓口を集まってくることは、あらゆることに精通したオールラウンダーでなければ務まりません。特定の分野にすぐれたスペシャリストも必要ですが、組織を維持するためにはオールラウンダーも必ず必要となります。さまざまな人材育成・人材活用の一環としても、大いに役立つ部署となると考えます。さまざまな角度からお考えいただいた上で、こういった窓口の一元化についてどのようにお考えか、お答えを願います。また、その他の方法で行われているか、また考えられているものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 窓口の一元化についての御質問でございました。

私ども、先ほど申し上げましたような、お寄せいただきました意見・提案・苦情など、すべて人事秘書課において一括管理をしております。このいただきました意見・要望につきましては、関係部署が調査・検討を行いまして、すべて回答文を作成しておりまして、未回答は一件もございません。市長が確認後に、すべて回答をさせていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高君） 大変嫌な立場で困られることもあると思います。頑張っていたきたいと思います。

また、そういった問題の公開についての質問であります。

市民ニーズを把握し、行政運営に反映させることを目標に、現状を把握させていただき、私なりに考えた改善策につきましてお話をさせていただきました。把握することは知ること

であって、少なくとも我々のような政策形成に携わる職務の人間が市民ニーズを知らなければ反映させることもできません。陳情・要望・苦情といったものは市民のニーズを如実にあらわしたものであるため、大まかでも内容の種類や件数、その結果などをデータベース化して公開することは有意義なことと考えております。我々のような議員の立場で公開されたものを拝見すれば、今現在の市民ニーズは何なのか、それを判断材料とすることになるかと思えます。また、一般質問の参考にもなります。既に市が対応できているものなら、あえて一般質問をしなくてもよくなりますし、その分野の時間を他の内容に費やすことができるようになります。弥富市全体の政策形成能力は格段と向上すると確信できるものであります。我々議員には公開していただくことはありがたいことであり、市民の皆様にも還元できると考えます。このようなシステムの構築は、行政に対する救済機能、行政を監視する機能、公聴機能、行政相談機能を向上させるものであります。市民から届けられた意見をデータベース化して公開することについてどのように考えておみえになりますか、お聞かせをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 陳情・要望・苦情などの公開についての御質問にお答えをさせていただきます。

内容の種類・件数等につきましては、年間集計をし、ホームページで公開していこうと思っております。また、市の基本的な政策などの策定の意思決定を行う前には、その策などの案と関係資料を公表し、案に対する意見を広く募集しているところでございます。意見の内容、御意見に対する市の考え方はすべて公開しておりますので、ホームページをまたごらんいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） もう既にホームページ等でそういった内容のものを公開してみえるわけですね。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 物によって公開をさせていただいておりますので、苦情等に関しては、今後、種類・内容について公開をさせていただきますので、集計ができる3月末までお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） ありがとうございます。ちょっと形式が変わりましたが、物によってですけども、その物によって隠された部分が我々は知りたいわけなのであって、公開されておる部分はいいいわけですよ。物によっての、その隠されたものが知りたくて質問を考えてきておるわけでありますので、よろしくお願いいたします。

2点の質問をさせていただきました。

先日の3月6日の中日新聞において、自治体の憲法について西尾張でも制定の動きとして、

本弥富市は検討中ということで尾張版に掲載されました。「パブリックコメント」とか今言葉が出ましたけれども、当然この問題においては、市民の意見提出制度とか、市民協働の考え方を打ち出す総合計画の中身を実現するための組織とか、いろいろ地方によって条例をつくることができるようになったわけであります。日本国憲法といっても我々にはわかりません。しかし、自治体の憲法となると、なおわかりづらい部分があるわけでありまして、私は、憲法については法律のための法律と解釈しております。難しい言葉で表現はできませんけれども、その憲法が自治体によってつくることができるとなれば、我々議員の一般質問に対して、職員の方々が先進地の事例によってという答弁をいただくわけでありますけれども、弥富市が素早く先進地になるきっかけになろうかと思えます。そういったことも踏まえて、この2点の総括の答弁を市長に求めて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

まず、第1点目の中学生を中心とする部活動でございます。

教育というのは、御承知のように、さまざまな観点・局面からのアプローチがあるわけですが、よく私もそういう場におきましては、教育というのは家庭教育が今は大事です、あるいは行政が中心となってやる、あるいは地域の人たちに育てていただく社会教育も大事だ、そしてまた学校教育というのが一番中心であるということを、よくお話しさせていただくわけでございます。学校教育の側面からしましても、さまざまな面があるわけでございます。いじめの問題であったり、不登校の問題であったり、あるいは学力の問題であったり、そういった形のさまざまな局面があるわけですが、きょうは佐藤議員の方から、学校教育の中での部活動という局面からお話をいただきました。

私自身の中学校だとか高校時代には、自分の好きなスポーツに親しみ、多くの友人を得、そして多くのことを学んだ記憶があるわけでございます。そうしたことが、今でも大事に持っている一つの自分自身の問題でもあろうかなあと思っておるわけでございます。私も、この間も十四山中学の卒業式にお邪魔したわけでございます。十四山中学は、ことしの卒業生が51名でございました。そして、ことしの4月の入学生が約50名という話を聞きました。非常に少なくなっております。しかし、そうしたことの中において、自分はこんな部活をしたいという、スポーツであるとか、あるいは文化という形での興味をそれぞれ新しい入学生もお持ちだと思います。そういうことを大切にしていかなきゃいかんと思うのは私だけではありません。教育に携わる者すべてがそう思っておるわけでございます。しかし、いろんな制約等もあるわけでございますので、そういうことを少しでも弥富の教育委員会として、あるいは海部地区の学校のいろんな協議会、体育連盟の中でもお話をさせていただきながら、しっかりと我々の意向を伝えていくということが大事だろうと思っております。ぜひそうい

った中で、自分の興味の持てるスポーツだとか文化ということが、その生徒の立場に立って一つ一つの問題点をクリアしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、ことしは4月10日に、あの世界的に有名なウィーンフィルハーモニー楽団が弥富に来ていただきます。これは、十四山東部小学校の校長先生が申し込みをいただき、それが実現したわけでございます。大変すばらしいことだと思っております。4月10日午前11時から十四山の体育館におきまして、ウィーンフィルハーモニー楽団のオーケストラが、全部ではございませんけれども、来ていただくことになりました。こういったことに対して私は、多くの児童・生徒にそのグローバルなオーケストラを勉強していただく、見ていただくことが、自分たちにとって非常に大きな教育にはなるだろうというふうに思っておりますので、この日にちを非常に大切にしていきたいと思っておるわけでございます。そんな形のものが大きくこれからも生徒の中に広がっていけばいいなあというふうに思っているところでございます。いろいろとまた教育委員会、あるいは議員の皆さんともども御意見をいただきながら、門戸の開放というか、生徒一人一人の思いを遂げていけるようにしていきたいと思っております。

二つ目でございますが、行政に対するさまざまな陳情・要望、あるいはクレーム等もあるわけでございますが、弥富市も合併して5年目になります。私も終始一貫して、行政・住民の一体感をさらにつくっていかなくゃいかんということをお願いし、また住民の声を聞くようにさせていただいております。住民の声を聞くということと同時に、職員の意識改革も非常に大事だということを常々お話をさせていただいておりますし、また施政方針の中でも今回も述べさせていただいたとおりでございます。職員の窓口が、しっかりと住民・市民の皆様のお伺いに対して、イエス・ノーも含めまして、あるいは時間的な検討も含めまして、はっきりと言えるようにならなくゃいかん。それだけ自信を持って対応していかなくゃいかんということが今行政にも当然求められているし、大事なことであるわけでございます。あえて陳情・要望ということではなくて、住民の皆様の大変重要な意見・声という形で、私は時間の許す限りお約束をさせていただき、その声を聞くように努めております。その場でできることについては御返事申し上げ、できないことについては、こういう形で経費がかかりますから、時間的な問題もかかりますから、少し時間をいただきたいということでお話をさせていただいておるわけでございます。これからもたくさんの住民の皆様、市民の皆様の声を生かしながら、いわゆる行政と住民が一体となった協働の精神で行政を運営していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、まちづくり出前講座の問題につきましては、少しPRが足りないというような思いもございます。2年前に、これは制度として私どもとしては提案をさせていただいたことで

ございますので、もう少し頻度をもって出前講座ができるような形を今後は考えていきたい、そんな思いでございます。

また、自治基本条例の問題でございますが、これは、私が選挙のときに皆様にお約束した選挙公約の一つでもあります。昨年末、大木副市長ともこの相談をしまして、この平成22年、しっかりと時間をかけて自治基本条例を制定していくべく、検討していきたいと思っておる次第でございます。昨日の新聞紙上におきましても検討中とさせていただいたのは、その方向でございます。一定の案ができましたら、また議員の皆様にもお諮りを申し上げていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） それでは、お昼も近くなりましたので、暫時休憩をいたします。午後は1時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に安井光子議員、お願いします。

- 11番（安井光子君） 安井でございます。

私は、通告に従いまして、二つの問題で質問をさせていただきます。

まず一つ目、安心して子育てができるように、ファミリー・サポート・センター事業について質問をいたします。

少子・高齢化、核家族化、育児不安や児童虐待の増加など、子供や家族を取り巻く環境が大きく変わる中で、平成15年7月制定の次世代育成支援対策推進法によって、次世代育成支援行動計画の前期が自治体でつくられました。今回、22年から26年までの後期計画が策定されました。計画の基本理念は、「子供の未来をはぐくむまち 弥富」として、弥富市に暮らすすべての子供が次の世代への大きな可能性を持ち、豊かで健やかな大人に成長することを目指すとしております。次世代育成計画アンケートの中で就学前児童の保護者は、現在は利用していないけれど今後利用したい、あるいは足りていないと思う保育サービスの第1に病児・病後児保育、2番目に認可保育所の充実、3番目に一時保育、4番目に延長保育、5番目に今度事業が立ち上げられますファミリーサポートセンターを要望しておられます。

地域における子育て支援、保育サービス充実の一つとして、ファミリー・サポート・センター事業が4月から実施されることになりました。県下では既に多くの自治体で実施されていると聞いております。この事業は、仕事と子育ての両立を支援して、安心して子育てができるように、地域において育児の援助を受けたい者及び援助を行いたい者が会員となり、組

織化されて、会員相互によって援助活動を支援するというものでございます。弥富市のファミリー・サポート・センター事業の概要について、簡単に御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） では、早速、今の質問にお答えをさせていただきます。

ファミリー・サポート・センターの機能としましては、子育ての援助を受けたい者、それをこの要綱の中では利用会員と言っております。と、援助を行いたいという者、協力会員と言っておりますが、それぞれ会員登録をして、地域ぐるみで子育てを支援する仕組みでございます。言うなれば、いわゆる共助、地域でともに助け合う仕組み、支え合う仕組みをつくっていくというものでございます。その中を、要綱で定めたことで幾つかのポイントについて、具体的なことを紹介させていただきます。

まず、事務局につきましては、弥富市シルバー人材センターにお願いさせていただくという中で、弥富市シルバー人材センター十四山支所が十四山総合福祉センターの中にありますので、その中に事務局を置きます。

利用会員の条件ですが、まず利用会員につきましては、弥富市在住で生後8ヵ月から小学校6年生までの子供を持つ親ということになります。それから協力会員につきましては、弥富市在住で20歳以上の心身ともに健康な方。それで、利用会員と協力会員の両方を登録することも可能です。私は、このときは利用させてもらうが、協力できるときはさせていただくということで、そういうような登録も可能でございます。

具体的な援助活動としましては、保育所とか児童クラブへの送迎です。親にかわって送り迎えをする。あるいは、保護者が病気とか介護をしているときに、その間の子供の預かりをする。あるいは、保護者が冠婚葬祭とか買い物などのときの一時的な預かりをするなどとなっております。

あと利用時間と報酬につきましては、この要綱を定める中でも、愛知県下のファミリーサポートセンターの内容なども吟味して決めさせていただいておりまして、平日の場合で午前7時から午後7時までの間で1時間当たり700円、それから午後7時から午後10時までが800円、土・日・祝日においては午前7時から午後7時までの間が800円、午後7時から午後10時までが900円というふうに定めておりまして、あと詳細につきましては、最初はその金額なんです、30分を超えるとまた次の1時間分に上がるとか、2人目は半額にするとか、あるいは援助するときに伴うミルクとか、おやつ代とか、おむつ代があるならば、それは利用会員の方の負担になるとか、そういうことで定めております。

それから、一番やっぱり懸念されるのが、人の子を預かっていて、そのときの事故ということがあったりしますもんで、そのことにつきましても、財団法人女性労働協会というところ

ろが定めている傷害保険、賠償責任保険の方に入っております。これにつきましては、全国的にそういう関係のファミリーサポートセンターが加入している保険でございます。

以上、大体概略の方を説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） ただいまお答えいただきました中で、2点について質問をしたいと思います。

一つは、先ほど御説明がありました保険の内容でございますが、例えば車で子供さんを預かって移送した場合の車両保険とか、そういうのはどうなっているのでしょうか。それから保険の内容ですが、協力会員さんが子供さんを車に乗せたり、手をつないで歩いたりして援助するわけですが、協力会員さん本人に対する保険とか子供さんに対する保険、もしけがをした場合、そういう中身はどのようになっていますでしょうか。

それから、援助する場合の車のガソリン代とか交通費はどのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

まず保険内容につきましてですが、具体的には、協力する会員の傷害保険に入っております。それから、お子様の保険も入っております。それから、何かで賠償責任が伴う場合の、それも含めてすべて入る形で、シルバー人材センターの方で今準備しているというふうに聞いております。

あと移動中の車の件につきましては、基本的には、なるべく車を使わずに子供を預かるということができれば一番望ましいというふうには考えていますが、必ずしもそうばかりではないときには協力会員の車を使うというのがあります。それに伴う事故につきましては、その車の持ち主の保険を適用ということで、全国的にそういう判断で進んでおるという現状でございます。それも承知の上で協力会員ということを登録していただくことになります。

それから、お車代みたいな部分につきましては、基本的には、そういうことに伴う部分は利用会員の方が対応していくことになるんですが、少しほかの市町村のことも調べている中で伺っていたりしますと、そのときに現金でお金を払うと白タクのようになるということで、今では現金払いはしていないということでございます。そういうことも含めた上で、自分の車を出してやるということも了解のもとで車も提供しているというのが現状でございます。ただ、現金じゃない何らかの形でお礼をすることは相互の話し合いの中で進められるということもほかの市町村では伺っていますし、その部分の詳細につきましては、シルバー人材センターの方もそうしたほかの事例も含めながら今後また詰めていく部分があるかと、そのように理解しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 率直に言いまして、そうしますと車のガソリン代とかは出ないということ、自分持ちというか、協力会員さんの負担ということで考えてよろしいでしょうか。

それから、例えば車じゃなくて巡回バスを利用する場合もあると思うんですが、その場合、200円負担が要るということもありますが、こういった場合については、他の市町村の状況を見てみますと、バス代を利用者さんが負担するというふうなところもあるんですが、弥富市の場合はどのように考えておみえでしょうか、お尋ねします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） まず、公共機関を使ってバス代ということにつきましては、それは利用する方の負担になります。

それから、車のガソリン代につきましてですが、例えば津島市などで伺ったりしますと、その人の家まで迎えに行くところから、最後、送って行くところまでカウントしたりすると、実際預かっているときのプラスアルファがつきますもんで、それで全体で時間を考えていくことにして、1時間の単位になっていくもんで、そういうことで御理解いただきながらやっているというほかの市町村の事例もありますので、そういうのを含めながら、利用する方と協力する方が納得する線で、地域の助け合いということを念頭に置きながら対応していくという形になるかと考えておりますし、そのあたりの細部につきましては、またシルバー人材センターの方で今考えているところであると理解しております。その解釈の仕方について、市町村によっても対応の仕方がいろいろな形がありますもんで、基本的には車代は出せないけれども、そこに係る経費については、利用会員が協力会員に対応していくということでもんで、そういう原則に基づいて、相談をしながら進めているということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） ちょっとわかりづらいんですけど、例えば公共交通を使った場合は、お願いした人が協力してくださる方に実費を払うというふうに考えてよろしいでしょうか。

それからガソリン代の件なんですが、利用会員さん、協力会員さんの話し合いでガソリン代等を負担していくというふうに考えてよろしいんでしょうか。今の話では、何かシルバー人材センターさんの方で基準をどうのこうのというふうなことがございましたので、この制度を立ち上げるについては、やはりそこら辺のところをはっきりして皆さんにお知らせした方がいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。私のとらえ方がちょっといけないのかもしれませんが、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 今の件につきまして、安井議員が今言われましたように、実際に公共機関を使ってかかった分については利用会員の方が負担するということで、もし車を出

した場合、その分についてのガソリン代は現金では払えないもので、ほかの形で対応して、双方で納得してやっていくということで、言っていた見解のとおりでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 私が津島のファミサポセンターでお尋ねしましたときは、ガソリン代は基本的には出ないというふうに伺っておったんです。双方の話し合いで、現金はいけなから物でとか言いましたら、そういうふうな形は人によっていろいろになるものですから、そこら辺はやはりきちんとしていただいた方がトラブルにもならないのではないかと私は思いますが、その点はどうなのでしょう。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 自分自身も、今、津島市のものを念頭に置きながら話させていただいております。それで、先ほど話しましたように、迎えに行くところから、また送っていくところからカウントする形で、実際に動いている部分のプラスアルファがつくもので、それでお支払いするということも含めて話をさせていただいたと思いますが、きょう突然のところで、シルバー人材センターとの確認もありますので、今のような形で説明をさせていただきましたもので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） その件について、後ほどで結構でございますので、シルバーの方の見解とかがはっきりしましたら、ぜひまた報告してください。

次の問題に移ります。

先ほど概要の説明も受けましたし、私も、ほかの自治体をお訪ねして、実際の状況など聞いてまいりました。それで、次の点について、市の御見解をお伺いしたいと思います。

まず一つ目です。近年、住民同士のつながりが希薄化している中で、地域社会全体で子供の成長を見守り、子育てを支えることは非常に大切なことではないかと思います。それで、全国の自治体などでは、若い方の要望が強い病児保育とか病後児保育、一時保育、夜間保育など立ち上げているところは、人件費とか設備、その他のものも非常にかかっております。弥富市ではファミリー・サポート・センター事業を立ち上げているんですが、経済的な負担ができるだけ子育て世代にかからないようにすべきではないかと考えます。利用したい人は経済的負担が重くならないように、援助する人は大切な子供さんの命や安全に責任を持つ上で、一定の必要な報酬は保証されるべきではないかと思います。それで、利用会員と協力会員が無理のないところでこの事業を支えていただくには、市がこの事業に応分の助成をすべきではないでしょうか。これについての御見解を求めたいと思います。

あわせて二つ目の問題ですが、所得の低い人たちは、1時間700円、800円、時間によっては900円、これが3時間すると二千数百円とか、負担が重くなってまいります。所得の低い

人がこの事業を利用したいと思っても、経済的な負担が重く、利用できないということが考えられます。この点からも、市が支援の助成をすべきではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

来年度予算書を見ていただいてもおわかりのように、弥富市では委託料として540万円を組ませていただいております。その中ではファミリー・サポート・センターの方で新たに雇うアドバイザーというコーディネートする方の人件費とか、先ほど出ましたサポート中の事故などの保険代、あるいは協力会員の講習会なども開きます。そうした講習会の講師の謝礼、その他運営に伴うもろもろの経費を含めて考えております。

次に、低所得の方への対応ということなのですが、地域の助け合いの仕組みということで、利用者と協力者相互の間に成り立つものであって、その具体的な一つ一つに市が助成するというようなことは考えてはおりません。ただ、子ども手当というのが4月から始まります。そういうのをまた有効的に使っていただく中で、利用されるときにそういうのに充てていただければと思っております。市としては、先ほどの委託料の540万のような形で、仕組みを維持していくためにかかる経費などを支援させていただくということで、子育て支援サービスと考えております。御理解いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今のお答えの中で、利用したい人、協力したいという方たちの負担というのが大変重いものになっております。子育て支援という事業でやっていくのですから、余り一方の負担を高くしますと一方が預けられないとか、片方を安くすると援助して下さる方がそれではだめと、両方のバランスというのが大変なんですね、この制度は。だから、540万円のアドバイザーの人件費と、それから講習料とか保険だけではなくて、やはりもう少し利用する人、それから援助する人への応分の支援というのが必要ではないかと思えます。それで、市として本当に弥富市の子供たちが健やかに育っていくように応援しているんだと胸を張って言えるように、そういうシステムをぜひつくっていただきたいと思います。市長のお答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

先ほど私どもの所管から、ファミリーサポートシステムの制度につきまして御説明をさせていただいたところでございます。協力会員あるいは利用会員相互の共助という形でこの制度をお願いし、そしてシルバー人材センターに事務局を置き、シルバー人材センターの新しい一つの事業として、我々としてはそれをシルバー人材センターに委託していくものでござ

います。さまざまな子育て支援の一環の制度という形で御理解いただきたいと思います。ありがとうございます。

今後の運用においては、さまざまな問題等も出てくるかと思っております。とにかく4月からまずスタートするというのが、私は基本として考えていきたい。最初から支援ありきということの、お話としてはわかるわけですが、この立ち上げをするためにも、540万円という委託料をさせていただいておるわけですが、そんなような中で、今後の検討課題にさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 立ち上げてみて、この点は改めるべきだとか、この点は伸ばしていこうと、ほかの自治体のいい経験も取り入れながら、ぜひ、市長は検討課題と言われましたが、本当に困っている方が利用しやすい制度に盛り上げて、育てていただきたいと思います。次の質問に移ります。

事業の対象となる子供の範囲、先ほどお話にもございましたが、原則として、同居する生後8ヵ月から小学校6年生までの子供が対象になっております。なぜ生後8ヵ月なのでしょう。弥富市の保育所の入所が生後8ヵ月からという条件になっておりますが、これに合わされたのか、どうなのでしょう。それから、保護者の病気とか急な用事とか介護とかいうのは、8ヵ月以上の子供の保護者だけが必要とするものではございません。赤ちゃんを持っていて病気になる事態もございます。お母さんが病気で、子供は3ヵ月ぐらいんだけど面倒を見ることができない、だれか助けてというSOSもございます。今、弥富市でも、よそから見えの方が結構多くなっております。近くに親とか親戚とかお友達とか、ない方もおられます。そういう方たちのSOSをサポートできる制度にすべきではないかと思えます。

ちなみに、近隣の市町村の状況を見てみました。愛西市も津島市も蟹江町も、ゼロ歳から小学校6年生までの保護者を対象に預かっておられます。弥富市でもぜひ8ヵ月からと言わずに、ゼロ歳から小学校6年生までの方を対象の制度にさせていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 答えさせていただきます。

基本的に、弥富市の子育てを考えるベースのところには、産休明けの親子のスキンシップを通して、児童の情緒の安定とか心豊かさを育てていく極めて大切な時期であり、そうしたことに親が責任を持って、主体的に子育てをしていくという考え方をバックアップすることで考えておって、その中で豊かな人間形成ができる子育て支援をしていくという考え方でございまして、8ヵ月からというふうに考えさせていただいて、それを判断するに当たり、先ほど言われた津島市とか愛西市、蟹江町なども実態を聞きました。そして、ほとんど

の場合が、保育所への送迎とか児童クラブへの送迎、塾への送迎というのが大半であったという実態も踏まえながら、まず立ち上げの段階では8ヵ月からということで考えたわけです。特に小さな子供さんの命を預かるということで、協力する会員においても、そういう負担のあるところで考えるならば、まず8ヵ月から考えていくのが妥当ということで、要綱などを作成させていただきました。御理解いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 本当に子育てに困っておられる方を対象にしたのであれば、8ヵ月という制限はやはりおかしいと思うんですね。本当に困っておられる方、子育て支援をやっていこうというのであれば、やはりこの8ヵ月の線は取っ払っていただきたいというふうに思います。

例えば個人的なことで大変恐縮なんですけど、私の娘は1人、北海道札幌市におりますが、たまたま2人の子供をもうけました。生まれたのが6月と12月でございました。ちょうど議会の最中で、行ってやりたくても、行って手伝ってやることができませんでした。そのとき、札幌市にはファミリーサポートセンター、シルバー人材センターもきちんと機能をしておりまして、産後、産褥期におきまして、家事援助とか洗濯とか食事のお手伝い、それから子供を見ていただく、おむつをちょっとかえてもらうとか、母親が疲れているときはそういう援助もしっかりとやっていただきました。本当は私は、矢も盾もたまらず飛んで行ってやりたい気持ちになったんですが、やはり議会を最優先にしくちゃいけないということで、そういうセンターにお願いしたわけでございます。本当に娘は安心して、そういう制度のもとで支援を受けることができ、大変喜んでおりました。

弥富市でも、産後、手伝ってもらう人がだれもいないとか、それから病気になったとき、小さい子供がいるけれども手助けをしてもらう人がいないという方はお見えになると思います。だから、そういう方、どの方にも本当に心からのサービスがしていただける、そして喜んでいただける、そういうファミリーサポート制度にしていきたいと思います。今すぐには8ヵ月の線は取り払われなと思いますので、ぜひ利用者の方の御意見も伺ったり、市民の皆さんの御意見も聞いていただきまして、保育所の方もそうなんですけど、保育に欠ける子供、援助をしてほしい人たちのために、児童福祉法にのっとって、やはり8ヵ月という線は取り払っていただきたいというふうに思います。これは強く要望をしておきます。

次の問題に移ります。

現在、シルバー人材センターでも、子育て支援、家事援助などの支援が行われていると聞いております。数はわずかだと思います。シルバー人材センターとファミリー・サポート・センターでは、援助してほしい人の子供の年齢、援助する人の報酬に差があると聞いております。整合性を図るべきべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。私がお聞きした

ところによりますと、預かってほしい子供さんの年齢に制限はない。6年生までというのはあると思いますが、下はゼロ歳からでもいいと伺いました。それから、1時間当たりの報酬も864円。それで、64円はシルバー人材センターの事務費として払い、800円を協力会員の報酬としているということを伺ったんですが、その後、整合性が図られたかもしれませんが、それについてお答えをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 基本的に、ファミリー・サポート・センターとシルバー人材センターの子育て支援、家事援助は、補完的な関係にとらえています。つまり、ファミリー・サポート・センターで不十分なところがあれば、シルバー人材センターのサービスで対応と考えております。そうした視点から、対象となる子供の年齢や報酬はそれぞれの判断基準があって、必ずしも統一ということではないと考えます。特にファミリー・サポート・センターは地域の助け合いということ、共助ですので、やっぱり協力する人で妥当な金額と、それから利用する人の妥当な線で700円という、愛知県でもほとんどのところの金額を出させていただいておりますし、またシルバー人材センターはシルバー人材センターの考え方で金額が定まっているところでもんで、必ずしも統一ということではなく、それで成り立っていくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 事業体が違うもんだから、ばらばら、違ってもいいというお話でございましたが、どちらを利用するかというのは利用者の判断によるというふうに考えてよろしいのでしょうか。それから、整合性が必要だというふうには考えないから、これからも整合性をつけるということは考えておられないというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

たまたまシルバー人材センターがファミリー・サポート・センターを受託という形ですので、同じ組織のように思われますが、例えば名古屋市のような大きなところで、ファミリーサポートセンターもあったり、NPOの子育て支援の団体があったりすると、それぞれで当然金額とかサービスの内容が違うわけで、それが共存しながら行っているわけです。それが実態だと思います。そういうような考え方から、そのように答弁させていただいたのでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次の問題に移ります。

ファミリー・サポート・センターの協力会員の講習会はどのように行われるのでしょうか。センター長が特に認めた場合はこの限りではないということで、講習を受けなくてもいいと

ということなんです、どのような場合にそうなるのでしょうか。

それから、次の問題も一緒に質問させていただきます。

ファミリー・サポート・センター事業について、市民への情報活動について、地域と家庭が希薄になりつつある中で、情報不足の家庭が今ふえています。特に子育て世代への情報提供が求められます。特に保健センターの乳幼児健診時とか、保育所、子育て支援センター、児童館や市のイベントなどのときにもPRをして知っていただき、利用会員、協力会員をふやすべきではないかと思いますが、市のお考えはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） まず最初に、講習会の内容についてでございますが、まずファミリー・サポート・センターの仕組みについての学習、それから子供の保育に関する学習、子供の病気、救急救命に関する内容で、それぞれ1時間から1時間30分程度学ぶ内容を基本的に考えておりますし、また愛知県の方でもそうした補助の事業があったりすると、そういうのも手を挙げながら、それとあわせながら講習会を開くことも考えております。

それで、先ほどのセンター長が認めた場合はその限りでないという部分でございますが、それにつきましては、協力会員でと登録される方の中には、例えば元保育士であるとか、あるいは看護師であるなどの資格を持って、そういうのを役立てて地域に役立ちたいという方が登録される場合においては、そうしたダブる部分については、今までの経験と学んでいることで済ますというために書いてある内容でございます。そのように御理解いただきたいと思います。

次の広報のことにつきまして、今進めているところを説明させていただきます。

まず、市としましては、4月号広報にファミリー・サポート・センター開設の広報を載せさせていただきます。シルバー人材センターにおいても、次に発行するシルバー人材センターの広報紙、多分4月だと伺っているんですが、そうした中にも紹介の記事を載せていくというふうに伺っております。また、シルバー人材センターでファミリー・サポート・センターの紹介のポスター、今預かっているんですが、このようなポスターをつくって、これを早い時期に、これはまだ4月1日から開設するという予告の、こうしたものを子育て支援センターとか、保育所とか、あるいは保健センターなど、対象となる親御さんが出向くような場所に張らせていただいて、PRしていくということを準備しているところでございます。ごらんいただいてわかるように、市外局番の次が52の0922で、これは「子には、丸く夫婦」ということで、それを含めて周知するように努力しておりますもので、御理解いただきたいと思います。

また、シルバー人材センターの方で今準備でやっておっていただいている中で、こうした三つ折りのリーフレット、これは白い紙に刷ってあるんですが、ピンクの紙に刷って、女性

の方に好みやすいようなイラスト・デザインで今説明した内容を書いたこうしたリーフレットもつくって、そうしたところに置かせていただくように準備したりとか、春まつりのときにも配りたいというようなことを申しております。そういうことで、少しでも早く周知することに努めているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 2番目の問題に移ります。小・中学校のトイレの洋式化についてでございます。

2009年全国自治体公立小・中学校学校アンケート調査では、トイレの改善要望が耐震化とともに第1位、第2位を占めています。和式を使えない子供たちがふえていると言われます。3月6日の中日新聞をごらんになった方もあると思いますが、おなかが痛いとか救急車で運ばれてくる子供のほとんどが便秘。トイレを我慢することが原因で子供の便秘がふえたと憂慮する医師の話。ある研究所の調査では、大便が3日以上出ない小学生は2割以上、7日間出ない重症も3%いたと言われます。また、小学校1年生から6年生の12%が「学校では絶対うんちをしない」、25%は「できるだけしない」と答えて、合わせて4割近くの方が学校ではしないというように言っておられますし、その理由は、「恥ずかしいから」「トイレが汚いから」、こういう順でございます。大便のできない子供の問題に取り組む学校もふえ、洋式の比率を高める傾向が強まっていると中日新聞では報道をしております。

では、質問をいたします。

まず、弥富市内の小・中学校のトイレの洋式化の現況についてお尋ねをいたします。教育課長、お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） それでは、安井議員の御質問にお答えさせていただきます。

小・中学校のトイレの洋式化の現況でございますけど、学校によって洋式化率は異なっております。小学校7校全体では、男女の児童用の大便器は314器のうち86器が洋式化となっております。洋式化率としましては27.4%となります。内訳につきましては、男子が36.3%、女子が23.8%でございます。同様に、中学校全体では男女の生徒用大便器155器のうち51器が洋式となっており、洋式化率につきましては32.9%となっております。内訳につきましては、男子が37.2%、女子が31.3%となっております。小・中学校全体を合計しますと、469器のうち洋式トイレは137器となり、洋式化率につきましては、全体としましては29.2%となります。内訳としまして、男子全体としまして36.3%、女子が25.9%となります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今の御報告にありましたように、弥富市の小・中学校の洋式化率は、

まだまだ全体では低くなっている。合計で見ますと、3割弱の洋式化になっていると思います。小学校の方が中学校より低いわけでございますね。

次に、保育所のトイレの洋式化の現況について、児童課で調べていただきました。その結果でございますが、ひので保育所は100%洋式だそうでございます。大藤は92.3%、弥生、西部は90%、低いところは南部が78.6%、一番低いのが十四山保育所で69%でございます。でも、全体を見ますと、保育所での洋式化は進められていると思います。全体をならしますと86.2%の洋式化、多くが洋式のトイレになっております。それで、今、家庭でも洋式のトイレがほとんどだと思います。保育所で洋式のトイレになれた子供が、小学校に入って学校のトイレに行けるかなあという不安の声が親御さんから聞かれます。

次の質問でございますが、今まで市の御努力で弥富市の学校の耐震化工事は計画的に進めていただきまして、平成22年度で完了するということでございます。今度は、ぜひ小・中学校のトイレの洋式化を計画的に進めていただきたいと思います。学校のトイレは児童・生徒を対象にしておりますが、災害時には避難所として利用されることもありますので、地域の皆さんにもトイレが使われるということでございます。ぜひ計画的に洋式化への改修整備を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） 学校のトイレの洋式化率につきましては、私どもも決してこの洋式化率が十分なものとは考えておりません。今後につきましては、議員御指摘のように、学校施設は災害時の避難場所にもなりますので、多様な方が学校の施設を使われますので、洋式化を含め、トイレ改修を順次進めてみたいと思っております。しかしながら、市の財政状況もございますので、国の補助事業を活用し、計画的に改修しなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 非常に前向きの御答弁をいただきました。ぜひ耐震化の完了とともに今度はトイレの洋式化、子供たちも本当に喜ばれると思います。そして、快適にトイレへ行ける、行きたくないじゃなくて進んでトイレに行ける弥富市の小・中学校というふうにしていただきたいと思います。

これをもって私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 午後の開議をいたしましてから1時間近くなります。ここで暫時休憩をとります。2時5分に再開いたしますので、よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時53分 休憩

午後2時04分 再開

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

炭竈ふく代議員、お願いします。

- 2番（炭竈ふく代君） 2番 炭竈でございます。

通告に従いまして、女性特有のがん検診推進事業について質問をいたします。

緊急経済対策における女性特有のがん検診事業につきましては、これまでも質問をしております。2009年度、女性特有のがん検診の受診率向上を目的に、一定の年齢に達した女性に対して行うもので、20歳から40歳までの方への子宮頸がんの検診、そして40歳から60歳までの方への乳がん検診と、それぞれ5歳刻みの年齢対象者に検診無料クーポンが昨年10月から配付をされまして、今月末で使用期間が終了となります。そこで、初めにこの事業の現状、これまでの検診結果についてお尋ねをいたします。まず、乳がんと子宮頸がん、それぞれ年齢別対象者と受診者の実績をお聞かせください。

- 議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

- 健康推進課長（渡辺安彦君） それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

年齢別の受診者数ということでございますが、まだこの検診につきましては現在行っておりまして、3月末までの事業として行っております。それで、1月末の受診者数を申し上げます。

まず子宮がんにつきまして、20歳の方につきましては対象者239名、受診者数15名、受診率にしまして6.3%、25歳、対象者数262名、受診者数40名、受診率15.3%、30歳、対象者数306名、受診者数65名、受診率21.2%、35歳、対象者数376名、受診者数が73名、受診率19.4%、40歳、対象者数329名、受診者数83名、受診率25.2%、合計をさせていただきますと、対象者数1,512名に対しまして受診された方276名、受診率18.3%です。

続きまして乳がん検診につきまして、40歳、対象者数329名、受診者数90名、受診率27.4%、45歳、対象者数268名、受診者数44名、受診率16.4%です。50歳、対象者数237名、受診者数54名、受診率22.8%、55歳、対象者数257名、受診者数58名、受診率22.6%、60歳、対象者数414名、受診者数102名、受診率24.6%、合計をさせていただくと、対象者数が1,505名、受診者数が348名、受診率が23.1%となります。以上です。

- 議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

- 2番（炭竈ふく代君） 今、1月末の結果で御答弁をいただきましたので、この2月と、それから今までの分を合わせると、もう少しまたパーセントも上がっているかとは思いますが、従来年度と比較いたしまして、この受診率の変化はどうでしょうか、お聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） 従来のがん検診との比較ということでございますが、まずこの乳がん、子宮がん検診の受診率のとらえ方についてでございますが、平成20年に厚生労働省より、対象者数について統一的な考え方が提案されました。内容につきましては、国勢調査による市の人口マイナス就業者数マイナス農林水産従業者数、これを推計対象者とする。計算の仕方としましては分母になるわけですね、これが。次に受診者数につきましてですが、国の指針によりまして、乳がん、子宮がん検診は原則として同一人について2年に1回行うものとされております。したがって、当該年度の受診者数プラス前年度の受診者数、この2年分を当該年度の受診者数として計算させていただきます。これが分子になります。国立がんセンターでは、このような方法で計算した受診率でして、各市町村の比較をし、またホームページ等で公開をしております。

それで、この方法によりまして市の受診率を出させていただきました。

まず、子宮がんから申し上げます。19年度10.2%、20年度13.1%、21年度15.0%、それで今年度、21年度につきましては、5歳刻みのクーポン券による事業を行っておりまして、その人数を足し込みますと、これが今現在276名ありますが、19.3%ということになります。

続きまして、乳がん検診でございます。19年度10.6%、20年度15.6%、21年度22.3%、これに今回のクーポン券事業の人数を足し込みますと31.1%となります。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） それでは、今回のこの検診で、医療機関であります産婦人科医師の方からの意見等の収集はございますでしょうか、教えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） 産婦人科からの意見についてでございますが、がん検診につきまして、受診された方の検診票が医療機関より市に送られてきます。その検診票に精密検査が必要な方の表示がしてあります。精密検査が必要な方へは直接、医療機関からその旨、検診をされた方に通知がされます。その後、精密検査を受けられた方につきましては、その検診票も市へ送られてきます。それで、一定期間過ぎまして精密検査を受けてみえない方が掌握できますので、その方につきましては、今度は市から、まだ精密検査を受けてみえない方に案内を出させていただくというようなことで対応しております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 厚生労働省の方針で、22年度も引き続きこの事業を推進するということでございます。今回も予算に計上されておりますけれども、事業内容については、このたびの21年度と同様に考えていいのでしょうか。例えば検診期間であるとか、周知の方法、内容について、具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） 来年度の事業内容についてというお尋ねですが、対象者、それから内容、また周知の方法につきましては、今年度と同様の方法を考えております。ただ、検診の期間につきましては、国の要綱がまだ定まっておきませんので、追って、その国の要綱の内容により事業を進めさせていただこうと考えております。しかしながら、検診期間につきましては、少なくとも今年度行いました半年間はとりたいと思っております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 国が目標と定めるがん検診の受診率は50%です。これに対しまして、我が市としての今後の取り組み、また今回の無料クーポン配付の関連についてもお伺いしたいと思いますが、私は、少なくとも5年間の事業継続で、対象年齢者とそれ以外の人との不公平感を解消して、だれでも検診が受けられるようにしていただきたいと思います。国・県の財政措置の有無にかかわらずに、弥富市独自の取り組みで事業を実施していただきたく、市としてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

国は、当初21年度のみのも事業としておりました。単年度事業だけの実施では年齢による不公平が生じる、議員が言われたことと同じこととございます、といった批判があり、22年度も継続して実施する方針を決めました。22年度は、全額補助から半額補助に減額されました。当市といたしましては、今年度同様、事業を継続していただくよう、当初予算に計上させていただいております。また、この制度が少なくとも5年間継続できるよう、市長会等を通じ、国に対し財政措置の要望をしております。

それから、国の援助がなくなった場合、市としてどうするのかということでございますが、現在市で行っております子宮がん、乳がん、その他の検診もございます。そういうものとあわせの中で、負担金を伴いますが、市として幅広く、他のがん検診と同様に行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ただいまの御答弁で、国に対して財政措置の要望をしていられるということでございますけれども、今回の無料クーポンで命が助かったという方のお話を伺いました。4歳と3歳の2児の育児と仕事に励む現在31歳のお母さんですが、これまでがん検診を受診する機会がなく、今回、家に子宮頸がんのクーポンが届き、無料だし、もったいないから一度受けてみようという気持ちで、昨年10月、子供を出産した病院でがん検診を初めて受診されました。2週間後の検査結果で要検査との記載に驚きまして、早速、再検

査をしたところ、早期のがんと判明したそうです。そして、3日間の入院の後、その翌日、30分間の円錐切除という手術を行いまして、早期の発見、そして早期の治療であったことが幸いいたしまして、手術も無事成功に終わりました。退院後1週間で仕事にも復帰され、以前と同様に生活を送られております。お母さんいわく、「無料クーポンのおかげで命が助かりました」と大変喜ばれております。

このように、これまで検診を受けなかった人たちを、無料クーポンが大きく後押しをして受診へと誘導し、検診への重要さ、また意識も高まりつつあると思います。また、日本対がん協会の調査で明らかになったのは、今回の無料クーポンで国全体の受診者は、前年度に比べて乳がんは平均14%増、それから子宮頸がんは平均9%増で、この事業が受診者増に大きく貢献をしていることを発表しております。早期発見・早期治療で助かる命です。より多くの女性に安心して受診をしていただくために、市としても前向きな取り組みを強く要望いたします。次の質問に移らせていただきます。

2点目も、同じく女性特有のがん検診推進事業で、子宮頸がん予防ワクチンへの公費助成についてお尋ねをいたします。

若い女性にふえ続ける子宮頸がん、その対策が全国各地で大きく前進をしています。女性特有のがん検診無料クーポンが大好評などに加え、昨年10月に厚生労働省が予防ワクチンを承認し、12月には販売がスタートいたしました。子宮頸がんは、日本で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなると推計をされ、主な原因は、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染と特定をされています。予防ワクチンは、子宮頸がんの原因の約7割を占める16型と18型というウイルスに対するもので、がん検診とのセットでほぼ100%予防ができるというものです。子宮頸がんは、予防できる唯一のがんなのです。そのため、ワクチンは世界じゅうでも広く使われています。しかし、接種費用が1回1万円以上で、3回の接種が必要となることから、高額な負担を軽減するための公費助成が課題になっています。私たち公明党は、子宮頸がんの予防ワクチンの早期承認を強力に推進してまいりました。これまで政府に対し、収入の多少によらず希望者全員が受けられるよう、公的助成制度を速やかに創設するよう主張してまいりました。国会での論戦や申し入れを重ねてきました。それには国も、積極的に検討してまいりたい、そしてできる限り早期に実現できるよう努力していきたいと述べられております。

昨年12月に全国に先駆けて助成実施を表明したのが、新潟県の魚沼市です。12歳の中学1年生の女子、人数にすると211人を対象に、費用の全額補助を検討しております。さらに、埼玉県志木市では対象者約1,200人、また兵庫県明石市では対象者が約6,000人、こちらは小学校6年生から中学3年の女子を対象に全額補助を行う方向です。また名古屋市では、子宮頸がんワクチンとともに、細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチンなど5種類の疾病を対象に半

額を助成します。そして、非課税世帯の場合は全額補助を行う方向で検討が進められています。そこで、我が市におきましても、子宮頸がん予防ワクチンの公費助成をぜひとも実施していただきたいと思います。市のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

子宮頸がんは、先ほど議員が言われたとおり、ヒトパピローマウイルスが主な原因で発生するがんでございます。ワクチンで発生を予防できる可能性があるがんであり、昨年10月16日にイギリスのグラクソ・スミスクライン社製ワクチンが薬事承認され、同年12月22日に販売が開始されたところでございます。子宮頸がんの原因となるウイルスは15種類ありまして、このワクチンは、このうち2種類に対する感染を予防するものであります。この2種類のウイルスが子宮頸がんの原因に占める割合は、欧米では80から90%、日本では50から70%限定的であると言われております。また、このワクチンを接種しても完全に子宮頸がんを予防できるわけではないため、引き続きがん検診を受けることが必要と言われております。このウイルスは、ほとんどの場合、性交渉により感染すると言われており、その前に接種する必要があり、11歳から14歳ぐらいの年齢が適齢と言われております。思春期を迎える少女が、女性の性とこの病気のことをきちんと理解していただき、自分の行動について、将来に向かって責任を持つ意識を芽生えさせることも重要だと考えております。

一方、費用面におきましても、このワクチンは6ヵ月間に3回接種することとなっており、3回接種いたしますと5万円ないし6万円ほどの費用がかかります。仮に市の全額補助で中学1年生女子225人が接種いたしますと、1,230万円の財政措置が必要となります。厚生労働省では、このような状況を踏まえ、子宮頸がんの予防を図っていくために、子宮頸がんワクチンの任意接種促進に関する今後の進め方や予防接種等も含め、どのような方策が効果的か、総合的に検討していくこととしております。

また、今般の新型インフルエンザの流行を契機として、厚生科学審議会の中に予防接種部会が設置され、この部会において予防接種施策全般について議論されることとなっており、子宮頸がんワクチンも取り上げられる予定となっております。当市といたしましては、今後、ワクチンの安全性、有効性、公費助成等について、国や他自治体の動向も注意してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 先ほど、中学1年生225名の1,230万と。できるのではないかなあと、いうことをふと思ったわけですけども、もう一つ例を挙げますと、東京都杉並区でも2010年度から、子宮頸がん予防ワクチン接種を公費負担で無料で行う方針で発表いたしましたし

た。具体的には、中学進学祝いワクチンとして中学校進学者１年生の女子を対象に、必要とされる３回分のワクチン接種費用が無料になるということでございます。杉並区議会の議論では、国内の１２歳女子全員がワクチンを接種した場合は子宮頸がんの発生を７３．１％減らせるという、自治医科大学附属さいたま医療センターの今野教授の試算データが示され、ワクチン接種の効果が強調されました。一方で、子宮頸がんに罹患した場合の医療費や労働損失は、ワクチン接種にかかる費用の約２倍であるという研究報告も紹介されており、費用対効果にも言及されているところです。無料クーポンの５年間の事業を主張するとともに、ワクチン接種につきましても、年齢や金額の補助内容、先ほども中学１年生の２２５名で１，２３０万の財源が必要だという弥富市のお考えもあるように、これをお祝いのワクチンとして弥富市独自でもまた検討していただいて、実施できないものか。子宮頸がんは、予防できる唯一のがんでございます。女性のだれもが平等に予防接種が受けられるように市長の英断を下していただきたいと思いますので、再度市長の御見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

最初のがん検診もそうなのでございますけれども、国の方は、１回はそういうことをやって、１年で終わってしまうということで、非常に継続性に対して、あとは市長さんの方で頑張ってやりなさいということが多いわけでございます。すぐ、はしごを外されてしまうわけでございます。そういったことは、やはり中・長期にわたって、国の制度という形でしっかりとやるべきではないかと思うわけでございます。新しい政権は、いわゆるコンクリートから人へという形でおっしゃっているわけでございます。こういったところに対して、まず財政的な援助もすべきではないかというふうに思うわけでございます。

また、子宮頸がんにおきましては、先ほどから私どもの所管が御説明させていただいておるとおりでございます。つい先日も、これはＮＨＫニュースで取り上げられておりまして、私も、たまたま子宮頸がんの現状についてニュースで見たわけでございますが、ああ、こういう時代がもう来てしまったのかということ非常に思うわけでございます。非常に性交渉に対する低年齢化ということがあるわけでございます。このことにつきましては、さまざまな角度で皆さんの声というものも上げていかなきゃいかんのではないかなあと考えております。学校での教育、あるいは特に家庭での保護者の方との話し合いということが非常に重要になってくるというふうに思っております。先ほども話しましたように、ワクチンでございますので、いまひとつ安全性というか、効果というものに対してもしっかりと見ていかなきゃいかんと思っております。低年齢化という形に対しては大変心配するわけですが、少し言葉があれなんですけれども、お母さんとしての母体が将来あるわけでございますので、しっ

かりと自分自身で守っていくと同時に、社会全体で守ってあげなきゃいかんなあということ  
は強く思うわけでございます。そうした中で、この低年齢化という形の限定で、一度私ども  
市としても、この内容についてしっかりと精査をしながら、一度前向きに検討していきたい  
というふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○12番（三宮十五郎君） 12番 三宮十五郎でございます。よろしくお願いいたします。

私は、まず最初に市長に、愛知県下で一番高いと言われております海部南部水道企業団の  
資料によりまして、10立方使用の家庭の場合で県平均よりも5割以上高い、20立方メート  
ルでは四十数%高いという、非常にかけ離れた水道料金の値下げの問題について、市長にお  
尋ねいたします。

市長は、この間、一貫して市民の皆さんの求めに応じ、この高い水道料金を何とかできな  
いかと、この議会でも、南部水道企業団議会でも表明され、企業団の中で弥富から選出され  
ております私どもの議員の方からも要請もいたしまして、料金問題の検討委員会が設けられ、  
現在検討が続けられております。ことし5月より南部水道企業団も企業長と市村長が、自分  
の市と村と同じように、常時、行財政運営の最高責任者、執行者としての責任を果たす体制  
となり、その最初の企業長に服部市長が就任されることが内定しており、私も皆さんの御推  
挙をいただいて、2年間、水道議会議員を務めさせていただき、議長もさせていただいてま  
いりましたが、申し合わせにより、近く任期を終了することになります。そこで、この2年  
間の水道議員としての活動を踏まえて、この高い水道料金になぜなってきたのか、何が問題  
なのかについて、この場所を通じ市民の皆さんに報告させていただき、企業長となられる市  
長に一層の御尽力を求めて質問をさせていただきます。

もともと南部水道の水道料金は、今回の料金に設定される以前は、平成11年4月1日現在  
で愛知県下で高い方から8番目でありまして、11番目の津島市の10立方1,506円に比べて  
1,533円と、あまり変わらない料金でございました。また、20立方メートルの場合も愛知県  
内で6番目でありまして、改定後も10立方メートルで県下5位、20立方メートルでは3位と  
いう予定でございましたが、さまざまな事情があったり、この間、いろんな経営努力もされ  
て料金の軽減がされてきた中で、今申し上げたような状況になっております。

その料金値上げの最大の要因の一つは、この地域の地盤沈下対策ということで、当時水源  
の一つがありました十四山浄水場の周辺が138センチ地盤沈下をした時期に、当時の関係町  
村が協力して、これ以上の地盤沈下防止のためにということで、地下水のくみ上げをやめて、  
100%愛知県から水を買うという決定をされて、当時の担当者に聞いてみますと、そんなに  
高い料金にはならないという前提のもとで判断をしてやってきたと。ところが、その後、県  
がさまざまな建設投資をして、この資金を回収するためにということで非常に特殊な料金設

定をいたしまして、要するに使っても使わなくても一定の基本料金を決めて、この基本料金が大変高い。実際の使用料金の2倍をはるかに超える基本料金が設定をされております。それもだんだん値上げをされまして、平成11年当時は60円代の前半でありましたが、19年度決算では県水1立方メートルに対する南部水道の負担は77円近くになっているということで、どんどん負担が高まっております。ちなみに、地下水を45%使っております稲沢市の場合は、必要な水1立方メートルを受け入れるための費用は39円であります。一宮市は、豊富な木曽川の伏流水をふんだんに使っていることもありまして、一部県水を使っておりますが、1立方メートル23円で、南水と一宮市では水1立方メートルを手に入れる費用が50円以上も違うということが、この高い水道料金の最大の原因の一つになっております。

もう一つは、地域全体が非常に地盤軟弱地帯であることや、人口密度が低いということから、地震防災対策も兼ねて、例えば鋼管に対しても、全体の30%の区域に伸び縮みする継ぎ手ということをやっているところは県下でもほとんどないような形で、設備投資の費用がかかり、これがまた減価償却費となって料金にのしかかってきております。ちなみに、海部南部水道の現在実際に使われております20年度末の建設投資の費用は、加入者1人平均28万7,000円で、愛西市の八開と佐織地区の合計で1人当たり15万9,000円、豊橋市が、愛知県で一番早くから名古屋市を除いては水道に取り組んできた関係もありまして、立派な設備をしている割には建設投資も低いわけでありましたが、1人当たり17万5,000円であります。現在、減価償却費として、これから皆さんの料金にかかっていく当市の割合は、南部水道は1人当たり18万1,000円、愛西市が9万8,000円、豊橋市が9万9,000円ということで、約2倍近い減価償却費の負担がかかる仕組みになっております。したがって、私どもは、この料金問題を解決していく上では、地震防災対策として愛知県水を100%受け入れてきた中でこういう問題が発生しておりますので、地震防災対策というと、県と関係市や村の共同事業でありまして、このための過大な負担を関係住民が全部水道料金で負担をするというのはやはり問題があって、特に県の支援を受けながらこの問題への対応をしていくことがどうしても欠かせない問題であり、また既に愛知県下の少くない市町村で、例えば安城市などは、もう早くから石綿管更新事業は3分の1を市の一般会計から負担するとか、第何期拡張事業については利子補給を市が基本的に行うとか、それから別の拡張事業では事業費の4分の1は市が負担するとかいうような形でやっていて、愛知県のほかの団体と比べて水道料金の高い原因の一つに、実は防災対策や、それぞれの地域、企業経営の団体独自の費用についても一部を行政が肩がわりするということも、全県平均に比べて5割も高くなった原因の一つになっております。

それから、もう一つの水道料金の高いと言われる原因の中に、実は愛知県の基本料金を決める仕組みの中に、特に設備投資の費用を回収する負担でございますが、これは、ことしの

予算によりますと、県に県水使用料として払う費用の総額が 8 億 4,200 万円になっておりますが、これは消費税込みの計算ですから、抜きにしますと 8 億 200 万円ですね。これに対して基本料金の部分が 5 億 400 万、それから使用料金が 1 立方メートル 26 円で 2 億 9,800 万でございますが、この基本料金の中に、1 人当たり 200 リットル未満の部分については、今の利用者の 8 万 9,000 人に掛けますと 1 日当たり 1 万 7,800 トンというふうになりますが、この部分については、基本料金を 1 万 800 円負担すると。それを越えた部分、多分、県は営業や収益事業というふうに言っておると思いますが、これは以前に決めた基準ですので、実際にはかなりもっと、300 だとか 350 というふうになると思うんですが、それを越えた部分の日量 2 万 300 トンの基本料金契約、全体で最大給水量 1 日 3 万 8,100 トンということで契約をしておりますが、その 1 人当たり 200 リットル未満 1 日当たりが 1 万 800 円で、それを越えた部分は 1 万 5,360 円と約 5 割高になっております。

こういうこともありまして、かなりの市町が基本料金だとか少量利用の人たちの料金を安く設定しておりまして、たしか県下でも、今、45 団体ほど水道を運営しているところがございしますが、そのうちの 4 分の 1 以上、12 団体が、10 トンの使用で 1,000 円未満の料金を設定しています。ここは 10 トンの使用で 1,764 円というふうになっておりますので、非常に高いものになっておりますが、だんだん高齢化や、あるいは雇用の状況が悪くなりまして、低収入のひとり暮らしの人がふえております。大体 10 トンまでの利用者の平均利用水量は、名古屋市などでは 6 トンと言われる、1 ヶ月ね。そういう人たちに対する配慮が各地でやられている中で、ここは、ほとんどもうそれはそのままにされておりますので、ぜひそういう面に踏み込んだ料金問題の解決のための御尽力を、新しく企業長に就任されることが内定しております服部市長に、一朝一夕でいかなない問題ではありますが、これは関係市村の合意が要りますので、合意ができるように御尽力いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

ちょうど先月、水道料金の検討委員会で、私も海部南部水道の議員をやらせていただいておりますので、その構成メンバーという形で参加をさせていただいておるわけでございますけれども、今、るる三宮議員がお話をされたように、海部南部水道の水道料金が高いというのは、その給水原価にある。県水 100% という中でのお話もされたわけでございます。先ほどの受水費等々を含めまして、給水原価が平成 20 年では 1 立方当たり 198 円 61 銭と大変高いわけでございます。この理由につきましては、いわゆる地下水をくみ上げないという状況での、地域の安全性が最優先ということでございます。

実は、この地下水の問題につきましても、弥富市の亀の子グラウンドの隣のところに、海部南部水道の深掘りの井戸が 2 本ございます。そして、立田の方に、これは浅掘りでございま

すけれども、4本の井戸があるわけでございます。しかし、残念ながら立田の方の井戸に関しては、飲料水としては使えないということが言われております。事実そのようでございます。また、弥富市におけるその2本のうちの1本は現在ほとんど使えないような状況で、1本が約300メートルの深井戸でございます。この間も私は、この議会における検討委員会で、この井戸の水は使えないかという御質問をさせていただいたわけでございます。私たちが住んでいる地域における安全性ということをもちろん踏まえた上での深井戸ですから、もしこれを使用した場合にはどういう影響があるんだということをいま一度しっかりと精査していただきたいということをお願いしておるわけでございますが、先ほど三宮議員もおっしゃったように、今、県との契約は3万8,100トン。これは、大変、三宮議員の御功績でもあるわけでございますが、当初は4万トンぐらいの日別契約から3万8,100トンに圧縮をしてきていただいて、それに対する県水の費用も削減されておるわけでございますけれども、残念ながら、この300メートルの深井戸から1日当たり400立米ぐらいしか掘れないだろうということでございます。全体の契約の数字にいたしますと1%強というような状態で、これは水道料金という形での反映にはならないということがあるわけでございます。よって、今後も県水100%ということに依存せざるを得ないというのが、今私どもの給水原価でございまして、大変困ったなあというところでございます。私たちのもう少し東部におきましては、地下水からの水を利用する、あるいは伏流水を利用して県水に合体させながら飲料水として使用してみえるものですから、当然料金の方も安くなってきておるわけでございます。そうした形は、海部南部水道においては大変難しいと。

もう一つの要因は、先ほどもお話があるように、配水管の使用効率が非常に低いということでございます。私ども弥富市、愛西市、愛西市も一部でございまして、それから飛島村でございます。面積的には非常に広域な面積でございますけれども、配管使用効率という中で人口密度が低いということで、水道水の利用が伸びないということございまして、大変困ったことがあるわけでございます。これからいろいろと検討していきたいと思っておるわけでございますが、今、水道水は、御承知のように、水道料金体系の中では逦増制ということを採用しておりまして、使えば使うほど高くなるというのがその論理になっておるわけでございます。10立方単位の中での取り決めでございますので、大量使用者と少量使用者という区別は一応考えていかなきゃいかんのではないかと思っておるわけでございます。

また、先ほど議員がおっしゃいました、地震防災対策の行政による支援という話でございしますが、これにつきましては少し私は三宮議員と異なるわけでございますけれども、あくまでも水道企業団という形で、企業会計の中でやっていただいております。その財政運営であるとか経営のマネジメントというのは企業団でやるべき主たる業務でございますので、私たちは、それぞれの財政から繰り入れていくということにつきましては、よほど

慎重にせざるを得ないということでございます。今現在、地震防災対策としての石綿管更新事業というのを海部南部水道でやっておるわけでございますが、これに対しては、基本的には、今、年額6,000万というのを二つの市、そして1村で負担させていただき、弥富の方も49.3%負担していただいております。2,958万もことしの予算に計上させていただいておりますが、これ以上組み入れて、企業団の財政状況、あるいは経営ということについては少しいかなものかというふうに思っておりますので、これについては少し慎重にならざるを得ないと思っております。あくまでも企業会計としての企業団ということをしかりと位置づけしていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの基本料金という中での県との契約の水量でございますが、これから使用水量が伸びていかないんだったら、どこまで縮められるかということもやはり一考していかなくちゃいかんという思いでございます。

いずれにしても厳しい財政でございます。また、現在の企業団の財政状況が、この平成21年度は5,700万の黒字計上をするというふうに言われております。しかし、これからさまざまな経費の節減であるとか、あるいは石綿管更新事業のさまざまな工事に対しても、しっかりとその一般競争入札ということに対しても精査をしていかなくちゃいかんわけでございますけれども、そういったことをやっていきながらでも、だんだんだんだん利益が先細りになっているというような状況でございます。私も検討委員会の一員として、この水道料金の考え方については、これからもしっかりと皆さんの声を生かしていくように努力してまいりますけれども、企業団そのものに対しても、大変厳しい財政状況であるということが一面言われておるわけでございます。下げたが、また3年先には水道料金を改定しなくちゃいかんというようなことが心配されるわけでございます。よくよく数字等も含めて、全体の企業団の財政状況、それから経費の節約、あるいは競争入札というようなことについても精査をしながら、水道料金の改定に頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 一つは、企業団としてのいろんな努力をしていくということなんです。私どもも、この2年間かかわって実際に、今、市長もおっしゃられたんですが、使わない基本料金というのを相当たくさん払っておるんですよね。これ本当に使っただけの料金に、ここは特殊な地域だということで、もしもしていただければ、2億円以上、実際に使ったのと、今の県水の仕組みで払わなくちゃいかん負担の予算があるんです。だから、そういうことでも、例えばこの間500トン水量を下げたんですが、500トン下げるだけで830万円ほど22年度分は経営の負担が少なく済んで、その分が利益に上乗せされることになるんですが、問題は、県平均より5割も高い状態をどう打開するかという、ここは残念ですが、まだ首長

の中ではうちの市長だけで、ほかの人たちは、今、変なことを言い出すと値下げしないかんようになるで、弥富の市長は、何とかしないかんという話はあんまりしないようにしてもらえんかということまで言って、プレッシャーをかけておるような状態が実際問題として起こっています。だけど、本当に地震防災対策の、この地域の地盤沈下対策のかなめということでやったとすると、県水のこの料金体系も、そうじゃないところと全く同じだということでは、やっぱりこれは本当に県とよく話し合って、この地域の、もともと伊勢湾台風以降だけでも平均1メートル50近く沈下していますから、これ以上沈下させない、あるいは今後温暖化で海面が上がると言っておるときに、そういう問題として考えれば、そのために100%県水に切りかえたなら、基本料金の仕組みをもっと別のものにさせていただくというようなことをしっかり県と話し合っていたかどうかということが一つ。

今、市長は独立採算制と言われておりますが、水というのは本当にライフラインの一番中核ですから、一日もおろそかにできない問題ですよ。それが、地震防災対策上、愛知県で平均に比べて5割も高い負担をしておる。石綿管更新事業で、今、年間全部で6,000万、弥富はほぼ半分近く負担をしているんですが、これもあと数年で終わるわけですから、これでなしにするのか、もうずっと地震防災対策をやっておりますので、この分を負担していくのかということも十分御議論いただかなきゃいかんことですし、愛知県下の水道料金が全国平均に比べてちょっと安いんですよ。その最大の理由は、単独でやっておるようなところは、自分のところで随分負担をしておるんですね。ここが、やっぱり大きい違いになってくる一つでございますので、前に服部議員が議長も長くやられて、よその市町がやっておることは、そうめっちゃくちゃ差がつくようなことにせずに、やっぱり愛知県のほかの市町並みのつき合いはちゃんとしなさいかんぞというのを口癖のように言ってみえたんですが、そういうものとしても、実際に県下の実態がどうなっておるかもよくお調べいただくとかいうこともありますし、一つは、地下水が使えるかどうかという問題も、これはきちんと専門家の意見も聞いて判断しなさいかんのです。

もう一つ、立田も鍋田もそうなんですが、浄水場としての機能を持って、それが全部遊んでおるんですよ。今も、配水量に比べるとかなり高い配水能力を持っています。そうすると、実は愛知県との契約の、さっき言った1日3万8,100トンというのは最大に水を県からもらう量なんですが、ペナルティーは、この最大を超える日が10日続かなければペナルティーは発生しないというふうになっておりますので、今、大体3万7,000トンちょっとが最高ですよ。そうすると、配水池の能力と、それから浄水場を遊ばせておるわけで、こういうところにピーク時にため込んで、1日当たりの最大の配水量を調節することができんかどうかということも含めて、今ある施設を本当に遊ばせておるわけですから、十分活用して、その運用の中でどれだけのことができるかというのは個々の努力でできることでありますし、

そういう工夫を本格的にやっていくということが一つ。

今、市長もおっしゃられたんですが、配管で98%なんていうのがずうっと続いたというんですが、実は、もっと土台の、あそこの浄水装置の基本の部分だとか建屋だとか、こういうところも同じことをやっておるわけですね。もともと水道というのは、下水道もそうなんですが、外郭団体があって、そこが設計単価とかを決める。だから、今の社屋、もとは弥富にあった、あそこへ持っていくときも私もちょっとかかわったんですが、今の大体1.2倍ぐらいが標準的な施設だといって南部企業団は提案してきたんです。私たちは、余りにも大き過ぎるということで20%ぐらいカットさせたんですが、それでも、うちの役所や関係市町村役場と比べたら、本当にゆったりした施設なんですよね。だから、考え方の基準がもう全然違うところから出発しておって、それに対して、実際には運営管理は関係市町村なんです、市町村長も企業長のときだけは経営者で、あとは一議員という関係でずうっとかかわってきて、こういう問題になかなかチェックが入らないと。今回は、市町村長は常時企業長が副企業長として経営にかかわるし、責任は、そうでなくても実際には市町村長と同じ責任を負わなきゃいかん仕組みになっておるんです。

この質問に当たって実は担当者とお話をしたんですが、実際には、うちも一応窓口はあっても、うちの役所としてこの問題をどのように見えるかなんていうことができるような担当職員はだれもないんですよね。これから市長が本当に名実ともに、ここの市長と同じような形で責任を果たしていくということを考えたら、私は、うちの役所の一部局の中に、きちんとかいような問題を系統的にとらえて、市長にも提言できるような職員も育てていく機構も市の中にきちんとかいを持っていくというふうにしないと、水道議員も2年ごとにかわっていくとか、これから副企業長として経営に参画することになるんですが、今までは企業長と南部企業団の職員だけで運営して、前の事務局長は贈収賄で逮捕される、今回は住民監査請求で告発されて、全国でも異例の、監査委員の皆さんが住民の訴えに道理があるということで決定をしたんですが、残念ながら、その監査委員の決定を支持するというのは、弥富の水道議員は多数にはなりましたが、全体では少数派になって退けられるということがあって、今裁判で争っておるような経緯もありますので、今できる改革を本当に地道に続けていくことと、かなめは、愛知県に地震防災対策のかなめの問題として、この100%切りかえの問題を御考慮いただく手だてをとることが、南部水道の水道料金を引き下げる大きなかぎになると思いますので、ぜひそのことも踏まえ、同時に職員の中にもこいような問題に精通する職員を置いて、市長を補佐するという仕組みも持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） るる三宮議員から御指導いただくわけでございますけれども、今後の

水道料金等、あるいは南部水道企業団という形での方向性というか、対応だというふうに思うわけでございますけれども、先ほど来、私も話をさせていただきましたように、料金の問題については、県との基本料金の契約の仕組みをどうしていくかということが、まず大きなポイントとして一つ上げられる。それから、給水収益が伸びないわけでございますので、今後においては、さまざまな形での建設事業があるわけでございますが、この収支バランスというものをしっかりとって、計画ということを少し先延ばしするぐらいの気持ちもあってもいいわけございまして、十分、石綿管の更新事業というのは持つわけでございますので、この建設事業における収支バランスをしっかりととっていかないと、投資規模でやられてしまうということがあると思います。そういったことをしっかりと見きわめていきたい、そんな思いでございます。

また、職員の問題につきましては、ぜひ私としても望むところでございますので、また議員の御指導等もいただきながら、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、私どもとしては上水のみならず、下水道事業も始まってくるわけでございます。いろいろと水を使うということがこれからもあるわけでございますので、市民の皆様の御要望等も踏まえながらしっかりとやっていきたい。この5月から私も企業長という形で担当するところでございますので、また議員の皆様のお力添えもいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） ちょうど再開してから1時間になりますので、ここで暫時休憩をとりまして、3時15分に再開をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時05分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員。

- 12番（三宮十五郎君） 時間が迫っておりますので、基本的な点について、あとの問題を市長及び関係担当者にお尋ねいたします。

以前から税や料金の、実際の最低生活非課税の立場で減免が有効に機能できるようにという質問をしてまいりまして、新年度に向けて一定の改善を進められているようでございますが、特に小泉改革以来の年間13兆円にも上る税や社会保障の大改悪によりまして、先日も国会で我が党の小池参議院議員が明らかにいたしました、税や社会保険料の負担を除いた収入で言いますとOECDの中でも低い方ですが、そんなによそと差はないと。ところが、税と社会保障負担をした後の実際に使えるお金というのはOECDの中でもほとんど最低とい

う状態で、要するに貧困層として救済されなければならない人が社会全体の13.5%にも、日本社会の中で既に97年の時点でそういう状態になっているということが言われて、鳩山総理も、税と社会保障がむしろ貧困率を高くしている事実は認めなければいけない、解決に向けて努力する必要があると答弁せざるを得ませんでした。

さらに、おとしの年末から、これまで絶対に認めなかった、病気でもない、障害でもない、一定の勤労ができる世代に対しても、今の社会情勢のもとで仕事がない、収入がない、預貯金がないという状態で、とりあえず仕事を探す上でも生活保護が必要な人については、合理的な理由があれば申請すれば生活保護を認めるということがやられるようになってまいりました。

そうした中で、弥富市の税や料金の減免制度は、例えば市民税ですと世帯の年間所得が200万以下、1人だろうと5人で生活しようとして全く関係ない仕組みがそのままにされるとか、国民健康保険税の減免でも、法定減免を除きますと所得33万以下の世帯に限るとか、実際には救済する条例ではなくて、いかに受けさせない範囲を広げるかというふうになっておりましたが、今回の改定で、こうした税や料金の改定については、最低生活非課税、要するにそういう状況に追い込まれた人たちが生活保護を申請すれば、生活保護を今は受給させるという仕組みに日本の社会の仕組みが変わってきておりますので、もともと税法も、国民健康保険税法やさまざまな料金体系の中にも市町村長が必要と認めたものという条項があって、必要なものは救済されるという仕組みが法制度上もありましたが、実際に今申し上げましたような貧困の実態が進行している中で、あるいはここ数日のいろんな報道を見ましても、正社員を採用しないという企業が大規模にふえて、本当に働き方や生活のめどが立たない人たちがふえ続けている中で、この問題は死活にかかわる問題、要するに自殺者が3万人台の半ばという状態が、あるいは3万人を超えた状態が十数年続くとか、行方不明者に至っては年間10万人を超えるというような状態が続いている。全く先進国として恥ずかしい事態の中で、市町村の責任を果たす上でも欠かせない問題であると思いますので、今どのような検討がされているのか、具体的な事例も示して簡単にお答えいただきたいと思います。基本点で結構でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 税務課長。
- 総務部次長兼税務課長（若山孝司君） それではお答えします。

議員御指摘のように、私どもも、現在の市民の皆様を取り巻く状況は非常に厳しい、経済や雇用の状況が大変厳しいものであるということは認識をいたしております。ただ、市政の各施策を進めるに当たりましては、やはり税の確保も大切なことと考えております。議員が御指摘されました点につきましては、特に市民の命を預かる私どもにとりましても大切な責務だと思っておりますので、よろしくお願いします。

議員から御指摘がありましたように、現在までの減免規則におきましては、前年所得が200万の方が前年所得の2分の1に至った場合に、その住民税を減免するという規定になっておりますが、この部分について200万の規定だけでございましたので、世帯の状況によって単身者との公平さを図る必要があるということで、その部分について見直しを進めております。簡単に申し上げますと、地方税法の第295条の非課税の基準、いわゆる125万に対して、扶養家族が見える場合については、その扶養家族1人に対して加算をいたしまして、単身者との均衡を図る内容になっております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 時間もありませんので、あわせて質問いたしますが、国保などの法定減免以外の規定の中にあります世帯所得33万以下なんていうのは今回はどうなっておるか、具体的にお答えいただきたいと思います。

それと、滞納処分の停止というのが法律で決められておりまして、実際に最低生活、あるいは最低生活から1.2倍か1.3倍という枠内の人については、住んでいる家以外に差し押さえる財産がないとかいう状態、あるいは、その差し押さえを実行すればその人の生活を生活保護と同じぐらいにするような場合はやってはならんという決まりがありまして、その場合にはきちんと調査をして、滞納処分の停止を決定して本人に通知すると。そして、そういう事態が3年持続する場合には、その課税はなかったことにするというので、税にしても、さまざまな市町村が設定して、徴収する料金についてもそのような仕組みがありますが、弥富市は従来そうした滞納整理なんかでも、そういうことも含めたきちんとした聞き取りをやるとか対応するということはせずに、ずうっと残していくと。前回も私が相談に乗った方でも、80歳近いおばあさんが、がんで働けなくなった子供を自分が新聞配達をやって支えている。今はもう生活保護とほとんど変わらない程度の収入になっておりますが、以前に滞納があって、年に1回その徴収に来ると。500円でも1,000円でもいいから払ってくださいということで、この人の時効はずうっと停止して、何十万という税金が残っておるような状態というのは、決して私は市として正しいやり方ではないと思いますので、滞納処分の停止についても、きちんと法律に基づいて実施をする。そして、そういう本当にぎりぎりのところで暮らしている人たちの負担を軽くしていくということをぜひ進めてほしいということでしたが、市としては具体的な基準を定めてやるというふうに話が合ったようでございますが、どのような形で準備しておられるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

○民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） それでは、国保の方の対応について御説明申し上げます。

地方税法の改正によりまして、新年度につきましては、非自発的失業者に係る特例が国保

には設けられます。こういったものの対応は、まだ詳細な取り扱いについての文書が国から参っておりませんので、それが来てからこの条例改正という格好になるうかと思います。

それから、減免規定につきましては、国が今その検討に入っているということでした。21年度では各県1市町村ずつがそのモデル事業を実施、その結果に基づいて22年度からそれを実施するんだと。新しい物差しをつくるんだというようなことで、議会でも答弁させていただいておりましたが、そのモデル事業の実施が国の方でかなりおくれまして、愛知県でも昨年の秋ぐらいから、愛知県では今は津島市ですが、津島市がモデル事業を実施し、その実施した内容の検討がそれ以後になりますので、ちょっとそれに伴う国の指針の発表はおくれるだろうという見込みであります。

あともう一つですが、一部負担金の減免の方では、愛知県の後期高齢者医療広域連合の方で一部負担金の減免に係る案を、ついこの間、私ども課長会のところで示されましたので、まだ詳細がそちらの方は決まっておりますが、広域連合の方では4月から実施したいというような意向を持っておりますので、それに沿ってある程度、私どもの今ある規則もそれに即応していかなければならないのかと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 滞納処分の停止の御質問ですが、納税者の方が税を納付できないさまざまな理由があり、個別的・具体的な事情によっては強制的な徴収をすることが適当でない場合もあります。御質問につきましては、国税徴収法及び地方税法の趣旨を十二分に考慮し、弥富市滞納処分停止取扱実施要領を定めました。また、総務委員会の方で御報告いたしますが、生活保護基準を参考に行っていきたいと思っておりますので、よろしく御理解の方、お願いいたします。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今、保険課長の方から、後期高齢者の県の連合の方から一部負担金の対応が示されると。弥富もそれに沿ってというふうな、後期高齢は県の方ですから国保の方だと思いますが、もともとこの制度は、それぞれの法律の中にあったのは、残念ですが、まだそんなに窮迫していない状態の中で、中には窮迫した人たちもいたと思いますが、具体的に実行されずに来ておったのが、ここに来て、20代だろうと30代だろうと生活保護を適用しなければ、もう仕事を探すこともできないというような事態が発生している中で起こっている問題でありますし、また高齢者の中では、生活保護より低い収入しかない状態で、我慢に我慢を重ねて暮らしておって、民生委員の人たちが、せめてあの人たちのことだけは何とかかならんかということをおもものところにも直接言ってくるような状態が散見されますので、ぜひこれは、もともとある法律を施行する問題として取り組んでいただくことを強く求めまして、あとは総務委員会やその他で具体的な問題をさせていただきますので、本日の質疑は

これで終了させていただきます。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に中山金一議員、お願いします。
- 16番（中山金一君） 中山でございます。

通告に従って、3項目について質問いたします。

1点目の戸別所得補償制度については、1番目の質問者、渡邊議員から細部にわたって質問がありましたが、私も質問項目の中に入れてありましたので、重複するところがあるかと思いますが、違った角度からの答えがあれば、つけ加えてお答えをお願いいたします。

自公政権から民主党を中心とする民主・社会・国民新党による連立政権にかわり、農業政策も大きく転換されようとしています。農家の経営安定、自給率の向上、緑・水・環境など多目的機能の維持が政策目標で、2010年度は、米を対象とした戸別所得補償制度モデル事業が実施されます。国民の食生活が大きく変わる中、米余りとなっていますが、さらに最近の食料全般のデフレ傾向などもあり、米の生産者価格は、ここ10年で25%以上も下落しています。国民が安心して生活するには、現在の約41%の食料自給率の引き上げが必要です。そのための施策が求められています。水田は、山林などと同様に、治水対策としても大きな役割を担っています。日本経済を活性化するには農業政策が最重要課題と考えられます。国民からは食品の安心・安全が強く求められています。地産地消なども広まってきていますが、農家が農作物を安心してつくれる体制が必要です。水田利用の転作補償制度と戸別所得補償制度の違いはどうなっているのか、お伺いをいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、中山議員の御質問にお答えさせていただきます。

制度の違いでございますが、まず最初に、水田利活用自給力向上事業におきましては、主食用米を作付しない水田を活用して、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産を行う販売農家に対しまして、主食用米並みの所得を確保し得る水準の支援を国から直接支払うことにより実施されます。また、もう一つの事業でございますが、米の戸別所得補償モデル事業につきましては、意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を国から直接支払うものでございます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 中山議員。
- 16番（中山金一君） ありがとうございました。

次に、集落営農方式で戸別所得補償制度は受けられるのか、お伺いをいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 所得補償が受けられるかという御質問でございます

が、集落営農組織の規約及び代表者を定めていただきまして、米の生産・販売について共同販売経理をしている方につきまして対象となります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○16番（中山金一君） そうすると、集団でも全部この制度になるわけですかね。ほかの売り渡しと違う形式をとっておるところも。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 現在集団でやっておみえになりますブロック・ローテーション等を組んでみえる方についても、この補助金の対象となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○16番（中山金一君） では、生産数量の目標をどのように決められているのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 生産目標でございますが、平成22年産米の農業者別の生産数量目標の設定は、国から県へ、県から弥富市へということで配分をされておりました、弥富市におきましては6,072トン、面積換算いたしまして1,150ヘクタールが通知をされまして、弥富市地域水田農業推進協議会の方が農業者の水田面積割合に応じまして案分をしております。それにつきましては、米の生産目標面積でございますが、65%ということで配分をさせていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○16番（中山金一君） この決め方に対しては弥富市内一律ということでしょうか、集落関係なしに一律で。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 個人の配分になります。

○16番（中山金一君） 次に、新規需要米で8万円の交付金を受けるにはについて、お伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 新規需要米の8万円の交付を受けるにはということでございますが、この新規需要米でございますが、米粉用米と飼料用米等がございます、これにつきましては実需者との出荷販売契約を取り交わすことが条件となっておりますので、この条件を満たせられれば対象となります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○16番（中山金一君） この制度については、なかなか個人で出荷する相手を決めるということは難しいと思います。ＪＡとか市が中心になって農家の方の集約をしていただけたらと

思いますけれども、その点は。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） まず、実需者との契約でございますが、21年度の実績に基づきまして、愛知県で約2,000トンの受け入れが可能だというふうに聞いております。ただ、新規での加入となりますと相手先を探すということで、先ほど市とかＪＡとの協力ができないかということでございますが、現時点では個人で探していただくという方法しかございません。ただ、先ほど言いました2,000トンの去年作付をしてみえる方について優先をさせていただいておりますが、その残が弥富市にどれだけ受け入れ先があるかということについてはまだ未確定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 次に、戸別所得補償制度交付金は課税対象になるのかについて、お伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 水田利活用自給力向上事業及び米の戸別所得補償モデル事業の交付金につきましては所得税の対象にはなると思われますが、まだ要綱・要領が定まっておりますので、詳細についてはまだ決定しておりません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 所得税には当然なるかとも思いますけれども、こういう農業の苦しいときでございます。何とか税金も少しでも免除していただけないかなと思っておりましてけれども、これはやっぱり課税になるということですね。

次に、交付金を受けるための書類の審査なんかはどこで行われるのか、お伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 書類の審査でございますが、農業者より加入申請書等が地域水田農業推進協議会の方へ提出された段階でチェックをさせていただきまして、国、農政事務所でございますが、そちらの方で受け付け、審査、交付金の算定を行います。また、その後に、国、農政局でございますが、交付申請書類の再審査を行いまして交付金が支払われるということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○16番（中山金一君） ありがとうございます。

今までの水田利用の転作補償制度とは、中央の情報を早く把握し、地域が優先的に予算を獲得してきました。その中で伸びる地域もあれば、ついていけない地域もありました。産地づくり交付金はその一例です。戸別所得補償制度は、過去の実績が御破算になり、よい悪い

はともかく、全国画一的に同じ水準で下支えが行われた上で競争ということになります。新規需要米で8万円の交付金を受けるのも一例です。予算の枠があると聞きましたが、やる気のある農家が育つ施策をしていただくよう、お願いいたします。

次に2点目ですが、弥富市幹線道路工事について。

鳩山政権の「コンクリートから人へ」の方針で、公共事業予算は大幅に削減されました。自治体に対する国庫補助金や県補助金が削減されるのは当然で、弥富市にも大きな影響があると思われます。現在、国会で2010年度予算案が衆議院を通り、参議院で審議がされています。地域の公共事業がどこまで進むかが決まる予算配分は、大きな関心があります。このたび民主党が各都道府県連に予算配分として箇所づけしたものが出回り、大問題となっていました。道路予算の陳情で、全国で608億円増しとなっていました。民主党本部が県連に示した仮配分枠は、愛知県で見ると、昨年の概算要求段階で示された額は291億円でした。1月に示された仮配分額は325億円となり、11.68%増加したことが新聞に掲載されていました。平成22年度、弥富市への国や県からの道路整備補助金はどのようになるのか、お伺いをいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、中山議員の補助金に対する御質問にお答えいたします。

平成22年度につきましては、国庫補助事業といたしまして、道路整備1路線と橋梁修繕整備計画を申請しております。また、県費補助事業といたしましては、道路整備2路線の補助金申請を行っております。国からは愛知県へ道路整備促進費といたしましては約815億円、前年度対比といたしましては87.4%でございます。県の市町村道路事業費補助金の予算といたしましては約11億円、前年度対比といたしましては80%でございますけれども、各市町村への補助金額につきましては、まだ確定がしていないとお伺いしておりますので、よろしくお願ひします。

- 議長（黒宮喜四美君） 中山議員。
- 16番（中山金一君） 約20%ほどの削減がされるというお答えでしたが、弥富市も道路はしっかりと整備をしていただかなければなりません。しっかりと要望していただいて、道路の進捗を図っていただくようお願いをいたします。

次に、弥富市内の幹線道路整備は何ヵ所で行われ、工事の進みぐあいはどうなっているのか、お伺いをいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 現在、主要幹線道路整備といたしましては、広域幹線道路の名古屋第3環状線、鍋田ふ頭進入道路の2路線と、地域連携軸の道路といたしまし

ては、中央幹線、子宝愛西線、境政成新田蟹江線、広域農道の4路線、並びに市街地の骨格道路といたしましては、名古屋十四山線、弥富名古屋線、穂波通線、向陽通線の4路線で、合計10線が現在事業着手されております。その事業主体といたしましては、県が6路線、名港管理組合が1路線、市が3路線でございます。この路線の事業見通しといたしましては、先ほど述べさせていただきましたとおり、国及び県の道路整備費が削減されておりますので、今後の事業期間に影響することから、最優先事業として関係機関に働きかけてまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○16番（中山金一君） ありがとうございます。

次に、国道155号線が今年の12月から南へ開通し、日光大橋西線とつながり、大変喜ばれています。十四山地区住民から、弥富市になって一番早くつくってほしいという声が出ている道路整備の一つが、名古屋十四山線と日光大橋西線の接続拡幅工事です。そのためには、住宅の立ち退き問題や地主の協力などが欠かせませんが、弥富市でやらなければならない仕事と、県にお願いしてやらなければならない仕事があると思いますが、どのような見通しで関係者と話し合いが行われているのか、お伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 御質問の路線につきましては、愛知県において、鍋平4丁目から六條町の210メートル区間を平成23年度末の完成予定で現在整備を進めていただいております。現在の進捗状況といたしましては、平成20年度に道路設計及び用地測量に着手していただきました。本年度につきましては、物件調査と一部の用地買収が完了しております。引き続き、地権者の了解が得られるように、愛知県と協力してこの事業の早期完成を目指して行ってまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○16番（中山金一君） そうすると、平成23年度には完成して開通するということでしょうか。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 予定はですけれど、多分おくれる見込みがありました。

○16番（中山金一君） おくれないように、ひとつ努力していただくようお願いいたします。

次に、いつになったら開通できるのかとよく聞かれている箇所として、鍋田ふ頭から西尾張中央道への進入道路接続工事ですが、どのような計画で進められて、いつごろの開通見通しとなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 御質問の鍋田ふ頭進入道路につきましては、事業主体が名古屋港管理組合でございまして、延長2.3キロ、幅員25.6メートルの4車線の道路計画がされております。現在は、暫定2車線での供用開始を平成24年度末から平成25年度初めごろの予定で整備を行っておることをお聞きしております。また、完成の4車線化の供用開始につきましては、現段階の事業計画でありますので、まだ未定とお聞きしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 平成24年から25年の開通見通しということでございますが、コンテナ埠頭から楠1丁目の交差点に出てくるコンテナ車の渋滞が、いつも長い列をつくっております。このために西尾張中央道への接続が待たれておりますので、工事の促進ができることなら早めていただくようお願いをいたします。

次に3点目ですが、三ツ又池公園について。

三ツ又池公園が愛知県から弥富市へ移管され、約1年になります。時々三ツ又池公園を散策すると、平日の昼間に公園を利用する人はほとんど見かけることはありません。閑散とした状態であり、何とか人が集まる公園にしてほしいと思います。昨年の秋には弥富市健康フェスタ2009で、ふるさと水郷ゾーンの拠点広場として多くの人に利用がされました。人と生物が地球の上で共存していくことについて話し合う生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催されます。三ツ又池公園が会場の一部になると聞いていますが、日程はいつですか。COP10の会場としてどのような計画がされているのか。また、地域の活性化につながっていくのかについて、お伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 三ツ又池公園でのCOP10の関係でございますが、現在、三ツ又池公園におきまして、記念植樹活動等を通して多様な生物との共生を市民の皆さん方と考えておるところでございまして、ただCOP10会場におきましては、また担当の方から御説明があるかと思いますが、三ツ又池公園としてはその計画しかございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） 先ほど三ツ又池公園でのお話がございましたが、環境サイドにおきましては、造園業界や、あるいはボランティアの協力によりまして行うものでございますが、本年、COP10の開催記念行事として、市町村植樹事業が計画されております。弥富市は、この事業に参加する計画を持っております。事業費といたしまして、県の森と緑づくり交付金を充当する予定でございます。植樹の場所につきましては、子どもの遊び場3カ所程度を考えており、現在、どのような木を植えたらよいのか、また何本植樹が可

能か、精査中でございます。いずれにいたしましても、市民に広く生物の多様性について考える有意義なものになるよう、期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤邦夫君） 三ツ又池公園でのＣＯＰ１０の計画とは違いますが、平成２２年度当初予算で企画費に、ＣＯＰ１０関連事業委託料としまして１５０万円を計上いたしました。これは、本年１０月に開催されます、先ほど議員が申されました生物多様性条約第１０回締約国会議（ＣＯＰ１０）に向けまして、本市におきましても、地場産業であり特産品でもあります金魚の振興を図るため、金魚組合の協力を得まして、ＣＯＰ１０の開催期間中に愛・地球博記念公園にて開催されます記念行事に参加し、具体的には、金魚すくいや金魚の展示により弥富の金魚をＰＲしたいと考えております。また、７月中旬より９月上旬にかけて、本市の歴史民俗資料館にて計画をしております木曽川下流域の豊かな自然を紹介する企画展を開催し、木曽川下流域の果たす役割、アシ原とか干潟の役割でございますが、この関係とか、各地で問題となっています在来種の絶滅危惧、外来種による生態系への影響などの課題について取り上げる予定をしております。

なお、このＣＯＰ１０関連事業委託料につきましては、全額が財団法人愛知県市町村振興協会からの助成金を充当するということになっております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○１６番（中山金一君） ＣＯＰ１０について、ＰＲはあまり皆さんに知られていないようなところがありますので、このＰＲについてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤邦夫君） この４月の広報に、シリーズ物でＣＯＰ１０の関連の記事を掲載するという事で予定をしております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○１６番（中山金一君） 次に、三ツ又池公園の平成２２年度の事業計画はつくられているのか、また年間の利用計画、人口利用度計画はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 年間の利用計画でございますが、三ツ又池公園での事業計画といたしましては、市民参加によります清掃活動、参加者としては約２００名ほどを予定しております。また、２１年度にも施行させていただきました芝桜の植樹祭と、先ほど環境課長の方から説明がございました、ＣＯＰ１０開催を踏まえまして、環境活動の一環といたしまして合同植樹祭ということで、９月２６日ごろに予定をしております。

それから、各種団体の利用計画ということでございまして、健康づくりフェスティバル、海部地区中学校駅伝大会、弥富市体育協会主催によります歩け歩け大会、弥富市体育協会主

催の市民ロードレース、高校でございますが、愛西学園杯長距離走大会ということで、これは21年度の名称でございますが、計画をさせていただいております。これにつきまして、各団体の方の利用計画ということになります、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 計画については、広報などしっかり載せていただいて、何月にどういう催しがあるとか、どういう傾向があるとか、いろいろきちんと知らせていただきたいと思います。

次に、現在、平島地区では防災公園の建設が進められています。白鳥地区でも防災公園の用地買収が進められると聞いていますが、十四山地区の防災公園として三ツ又池公園の利用はできないのか、防災公園の指定を受けるための条件はあるのか、指定を受けると維持管理費はどうか、国や県からの補助金はつかないのかについてお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 三ツ又池公園で防災公園ができないかという御質問でございますが、三ツ又池公園につきましては水環境事業で整備されたものでございますので、目的が違いますので、防災公園としての活用は現時点では考えておりません。ただ、宝川は主に排水用の河川でございまして、流域内の排水の基幹的な役割を果たしてまいりましたが、地盤沈下等によりまして自然排水が不可能ということで、機械排水に頼る河川となりました。このような河川におきまして、遊水池ということで、流域内の湛水被害防止に重要な防災的な役割は担っております。ちなみに、福祉センターが隣にございますが、これが海拔マイナス0.4メートル、三ツ又池公園につきましては海拔マイナス1.0メートルということで確認をとっております。現在、三ツ又池公園の方が60センチほど低いので、防災公園としての活用は考えておりません。

それから、2番目の防災公園の指定を受けるための条件ということでございますが、これにつきましては、新規で当初の計画に防災公園という目的でされておる場合については対象になるかと思いますが、三ツ又につきましては計画変更になりますので、ございません。

それから、三ツ又の維持管理費とか国の補助がございませぬかということでございますが、当然、防災公園としての指定はございませぬので、補助金等につきましてはございませぬ。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 中山議員。

○16番（中山金一君） 三ツ又池公園には莫大な管理費がかかると聞いておりますので、防災公園に指定が受けられれば、管理費の方で何とか補助が受けられないかということで質問いたしました、それはできないということがはっきりとしました。三ツ又池公園には今新しい植樹もされて、冬場は草の管理もきちんとされて、きれいな公園となっています。防災

公園として指定が受ければ、国や県からの助成は受けられないかと思って質問をしましたが、補助は受けられないということです。

2010年10月に開催がされますＣＯＰ10で、三ツ又池公園が国際的な催しの会場の一部に選ばれたことは、弥富市にとっても名誉なことだと思われます。この際、しっかりとＰＲをしていただき、一人でも多くの人が利用できるように努力をしていただくよう、要望しておきます。

最後に、私の質問の中からＣＯＰ10について、また市内の道路ネットワークについて、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 中山議員の御質問に対してお答え申し上げます。

弥富市の幹線道路の工事事業でございますけれども、先ほど所管の方から話をさせていただいたとおりでございます。私どもとしては、政府の事業仕分け、あるいは公共事業等に対する見直し、削減というようなことがあるわけでございます。私ども県あるいは市町村とも、その影響というか、その流れをくまざるを得ないという状況でございます。今回、私ども道路建設を中心とした土木事業に対しては大幅に削減をさせていただかなきゃならないというような状況が、予算書の中でも昨年対比で見ただけだというふうに思っております。国の方が8掛けになっておるわけでございます。当然私どもも、そういうような状況にならざるを得ない。国とか県という形の中での事業計画があるわけでございます。私といたしましては、先ほど説明したそれぞれの路線につきましては大変重要な路線で、経済道路と同時に生活道路という形で、一刻も早く整備をしていきたいということはやまやまでございます。この平成22年で平島中区画整理事業がほぼ終わります。そうした中で、あそこの地域から1号線、あるいは十四山の方への道路というのは大変急いでいかなきゃいかんというふうに思っております。そういった意味におきましては、名古屋十四山線の道路であるとか、あるいは市道でございますけれども、都市計画道路である向陽通というようなところを最優先という形で頑張っていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、狭隘道路につきましても、基幹道路とはちょっと異なるわけでございますけれども、狭隘道路も弥富市としては大変たくさんあるわけでございます。そういった形については優先順位を決めて、しっかりと計画的に進めていきたいと思っておりますので、関連として述べさせていただきます。

続いて、三ツ又池公園の問題でございますけれども、御承知のように、昨年の4月に県の方から管理運営を私ども弥富市が実際にやっていくということになりまして、その間、約1年になるわけでございますが、地域のボランティアの皆さん、あるいは弥富市の多くのボランティアの皆さんで一つ一つつくっていただきました。まさに手づくりという形で、こ

の整備を進めてきていただきました。大変感謝をするところでございます。また、先週においては、愛知県の造園協会の方からすばらしいしだれ桜を寄贈していただきました。ハンカチの木とあわせて、この春にはきれいな花を咲かせてくれるのではないかなあと思っておるわけでございます。そのほか、これから1年にかけても、先ほども話がありましたように、いろんな形での植樹祭、あるいは私どものボランティアによります芝桜等も植えつけていきたいというふうに思っております。C O P 10そのものにつきます開催会場にはなっておりませんが、その関連として植樹祭をさせていただくと。あいち森と緑という形の中で環境整備をしていきたいというふうに思っております。そして、多くの市民の皆さんが一日も早く周知していただくと同時に、それはP Rを私どもがしていかなきゃいかんわけでございますが、利用していただこうと思っております。

それと、来年のことを言うとなんですけれども、私どもは合併して来年が満5周年になるわけです。さまざまな計画をこの1年で、文化芸能、スポーツ、あるいはこういった公園等の利用計画というものを考えていきたいというふうに思っております。そして、市民の皆さんに親しんでいただけるような形で、この5周年企画の一つとして三ツ又池公園をしっかりと考えていきたいと思っておりますので、御理解も賜りたいと思います。

いずれにいたしましても、地域のボランティアの皆様、そして多くの弥富市民の皆様の御協力を今後ともお願いする次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

- 16番（中山金一君） ありがとうございます。質問を終わります。
- 議長（黒宮喜四美君） 市長から。
- 市長（服部彰文君） すみません、私の今の答弁の中で来年という話をしましたけれども、これは年度といたしますと23年度でございますので、お間違いのないようお願いいたします。少し修正をさせていただきます。
- 議長（黒宮喜四美君） 次に山本芳照議員、お願いします。
- 9番（山本芳照君） 9番 山本です。通告に従い、3点ほど質問をさせていただきます。

初めに、市民が安心して暮らせるまちづくりの一環としての水害防止の強化対策をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

さきの議会でも質問させていただきましたように、弥富市を流れる川は、すべて排水機によって海に水が放出されています。この排水機場の管理は、ほとんど土地改良区の皆さんに委託をされて排水機の運転を行っているというふうに前回の議会の中で伺っていますが、昨年、市と、この運転管理者との連絡体制の不備から佐古木地区で水害が発生しましたが、今年度はこのような事態にならないために、どのように見直しをし、整備体制が徹底されたのか、お答えをお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

- 開発部長（早川 誠君） 今の山本議員の御質問に解答をさせていただくわけですが、その前に、委託ということを質問の中でおっしゃいましたんですが、この点だけ、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

県営でつくった排水機場につきましては、県から委譲を受けまして、各土地改良区の管理下にあると。ですから、弥富市内にあるポンプ場、排水機場については、ほとんどすべて県営でやっておりますので、各土地改良区が県から委譲を受けた中での管理運営ということでございますので、その点だけ一つ、あらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

さきのそういった浸水被害に対してでございますが、さきの全協の中で12月の進捗状況でもお話をさせていただきましたように、今現在そういった基礎調査的な計画策定の調査業務をやっております。それから、今回、補正予算を組ませていただいておりますが、その中の交付金を活用いたしまして、この秋口の台風までに整備ができるように、早急に事業に着手したい。これは、繰越明許の中でお話を先ほどもさせていただいたようなことでございますが、それに対応させていただきたいというふうに思っております。

それから今後の体制でございますが、今現在、県の方で日光川流域治水対策協議会があるわけでございますが、そこの中におきまして、出水期までに何とか日光川本川にかかわる関係流域市町村の排水調整の、一つ基本的なルールを再度定めるということで今動いております。それとあわせまして、そういった内水のポンプ場、いわゆる土地改良区が持つておるポンプの占用、それから排水規則、そういったものもやる予定をしておりますので、これができ次第、また市民の皆さん方にも周知を図りたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

- 9番（山本芳照君） 昨年の水害の関係について、何が原因であのような状態になったかわかりませんが、行政においても企業においても、報告・連絡・相談、俗に言う「ホウレンソウ」、この言葉は大変重要なことです。一人で判断したり、一人で決断したり、一人で行動するといったことを行いますと間違いを起こすものになりますので、お互いにこの連絡・報告・相談をきちっとやっていただいて、今後なお一層の協力体制の強化に努めていただきたいと思いますので、ぜひ水害に強いまちづくりに向けて、今後も一層の取り組み強化をお願いしておきます。

次に、市民が安心して通行できる、人に優しい道路の取り組みについてお伺いをいたします。

弥富市と十四山との合併協議会の中で、住む喜びを実感できる生活優先のまちとして、道路のネットワークの整備の項目課題で、県への事業の推進で、主要地方道路、一般県道子宝愛西線、歩道設置（又八地内）など、新市の基本計画の中に登載希望県事業一覧において取

り組むことになっていますが、合併から5年目を迎えていますけど、その後、この道路の取り組みについて、進捗状況についてお伺いをいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 先ほどの質問の中で、県道子宝愛西線の路線のことでよろしいですかね。全体の路線について……。
- 9番（山本芳照君） とりあえず一般県道整備事業の中で子宝新田佐屋線というのが出ていますので、道路改修で。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） わかりました。

議員の御質問の県道子宝愛西線につきましては、非常に車の交通量も多く、通勤・通学路として多くの方に利用されている現状であります。しかしながら、歩道の未設置区間が現在340メートルありまして、このようなことから、現在、愛知県におきまして、交通安全事業として事業化させていただいております。それで、本年度につきましては、佐古木6丁目の54メートル区間でございますけれど、用地交渉を地権者に対してさせていただいておる現状であります。それで、引き続き全地権者の了解が得られるように、愛知県と協力して未整備区間の整備に努めてまいりますので、よろしくお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。
- 9番（山本芳照君） この県道子宝愛西線は、朝夕の交通渋滞は大変なものであります。ここを通学しています県立佐屋高校の生徒の皆さんは、歩道のない方の道路を車と並列して自転車で通学されています。見ていますと、いつ交通事故が起きてもおかしくないような状況です。ことしの2月に、自転車と小型トラックとの交通事故もこの又八地区内で発生しています。昨年の6月には、歩道がありまして、一部さくのないところから白鳥小学校に通学している児童が水田に転落するという事故が発生しまして、これを目撃した地域の方が、あと50メートルほどさくがないんだけど、ここに早急にさくをつけてほしいと、こんな要請がありまして、市にお願いをいたしまして、昨年の10月末に完成した経過があります。市民の皆さんは、この県道の両方に歩道があれば交通事故は防げたんじゃないかというふうに思っていますので、この現状を市としてどのように把握され、どのように考えているのか、お答えください。

- 議長（黒宮喜四美君） 土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 先ほどお答えしましたように、現在、歩道の未設置区間が約340メートルありますので、市といたしましても、やはり市民の安心・安全のまちづくりのためにも、一日も早く整備をしていただくように関係者に働きかけてまいりますので、よろしくお願いします。
- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

- 9 番（山本芳照君） ぜひ一日も早く、歩道設置に向けて取り組みの強化をお願いしたいと思います。

また、佐古木地区から弥富北中学校へ自転車通学している生徒の皆さんの多くは、国道 1 号線を通学路として学校に通っています。昨年の 1 月ごろ、生徒が通う国道 1 号線の歩道上で、弥富市民による交通事故が発生いたしました。事故に遭われた方は、1 年余りの入院生活中に、治療のかいもなく、お亡くなりになりました。交通事故は、どこで起きるか予測もできません。事故が起きないようにいろいろ策が講じられていますが、残念ながら事故がなくなるのが実態であります。先ほど申し上げましたように、合併協議会の中で、主要地方道路の一つとして弥富名古屋線も取り組むことになっています。例えばこの弥富名古屋線が先ほど申し上げました県道子宝愛西線につながっていれば、北中へ通う子供さんたちも、この道路を使って北中学校へ通学できるようになると思います。また、この道路には消防署も設置されています。緊急時、例えば救急車・消防車が、この白鳥学区地内に起こってはならない火災とか事故が発生した場合、この道路を使って短時間でそれぞれの地区内に到着ができる。道路ができれば利便性が高くなりますので、この県道弥富名古屋線の今後の見通しについて、どのような状況になっているのか、お答えをお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 議員の県道弥富名古屋線の御質問でございますが、県道子宝愛西線との交差点の取りつけ部分に対しまして、公安委員会から規制がかかることは間違いありません。それに基づいて現市道の取りつけ及び迂回道路の拡幅を、本年度、地区と関係者にお話しさせていただきました。それで、県の現段階におきましては、まだ予算が確定してございませんけれど、平成 22 年度につきましては、物件調査及び用地買収を行うとともに、市江川の橋梁の設計を考えていきたいと伺っております。また、この本路線につきましては、弥富、愛西、蟹江をまたがって通る路線でございますので、2 市 1 町による建設促進期成同盟会がありまして、その同盟会より関係機関に対しまして、建設の促進のための要望を毎年行っていることをつけ加えさせていただきます。よろしくお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

- 9 番（山本芳照君） いずれにしても、この道路は子供たちが通学等々に使う部分もありますので、教育委員会として、この道路の現状について今どのような考え方を持っているのか、ぜひ一緒に土木の皆さんと県に対する要請も行っていきたいと思っていますので、お答えをお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

- 教育部次長（山田英夫君） 土木サイドとよく調整・協議して、県の方と調整をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） ぜひ子供たちが安全に学校に通学できるよう、今後なお一層の御努力をお願いいたします。

次に、市民が安心して住めるまちづくりについて、お伺いいたします。犯罪被害者への心のケアについて、行政としてどのようなフォローを考えているのか、お尋ねをいたします。

先月、起きてはならない傷害事件が佐古木地内で発生をいたしました。被害に遭われた方は食料品店の店主の奥さんで、45歳の方です。頭や顔や腰を容疑者が持っていた木の棒で殴られ、全治2週間の打撲を負わされたということです。被害に遭われた奥さんは恐怖におののいていまして、夜一人になると、ひとりで涙が出てきてとまらない。会話をしている相手も容疑者のように見えて、話の内容も大変とげとげしいものになってしまう、こんな状況に追い込まれていました。私自身、被害に遭われた方の話を聞くのが初めての経験でありましたので、市役所、社会福祉協議会、蟹江警察にも相談をさせていただきまして、その後、関係者の皆さんが被害に遭われたお宅に訪問されまして、一定のフォローをしてくださいましたので、被害に遭われた方が今日現在、昔の自分に戻りつつあるような状況になってきたかなあというふうに思いました。

こういった傷害事件がたまたま新聞報道されて我々も知ったわけではありますが、もしこれが新聞報道されなければ、何も知らないで終わっていたかもしれません。いつ、どこで、だれが犯罪被害者になるかもしれません。被害に遭われた方の救済について、関係機関の手続も大変煩雑であるので、市側としての取り組みはどのようなものなのか、取り組みを支援する側に立って救済方法についてどんな考え方を持っているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

被害に遭われた方や、その御家族の方が、直接の被害だけでなく、その後生じるさまざまな問題に苦しめられることがあります。議員言われるとおり、その中でも深刻なものとして精神的被害があります。事件の衝撃により、しばらくの間、ショック状態が続くことがあります。体にも心にも変調を来することが多いようです。犯罪の被害に遭われた方、その御家族の方のさまざまな問題や悩みを少しでも和らげるために、愛知県津島保健所こころの健康推進グループにおけるメンタルヘルス相談や、愛知県警察においてハートフルライン、犯罪被害者のためのこころの悩み相談が開設されていますので、相談があれば案内をさせていただいております。まずは公の施設での相談をいただき、必要に応じて適切な各分野の専門機関への紹介もいたしております。早く安心して暮らしていただけるようになっていただくため、一人で悩まず、気軽に御相談いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 平成16年4月1日から、愛知県安全なまちづくり条例が決定をされております。この中で、県は、県民、事業者、ボランティア、並びに市町村と協働して安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものであるということで、それぞれ学校等、それから被害に遭われた皆さんに対する支援等々、事細かく条例がつくられておりますので、ぜひ関係機関とも十分連絡を密にしながら、市民が安心して生活できるまちづくりになお一層の御努力をお願いいたします。

今後、犯罪被害に遭われた方がいたという情報を得たならば、直ちに家庭訪問等していただき、被害者の救済はもとより、市民との情報の共有化について今後どのような取り組みをしようとしているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 今後のことにつきましては、まず弥富市役所に御相談していただき、それなりの職員がおりますので、まず一次的には御本人さんに面談をして、あと相談をして、必要機関へ紹介するというような手だてになるかと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） ぜひ被害に遭われた方の心のケア等を含めて、フォロー体制の強化をお願いいたします。

次に、市民が安心して避難できる各小学校単位の防災広場の早期の建設に向けて、今どのような状況になっているのか。さきの議会でも、白鳥小学校区の防災広場、国道1号線の北側、関西線の南側、おおむね5,000平米の広さを考えているという御回答をいただいておりますけど、再確認させていただきますが、今日の進捗状況についてどのようなになっているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） ただいま御質問ございました白鳥の防災広場につきましては、前から議会でも御答弁申し上げておりますとおり、国道1号線とJR関西線間の物件につきまして現在も交渉中でございます。平成22年度当初予算にも計上させていただいておりますが、この物件につきましては、4名の地権者がございます。それで、面積につきましては3,745平方メートルで、農地としまして、その物件につきまして4名の方に交渉中ございまして、先週末におきまして、一部の方と交渉をさせていただいておりましたが、一部の方におきましてまだ同意に至っておりませんので、今後も努力してまいりたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今お答えがありましたように、当初5,000平米ということでありまし

たけど、今のお答えは3,745というふうで、相当狭い面積になっていますけど、そのことに  
関してどのように考えておられるのか、お答えをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 昨年度から各学区に5,000平方メートル程度ということでござい  
まして、4月から候補地を絞りまして、5,000平米を超えておるものもございました。そう  
いった中でいろいろ交渉して、最終的に残ったものが、今の国道1号線からJR関西線の間  
での物件。この物件としてうちの幹部会に諮らせていただきまして、決定をして、交渉して  
おる状況でございます。5,000平方メートルが違うじゃないかということにつきましては、  
今後、造成計画また防災広場の計画の中におきましても、面積に見合うべき施設として検討  
してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 利用する方してみれば、狭いより広い方がいいに決まっていますの  
で、ぜひ当初の広さを確保するために、なお一層の御努力をお願いいたします。

次に、平成21年度補正予算の佐古木駅の駅前整備事業についてお伺いをいたします。

この佐古木駅の駅前整備事業が、現在、放置自転車問題の改善とか佐古木駅のトイレの改  
修等々、いろいろ意見、問題点を出されております。この佐古木駅を利用する利用者からは、  
近鉄弥富駅はエレベーター、エスカレーターが設置されまして人に優しい駅だけど、佐古木  
駅は、階段を下ってまた上って、人に優しい駅じゃないというふうに言われています。せめ  
てエスカレーターぐらいの設置はしてほしいとの要望も聞いています。佐古木駅には駅の入  
り口北側、南側に、上りホーム、下りホームに上がるようにスロープの通路が設けてありま  
す。このスロープの通路を利用するとき、扉にかぎがかかっておりまして、自由に出入りは  
できません。このスロープを使うときには、小さな看板が掲示してありまして、次のように  
書かれています。「御用の方は箱の中のボタンを押してください」。箱の中にはインターホ  
ンが設置されています。このインターホンを押して駅員に連絡して、入り口とホーム上にあ  
る2ヵ所の扉のかぎを外していただいてホームに上がることになります。このスロープを利用  
するお客さんは、駅の係員が扉をあけている間に、一度階段をおりて、券売機で切符を買  
って、また上ってきて、このスロープを使うということです。ある意味では大変使いにくい、  
利用しにくい、大変不便なスロープであるのが現状です。

私は思うんですけど、このスロープの通路に自動改札機とか券売機が設置されるなら、お  
年寄りの方でもインターホンを押して扉をあけてもらうことなく、楽にスロープを使っ  
て駅のホームに上がれるということが可能になりますので、一度、近畿日本鉄道と弥富市  
の間で話し合いをしていただき、駅前整備の一環の事業としてぜひ取り組んでいただきた  
いと思いますけど、市の考え方をお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） では、お答えします。

近鉄佐古木駅につきましては、平成3年の地下の駅舎化工事にあわせまして、駅北口及び駅南口広場が整備されております。現在の佐古木駅は、自転車や自動車等で鉄道に乗り継ぐパーク・アンド・ライド駅となっております。また、弥富市地域公共交通総合連携計画では、佐古木駅を乗り継ぎ拠点としまして地域との連携を図るというふうにされています。佐古木駅前整備につきましては、3月議会の補正予算に関連予算を計上しているところでございまして、内容としましては、公衆トイレの設置と乗り継ぎ拠点としての利用ができる南口広場の基本計画の策定及び優先事業と考えております調査・設計を実施したいと考えております。また、平成22年度中のトイレの利用開始ができるように、工事の方を進めていきたいという予定になっております。

それと、今議員のおっしゃれましたように、佐古木駅のバリアフリーということでございますけれども、鉄道駅は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づきまして、その基本方針では、1日当たりの平均的な利用者数が約5,000人を超える鉄道駅においては、平成22年までに原則としてすべての鉄道駅についてエレベーター等の設置、要は段差解消を初めとするバリアフリー化を実施するようにされております。これに基づきまして、弥富駅の方は今年度、エレベーターの設置とか警告・誘導ブロック等、今整備を進めている段階でございます。御質問の佐古木駅につきましては、1日当たりの平均的な利用者数、これは平成20年度の数字なんですけれども、約3,200名ということで、バリアフリー法に基づく整備を促進する駅というのには該当しておりませんが、佐古木駅というのは地下駅舎という特殊な駅になっておりますので、高齢者、障害者等の円滑な移動及び駅舎等の施設の円滑な利用が確保できるように、今後、近鉄と協議しながら、駅前整備にあわせて事業を進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） とにかく人に優しい駅づくりを近畿日本鉄道に行っていただくよう、乗客数の関係もあろうかと思いますが、ぜひ人が喜ぶ駅づくりに御尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、ことしの6月から実施されますコミュニティーバスの運行について、お伺いをいたします。

さきの全員協議会の中で伊藤議員の方から質問がありました、佐古木駅を通る県道子宝愛西線は、朝夕の交通渋滞が大変ひどいわけであります。果たして時刻表どおりに運行できるのか心配している一人ではありますが、市は、この渋滞の状況を見て、どのようにこのバスの

運行を考えているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 御指摘ございました佐古木駅を通ります県道子宝愛西線につきましては、朝夕非常に渋滞が発生しておるということは確認しております。この渋滞の程度につきましては、その日によって多少異なることがあろうかと思いますが、ことしの2月15日に地域公共交通活性化協議会でもお話をさせていただいたわけですが、その前にバスでのテスト運行を実施しております。そういった渋滞を見越したダイヤ設計により、実態に即した運行に今後努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） そうしますと、今の予定では、この渋滞時間帯を除いたバスの運行ダイヤが設定されるというふうに理解してよいのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 渋滞を見越したダイヤ改正ということで、朝夕につきましては急行便、昼間に関しましては通常のルートということで、渋滞を見越した時間のダイヤということで、運行を見合わすということではございません。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） せっかく公共交通バスを運行する以上、多くの利用者の皆さんに活用していただきたいのが本音でありますので、ぜひこういったことも視野に入れながら、お客さんが喜ぶダイヤ設定と、極力渋滞を避けるコースの選定をお願いしたいと思います。

平成21年度、巡回福祉バスに使ったお金は4,761万円、1ヵ月約396万円です。今年度予算の中で、公共バスとして1億3,000万の予算が見込まれていますが、バスの改造、またバスの買い換え等々が含まれておりますけど、公共バスにかかる1ヵ月の経費はどのぐらい見積もっているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 1ヵ月当たりのバスの経費ということでございますが、予算としまして、今年度、地域公共交通活性化協議会の方へ負担金としまして1億3,000万円、それを1ヵ月当たりしますと約1,000万円でございます。これにつきまして、新規のバス停の設置費用等も含まれておりまして、2台の新車購入と3台のきんちゃんバスの改造費、また人件費、車両関係費、これにつきましては燃料、保険、車両修繕、税金等でございますが、そういったすべての費用でございます。

巡回福祉バスとコミュニティーバスの比較につきましては一概にできませんが、巡回福祉バスにつきましては4両で火曜日から土曜日の運行であったということと、コミバスにつきましては5両365日運行ということと、時間につきましても、かなり時間が幅広くとってご

ざいますので、今の巡回福祉バスとそういった金額差が生じると考えられます。

いずれにいたしましても、限られた財源の中で多くの市民の皆様に御利用いただけるようPRし、議員のおっしゃるように、今後、実証運行の中でも調査・研究・精査をしてみたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 6月から公共バスとして運行されますので、受益者負担として200円のバス料金をいただくわけであります。75歳以上の方については無料ということで運行されるわけでありますが、この料金をいただくわけであります。そうしますと、乗車人数とバス料金との食い違いは発生しないのか、ちょっと心配をいたします。

というのは、昨年、起こってはならない事件が名古屋市交通局で起こっています。いわゆる運転手によるすり銭詐欺。こんなことが新聞紙上ににぎわしていたわけでありますので、お金を取り扱う以上、収入管理はどのように行おうとしているのか。また、75歳以上の方について、例えば写真入りの無料パス券を発行するのか、二つあわせて御回答をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議員御指摘のバス料金の現金の食い違いがということでございますが、当然、協議会の方からバス事業者に委託するわけでございますが、バス事業者の方にも確認したところ、運賃箱には施錠がしてあるということと、運転手については絶対さわれないようになっておると。また、社内におきましても不正をさせない教育の徹底を図っておって、仮にそうした不正が発覚した場合につきましては、交通違反や交通事故の罰則よりも重い処分があるということでございます、懲戒処分等でございますが。

また、今の乗車人員と現金の差におきましては、現実にお客様の瑕疵によるものがあるということで、食い違いがあるということは聞いております。これは、仮にお客様が200円のところを100円と1円玉を入れたというようなことで、1円玉が入っておることがあるということは聞いております。

次に、75歳以上の方の写真入りの無料パスポートということでございますが、写真入りにするかどうかはちょっとあれですが、75歳以上の方についてはパスポートの発行を考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） お金を取り扱うわけでありますので、お互い嫌な思いをしなくてもいいように、ぜひこの収入管理の関係について、十分管理の徹底をお願いしたいと思います。

また、回数券等々どんなところで市は販売をしようとしているのか、考え方をお聞かせください。

- 議長（黒宮喜四美君） 総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） 回数券の発行につきましては、まだその時点まで協議会の方で決定しておりませんので、決定されました段階でまた連絡をさせていただきたいと思います。
- 議長（黒宮喜四美君） 山本議員。
- 9番（山本芳照君） 少しでも市民の皆さんに利用していただくため、回数券等も買いやすい場所の設定も必要ではないかと考えておりますので、ぜひ市民が利用しやすい回数券の発売所を考えていただきたいと思います。

今日まで巡回福祉バスとして運行されてきたバスが、6月からは公共バスとして走るわけです。無料から有料になるわけであります。公共バスだから赤字は当たり前の発想では困ります。市の財政に悪影響を与えることになりますので、ぜひきめ細かい対策と検討を絶えず実施していただいて、黒字化に向けての御努力をお願いしたいと思います。また、ダイヤ等についても、6月からバスが運行されるわけでありますが、走ってみて半年ぐらいたてば市民の皆さんからいろんな意見が出されてくるというふうに思いますので、ぜひこういったダイヤの関係についても、いろんな意見が出てきたら、なるべく短い時間の中で変更することにも考慮に入れながら、今後、市民が利用しやすいバス運営に努力されることをお願いして、私の発言を終わります。以上です。

- 議長（黒宮喜四美君） 以上をもちまして本日の会議を終了し、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時57分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 渡 邊 昶

平成22年 3月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実 |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博 |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏 |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶 | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 14番 | 伊 藤 正 信 | 15番 | 三 浦 義 美 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|--------------------------|---------|----------------------------|-----------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 伊 藤 敏 之 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長 | 早 川 誠 |
| 十 四 山 支 所 長 | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 総 務 部 次 長 兼
税 務 課 長 | 若 山 孝 司 | 総 務 部 次 長 兼
防 災 安 全 課 長 | 服 部 正 治 |
| 民 生 部 次 長 兼
環 境 課 長 | 久 野 一 美 | 民 生 部 次 長 兼
保 険 年 金 課 長 | 佐 野 隆 |
| 開 発 部 次 長 兼
農 政 課 長 | 石 川 敏 彦 | 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 教 育 部 次 長 | 山 田 英 夫 | 教 育 部 次 長 兼
社 会 教 育 課 長 | 水 野 進 |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 人 事 秘 書 課 長 | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長 | 伊 藤 邦 夫 |
| 収 納 課 長 | 服 部 誠 | 市 民 課 長 | 加 藤 恵 美 子 |
| 健 康 推 進 課 長 | 渡 辺 安 彦 | 福 祉 課 長 | 前 野 幸 代 |
| 介 護 高 齢 課 長 | 松 川 保 博 | 児 童 課 長 | 鯖 戸 善 弘 |

総合福祉センター所長 伊藤 薫
都市計画課長 竹川 彰
下水道課長 橋村 正則
図書館長 伊藤 秀泰

十四山総合福祉センター所長 佐野 隆
商工労政課長 服部 保巳
教育課長 服部 忠昭

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 忠
書 記 岩田 繁樹

書 記 横山 和久

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。

大変早朝から御苦労さまでございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、伊藤正信議員と三浦義美議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

- 6番（佐藤 博君） 通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

特に今回の質問は、市民の声を聞きながら、提言を含めて質問をしてみたいと思います。

最初に、木曽岬干拓地の現況と将来的利用協議の見通しについて質問をいたします。

木曽岬干拓地については、計画・事業着手から五十数年が経過しており、愛知県と三重県との境界が確定してから10年になります。しかし、愛知県側の土地は放置されたままで、活用計画も土地造成も進んでいない現状であります。今後どのようになっていくのか、関心事の一つでもあります。これから地方分権が進められる中で、いかにして土地を有効活用するか、いかにして財政能力を高めていくか、地方自治体の行政運営能力が重要視されていることは言うまでもありません。

木曽岬干拓は、当時の農林省が多額の予算をかけて造成した畑作農業地でありました。しかし、社会・経済情勢など時代の変化により、農地としての活用は見直しを余儀なくされたのであります。この土地を当時の目的以上に有効活用することは重要なことであると私は考えております。木曽岬町においても、有名になっているこの土地の活用に期待を寄せておられる方もたくさんおります。しかし、土地造成もなかなか進んでいないように見られますし、本格的な土地活用計画も示されていないように聞いております。現在、愛知県と三重県の境界は確定していますが、土地の所有はどのようになっているのか、最初に伺いたいと思います。

続いて、また活用計画等について、愛知・三重両県を中心に弥富・木曽岬両市町を含めた

協議はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

協議開催を要望していくことはできないか。また、協議の機会ができれば、弥富市としてどのような活用計画を提言される考えか、市長の構想を伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

佐藤議員の木曽岬干拓地の現況と将来的な利用協議の見通しについてお答え申し上げます。

現在の木曽岬干拓地は、土地の所有範囲でございますけれども、全体面積が443.4ヘクタールございまして、愛知県が80.9ヘクタール、そして三重県の方が362.5ヘクタールでございます。合計443.4ヘクタールでございます。鍋田干拓地が約400ヘクタールと言われておりますので、それよりも一回りも大きい広大な土地面積であるということがうかがえるわけでございます。干拓地の整備、あるいは今までの取り組み、経緯につきましては、先ほどの佐藤議員のお話のとおりでございます。当初は都市近郊の農業地帯という形の中での立地状況ということで、農業を中心とした経営の安定化を図ろうというようなことがあったわけでございますが、名古屋を中心とする経済圏が大きく広がり、都市化が急速に進展をしてまいりました。そういうような状況から、農業的な目的の事業から都市化への事業という形の中で、平成12年に愛知県、そして三重県を初め学識経験者、そして経済会、地元自治体の方から、木曽岬干拓地の土地利用検討委員会というのが発足されました。そして平成12年に、その委員会からの報告という形の中で、数々あるわけでございますが、その代表的なことを御報告申し上げます。

その当時の経済情勢を考えると、大きな投資を必要とする盛り土等の造成は控えた方がいい、現状の地盤高においての暫定的な土地利用を図るべきであるということが第1点でございます。そして二つ目は、事業の採算性を総合的に勘案しながら、最も適した土地利用のあり方を長期的に検討しなきゃならない。そして、3点目の大きな項目といたしましては、時代の変化に適切に対応しつつ、住民のニーズ等も踏まえ、総合的、あるいは広域的に土地利用を決定するということなことを考えた方がいいというように、極めて抽象的に表現に私はなっていると思っております。このような委員会からの報告書でございました。そのときのしっかりとした方向づけは、土地利用はもう中止するということでもございました。

そして、平成17年に土地利用計画として上がってまいりましたのが、愛知県・三重県両県と連携して、野外体験広場、あるいは運動広場、あるいは自然体験広場を段階的に整備していいのではないかと案が持ち上がり、平成18年から具体的にその案に基づいた整備計画がされてきたわけでございます。そして、大きくは干拓地の北側の区域は野外体験広場、いわゆるキャンプ場であるとか、あるいは冒険広場であるという形の中で整備をしていきたい。そして、干拓地の南側におきましては、面積が57ヘクタールに及ぶわけでございますが、希

少な鳥類等が存在するということがわかったわけでございます。これはチュウヒという鳥だそうでございますけれども、その保全区を設定するということが土地利用計画に組み込まれたわけでございます。

そして平成18年度から、伊勢湾岸道路の北側になるわけでございますが、「わんぱく原っぱ整備のため」という題目で盛り土計画がされてきたわけでございます。この盛り土計画が、4.5メートルの高さまで持っていくという状況でございます。これは、私たちが住む弥富市もそうでございますけれども、地盤の問題があるかと思います。そうした形の中で、4.5メートルの盛り土計画をしていくということが発表されたわけでございます。その全体の土の量が200万立米だそうでございます。少しその量がはかり知れないわけでございますが、1立米を1トンという形で換算していくなれば、10トントラックで約20万台というような計算になるかと思います。そのうちの70%が、この平成21年度までに実行されてきたわけでございます。全体の7割計画という形の中で整備がされてきたわけでございますが、昨年の21年12月10日の中日新聞に、木曽岬干拓地整備計画の延期ということが発表されております。いわゆる盛り土不足という形でございます。経済の不況、あるいは公共事業の見直しというようなことで、盛り土に対する搬出が少なくなったというようなことが言われております。しかしながら三重県側は、2010年までにこの盛り土の整備計画をしていくということを東海農政局と約束されているわけでございます。しかしながら、22年度、来年度の予算についても予算がついてないというふうに聞いておりますので、これは東海農政局との話だと思えますけれども、延期せざるを得ないというような今現状にあるかと思います。

そういうような状況でございますけれども、当面は保全区であるとか、あるいは野外体験広場、わんぱく原っぱというような形で、公共の利用に5年間は供するというようなことも言われておるわけでございます。最初に申しあげました暫定的な土地利用というのはまさにこのことございまして、公共利用という形の中で自然に親しんでいただくということを第一義的に考えて、これは将来的には都市計画というのがあるわけでございますので、私は5年の歳月がたつと整備されるだろうというふうに思っております。

そういう状況の中での今後の土地計画利用でございますが、私ども弥富市と木曽岬町はまさに隣同士の自治体でございまして、生活圏においても、木曽岬の方は弥富をたくさん利用していただいている、私ども弥富も木曽岬町を利用させていただくというようなことで大変な交流があるわけでございますが、御承知のように、愛知県・三重県という形の中での今までの利用計画でございますけれども、行政区が違ふというのはさまざまな問題がある、壁があるなあということを強く感ずるわけでございます。私どもといたしましては、今後、愛知県の地域振興部地域政策課がこの木曽岬干拓地の窓口でございますので、情報の提供、あるいは必要な調整については愛知県側としっかりと話し合いをしていきたいと思っております。

ので、御理解も賜りたいと思います。

また、弥富市の活用計画としては、私はこんなことを考えているわけでございます。一つは、今後の弥富市の一つの将来計画の中に、名古屋第三環状線の南進計画があるわけでございます。交通アクセスがしっかりとしてくる、あるいは伊勢湾岸道路が既に完成されているということで、交通アクセスが非常に便利な地域になる。そして名古屋港、私どもの鍋田ふ頭の第3整備という形の中でも進行を進めていただいております。ある意味ではこの背後地としての積極的な企業誘致を図って、議員のおっしゃる財政能力を高めていくということは必要だと思っております。しかしながら、私の私見でございますけれども、経済至上主義だけではつまらないというふうにも思うわけでございます。膨大な面積がございます。せっかくすばらしい自然環境、海であるとか、川があるわけでございますので、親水だとか、あるいはレクリエーション施設等を利用した、家族がそろって楽しめるような利用計画も私は必要ではないかなあと思っております。そうした形の中では、ウォーターフロント計画という整備計画も一考を要するのではないかなあと思っております。そんなようなことを最近、名古屋港の隣接市町村の連絡協議会で私は申し上げたところでございます。

いずれにいたしましても、まだまだ少し時間がかかるようでございますけれども、私どもの弥富市としての意見もこれからしっかりと協議の場で言えるようにしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 地域主権の時代でありますので、弥富市としても県にきちっと物の言える関係をつくっていくことが重要であると思っております。黙っておるといつまでも放置されるということもあるわけでありますから、この土地がいかに有効に活用されるか、これは今後大事な問題だと私は思っておりますので、市長の今の考え方で私は結構かと思っておりますけれども、できるだけそういうようなことについてきちっと物が言えるような関係だけはつくっておいていただきたいと。そしてまた、木曽岬町とは隣接関係にありますので、しっかりと協力関係も確立をしていただきたいと思っております。

特に一例を申し上げますと、こうした土地利用というのは、県は大体黙っておると放置していくというのが今までの一般的な見方であります。特に西部臨海工業地帯の西3区の場合でも、木材団地ということで木材と限定をしておりました。しかし、木材の不況で、何とか利用計画を変えるように強く要望してやりましたところ、川崎重工の誘致に成功したという経緯もありますので、どうぞひとつ今後もしっかりとそうした市長の考えを持って臨んでいただくように要望をしておきます。

続きまして2点目に、「輪中の郷」の経営について質問をしたいと思います。

先般も申し上げましたように、弥富市政と輪中の郷の関係については、皆さん方も十分御

承知のとおりであります。今、大変緊迫した状態にあると私は思っております。市民の意見を尊重しながら質問と提言をしたいと思うのであります。

以前に、輪中の郷ができた経緯については申し上げました。また、運営の現状についても2回にわたり質問をしてまいりました。質問内容の本質は、輪中の郷はかつて弥富町が老人福祉政策の一環として建設した施設であり、住民の声を反映した弥富市政との協議の中で運営すべきではないかと私は申し上げてきたわけであります。しかし、服部施設長は、社会福祉法第7条を盾に弥富市の関与とか円満な相関関係を軽視する態度をとってきたために、市民の声を聞きながら私は反省を促してきたところであります。また、唯一執行権のある佐野理事長は、実情が把握できているとはとても考えられない行動が目立っておりました。設置の経緯からして、市当局に関与・指導を求めてきたのであります。しかし、大木副市長が、議会審議の状況を知ってもらうために佐野理事長に議事録を渡そうとしたところ、副市長に対して佐野理事長は、子供の使いをするなというような言い方で一蹴をしたということを私は聞いております。最初に、このような事実に対して副市長の考え方の確認をとりたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 副市長。
- 副市長（大木博雄君） 議事録につきましては、佐藤議員から理事長に渡していただきたいというお話がございましたので、施設長に渡したか理事長に渡したかについては記憶がございませんが、渡させていただきました。ただ、今の子供の使いみたいなことをするなと言われたのは別の件でありまして、こういった件かということについてお話しするのは、そこに見える職員さんのプライバシーの話でありますので、ここの議会でお話しすることは避けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。
- 6番（佐藤 博君） 多少内容が違っておったかもしれませんが、しかし、少なくとも副市長に対しての言動というのは私は極めて遺憾に思っております。

そこで、私は市当局を侮辱したような言動に対して憤りを感じるとともに、これ以上市幹部の手を煩わせてはいけな思考えまして、私は直接佐野理事長に、私の議会での2回の質問の議事録を同封して公開質問状を輪中の郷の事務局に届け、1ヵ月後の11月末日までに回答を依頼してきたのであります。

その公開質問の内容はどういうことであるかという、まず最初に佐野理事長個人に対しては、議会の会議録に対して感想・意見を伺いたい。それから、2番目に理事長職の認識について、週1日短時間の執務と聞いているが、運営全般の把握ができているかどうか。責任問題が問われはしないか。特に私は議会の質問の中で、高い報酬を支払えないにしても、きちっとした手当を支払い、すべて掌握できるような責任体制に改善すべきではないかという

ことをかつて言ってきたことがあったわけであります。そういうことも含めて、その２点について個人に対しては申し上げました。

それから、理事会で協議をしていただきたいということで、次の３点を申し上げました。

その１は、平成21年８月現在、輪中の郷への入所希望者が約140人待ちと聞いておりました。当初から定員増加を見込んで土地が取得されているために増設の検討はできないか、こういうことを申し上げたわけであります。当時の弥富町が買収をした土地は、１万3,600平米ぐらいだと思っております。使っておるところは半分ちょっとということでありますので、まだ東側にたくさんあいておるわけです。だから、そういうことで増設の検討はあるかどうかと。もう一棟、増設の検討はできないかと。それから３点目に、増設計画がなければ、東側の余剰地を弥富市に返還し、市が民間に貸与して民間による老人ホームの設置を提案したいので、理事会で協議して意見・回答をいただきたいと、私はこういう質問書を出したわけであります。

この５点について、私はまじめに質問書を出したつもりであります。しかし、年がかわっても何の回答もありません。１月４日の新春懇談会にて出会ったので、佐野さん、まじめに公開質問しているのであるから、返事ぐらいはしてもらってもいいのではないかと話しかけたら、何を誤解しているのか「関係ない」とそっけなく一蹴して立ち去ったのであります。このようなやりとりがあるわけであります。このような理事長の態度では、弥富福祉会に対して要望したり期待したりすることは不可能であり、弥富福祉会の体質が変わらない限り、これ以上弥富市は支援することはできないと言わざるを得ません。本年も弥富福祉会建設資金元利償還補助金として912万2,000円が計上されていますが、来年度、平成23年度でこの補助金は必要なくなります。敷地は１万3,600平米あるわけでありますから、これは現在も弥富市の所有地であります。現在、この施設には固定資産税はかけられていません。また、この広大な敷地は、借地料も支払っていないのであります。そういう状況でありますから、弥富市の行政運営に協力しないような私物化されているような運営なら、土地の借地料を取ることを検討すべきではないか。また、民営の場合は、私もやっておりますけれども、固定資産税がかけられております。固定資産税も払っております。固定資産税も検討すべきではないか。こうした点について、副市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（大木博雄君） まず借地料の関係でございますけれども、この根拠となっておりますのは、平成３年７月１日付で弥富町と社会福祉法人弥富福祉会との間で、町有財産貸付契約書が締結されております。これに基づきまして、契約書では32筆、9,384.27平米でございますが、無償で貸し付けがされております。この条項の中で第３条により、特別養護老人ホームの用地として使用している限り、借地料は請求したり契約の解除はできないというふう

に考えております。

なお、固定資産税につきましては、地方税法第348条第2項10号の3に基づき非課税となっております。これは社会福祉法人が、老人福祉法の規定に基づく特別養護老人ホームとか、それからデイサービス、あるいはショートステイ、こういった事業に供されている固定資産税については非課税という規定がされておりますので、それに基づいて課税することはできないというふうに考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君）

確かに当初これを計画したときには、当時の弥富町が、この土地の取得から、あるいは建物の借入金の返済から、補助金から、全面的にやってきたわけであります。したがって、そういう関係の中で、今申し上げたようなことが事実であるとするなら、これは見直しをしてもいいんじゃないかと私は考えるわけであります。特に今回、厚生労働省は、低料金の老人ホームの建設促進を始めようとしておるわけであります。東の方の4,000平方メートルぐらいの空き地を使って、民間に貸与して民間の応募による老人ホームを建設することも提案したいと私は思うわけであります。そういうような考え方について早急に検討されることも要望したいと思うわけであります。こうした点について、弥富市の行政運営の一環だという認識がないような場合だったら契約の見直しをする必要があるし、弥富市の福祉行政の一環として協力をするということであるならば、この契約は存続していいと私は思うわけであります。ただ、そうした中で、現実には多くの方が入居を待っておられるんだから、今申し上げたような、厚生労働省の低料金の老人ホーム建設促進という一つの施策が新しく出てきたわけでありますから、一遍きちっと検討されるように私は考えたいと思うわけであります。民生部長並びに、最後に市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

市といたしましても、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等を踏まえまして、住みなれた地域での生活を継続していただけるように、介護老人福祉施設の整備を進める必要があると考えております。入所待機者の解消を図るため、輪中の郷に定員増を要望いたしまして期待しているところであります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員の御質問にお答え申し上げます。

輪中の郷の問題につきましては、今までの議会の中でもお話を伺っておるわけでございます。今、輪中の郷そのものが、先ほど副市長の方からも話がありましたように、社会福祉法人という形の中で、その運営については行政とは一定の距離を置かなきゃならないというこ

とが規定されておるわけでございます。しかし、今までのいきさつだとか、今後の高齢化社会に対してどうしていくかということについては、弥富市の人を中心にして受け入れていただかなきゃいかんということが前提としてあるわけでございますので、これからはその運営に対してはしっかりと、お互いが話し合いをしながら、相互の意見を交わし合いながらしていきたいと思っております。

つい先日も施設長に対して、輪中の郷の今後の将来に対する利用計画を一度お示しいただきたいという形で、私も御本人にお会いをして口頭で申し上げたところでございます。そういった形のものがもう間もなく、具体的なものとして出てくるというふうに期待をしているところでございます。

また、佐野理事長のことにつきましてもいろいろお話があるわけでございますが、佐野理事長も十四山村長という形の中で、行政能力、あるいはさまざまな能力にたけてみえる方だと信じております。そうした形の中において、今までの行政能力をいかに輪中の郷の理事長という立場で発揮をしていただきたい、そんな思いでございます。しかし、個人的な質問書に対して御本人がどうお答えになられたということについては、少し私が及ぶところではございませんので、さらにお話し合いを御本人同士で深めていただければと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） これは、普通の福祉法人が建設をされた老人ホームと違うという認識をまず持ってもらわなきゃいかんと、これが第1番であります。その認識がないということです。ですから私は、一度議会にでも佐野理事長をお呼びして、一遍皆さん方で意見を交わすことも一つの方法だろうと。市当局が関与することではないといえども、経緯からして市が福祉行政の一環として要望することは私は十分できると思っておりますので、一遍その点もよく部内で検討して、反省を促すことが必要だと私は思っております。そして、新しい施設を増築するか、あるいは新しく今度の制度を運用して民間に貸与して増設するか、これは一遍早急に結論を出すように当局としても考えてもらいたい。特にこの点については、民生部長を中心によく考えていただきたいと思います。

続きまして、第3点目の質問をいたしたいと思います。

学校教育の現状認識と学力向上策についてということで質問をしたと思います。

昨今、日本の教育レベルは低下していると心配する人が多く出てきております。私もその一人であります。一方、発展途上国と言われてきた国々が、国の発展、生産性を高めるために教育・科学技術の重要性に視点を向けるようになり、国策として教育を重要視していることが目立つようになってまいりました。特にアフリカの国々の中には、数少ない中学・高等学校への入学受験のために、家族が一丸になって真剣に取り組んでいる様子がこの前も報道

されているのを私は見たわけであります。日本の明治維新のような感じがしました。

今や日本の教育は、トップレベルと胸を張る時代ではなくなったと言えます。特に基礎学力の低下問題が指摘されており、高学歴時代になったといえども、高学力とは言えないのであります。このような状況を憂いて、教育委員会において現状を調査したり、原因を解明したり、対応策の検討を始めているところも出てきていると聞いております。特に、中央集権から地方分権、地域主権へと改革が進められている現在、地方自治体における行政運営には大きな使命もあり、教育行政においても学力向上策のためにナンバーワンよりオンリーワンを目指した教育行政が進められるようになってきました。かつて弥富市は、鍋田村との町村合併20周年のときを契機として、青少年健全育成、あるいはまた緑と文教のまちというようなことが言われるようになってきたまちでありまして、学力向上のために教育委員会として、弥富市の学校教育の学力の現状調査、分析、評価、対応等をどのように認識しておられるか、まず最初に教育長に伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

本市における学力の現状と認識についてのお尋ねでございますが、御承知のように、全国学力・学習状況調査につきましては、国の主導によりまして平成19年度から21年度の3年間、継続して実施されてきたところでございます。その対象として、小学校は6年生、中学校では3年生が対象となりまして、教科につきましては、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学ということで、あわせて日ごろの生活環境や学習環境などに関するアンケートも実施されてきました。過去3年間のそれぞれの学力の結果が出ておりますので、教育委員会としては調査の結果を踏まえ、各学校においてそれぞれの教科の最後の項目で足らない学力部分について分析をいたしまして、学力向上に取り組むよう指導してきたところでございます。さらには、生活環境アンケートの集計によりますと、全国的に、早起きや朝御飯を食べることなど生活習慣がきちんとしていなければ学力向上に結びつかないという結果も出ておりますので、今まで以上に生活指導を重視するよう指示をしたところでございます。

次に、本市における21年度の小・中学校の学力調査の結果につきましては、公表できる範囲で簡単に報告をさせていただきます。

小学校の国語につきましては、知識に関する問題では全国レベルよりややすぐれており、活用に関する問題ではほぼ全国レベルでございました。算数では、知識に関する問題と活用に関する問題ともにほぼ全国レベルでございました。中学校の国語につきましては、知識に関する問題と活用に関する問題ともに全国レベルよりすぐれております。数学についても国語と同様、全国レベルよりすぐれているという結果が出ております。以上が本市における全体的な調査結果でございますが、小・中学校ともに全国レベル以上であったことがわかり、

安堵しているところでございます。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 率直に申し上げて、全国レベルと同等ないしはちょっといいということですが、私は全国レベルというのが下がっておるということも認識せんといかんと思うんです。ですから、全国レベルであればそれでいいという物の発想ではなくて、弥富はいろいろな面で、さすが弥富はすぐれておると言われるような教育行政、あるいはまた教育活動がされることを私は考えたいと思うのであります。

今、教育長は全国レベルないしいいという評価でありますけれども、学力が低下していると見ている教育委員会は少なくないんです。東京都教育委員会は学力低下を考慮して、土曜日に正規の授業を行うことができるとの通知を出しました。保護者に公開したり地域住民が協力するという条件つきで、1ヵ月に2回まで実施できるとしております。学校週5日制は、ゆとり教育という名のもとに1992年から一部実施が始まり、2002年4月から完全移行されたのであります。しかし、現在に至って、このゆとり教育が基礎学力の低下と関連しているのではないかと心配されるようになりまして、中央教育審議会は2008年の1月に、地域公開という形での土曜日活用を打ち出し、東京都教育委員会も同年12月に公開授業など土曜日を使えるとの見解を示し、その後、土曜日に正規の授業を行えるとの通知を出しておるのであります。現行のカリキュラムを学校週5日制でこなしていくのは過密スケジュールだと思えますし、また大勢の方がそのように判断しておられます。風邪やインフルエンザが流行すれば授業時間の確保も問題となり、夏、冬、春等の休みを活用することになっているところもあります。豊田市教育委員会では、3学期制を2学期制にする試みを実施しております。

前回にもここで指摘しましたが、特に基礎学力の低下をどのようにして改善するか、土曜日の活用等も含めてアンケートを実施したり、有識者、PTAの意見を求めたり、教育委員会として現状の認識をもう一度再検討されるように考えていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

学力の低下をどのようにして改善するのかというお尋ねでございますが、御指摘のように、学力の低下につきましては、学校週5日制、ゆとり教育の影響が大きいのではないかと考えられておりますが、一方では都市化や核家族化が進み、家庭や地域の教育力の低下にも原因があるのでは、また子供を誘惑する遊びが多く、漫画やゲーム、携帯電話などによって勉強しなくなったのではとさまざまな原因があると言われております。この対応策といたしまして、東京都のように土曜日の授業を復活したり、豊田市のように3学期制から2学期制に変更するのも一つの方法だと思いますが、本市としては、まず、先ほど申し上げました学校ごとの

学力テストの結果を細部にわたり分析をいたしまして、教職員の皆さんがみずから子供たちの学力を伸ばすために、それぞれ工夫した授業や読み書きそろばんを教育の基本とした授業を情熱を持って展開するよう、今後指導していきたいと思っております。

次に、学力低下について有識者やＰＴＡの意見を求めて教育委員会として検討してはどうかという御提案でございますが、学力結果は細部にわたっております。各学校の結果にも差異がございますので、教育委員会や学校長、さらにはＰＴＡの方々と相談し、子供たちの学力向上に努力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○６番（佐藤 博君） 現状に満足することなく、新しい弥富市としての教育はどうあるべきかということを真剣に一遍考えるためには多くの方の意見を聞くことも大事だと思うので、私もそういう一人として意見を申し上げておるわけでありますから、もっと多くの意見を求めていくことも大事なことだという認識をひとつ持ってもらいたいと思います。

このたび、40年ぶりに内容がふえた新学習指導要領が、平成23年度に小学校、24年から中学校で実施されることになります。特に小学校５・６年生には英語教育が必修化されることになっております。また、中学校では武道が必修化されると聞いております。私は大変結構なことだと喜んでおるわけでありますが、問題は、授業時間問題とあわせて指導者、特に教師の指導力がこれから問題になり、問われるところであります。小学生・中学生という子供時代は感受性が高い時代であり、出会いがその子供の将来、人生を大きく左右することは言うまでもありません。特に学校での先生との出会いは重要であり、先生との出会いでその子供の人生に影響した実例は多くあります。厳しくても愛情に満ちた先生、子供が心から信頼できる先生、教師の能力・資質・気力をどのように高めていくか、そして指導力を向上させていくかということが重要な問題であります。そのためには今後、教師の専門教科性、あるいは教師の増員、また40人を上限とする学級編制等を検討しなければなりません。先進国では、もはや40人学級というのは通用しなくなっていると聞いております。愛知県でも来年度から上限が35人になると聞いております。

また、今まで以上に先生の雑務と言われる職務内容をどのように減らし、先生が児童・生徒と直接向き合って指導したり触れ合う時間がふえるようにするかが問題であります。また、週５日制で先生の教材研究や事務処理等が十分にできるかどうか。先生の忙しい忙しいと言われている勤務時間についての調査等も実施をして、教育、職場環境の改善にも目を向けたりして、いかにして有能な指導者、教師を配置できるようにするか、教育環境の整備とともに気力・能力・指導力など教師の資質チェックを怠ることなく、教育委員会として毅然として臨んでいただくことが重要なことであると私は思っております。特に、教員の人事権は教育委員会であります。教育委員会がチェックをすることによって、優秀な先生が弥富に赴任

されるようになることも過去の例でありますし、教育事務所でも、弥富の教育状況によって優秀な先生を送り出す配慮もされるようになった経過もあります。そういうことから、私は、しっかりと教育委員会はこうした点に目を向けていただくように要望したいと思います。

先般も市民から寄せられた意見の中に、一生懸命やっておっていただく先生もありますけれども、一部先生の中に、先生として身だしなみがふさわしくないとの指摘がありました。服装やヘアスタイル、整髪等、私も疑問を感じる先生がいることは事実であります。自由といえども、身だしなみを整えることによって教師としての自覚が生まれてくるのではなかろうか、常識の問題であります。このような問題等について検討していただきたいと思いますが、今後の教師の指導力向上策について教育長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えいたします。

最初に学級編制について、先ほど愛知県でも来年度から上限が35人になるという御発言をされましたが、そのようなことはなく、本年度同様、35人学級は小学校1年と2年、中学校の1年でございます。従来と変わりありませんので、御認識をお願いいたします。

なお、国におきましては、23年度に向けて35人学級の検討に入ったところと聞いております。

次に、一部の教職員の身だしなみについてでございますが、これは昨年9月、ある小学校の運動会の服装のことだと思います。市民から指摘を受け、その学校長に対し、理由はいろいろあると思うが、先生らしく品位のある身だしなみ、市民から批判を受けないような服装をするよう強く指導いたしました。また、翌10月の市内の校長・教頭協議会におきまして、教職員の皆さんに周知徹底の指示をしたところでございます。

次に、新学習指導要領についてお答えをいたします。

御承知のように、小・中学校の新学習指導要領につきましては、教育基本法の改正などを踏まえ、子供たちに生きる力をはぐくむことを目指し、言語活動や算数、語学教育、体験活動、外国語活動などの充実が図られております。この新学習指導要領の実施に際しましては、御指摘のように、小学校での英語教育や中学校での武道の指導者などいろいろな問題が生じてくると思われますので、教員の資質の向上のための各種研修会の実施、優秀なALT（外国語指導助手）の確保など、さまざまな角度から個別に検討して学校教育の向上を目指していきたいと考えております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 35人学級は1年生から順次始めていくというように認識をしておるわけですが、間違いありませんでしょうか。

そこで、そういうように学級定員もこれから順次減っていくわけであります。もちろん大

事な問題だと思っております。今後はさらに、高等学校や大学に進学したり、社会へ出て、競争力にまさる人材育成を考慮した学校教育を検討することが重要であると考えております。グローバル化した現代社会においては、学歴より有能な人材を育成することが重要な課題となっております。例えば、まず高等学校へ進学して、弥富から通っている生徒は学習意欲があり優秀だと評価されるような教育を小学校・中学校から考えていくこと、重要な問題ではなからうかと思えます。また、競争心を喚起し、競争力を高めることも重要なことであります。先般も、浅田真央選手を初めオリンピック選手に対して日本国民が限らない声援を送り続けたことはテレビの視聴率からもよくわかります。競争すること、競技には勝つこと、何事も勝つことは重要なことであり、子供のころから正しい競争心を養うことは重要なことであります。そのためには、学習やスポーツを通して競争心を養うために、適正な学校規模や学級数も考えていくことも重要なことであります。

文部科学省の発表によると、1992年から昨年までの17年間の間に、公立の小・中・高校が5,259校廃校となっております。現在も毎年400校を超えるペースで廃校となっているそうです。大きな原因は少子化であります。また、市町村合併に伴って、適正な効率、効果を検討した合併が進んでいると言われております。廃校となった校舎の有効活用も検討され、補助金返還も緩和されているように聞いております。平成14年、文部科学省は、適正な学校規模として、1学校12学級から18学級を示しております。この基準から検証しますと、十四山中学校は教科担任制が維持できるかどうか。また、昨日、佐藤高清議員からクラブ活動の問題が指摘されておりましたけれども、これも適正な学校規模との関係が要因であると思っております。さらに、十四山東部小学校と西部小学校を統合することも必要ではなからうか。また、大藤小学校と栄南小学校はどうすべきか。長期の検討事項として、子供たちの競争力を養う、効率的な効果的な教育を施すという意味から適正配置を真剣に考えるべきではないかと思いますが、教育長及び市長の考えを伺いたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 教育長。
- 教育長（下里博昭君） 適正な学校規模について、長期の検討事項にしてはどうかという御提案でございますが、現在、全国的には、市町村合併や少子化に伴いまして小・中学校の統廃合を進める自治体も数多くなってきましたが、御承知のように学校は単に子供の教育を行うだけでなく、地域のコミュニティーの核でございます。災害時には避難所となるなど、実際には多様な機能を持っております。学校がなくなることは、子供たちにとって精神的にも大きな影響を与えるだけでなく、その地域の将来にもかかってきます。したがって、学校の統廃合については当然のこと、その地域や保護者の皆さんの意見を十分聞いた上で慎重に進める課題であると思っております。以上です。
- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

日本の全体的な少子化に対して学校教育の及ぼす影響というのが多大であるということは、大変頭を悩ますところでございます。先日も栄南学区にお邪魔いたしまして、ことしの栄南小学校の新１年生はわずか13名という形で聞いております。そうした形の中で、私どもいたしましては、新校建設と、そして統廃合ということについては、同時並行的にしっかりと考えていこうと思っております。多くのところにつきましては、教育長が答弁したとおりでございます。一緒になって教育委員会ともども、また行政、そして地域の皆様とお話し合いをさせていただきながら考えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

- ６番（佐藤 博君） 時間もありませんので、簡潔に申し上げたいと思っております。

今のこういう問題は短期に行えるものでもありませんし、一方的に行えるものでもありませんので、十分検討して、地域の皆さん方の意見、あるいはまた現状を踏まえながら長期にわたって検討されることを要望しておきます。

最後に、家庭教育、社会教育の重要性問題を申し上げたいと思っております。

最近、子供の非行化、あるいは親子の間の殺傷事件など、胸が痛む事件が頻繁に起こっております。この中には、最近離婚問題が子供を犠牲にしていることが目立つわけであります。先般もここで青少年健全育成の本質を私は述べました。「こころの学校」代表 三浦興一先生が、「道徳と良心をなくした日本人」と題した本を出版されました。墮落した日本人の姿を披瀝されており、胸が痛みました。先日、教育長に私は、親と子と題した教え、親と子供は同い年、子供の成長に合わせて親も成長しないと本当の親とは言えないということわざを参考に渡しておきました。親が我が子と目線を合わせながらきちんとしつけていくことができるかどうか青少年健全育成運動の原点であることを再度検証していくことが重要なことであります。協議会の会長は市長であります。年１回の大会に終わることなく、講演会や研修会などを開催したりして、親や大人社会に対して、教育にも子育てにも一層の関心を高め、そしてさらには輪を広め、効果が着実に実るように、緑と文教のまち弥富市としての、さすが弥富市は教育に熱心なまちだと誇れるまちづくりを期待したいと思います。最後に、教育長、市長の所見を伺って質問を終わりたいと思っております。

- 議長（黒宮喜四美君） 教育長。

- 教育長（下里博昭君） 本市の青少年健全育成運動の一環で毎年実施しております青少年健全育成大会につきましては、本年度は一部見直しをいたしまして、中学生のいじめをテーマにした意見発表を取り入れました。会場の皆さんに好評を得、私自身も生徒の堂々とした立派な発表に感銘を受けたところでございます。今後も関係者の皆さんと相談しながら創意工夫をし、さらに充実した行事になるよう努力をしてみたいと思っております。

次に、本市の教育に対する件でございますが、教育とは、文字どおり教えること、育てることです。教えることとは何か、育てることとは何か、それぞれの教職員を含め教育にかかわるすべての人が共通認識の上で、学校教育、家庭教育、社会教育を推進することが必要であると思っております。子供たちが夢や希望を持ち、心豊かに、そして健やかな成長ができるよう、微力ではありますが全力を注いでいきたいと思っております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

現在の子供たちを取り巻く環境というのは大変厳しい、あるいは憂うべきことがたくさんあるわけでございます。そうした観点におきまして、今回の予算書を見ていただいてもわかりますように、私は子ども会の補助金の予算を増額させていただきました。これは、家庭教育という観点の中から、再度保護者の方に子供の育成ということに対して一度講演会を催したいということがあるわけでございます。そうした形の中で、みんなで子供たちに対する環境をどうしていくかということについて考える場を設けたいと思っております。以上でございます。

○6番（佐藤 博君） しっかりとひとつ頑張ってやっていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 11時になりました。暫時休憩をとります。再開は11時10分といたします。よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、堀岡敏喜議員。

○1番（堀岡敏喜君） 皆さん、おはようございます。1番 堀岡でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は1点でございますが、事例などを含みますことを御了承お願いいたします。

市内の小・中学校で学校公開日、また学校公開週間を設けてはどうかという提案でございます。

学校公開日とは、現在、市内の小・中学校で実施されております授業参観日とは別に、あるいは取ってかわって、登校時から給食、清掃、下校時に至るまで保護者・地域住民の方々に子供たちの自然な学校生活を見ていただくため、一日公開することです。地域によっては、一日授業参観、フリー参観日、オープンスクールなど呼び名はさまざまあります。目的は、保護者と学校側の相互理解、信用を深めること。地域に広く公開することから、

学校を支える地域基盤の強化。来校された方々からアンケートをとり、総合的なレベルアップを目指している学校もあります。また、学校選択制度を取り入れている市区町村の学校では、選ばれる学校を目指して、公開日にさまざまな取り組みをしているところもあります。

メリットとしては、一定時間行われている授業参観では、子供たちも先生も非常に気合いの入った緊張感のある授業風景が見られます。それはそれでよいものではあります。が、ふだん見ることのできない休み時間や給食、清掃など長時間にわたると、さすがに緊張感が続かず、我が子の自然な学校生活が見ることができ、家庭での教育に生かせること。公開日、また公開週間を設けることにより、仕事などで時間の都合が付きにくい保護者の方も比較的参加しやすくなります。また、子供がない世帯の方も、防災拠点である学校に定期的に行くことにより、災害時の確認にもなります。実際、その日に合わせて防災セミナーを行う地域もあります。

実施に際しての問題点は、主に防犯対策であります。市内の学校の先生方にお聞きしましたところ、公開日に関しては大いに結構だが、やはり治安が心配であるとのことでした。実施されている学校の例を紹介いたしますと、参加者の来校に際しての入り口は1ヵ所に限定し、ワッペンやリボンをつけていただく。参観日を別に設定している学校では、公開日は原則カメラ撮影の禁止、定点にPTAや自治防災の方々、運営ボランティアの方々に警備についていただく、地元の警察に巡回をお願いするなど対応をしております。

現在、学校公開日を実施している自治体は急速にふえております。東京都ではほぼ全域、身近なところでは名古屋市の一部、隣の愛西市、津島市でも実施をしております。

昨今の急激な社会構造の変化は、核家族化、少子化、地域の結束力の低下という社会現象を発生させました。保護者や地域住民の価値観の多様化も一層進んできております。また、利己主義の風潮も大きくなり、子供たちを取り巻く環境は大きく変化してきました。さらに、学校の過度な抱え込みから生ずる学校の教育力の限界も露呈してきました。その中で、子供たちの規範意識や自他を尊重する意識の低下、不登校や学級崩壊など、新しい課題が噴出してきました。

こうした状況の中で、一人一人の子供が激動の21世紀をたくましく生きる力を育てるためには、社会の変化に対応した新しい学校づくりが大切なのではないでしょうか。子供をよりよく育てたいというのは学校も家庭も同じであり、双方とも努力をしております。新しい学校づくりに必要なもの、地域に開かれた活力ある学校づくりを進めていくためには情報の公開が大切であり、保護者や地域住民が学校に最も期待をする情報公開は、教師による指導と児童・生徒の活動する姿であります。それも時間を限定した授業参観ではなく、登校から下校まで、学校生活のすべてが参観できる学校公開日が望ましいのではと考えます。弥富市としての見解をお聞かせいただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） それでは、堀岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在学校への訪問回数につきましては、授業参観とか、個別懇談会とか、運動会等で、回数的には足りておると考えておりますが、授業参観時間の延長や公開週間の設定につきましては、保護者の方々が自由にできる反面、議員御指摘のように防犯の面もございますので、そういった面の対策も市として十分とらなければならないと考えております。しかしながら、議員も言われましたように、地域に開かれた学校づくりににつきましては当然でございますので、今後、地域の方及び学校長さん、教頭会議、PTAの方に御相談しまして、今後のあり方を検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 検討していただくんですけれども、すぐにできるものでもございません。先ほど申し上げましたように、防犯というものが大きな問題となっているのが先進地の苦労しているところであります。

制度や設備で便利に安全にとっても、人の介在がなければそれは無機質なものとなり、意味をなしません。ダイヤモンドがダイヤモンドでしか磨けないように、人も人との触れ合いによって、思いやりや優しさ、強さ、人間らしさがはぐくまれていくのだと思います。今回、私どもは地域のボランティアの方々の御協力をいただきまして、市内の通学路点検を行いました。数々の危険箇所があり、地域ごとにさまざまな御意見をお伺いしました。しかし、問題の箇所は、自動車を運転する大人側が思いやりを持てば、またしっかりルールを守れば危険が半減するのであります。あと歩いていて目につくのは、ごみ、ペットのふんです。子供たちが毎日通う通学路は、一つの社会勉強の場です。ごみを捨てる人、ペットのふんを始末しない人が悪いに決まっておりますが、それを毎日見る子供たちは、いつしかその光景を当たり前とってしまうのではないのでしょうか。市においては広報等で啓発をしていただいておりますが、さらに強化をしていただきたいと思います。

通学路点検の折に、学校に対する不満とか不安を抱いている保護者の方の御意見を多数お聞きしました。それは一方通行的な御意見が多いことから、学校側から保護者や地域住民の方に、もっと積極的に働きかけていくことが大切だと思います。ぜひ学校公開日に関してはよく検討していただいて、速やかに実施の方向で考えていただきたいと思います。

関連でございますが、通告外の案件でございますので要望として申し上げます。

情報公開という意味で、現在、弥富市内の小・中学校でウェブ上にホームページがあるのは、7小学校、三つの中学校がありますが、弥生小学校だけなんです。他の小・中学校もぜひつくるべきだと思いますので、要望させていただきまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、立松新治議員。

○8番（立松新治君） こんにちは。

8番 立松新治。通告に従い5件に対して質問いたしますが、順不同でお願いいたします。

1件目は、中央幹線道の安全対策について。

特に南の住民の人々が待ち焦がれている道路です。まちが近くなることで幸せな道で、早く完成することを強く望んでいます。工事箇所には安全対策をきちっとしながら進めてもらっていますが、国道23号線の南100メートルの県道との交差点は特に拡幅され、東西から中央幹線と交わるときに左右確認がしづらいと言われ、私も何度か通りましたが、安全確認ができていくように思いましたので、その交差点の安全対策を考慮していただき、事故が起きないように対応していただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、立松議員にお答えいたします。

御質問の県道境政成新田蟹江線の交差点につきましては、交差点改良の完成に合わせて信号機の設置を市と愛知県から公安委員会に要望しておりましたが、今年度の設置はできないとの回答をいただいております。現在、県道側には一時停止の規制並びにカーブミラー等が設置してありますが、議員御指摘のように交差点が広く、大型車両の交通量も増加しておりますので、以前に信号機設置までの間の交通安全対策を県に考えていただくように要望しておりました。県の考えといたしましては、平成22年度事業に何らかの対策を考えていきたいという返答をいただいております。引き続き市といたしましても早期の信号機設置を関係機関に働きかけてまいりますので、御理解のほどをよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 県の方へ信号の要望をしているということで、本当に初めて通るとあまりにも広くて、どこへ安全確認していいかわからないと思いますので、信号がつくまでの間、安全対策を早目に考慮していただいて、大きな事故が起きないように進めていただきたいと思います。

それから次に、たばこ税についてお伺いします。

今、喫煙者は、規制も厳しくなって大変だと思いますが、健康のために吸い過ぎに注意していただきたいと思います。市税としては2億7,300万円が計上されていますが、近々値上げも考えられております。税額は今どれだけの割合で、どこから入金され、また値上げ後はどうなりますか。そのときに税額は増加するのか、減るのか、市側はどういうふうを考えてみえますか、お聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

○総務部次長兼税務課長（若山孝司君） それでは、お答えします。

たばこは、1箱300円の場合で、20本入りですが、約175円、58%がたばこ税でございます。税の内訳としましては、国税が50%、県税が12%、市町村税が38%の内訳になっております。

また、議員からお話がありましたように、22年度の税制改正では、1本が3.5円、1箱70円の税率引き上げによりまして価格が1本5円程度に上昇し、1箱の価格は400円、約245円、61%がたばこ税となります。議員の税収の見込みについてのお尋ねにつきましては、売り上げは落ちるものの、税額としては増収するのではないかというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 2億7,300万の予算のうちに、それも考慮されていますか。

○議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

○総務部次長兼税務課長（若山孝司君） 強気に見込んで計上させていただきました。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 少し甘目の予算かなと、期待していいのやら悪いのやらと思いますが。

弥富市内で購入したたばこに対して、たばこ税として入金されるということですが、必ず弥富で買ったたばこ税が弥富に納税されていますか。例えば、経営者が愛西市の在住で販売店が弥富市内にもあると、コンビニとかそういう関係の中であるんじゃないかなあと思うわけですが、購入したたばこ税が必ず弥富市内に入金されていると思われませんか。

○議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

○総務部次長兼税務課長（若山孝司君） たばこ税は、納税義務者の国産たばこ製造業者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売の販売業者から、市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して納税がされます。たばこの販売につきましては許可が必要でありまして、どの場所で売るかを含めて許可がされておりまして、このため卸売業者（納税者）は、どこにどれだけ納品したかとの把握が明確にでき、それに応じて納税がされております。当市の最大の納税義務者になる日本たばこ産業にお聞きすると、コンビニで購入されておりまして、市内の店であれば弥富市に納税することになるとの御返事をいただいております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 弥富市で買ったものは弥富市のたばこ税になるという説明を受けましたが、愛煙家の方々に理解してもらいながら、健康にも留意してもらい納税していただきたいと思いますが、愛煙家の方々にも健康上の予算の対応施策がされているのか、お聞きします。

○議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

○総務部次長兼税務課長（若山孝司君） たばこ税につきましては、目的税ではなくて、使用の用途は制限されずに一般財源として広く市政施行のために活用させていただいております。

以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 一般財源として使われているということですが、民生さんの方ではそういうことは考えて予算計上はされていますか、お聞きします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

民生といたしましては、がん検診等に充当しているものと私は確信しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 税収と健康面両方の施策がされていると認識しました。

次に、動物愛護についてお聞きしたいと思います。

動物は、心豊かな生活にとって重要な存在になっております。心をいやすペットは今や多様化しており、人が生活するのによきパートナーとして位置づけられ、犬・猫に始まり、地元の名産である金魚、そしてウサギ、蛇、それに文鳥、インコなど多様な中、県等の許可を受けなければいけない特定動物があったりもしますが、ほかにペットと言われる動物があったらお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） じゃあ、お答えさせていただきます。

議員の今の御質問は、ペットか家畜かという一つの判断になるかと思うわけですが、私ども、先ほど申されました犬につきましては当然登録という観点がございしますが、一般的には犬・猫というふうにとらえております。それ以外にも、ウサギ、蛇、カエル等はあるわけですが、昨今、例えば牛だとか、馬だとか、豚、あるいは綿羊、羊ですね、あとヤギ、こういったものについては、そのものが死んだような場合には化製場法という法律がございしますので、やはりペットとは言わないんじゃないかということです。また、牛とか馬、あるいは豚を飼う場合には、私どもの範疇ではございせんけれども、許可がないと飼えない動物もございましてということはお聞きしております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） いろんなペットが考えられるわけですが、豚等も家畜だと、中にはペットで飼っている人もおるわけですが、動物をみだりに殺したら傷つけたりした者は1年以下の懲役、または100万円以下の罰金、動物に対し、えさや水を与えず衰弱させるなど虐待を行った者、50万円以下の罰金、動物を遺棄した者、50万円以下の罰金。このように動物愛護及び管理に関する法律も整備されており、犬・猫の喜ぶ姿や飼い主を信頼しているしぐさなど、私たちを楽しく温かくさせるパワーを持っております。そんな動物とともに生活をし

ながら、身の回りの世話をしたり、健康管理のため病気治療に通院したり、トリミングやつめ・歯の手入れをしながら、動物に愛情をかけながら生活を楽しむわけですが、犬を取得したときには、生後91日以上であることが条件で、30日以内に登録しなければなりません。その登録手数料は3,000円です。また、1年に1回は狂犬病予防注射が飼い主の義務で、それも3,300円必要です。この登録は犬の住民登録だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、お答えを申し上げます。

先ほど立松議員が御質問されましたように、飼い犬の場合、生後91日以上の子犬を飼おうとする場合には、狂犬病予防法によりまして、登録や年1回の予防接種が義務づけられているところでございます。犬の登録につきましては、平成7年4月より、それまで毎年1回の登録が義務づけられていたわけですが、これが犬の一生に1回に改められました。また、この登録をしたものにつきましては、飼い主が他の自治体に移動しても登録がえをすればいいことになっておりますし、また出ていった場合も当然でございます。つまり、住民登録と同様の仕組みが構築されたわけでございます。これによりまして、特に犬につきましては、動物愛護精神というのが浸透してきたのではないかと感じております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 住民登録と同じようだというような答弁をいただきました。

では、その住民のペットに不幸が生じた場合、弥富市の住民とそうでない住民の火葬料金は同額だと思いますが、ペットには、さっき次長が言ったように、いろんな愛玩動物があるわけです、大きいものから小さいものまで。これから料金体系をそれぞれに考えていかなければならないと私は思いますが、そのお考えをお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、お答え申し上げます。

弥富市の火葬場条例で犬・猫の類の焼却は、1頭につき820円と定められております。近隣の自治体のものを比較しますと、稲沢市が現在600円でございますが、蟹江・津島・愛西は、津島が、猫が1,260円、犬が1,580円、愛西にありましては犬・猫とも1,500円、蟹江町は1,000円、飛島村は2,000円となっております。そちらに比べまして非常に弥富市は安くなっております。さらに犬につきましては、登録のあるなしにかかわらず、また犬の大きさにかかわらず同額としております。また、弥富市の条例では、こういった犬・猫の類につきましては、弥富市以外の方については取り扱いをしておりません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） ほかの行政の金額をお聞かせいただいたわけですが、ペットなら大き

いもの小さいもの、犬・猫を問わず、820円でこれからもやっていくという考えでありますか。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） 先ほどペットなら大きさにかかわらずという話がございましたが、先ほど申しましたように、例えば馬とか牛を私はペットで飼っているということでございまして、化製場法にのっとりまして化製場の方へ持ち込んでいただくこととなります。また、仮に犬でありまして、火葬炉の収容規模を超えるものについてはお断りをするということとなります。犬につきましては、平成20年・21年と見ていきますと、昨今は犬につきましては火葬の骨もいただきたいというような方もございまして、20年と21年度を比べまして、まだ21年度は途中でございすけれども、大体7割ぐらいしか実績がございませんので、2割から3割近い方は民間の火葬業者に持ち込まれているのではないかと推測がされます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 大きいペットはほかへ持っていけと。そんな中で、820円を引き続き進めていかれるということで理解していいでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

これはあくまでも、私どもこういった事務を扱う者の考えということで御理解いただきたいと思うんですが、先ほど申しましたように、稲沢市が600円、名古屋市なんかは非常に高いわけですが、特に820円から幾ら幾らにするというようなことは現時点では考えておりません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 820円の単価の根拠は少しわかりませんが、820円で今からもやっていかれるということで理解していいですね。

そういうことだろうということで理解して、今、昨年の火葬された頭数とか、その種類の割合、どれぐらいの大きさから火葬はできないのか。

事故等で犬・猫が道路でということもあるわけですが、私、養鶏業をやっておったときには何度も鶏舎の中で地獄を見てきましたが、今、野良犬をあまり見ないようになりましたが、その辺は本当に犬が減ったのか、その辺もひっくるめて答弁願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、先ほど少し申し上げましたが、犬の登録、あるいは火葬場の件数の取り扱い等について少しお答えをさせていただきます。

まず、平成20年度末の犬の登録でございますが、3,054頭でございます。そのうち、その

年度に登録された犬は223頭でございますが、その223頭の中でよそから来た登録が11件、また逆に弥富市からよそへ行かれた方が15件ということでございますが、火葬件数は、224頭実は火葬しておるわけでございます。そのうち、道路とかそういったところで死亡していて、飼い主がわからないので市の方で火葬させていただいたのが10頭でございます。それから平成21年度、これは12月までの数でございますが、現在登録数は3,145頭ございまして、新規登録は221頭でございます。それで、今年度12月までの火葬件数でございますが、145件でございます。そのうち、残念ながら飼い主が不明というものが2件ございました。また、今、立松議員は犬のことを中心に御質問いただいておりますが、実は猫は反対でございまして、猫は習性上、なかなか飼い主自体がどこで死んでいるかわからないというような状態がございまして、猫につきましては、飼い主さんが火葬場で焼却されたものが平成20年度131、平成21年度、12月まででございますが84件。逆に、先ほど犬は10頭と2頭が飼い主不明でございましたが、猫は平成20年度187件、21年度、12月までが145件ということで、猫につきましてはこういった登録制度がございませんし、また猫の習性上こういったケースが非常に多く、よその市町村へお尋ねしましても、圧倒的に飼い主不明の取り扱い件数が多いということで認識をしております。以上でございます。

野良犬はここのところないんですね。例えば、犬がうろついておるということで行きました、ほとんどの犬が逃げなくて捕まるわけですね。それは何かというと、全部飼い犬であります。そういった場合は、一時的に私ども市役所の方でお預かりしたり、あるいは動物保護管理センターでお預かりをするわけです。それと同時に、迷い犬ということで今は記録を取りまして、動物保護管理センターに文章を出す。そして、弥富であれば、例えば愛西だとか、蟹江だとか、飛島と、こういった周辺にも文章を出す。そういったことによって、ことしに關して申しますと100%と。2日か3日たつと犬がいまいませんけどお届けがないですかという御照会をいただきまして、中には愛西の方からあつて引き取っていただいたという例もございます。ことしに限って言いますと、そういったものは100%野良犬はないというふうに認識をしております。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 本当に野良犬に襲われそうになったり、そういうことが過去にあったわけですが、今、次長からの話ではほとんどいないということで、たまたまこの辺ではトキモいないもんですから大丈夫かと思いますが、次に移りたいと思います。

農業地域の生活について。

私たち農業生産地帯では過疎が進んでおります。私の住んでいる東末広では、近いところからスーパーが3軒ほどシャッターをおろし、栄南・大藤地域では食料が買えるスーパーは数軒となり、本当に車がなければ生活ができません。そんな現状で、今では高齢化も進み、

きんちゃんバスが唯一の交通手段となっている人も多くなり、今度改正されるコミュニティーバスで、駅にも、病院にも、スーパーにも便利になると楽しみにしているという声も聞こえてきます。これから先も子供たちの遊び声が聞こえ、未来が感じられる、この未来を感じていくことを聞くためにも、ここで一生生活できるようにしていくことが我々の使命だと思います。

国政も変わり、どうなるのか不安で、どうすればよいのかだれも先のわからない中で、私たち農業者は、食料供給だけではなく地域の環境保全など多面的機能を持っていますが、今回「戸別所得補償制度」という文言により、多くの農業の現実を知らない消費者や軽薄なメディアは、米づくりにおける赤字の補償であるのに生活保障でないかのように、選挙目当てのばらまきだと勝手に誤解しかねないからである。私はこれを米づくり赤字補てん制度と変えた方がよいのではないかと思うくらいです。そのことを理解していただき、お願いしたいことがあります。

平成20年9月議会で、自給率向上のため協議会を立ち上げてはと質問いたしました。そのときには、関係機関と協議しながら前向きに検討するとの答弁をいただいた経緯があります。今は農家も多くの農地を委託して、ほかへの所得を求め生活を営んでいるのが現状であります。オペレーターの方々にお世話になって農地を守っております。そんな中で生活するのが精いっぱい、地域を考えることは行政にゆだねています。

そこで、農業地帯の活性化について意見交換をしながら進めるべきだと思います。弥富の農業地域の活性化を考える会等を発足させていただきたいと思いますが、どうですか。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。
- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、立松議員の質問にお答えさせていただきます。

平成22年度より、先ほど御説明がありましたように、戸別所得補償モデル事業が実施されます。その中で掲げてございますが、食料の自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことが今回の目的でございます。今後の動向を見ながら、弥富市農政推進協議会並びにＪＡ等々の連携により、賛同いただきながら農業振興の活性化の推進に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 立松議員。
- 8番（立松新治君） 戸別所得補償制度の説明の中で、地域の活性化を図っていくというようなお言葉がありましたが、本当に地域の活性化がそこで図られるのでしょうか。いろんな意見を持った人が我がまちを語っていくという中で、もう少し深く考えていただきたいと思いますが、再度御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の御質問でございますが、私どもの方も土地の利用計画に基づきまして、今後、先ほど言いました農政推進協議会等の開発の目的がございますので、そういった制度に沿いながら計画をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 本当に我々が住んでいる過疎地、農業地域では、問題提起もできないくらい今力をなくしてきております。今言ったように過疎の問題、次長が言ったような道路交通網の整備等々あるわけですが、栄南学区には病院もありません。そんな中で、病気もできないと。もし病気したときに、だれが連れていってくれるんだと。そんな中で私どもは生活しているわけですが、私も乳母車を引いて歩かないかんような時代がすぐそこに来ているわけですよ。そんな中で、それ以前にもう少し地元の皆さんの意見を集約して、平島に住んでも末広に住んでも同じような生活ができることを祈っておるわけですが、一番大事なことは、みんなが自分たちの地域をどうしていくんだという意識を持ってもらい、話し合っていくのが大事だと思います。みずからの場所を考えるとコミュニティーが本当に不足しているんじゃないかと思うわけですが、そういうことの話し合いの中で、市が統括していただくことでローカlmマスタープランを進めて、住んでよかった、住みたいまち弥富が生まれるのではないかと御提言申し上げますが、それについて市長から少し答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 立松議員の御質問にお答え申し上げます。

今、南部地区農業振興地域におけるさまざまな問題が多面的にあらうかと思います。私も十分承知をしているところでございます。そうした形の中で、昨年、弥富市の総合計画、あるいはその背景としての都市計画マスタープランを策定させていただき、向こう10年、どう農地に対して有効活用していくか、あるいは農業振興地域としての圃場整備をしていくかということが問われておるわけでございます。そうした形の中で、しっかりと計画に基づいて実行してまいりたいと思っております。地域の皆様の御支援、御協力、そして全体のどういうまちづくりをしていくかということについては、いろいろな角度から話し合いをさせていただきたい。いずれにいたしましても、弥富市の総合計画をしっかりと進めさせていただくということに尽きるかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） よく理解されていると認識をしたわけですが、本当に困っている人、住んでいる人の意見がきちっと伝えられるような形をとっていただきたいと思います。次の質問に入らせていただきます。

筏川右岸防災道路計画について。

私たち鍋田地域は、船で例えるならば、今、船底で生活をしているのが現実で、船底の部分は道路の整備も進み、南部コミ、いこいの里を初め、小学校・中学校等々いろいろな行政施設も充実され、下水道も整備、供用も始まろうとしておりますが、そんな中で大きく生活を変えようとしております。排水路の整備も進み、マイナス２メートルから３メートルの位置で生活する危機感が薄れていく中、いつ起きるかわからない東海・東南海・南海地震が心配されていますが、特に液状化対策では、筏川右岸は左岸に比べ不足しているのではと思われるのですが、特にこの地域は食料の生産地としてすばらしい地帯であります。伊勢湾台風後50年以上の間、命をかけて守ってきた農地・財産が海の底にと思うきょうこのごろであります。また、自分の命のあるうちにそういうことがなければいいかなあと思うこともあります。というのは、先月、隣の山本さんが「もし地震で水が来たらどこへ行けばいいのかね」と言われて困りました。今、避難所は海より低い。そんな中で、そこへは船もないし行けない。「今とりあえずは湾岸道か木曽岬の堤防かなあ」と言いました。そうしたら山本さんが、「知らずにここへ骨を埋めるつもりで来たけどなあ」と絶句されておりました。安心してここにいてくださいと言いたかったです。そのためにも、船底は整備されつつありますが、その船底を守るためにも、船のへりの整備、防災道路、自然との共生に配慮した整備・改修を進めて、鍋田ふ頭と弥富ふ頭を中心に形成された湾岸計画の中で、主に物流ゾーンとして位置づけられた地域のより一層の利用で、関連企業の誘致やコンテナ機能の強化などで本市の発展をリードしていく地域となるためにも、前向きに早々に進まれることを提案し、とにかく現状を調査され、早いところ進めていただきたいと思います。今の進捗状況等々をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 立松議員からの御質問に回答をいたすわけですが、今の御質問の内容につきましては、立松議員のお住まいの末広から名四まで、または稲元大橋の区間のことであるかどうかということですが、ここの間に関しましては、鍋田大橋までは２級河川ということで、県の河川課の方の管理下になっております。それから上流部については一般河川ということで、市の方の管理ということになっておるわけですが、鍋田大橋以南の筏川右岸堤の調査につきましては、事あるごとに、河川の整備計画、それから管理者であります愛知県の方に、私どもの方からその意図は先般の御質問のときにもお伝えをさせていただいておるわけですが、今後とも県と協力体制を密にして進めていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○８番（立松新治君） 下流部に関しては県管理だということですが、稲荷地区の堤防は、あ

そこにもし立ったら怖いなあときっと皆さん思われると思うんです。あそこに住んでいる人も、毎日見ておるんだけど、雨が降るとかさがふえて何か怖いなあということを言われる人がふえてまいりました。そんな中で、こういう方向性で進んでいるんだと、そういうふうを考えているんだということを地元の皆さんにもアピールしていただきたいと思います。

また、上流部に対しては市の管理だということで、先般も草生えてほかってあるがどうだというようなことを質問させていただいた経過があるわけですが、その辺についても少し御答弁を願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） まず、上流部の関係について御回答をさせていただきたいと思います。

この件につきましても、以前御指摘のように、一般質問の中でいただいておりますが、これは平成19年に質問がなされたわけですが、その後において、新市の総合計画、都市計画マスタープランにおきまして将来像等々をここで提起させていただいております。河川を活用しました歩行者の空間、親水空間の整備や、災害に強いまちづくりとしての河川整備ということをうたっておりますが、こうした中で親水ネットワークの形成、特にそういった面での活用を図りがてらということで計画は成っております。ですが、ここの護岸につきましては、工事をしましてから約30年以上経過しておりますが、そうした中で、以前からも提唱させていただいておりますが、この護岸堤を活用した中でのさまざまな問題が、いろいろ私も調べてみますとたくさんございます。そうした中で、地区とのコンセンサスを得がてら、一つは護岸堤を核としたものの整備をしていく必要があると認識をしておりますので、これについては今後そのように進めていきたいと思っております。

それから、水の増水の関係につきましては、排水計画にもたれて筏川等々についても行っております。特に排水機につきましては県の管理下の中での整備等がなされております。また、今後そういった面につきまして、きのうも御質問にあったように最善の努力を進めていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 最後に、堤防も自然との共生に配慮しながら整備・改修を進めるというお言葉をいただきましたので、それが早く実現するように、大事にならんように早目に進めていただきたいと思います。最後に総括で市長さんの方から一言いただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） 鍋田地区全体におきます安心・安全という形のものでございますが、今私どもが計画的に進めていくのは、まず内水面の排水路の改修等についてしっかりと進めていくということでございます。そして、計画的には、今県の方と一生懸命やっておりますけれども、稲元におきまして新規の排水機を設置いたしまして内水管理をしていきたいということでございます。そういった計画に基づいて堤防等について総合的に考えていかなきゃならないと、そんな思いでございますので、今しばらく時間がかかろうかと思っておりますけれども、計画的に進めてまいりますので御理解を賜りたいと思います。
- 議長（黒宮喜四美君） 12時を回りましたので、これより暫時休憩をとります。午後は1時10分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時07分 休憩

午後1時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

- 14番（伊藤正信君） 14番 伊藤でございます。

私は、通告によりまして大きく3点について質問をいたします。

最初に農業問題でありますけれども、今議会で渡邊議員から中山議員、立松議員、農業問題について3人が質問をされています。私ども弥富市は、72%農業という大きな生産拠点を持つ立場から、それぞれの立場で意見があったと思います。私も、最初に広域営農団地農道整備事業と活性化について。

実はこの広域農道は、平成5年から14年の第1次目標が5年から28年、14年間の計画が変更されて今事業が行われている状況であると思っておりますし、弥富市の10年の基本計画の中にもそれぞれその目的があると思います。ただ、政権がかわって、それぞれ今見直しをとっている立場になっています、この問題が。弥富市としてこれからどのような形で促進とか、この問題に対応されるのか、一度お伺いしたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

- 開発部長（早川 誠君） ただいまの伊藤議員からの御質問でございますが、通称広域農道と言っております事業の進捗、今後の計画、そういったことでの御尋ねかと思っております。

今現在、議員がおっしゃいましたように、28年度までということで計画変更がなされて進めております。そうした中で、弥富市の南部地区におきましては、平成22年度に狐地地内で最終的な用地買収が1件、これは内諾をいただいておりますというふうに私は解釈しておりますが、そういったものがございます。そうしますと平成24年までには、南部地区については広

域農道について事業化が推進できるだろうと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 今、部長の方から、多年度分についての事業計画をお答えいただいたわけですが、実はこの事業は、農業の安定化、営農の組織化、流通機能の合理化を目的に整備される事業であります。それで、今日までこの事業に対して、ある地域では事業促進のために無償の道路の拡幅を提供した地域があるわけです。そういう状況の中で、農家は大変な期待をして今日来ておるわけです。そういうことを考えますと、この施策の中断、ことは今の狐地1ヵ所がなされるということではありますが、そういう状況下の中で、この広域農道のそばには今も農業販売センター、育苗センター等々があるわけですが、施策的にまだ実行未定の、例えばこれは飛島地域になりますけれども農業の貿易センター、さらには農業の資材センター、弥富市の中には鉢物等の集荷センター、それから花卉・種苗物流センター、こういう施設を併設しながら農業をどうしていくかという大きな課題を持った内容が平成5年以降計画的に論議をされ、今日に至っておるわけなんです。今の経済状況の中で農業の活性化問題などを含んで考えられることは、私たちはこういう施設を本当にどうあるのかと、市行政と。少なくとも広域農道は県の事業体だろうと思いますが、しかし地元の協力なくしてこの育成はない。そんなことを通して、今、部長の方からはそのようなお話がありました。実際に今申し上げたような形の中でこれをずっと考えてみますと、狐地から筏川の堤防を上って、キンブルの横を通過して愛西市へ抜けていくと。愛西市の中には名鉄線をまたがる大きな橋もできてしまっています。それから、立田を抜けて尾西、西尾張の形の広域農道だと言われています。ですから、私どもは農業で再生がなければ大変なことではないのかと。今、農家はマイナスです。あわせて農家が土地を手放すという非常に残念な状況がありますので、あわせて今申し上げました広域農道と、さらにはそこにおける共益性の問題があります。共益性は、御存じのように、そういう施設があって道路ができれば、道路の付近には例えば産業廃棄物の施設は容認もされないでしょうし、物流センターも農業にかかわる共益性のある施設が認可基準になろうかと思っています。ですから、そういう意味合いからして、今この広域農道の果たす役割、共益性、これらについての考え方について、市としての今後の対策についてお答えを願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいま私どもが通称言っております広域農道団地について、数々の施設が計画の中に上がっておるということでございますが、広域農道をつくる前段としまして、尾張西南部地域の広域営農団地整備計画というのが実はこの広域の中でなされております。これは平成4年にたしか計画がなされておると思います。そうした中で、旧八開村から飛島村までを広域農道でつないだ場合にどういった施設の配置がなされるのか、また

営農計画にもたれてこういった配置が望ましいのかというようなことでの論議がなされて、そういったものが計画上上がっておりまして、これにつきましては、今の現状下の農業の情勢を見定めた上で、そういった計画の内容についても今後詰めていく必要があるかと思います。これにつきましては、先ほど言いましたように、私ども幹事会なり、またそういう協議会の場でそういった論議が今後必要になってこようかと思っております。こういったことで、今までの計画の中にはそういった計画がのせてございますが、こういったものもあわせて今後論議をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 部長からのお答えでありますけれども、特に施設を取ってつけたような話じゃないわけです。平成4年に、事業を立ち上げる国の認可だとか県の予算をもらうときに、既にこういう金魚の販売センターも、さらには農業に係る鉢の問題だとか育苗センターもつくりますから、農家の皆さん、土地改良事業を通して協力してくださいと。だから農家の皆さんは、それぞれ無償の提供のところもあるし、買収に応じたところもあると。この精神をきちっと今後の広域農道に係る部分の促進に、今回、土地改良問題、農業予算問題について国の方は80%の予算化すらなされていないという状況であります。しかし、弥富市は少なくとも農業が120%生かされるべき立地条件にあるわけですから、そのことを通して今後しっかりと、今、部長がお答えいただいたように、その方向に向かって一つはやっていただきたいということを確認しておきます。

さらには農業の活性化の関係で、そういう幾つかの施策と同時に、今、農地が利用されていない未農地の再利用という課題が政府からも出されています。その課題について弥富市はどのような形で、いわゆる耕されていない農家を指導されるのか。さらには、この到達は2011年目標ですから、ことしは10年、あと1年の中できっちと、戸別補償と同時に使っていない農地の活用をしていくという方向性を定めていただくことではないかと思っておりますが、その状況について御説明を願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの伊藤議員の御質問の中で、いわゆる遊休農地の有効活用ということであろうかと思いますが、実は昨年12月15日におきまして農地法の一部改正がなされております。この主眼としましては、今現在ですと埼玉県に匹敵する農地が遊休農地として全国にあるということが言われております。そうした中におきまして、今回のモデル補償等々でもあるわけでございますが、自給率の向上といったことに主眼を置きまして、遊休農地の一層の解消に努めるということでございまして、これは当然私ども行政サイド、それから農業委員会にもこの役割が課されてくるわけでございます。こうした中におきまして、農業委員会におきまして、これから一層の農地のパトロール強化等々を実施し

ていただくという話を承っております。

それから、こういった農地の取り扱いにつきましては、農業経営基盤強化法にもたれます利用権の設定によりまして有効活用を図っていききたいと。これについては、私も行政、それからＪＡ、そういったところとの連携を深めまして、より一層努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○１４番（伊藤正信君） 協議会を通し、農協を通して有効活用していくというお話でありますけれども、今、耕作放棄地（休耕田）の再生利用を集団的に行える場所はいいいんですよね。ただ、二畝、三畝とって、私は何度も申しますけれども、狭い道路の遊休農地も弥富市の中に結構あるんですよ、三角地だとか。三角地だけの問題じゃないんですけれども、そういう集団的な農業を行えない場所、今そういう地域があるという条件の中で、少なくともそういう場所に対する協議会も、例えば委託をするときの料金なんかも問題になるわけです。五畝以下は１反歩の、古い言葉で言うといけませんかもしれんけれども、料金を取られると。１反を付託してしまうと米１俵しかもらえん。五畝以下だったら、税金を納めて、水の管理費を出して、あげくの果てにマイナスだと、こういう休耕地があるわけです。このことは、市の行政を把握されている農地課等は十分全体的に把握されておることと思います。しかし、それにかかわる費用だとか、例えばそれに付随する道路施設等のより一層の改善を、今、部長がお答えいただいたように、休耕田の有効活用をさらに深めていける体制づくりをお願いしておきます。

続きまして、私は、２点目の弥富市民の生命を守る地域医療の充実と課題について質問をしたいと思います。

私たちは、今、恵まれた弥富市の市民の立場ではあるとは思っています。それは、海南病院の威容という大きな施設があります。その状況の中で弥富市は本年度は５,２９４万の利子補給をしながら、いわゆる高度な医療施設の改善を求められる海南病院の資金を出していく。またさらには、市長は時あるごとに、救急患者の回数が多いから、救急を本当に求める患者にしてほしいだとか、市民病院、海南病院を利用してほしいということを常々言って、市民の命と暮らしを守っていただく立場での発言があります。そのことは市民もよく理解をしています。しかしながら、今この海南病院の救急医療のあり方について、一、二例を申し上げながら一つは対策を考えていただきたいなと思っています。

あるＡという患者が心臓疾患で倒れました。救急車を呼びました。いわゆる心肺停止になりました。復活しました。しかしながら、海南病院は受け入れてくれなかった。これは、そこまで言っちゃっていいのかなと思いますけど、現実ですから申し上げます。そういうことがあった。津島市民病院へ搬送されたと。たまたま一命を取りとめられました。さらには、

鍋田の方の方も同じような形で脳梗塞になった。求めたけれどもだめだって津島へ行った。

なぜ私が申し上げるかということは、心臓疾患患者というのは、大体20分から40分で生命を絶つと言われているわけですね。それは病院側、受け入れ側の都合もあったかもしれませんが。しかし、救急車と患者と、そして病院側とが、少なくともそれぞれの状況を認識していただくなら、この患者は今見てあげなければだめじゃないのかということがわかるような気がします。たまたま私も津島である会議に、ここの山本議員と一緒にあったときに、私の横で心臓の悪い人がぱんっと倒れました。これはいい例ですけれども、津島市の救急車が来ました。そのときに、海南病院へ家族は運んでくれと言われた。だけど救急車は、これはだめですと、海南病院までもちませんと、津島の市民病院へ入れさせてくださいと言われた。市民病院へ行って一命を取りとめて、今頑張ってみえます。本当にその方も私らの横で倒れた人ですから現実だった。そのことを考えたときに、やはり医療というのは、その症状と同時に、地域の関係機関の連絡をそれぞれが密にすることによって市民の安全が保たれる。ですから、冒頭で市長に御努力願っておることについても申し上げましたけれども、行政として生命・財産を守っていく立場からしますと、今後そういう状況にある市民の対応の仕方としては、一つは運営委員会ですか、そういう立場だとか、健康保険などの会議、そして健康推進課の対応の中で、そうやって市民の皆さんからは強く言われていますので、この問題の対応についてはどうなのかということの一つはお伺いします。

もう1件の内容でありますけれども、実は救急車で運んでいただきました。3日目になったら、あんたは息が戻ったで退院してくださいという例がありました。実は病院へ行ってみましたら、もう回復したから帰ってくださいと。回復したら帰ってくださいではちょっと困るわけです。老夫婦の高齢化した今の環境の中で、家へ帰ったら介護する人も倒れちゃう。ですから、そんな状況を病院側に訴えざるを得なかった。ですから、今、医療というのは、治療の中にも治療医療と支援医療というのがあるわけですね。これがいわゆる介護だとか、施設を利用する病院なんです。ですから、デイサービスとか、自宅介護だとか、ショートステイだとか、そういうところも患者を支援する。なぜそれを申し上げるかというと、海南病院がベッドの数が少ないからその状況が生まれてくるんじゃないのかと、今の医療体制の中で。ですから、そういう総合的な一体感の中からいきますと、ケアマネジャーと、例えば医師と、患者と、家族と、それぞれの一体感の中で対応できることを御指導いただけるような医療への要請ですね。弥富市が利子補給を地域医療だから要望するというでなくして、本当に真剣に市民の生命・財産を守る立場として、今後行政としてどのような対応をさせていただけるのか質問したいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

議員並びに市民の皆様には、医療という形の中の全般におきまして大変御心配をおかけしているところでございます。海部圏域の地域医療として、海南病院がその役割を果たす意義は非常に大きいものがあるわけでございます。全国的には、自治体病院、特に市民病院を中心として病院の閉鎖が続いている今日でございます。私どもといたしましても、毎日の生活の安心・安全という形では本当に地域の病院が欠かせないわけでございます。

このたび、平成22年から向こう7年間の海南病院の整備計画が出されております。そして、2市2町1村という形の中で、その整備計画に対して行政支援をしていこうということは議員の皆様にもお諮りをさせていただいたところでございます。そして、弥富市といたしましても向こう15年、約8億という形での行政支援をさせていただくわけでございますが、私はこの海南病院の運営協力委員会の、地元ということもございまして、委員長という形の中で、行政支援をさせていただくと同時に、さまざまな意見交換をさせていただいているところでございます。向こう7年の行政支援という形の中で応援をさせていただくわけでございますが、私ども行政側の意見として、今回の整備計画をまずきちとお話をいただきたいということで、その大きなポイントとしては、ふえ続ける救急時に対しての救急救命センターをしっかりと構築していくこと、その整備をしていくこと、そして高機能外来患者の整備をしていくということでございます。

そもう一つは、先ほども議員がお答えになりましたけれども、病棟機能の再編・整備ということでございます。今、海南病院には22の診療科目がありまして、それぞれの診療科目に応じたベッド数というのを決められているそうでございます。例えば、産婦人科では何床、あるいは小児科では何床、あるいは内科では何床、外科では何床という形のものがあるわけでございますが、今度の整備計画におきましては、大幅なベッド数の増はないわけでございますけれども、そのベッド数の機能の組みかえをしていくことに応じて整備をしていくということになっております。そういった形の中で、今、私どもが行政側として市民の皆様の声として非常に多くお聞きすることは、先ほど議員の方からもお触れになったところでございます。一つは、外来の待ち時間に対する改善をしていただきたい、非常に時間がかかり過ぎるということを言っているわけです。もう一つは、病院駐車場に対する改善を早急にさせていただきたい。これは私ども市役所の駐車場等々の関連もあるわけでございますけれども、非常に御不便をされているのが日常でございます。そして三つ目が、伊藤議員お触れになりました救急不応需、いわゆる救急患者を受け入れていただけないということについての改善の要望を強くお願いしたところでございます。

そうした状況の中における病院側の回答ということでございますけれども、あくまでも病院というのは救命救急の観点から、入院を要する患者さんについては一人でも多く受け入れていきたいと、迅速な対応を行っていきたいということでございます。しかし、受け入れ制

限をせざるを得ない背景があることも御理解をいただきたいというのが病院側の立場でもございます。今、入院病棟は満床でございます。553床のベッド数がありまして、通常は527床が埋まっている段階でございます。97%のベッドが埋まって、あと救急患者であるとか、あるいは救急車で運ばれた人たちに対するベッド数で二、三%のあきをつくってみえるということでございます。それから最近多いのは、救急外来の救急センターも満杯であるということでございます。そして、そういうような状況の中で救急患者を受け入れられないということについては、ほかの病院へ救急搬送させていただきなきやどうしようもないということでございます。現状の設備の中では、この受け入れの制限を率直に御理解いただくという方向でございます。

そうした形の中で、今後7年間における病院の整備計画に私どもとしては大いに期待するわけでございますけれども、こういう救急患者に対しては100%受け入れていきたくということもおっしゃっております。それは、先ほどの病気なんかもそうだと思うんですけれども、時間を争う循環器系の疾患の患者については、いわゆる冠動脈疾患治療室というのがあるそうでございますけれども、それがCCUという部屋であるそうでございます。そこに入院をさせる。それから、救急を要する本当に最重要患者については、専用のホットラインにおいてICU、いわゆる集中治療室に入院をしていただくということもおっしゃっております。それから、三つ目の患者さんでございますけれども、周産期の母子の患者さんについては無条件に受け入れていくということをおっしゃっております。

こういうような形で御回答をいただいているわけでございますが、私どもとしましては、患者さんの立場、あるいは家族の不安という思いはついて回るわけでございます。そうした形の中で、病院側としてもこういったような問題に対して真摯に受けとめていただきたい、そしてしっかりとした病状等の説明を徹底していただくようお願いを申し上げていきたいというところでございます。病院側といたしましては、今後さらに職員に徹底して説明、あるいは患者さんに対する納得、あるいは同意ということに対して徹底していきたくというふうにお答えをいただいております。私といたしましてもこの病院側の声を信ずるとともに、病院運営に対しても市民の声をまた届けていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 今、市長の方から、救急患者における、心臓疾患等を含んで、CCUの利用だとかホットラインの利用、母子の利用については受け入れていきたくというお話をいただきました。地域医療の中で本当にそういう形のことが、時には受け入れられないかもしれませんが、こういう事例が、数は少ないかもしれませんが聞こえてきたということは、市長も運営委員会の中で十分反映をしていただいて、さらに市民の命を守っていた

だきたいなと。

あわせて、消防と地域の開業さんとの関係ですね。これらについても、今、海南病院と総合的にどうあるべきかということなども、一つは安全対策として、命を守る立場から、今後機会があれば議論をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それと、実はちょっとお伺いしたいんですけれども、A E Dは市の施設の中に幾つありますか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 今手元にちょっと資料がございませんので、後で御返答させていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 私がなぜA E Dが幾つあるかということを尋ねたかですけど、A E Dを使うというのは救急の患者に特に必要なんですよ。私は経験したことがあるんだけど、私も消防で勉強させてもらいました。実際に使う能力を私自身は持っていません、恥ずかしい。だから、私が申し上げたいのは、公共施設の中であったときに、ある場所で、あなた方お願いができませんかと言ったある市で使えなかったんです。今日の地域医療だとか、こういう状況の中でA E Dを使わなければならない救急患者に対して、まずは市民と共生をする公共施設等に置かれているところにおいて、A E Dはだれでも使えるように安全衛生の立場から常に訓練をしていただくことが望ましいのではないのかと。正直な話が、ここに幹部の方が見えるけれども、その場に立ち会ったときに、まずA E Dは使えないだろうという気がします、使えないということは言うてはいけませんけれども。だから、講習を受けたと教育長は言っていますけれども、ある施設で「あなたは教育を受けましたか」と言ったら、「受けましたけど使えません」と言いました。これは全く悲しいことなんです。ですから、できるならばそれぞれの施設を抱えるところで使えるまで訓練をやっていただければ、より一層病院と、さらには消防署とか市民と共生ができるということで、このことは強く上げて、また次の機会に、どのくらい講習されましたかということもお伺いしたいと思っていますが、そのことだけお願いをして、A E Dに対して、市民の生命・財産を守る立場で申し上げてこの項は終わっておきますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

さらに3点目の課題であります、弥富市の地域づくりの促進と課題ですが、本年度も一応500万円予算が計上されて、この目的は、地域で共生をしていく立場でまちの活性化をするというねらいであります。当然そのことは市民も喜んでおりますが、この1年間でどういう内容の、さらには何件この課題に対して取り組まれているかというのを、大筋で結構ですがお知らせ願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤邦夫君） 地域の活性化や市民と行政との協働のまちづくりを推進するために創設をいたしました地域づくり補助金につきましては、市民の皆様に変な関心を持っていただきまして、さまざまな分野におきましてその活動を展開していただいております。平成21年度は78件の申請があり、平成20年度は53件でしたので、前年より25件の増加となっております。主な分野別の件数としましては、防災・防犯などの地域安全の分野で21件、福祉・保健の分野で12件、環境保全・環境美化の分野で14件、子供の健全育成の分野で7件、文化・芸術・スポーツ振興・生涯学習の分野で15件、その他の分野が9件ということになっております。また、補助金の総額については、約400万円ほどになる予定でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 私がなぜこの質問をさせていただいたかということなんですけれども、趣旨・目的は理解ができます。実際に5万円をいただいて地域で防犯パトロールなどをやりますと、それにかかわる費用が、10名から15名でも5万円ではできないんですね、市長。ですから、花の関係におきまして、例えば鉢を買ったり、種を買ったりします。そうすると5万円というのは非常に厳しいんです。これは、会計上は寄附もよろしければ、ボランティアもしながら地域で活動するのが一つの課題です。今見ていますと防犯関係が一番多いわけですね、実際に。そういう状況下にあるときに、最初に体制が例えば10人なり15人でできれば、あとは何人かで循環した利用になるわけですよ。そうしますと、5万円で決算がやられていくという状況です。市側の方への決算報告はすべて5万円を出しておると思います、この78件は。ですから私は、それぞれの活動状況の把握を一度していただきたいなということを申し上げておきたいと思うんです。それはなぜかといいますと、防犯なんかは海部南部防犯協会などの会員も加わっておるんですよ。弥富市の防犯協会と一緒にしておるんですよ、その地域の防犯が。そういうこともたびたび見受けられるわけです。ですから、それぞれの特徴のある状況の連絡などを含みながら、ここは最小限の費用だからもう少し見てやろうとか、種などは、皆さんおっしゃっていますけれども、例えばヒマワリだとかは取った種を翌年回してふやす、そうすると必要経費が少なくなっていくわけですよ。ですから、そういう知恵も使いながら物事の対応をしていくということでありまして、全体的にはもう少しそれぞれの地域での活動に対して補助を考えられる仕組みを検討していただけないでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤邦夫君） 今、お話がありましたように、確かにその事業によっては5万円を超えるものがあると。実績報告を見させていただきますと、経費が倍以上かかっているようなケースもございます。そういう団体につきましては、中で会費制をとってみえたり

ということで運営をしてみえるということになっております。それで、来年度につきましては、今年度と同じような形で予算化をさせていただいておりますが、今後の検討課題ということで今のお話を承っておきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） ありがとうございます。

この補助金制度を無駄にしていくことはいけないということと同時に、地域の生きがいはあるものですから、将来に向かってそういう状況をいかにあるべきかという課題の中で、再度この1年間を総括しながら対応していただくこと、行政の中で生かしていただくことを願って、私の質問を終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 次に杉浦敏議員、お願いします。

○10番（杉浦 敏君） 通告に従いまして、2点質問いたします。

まず第1番目に、コミュニティバスの計画についてであります。

6月からの新しいバスの運行には、市民からも大変大きな期待が寄せられております。私自身も積極的にバスのPRをしております。さきに市から提出されました計画の要点に基づいて質問をいたします。

まず、毎日の生活で市民の便利な足としてのバスの実現は、多くの市民の切実な願いとなっております。病院へ通う、買い物に行く、市内公共施設や近鉄など公共交通機関へのアクセスなど、さらには通勤・通学などにも利用できればとお考えの市民もたくさん見えます。今回の6月からのバスの運行計画は、従来の巡回福祉バスとは質的にも量的にも全く新しい段階に位置するものであると考えます。運行ルート、具体的なダイヤなど、まだ詳細については明らかとなっておりますが、年じゅう無休、朝7時から夜9時半まで、運行の頻度は時間帯によっては40分から1時間、すべてのルートで鉄道駅と海南病院に停車するなど、便利に利用できるという1点では大変大きな前進があるのではないかと思います。これから3年間かけて本当に市民にとっての便利な足となるように、まさに我がまち弥富のバスとして市民から親しまれるバスに成長できるよう、当局のさらなる努力をお願いするものでございます。

まず、1点目の質問であります。

今回、運賃が有料化されることとなりますが、昨年、市が行いました住民アンケートでは、947名の方からアンケートの回答がありましたが、その結果では、回答者全体の94.7%の方が、運賃の支払いの意思があるが、1回100円と答えた方がそのうち58.5%と半数を超え、200円と答えた方が36.3%となっています。また、私たち日本共産党が昨年秋に独自に行いましたアンケートでも、便利になるのならば多少の負担は仕方がないと答えた皆さんの中で

も、約65%の方が100円がいいと答えてみえます。200円と答えた方は約22%でした。このように、圧倒的に100円を希望する割合が多かったという結果であります。こういった市民の感情からしても100円にした方が住民の理解が得られるのではないかと思います。いかがでしょうか。

私が個々に市民の話を聞いても、だれでも気軽に利用できるという観点からも100円と200円とでは大違い、200円では往復で400円になってしまう、事業のスタートからこれでは利用者がふえないのではないかなどの意見もありますが、市側の御意見をお聞きします。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 杉浦議員の御質問にお答えします。

確かに住民アンケートでは100円が1位となっておったということは認識しております。しかしながら、利用料金につきましてはあくまでも受益者負担が大原則ということで、この金額の設定につきましては、近隣の飛島村、木曽岬町の料金の200円を参考に、2月14日に開催されました第4回弥富市地域公共交通活性化協議会の場におきまして全会一致で決定されました。金額につきましては、さきの全協の場でも説明させていただいておりますけれども、普通料金大人200円、小・中学生・高校生・障害者100円ということで、あと75歳以上、それから未就学児については無料と、回数券につきましては12枚で、それぞれ2,000円と1,000円という設定でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 料金の問題ですけれども、確かに木曽岬町なんかも200円で走ってみえるということで、それは伺っております。木曽岬の方に聞きましたら、木曽岬のバスは自主運行バスと言っておりますけれども、バスの事業自体で黒字になっておるという話も聞きました。バス事業として町がやってみえて黒字になるというのはなかなかないと思うんですけど、そういう自治体も。あくまでも前提として考えていただきたいのは、別に黒字にすることが目的ではないと。今の巡回福祉バスにつきましても年間4,500万円ほどの経費を使っておるわけですけれども、採算性ばかりが強調されては困ると思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 先ほどの木曽岬町の自主運行バスの関係と私どもの設定している金額からいいますと、木曽岬につきましては普通料金大人500円、それから小・中・高校生につきましては100円、それから65歳以上とか障害者の方については100円でございます。ただ、未就学児については無料という設定になっております。あと弥富の場合は、交通弱者といいますが、その辺を加味しまして、75歳以上の後期高齢者、それから未就学児等を無料にするという設定でございます。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 木曽岬の事例につきましてはもう一回調べてほしいんですが、私がもらっております資料では一般の方が1回200円となっていますので、これはこの前いただいた資料なんで間違っていないと思うんですけれども、500円というのはちょっと。

〔「木曽岬町は200円」の声あり〕

○10番（杉浦 敏君） 今、500円と言われたから、200円ですね。

そうということで、この事業が始まるに当たりまして値段の設定というのは非常に難しいと思うんですけれども、実際市民がこれから利用されてどのように判断をしていくかという問題であります。この3年間の実証運行の中で手直しをしながら見きわめていくということだと思っただけでも、あえて言いますと、民間の新商品につきましても、例えばお試し期間というのがありまして、とにかく最初のスタートに当たっては気軽に利用できるということが必要ではないかと。そのためにワンコインという気軽さといいますか、そういったのはバスのスタートに当たって大きな起爆剤になるのではないかと考えておりますので、検討していただくように希望いたします。

続きまして料金の問題ですけれども、障害者の方は今回の計画では半額となっております、障害者100円となっております。この問題も、例えば弥富市の制度でいきますと、福祉タクシー助成金制度というのがあります。これは障害を持った方を対象に年間36枚のタクシーの助成金を出すと、要するにタクシー券を出すという制度であります。これにつきましても、昨年、安井光子議員の質問等もありまして、とりわけこの36枚は自動車税の減免を受けてみえない方につきましては年間48枚のタクシー券が支給されるということになっております。障害を持った方の日々の生活での移動の手助けとしてこういった市の制度が設けられております。バスの問題でも、コミュニティバスだからといって巡回福祉バスの要素がなくなったわけではないと考えます。この場合、受益と負担の関係だけで割り切ってしまうのは問題があると思いますが、対象者の範囲を明確にして、支援が必要な障害者については可能な限り無料にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 障害者の方に対する支援ということでございますけれども、あくまで受益者負担というのが大前提になりまして、今後、隣接市町村との連携を当然視野に入れていますので、御理解がいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 先ほど福祉タクシーの例を挙げましたけれども、利用される方の経済力とかいろんな状況があります。そういった方で、例えば36枚が48枚になったのも、自分では車が所有できない状況にある方が税務上の特典が得られないからということでタクシー

券の枚数をオンするという形になっているわけなんですけれども、もちろんこの枚数がいいかどうかというのは別ですけれども、そういう中で支援を必要とされる方の実情というのをもっと細かく見ていく必要があるんじゃないかと。そういった意味で、障害者一律100円というのが本当にいいのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 障害といいまして3障害ございまして、私どもが今想定しているのは、例えば精神とか、身体以外の方については100円と、それからそれ以外の方につきましては福祉タクシーとかそういう助成という中でのすみ分けというのか、そういうふうを考えておりまして、当然他市町村も参考にしながら進めていくという考えであります。

○議長（黒宮喜四美君） 市長。

○市長（服部彰文君） 関連という形の中でお答えさせていただきますけれども、杉浦議員の方には障害者における料金ということで大変御心配をいただいているわけでございますけれども、それぞれの段階において料金設定をさせていただきたいというわけでございます。

今、最初にお話がありましたように、現在の巡回福祉バスは約4,700万ほどの歳出ということでございます。今度の新しい公共バスにつきましては、実は1億3,000万の歳出という形の中で向こう1年間の計画をしていくわけでございます。そうした形の中において、本当に利用してよかったということに対してはいろんなこの1年間の実証がされるわけでございます。私どもとしては、利用者数が非常に多いというようなことを計算しますと、次の段階では増便の計画もしていかなきゃいかん、あるいは財政的な入と出のバランスもとっていかなくちゃいかん、そういうようなことが根底にあるわけでございます。どうかその辺を御理解いただきながら、このコミュニティーバスがさらに進化していくように、将来に向かっていろんな形で市民の足として進化していくように我々は努力していきたい、そこに大きなポイントを込めてこの1年間、2年間、3年間の実証を積んでいきたいと思っておりますので、料金につきましては一定の御理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 私が今申し上げました問題につきましては、実際に今障害を持った方が無料で使えるというバスが走っております。新しくバスが走って有料になっちゃうのかというのも非常に厳しい話だと思いますので、これはぜひ継続してこういった問題があるということで市長の方にも頭に置いていただいて、これからの3年間の中でまた検討を願いたいと思います。私の要望であります。

三つ目、次にバスの頻度の問題なんですけど、当初朝の急行ルートというのが25分間隔で検

討されておりましたが、今後の計画が発表されまして、朝の急行ルートでも40分間隔から1時間となっております。いろいろ調べましたら、飛島の蟹江線は朝6時台、7時台、8時台に2本ずつ走っています。また、木曽岬のバスでも6時台から走っています。夕方・夜の急行ルートともあわせて、昨年発表されました連携計画案にも目的とターゲットを明確にした戦略と位置づけられておりますが、その中では運行頻度を朝・夕は25分にする計画とされております。つまりは通勤や通学にも利用できる、このあたりがこのバスの存在意義からいきましても一つの重要なポイントとなるのではないかと思います、25分の可能性はどうでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 飛島公共バス（蟹江線）につきましては、1ルート3台の運行をしております。弥富市におきましては5ルート5台の運行形態を予定しております、現在設定の急行ルートにつきましては40分、運転手の拘束時間とかバスの乗り継ぎ待機時間等も考慮しまして1時間に1本の運行設定が限度と考えます。飛島と同じように5ルート15台の運行をすれば1時間に2本走らせることは可能でございますけれども、時間短縮も含めた今後3年間の実証運行によりまして、よりよい効率的な運行ダイヤとか、ルートとか、これらを法定協議会で協議しまして、運輸局の評価、アドバイスを受けながら精査してまいりますので、御理解願います。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 特に朝の急行ルートは新しいバスの目玉といいますか、本当に通勤・通学にも使えるバスなんだよという意味で、特に朝の便は大事だと思います。私ごとですけれども、毎週月曜日に三宮議員と2人で近鉄の南口で1時間立っておるんですけど、朝7時から1時間、この間というのは本当に大変な数のマイカーが入ってきます。恐らく通勤・通学という方が多いんですけども、中には顔見知りの方も見えまして、この前聞きましたら、娘が学校へ行っておるもんで毎日送っていくと言っていましたけど、朝、通勤・通学に使われる方というのはかなりマイカーを使われる方の割合の中で多いと思うんですが、再三申し上げておりますけれども、なるべく自動車を使わなくてもいいまちづくりという意味におきましては、朝のルートについては40分に1本とか1時間に1本というのはちょっと少ないのではないかと。例えば近鉄弥富ですけれども、名古屋行きの急行というのは7時台に7本あります。そこで1時間に1本ということになっちゃいますと、本当に使える方が限られてしまう。仮にこれがもう1本多いとかなり変わってくると思うんですけども、そういったことは配慮されてみえますでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 先ほど答弁したとおりでございますけれども、

バスに限りがございますし、おっしゃってみえることはよくわかるんですけども、現段階ではちょっと難しいと考えるます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） この問題も引き続きまたぜひ検討していただきたいと思います。希望です。

それからもう1点、臨海部の楠・富浜地域への乗り入れを計画してみえるということなんですけれども、南部ルート朝1便の下り便からこれが走るとされております。具体的にどのあたりを通るのかはまだ明らかではありませんが、この地域への実際の需要がどれほどあるのか把握してみえますか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 臨海部につきましては、平成22年度に企業アンケート調査を実施いたします。企業におけますニーズを把握しまして、情報集積・分析等をしてまいります。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 22年度にということは、新年度からそういう需要調査をするということですね。ということは、簡単に言いますと、需要もよくわからんけど、ルートを組んじやったということなんでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 私ども、臨海部につきましては当然企業も張りついておりますし、ここを無視してするわけにもまいりません。当然、企業に勤められる従業員等もございますので、22年度につきましては1ヵ所設定しまして、その後、22年度の企業アンケート等を含めまして、その結果に基づいて設定をしていくという考えでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し補足させていただきますけれども、この協議会のメンバーには臨海工業地帯での企業の方もお見えになるわけでございます。そうしたところの企業団体の方が参加していただいておりますけれども、強い要請もございます。そういった形の中で必ず需要があるわけでございますので、そのようなルートを組ませていただいたということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 市長の方もいろんな方とおつき合いもございますし、いろんなお話もあると思うんですけども、私が一番気になるのは、はっきり申しまして、南部ルートといいますと我々の大藤・栄南学区のルートなんですけれども、ここの朝1便の下りから使われるということなもので、これのためにさっき言いました25分を40分にしなきゃいけ

ないというようなことが起こっているとしたら、かなり当局の判断としても問題があるんじゃないかということで、その辺はよくまた御検討願いたいと思います。

次の質問をいたします。

公共施設の貸し出しのルールを改善をということで質問いたします。この問題は、昨年12月にもうちの三宮議員が質問されたことでもありまして、その関連でもありますけど、質問させていただきます。

社会教育センターのホールの貸し出しにつきまして、住民から問題が指摘されました。ある楽器演奏の発表会の開催で、社教センターを利用している団体であります。例えば具体的な話をしますと、来月、4月の中旬に土・日で発表会を計画しようとした場合、通常のルールでは前の月、つまり3月1日にならないとホールがあいているかどうか分からないということです。弥富市だけではなく名古屋市も含む近隣地域の人も参加する取り組みの場合など、発表会の場所の選定、そして場所を確保することは大変早い時期に必要となっており、案内状を出すなどのこともあり、前の月の頭にはっきりするのでは遅過ぎるとの貸し出しルールの不備が指摘をされました。改善をお願いしたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えします。

発表会などで随時に公民館ホールを利用される社会教育登録団体以外の方は、定期的に利用されている社会教育団体の方と、事前に、おおむね3ヵ月から4ヵ月前ですけれども、調整されて利用していただいております。利用される月の前月しか空き状況がわからないということはありません。しかし、そのような対応でしたらおわび申し上げ、さらに職員に徹底してまいりたいと思っております。

なお、正式な申込書の提出につきましては1ヵ月前となっております。以上であります。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 実情を一つ申し上げますと、この問題を指摘された方が、これははっきり申しますと、去年まではというか、ことしもですけれども、この場所がとれるかどうかというのがはっきりしなくて、ある公職者の方、顔のきく方に依頼をして希望する日を仮押さえしてもらっていると。こういうのは正式なルールではございませんし、こういうふうにしなければホールの確保ができないというのも非常に問題があると思うんですけれども、そういった問題は起こり得ない問題でしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えします。

うちとしては、公職者とかいろんな方からの声があったとしても、ルールにのっとって正

式にやらせていただいております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） わかりました。じゃあ、ルールにのっとってやっていただくようにお願いいたします。

それから、この前の三宮議員の質問にもあったんですが、今、課長の方からも調整していただくと。特に現実の話が、社会教育登録団体の方が土・日を先行して場所をとってみえるという場合が多いんですけれども、もちろん登録団体の方に優先的に使っていただくというのはいいいんですけれども、別の団体が同じ日にどうしてもやりたいという場合には、できれば今のルールがありますし、積極的に市の行政として仲介の労をとるというか、市の方のリーダーシップをとっていただいて調整してほしいと思うんですけれども、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） 施設の利用が他の団体と重なった場合、調整が必要なときは職員が仲介し、今後もさらに努力を重ねて、そのようにスムーズにできるように努力いたします。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） よろしくをお願いいたします。

それからもう一つ、とりわけホールの音響施設の問題です。非常に立派な装備があるんですけれども、昨年もこれが非常に使いづらくて有効に使えなかったという話がありまして、去年、三宮議員の質問に対しまして市長から、新年度から専門の職員を社教センター、あるいは福祉センターということで、兼任ではあるけれども、そういったことにたけた職員を配置していきたいというお返事があったんですけれども、もう一つ、これはもちろんやってほしいんですが、例えば今の楽器の発表会でもそうですけれども、事前の打ち合わせを当然したいですね。そういうときに、よくそういったものに精通した人、いわゆる堪能な方を準備の段階からちゃんと打ち合わせがしたいと。当然当日にきちんと使おうと思えばそういったことが必要になってきますけれども、そういったことにも対応できる職員さんを配置されるということでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 最初の御質問と絡めて御返事申し上げます。

社教団体の方と事前に打ち合わせをしているんな形の中でホールを使っていたきたいわけですが、先ほども所管が話をしておりますように、調整をさせていただきますので、どうぞ事前にお話をさせていただきたいと思います。それぞれの催しに対して、いろんな形で御案内をさせていただくというようなスケジュールがあろうかと思っております。そ

ういった形の中では1ヵ月前のルールでは徹底できないと、御迷惑をかけるということが前提でございますので、杉浦議員とお話をされた方によく御理解いただけるようにひとつよろしく願い申し上げておきたいと思っております。そういった立場の中で我々としては社教センターに次長もおりますので、よろしくお願いいたします。

また、音響設備につきましては、準備の段階から皆様の方のお手伝いができるような形でしっかりと職員を配置しておりますので、その都度その都度声をかけていただければ結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 答弁漏れがあったそうですので、総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 先ほどの伊藤正信議員の御質問で、A E Dが何台設置されているかという御質問で、手元に資料がございませんでしたので、申しわけございませんでした。

市の施設におきましては、合計8台設置がしてございます。内訳としまして、市役所、総合福祉センター、十四山総合福祉センター、いこいの里、十四山スポーツセンター、弥富中学校、白鳥コミュニティセンター、南部コミュニティセンターの合計8カ所でございます。

なお、研修がということでございますが、2年ほど前に全職員を対象に講習を行いまして修了証をいただいておりますが、御指摘の今使えるかというお話の中で、やはり1回だけではいけないということで私どもも常々思っておりますので、定期的に講習会を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時27分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 伊 藤 正 信

同 議員 三 浦 義 美

平成22年 3月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実 |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博 |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏 |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶 | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | | |

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

16番 中 山 金 一 1 番 堀 岡 敏 喜

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|--------------------------|---------|----------------------------|-----------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 伊 藤 敏 之 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長 | 早 川 誠 |
| 十 四 山 支 所 長 | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長
兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 総 務 部 次 長
兼 税 務 課 長 | 若 山 孝 司 | 総 務 部 次 長
兼 防 災 安 全 課 長 | 服 部 正 治 |
| 民 生 部 次 長
兼 環 境 課 長 | 久 野 一 美 | 民 生 部 次 長
兼 保 險 年 金 課 長 | 佐 野 隆 |
| 開 発 部 次 長
兼 農 政 課 長 | 石 川 敏 彦 | 開 発 部 次 長
兼 土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 教 育 部 次 長 | 山 田 英 夫 | 教 育 部 次 長
兼 社 会 教 育 課 長 | 水 野 進 |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 人 事 秘 書 課 長 | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長 | 伊 藤 邦 夫 |
| 収 納 課 長 | 服 部 誠 | 市 民 課 長 | 加 藤 恵 美 子 |
| 健 康 推 進 課 長 | 渡 辺 安 彦 | 福 祉 課 長 | 前 野 幸 代 |

| | | | |
|----------------|------|-------------------|------|
| 介護高齢課長 | 松川保博 | 児童課長 | 鯖戸善弘 |
| 総合福祉センター
所長 | 伊藤薫 | 十四山総合福祉
センター所長 | 佐野隆 |
| 都市計画課長 | 竹川彰 | 商工労政課長 | 服部保巳 |
| 下水道課長 | 橋村正則 | 教育課長 | 服部忠昭 |
| 図書館長 | 伊藤秀泰 | | |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐藤忠 | 書記 | 横山和久 |
| 書記 | 岩田繁樹 | | |

6．議事日程

| | |
|--------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 議案第2号 | 平成22年度弥富市一般会計予算 |
| 日程第3 議案第3号 | 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第4 議案第4号 | 平成22年度弥富市老人保健特別会計予算 |
| 日程第5 議案第5号 | 平成22年度弥富市土地取得特別会計予算 |
| 日程第6 議案第6号 | 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第7 議案第7号 | 平成22年度弥富市介護保険特別会計予算 |
| 日程第8 議案第8号 | 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第9 議案第9号 | 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 議案第18号 | 弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について |
| 日程第11 議案第19号 | 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 議案第20号 | 弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 議案第21号 | 弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 議案第22号 | 弥富市消防団条例の一部改正について |
| 日程第15 議案第23号 | 弥富市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第16 議案第24号 | 弥富市保育の実施に関する条例の一部改正について |
| 日程第17 議案第25号 | 海部南部水道企業団規約の変更について |
| 日程第18 議案第26号 | 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について |
| 日程第19 議案第27号 | 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について |

- 日程第20 議案第28号 市道の廃止について
- 日程第21 議案第29号 市道の認定について
- 日程第22 議案第30号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第23 議案第31号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第32号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第33号 平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第34号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第35号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第36号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第37号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第38号 弥富市副市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第39号 弥富市教育長の給与の特例に関する条例の制定について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

大変早朝から御苦労さまでございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、中山金一議員と堀岡敏喜議員を指名します。

議題に入ります前に、副市長から発言を求められておりますので、副市長。

○副市長（大木博雄君） おはようございます。

実は議案の中で一部訂正をお願いする部分がございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

議員の皆様にお配りしてあります平成22年度予算に関する説明書について、訂正が2カ所ございます。申しわけございませんが、お手元に配付してありますものに訂正をしていただきますようお願いをいたします。

箇所につきましては、一つは、議案第6号農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の事項別明細書の206ページの地方債残高の調書の前年度末の訂正でございます。原因につきましては、20年の12月補正で21年度へ繰越明許の議決をいただきました農業集落排水事業費2,400万円の充当財源であります農業集落排水事業債660万円は、実際に借入れをしました21年度に計上しておりますが、誤って当初の20年度にも重複して計上をしておりますので、その分を20年度分から差し引き、訂正をお願いいたします。

もう一つは、議案第8号公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の事項別明細書の246ページの地方債現在高の調書の前年度末、21年度末及び当該年度末現在高の見込み額の訂正でございます。これにつきましては、21年度より公共下水道債の元金の償還が始まりましたが、その分が誤って差し引いてございましたので、訂正をお願いいたします。

本日は、現在のところはA4の紙面で訂正内容を配付させていただきましたが、後ほど本会議終了後、全協があると思いますが、それぞれの机の上に事項別明細書を置いていただければ、訂正箇所の張り直しをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

おわびをして訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第2号 平成22年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第3号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算

- 日程第 4 議案第 4 号 平成22年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第 5 議案第 5 号 平成22年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第 6 議案第 6 号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 7 号 平成22年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 8 号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 9 号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第18号 弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の  
制定について
- 日程第11 議案第19号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇  
等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第20号 弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤  
のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第21号 弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第22号 弥富市消防団条例の一部改正について
- 日程第15 議案第23号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第24号 弥富市保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第25号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第18 議案第26号 弥富市污水处理施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第27号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分  
担金条例の一部改正について
- 日程第20 議案第28号 市道の廃止について
- 日程第21 議案第29号 市道の認定について
- 日程第22 議案第30号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第23 議案第31号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第24 議案第32号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第25 議案第33号 平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第26 議案第34号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第27 議案第35号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第28 議案第36号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第29 議案第37号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（黒宮喜四美君） この際、日程第 2、議案第 2 号から日程第29、議案第37号まで、以  
上28件を一括議題とします。

本案28件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず、佐藤博議員、お願いします。

- 6 番（佐藤 博君） 本日、議案について説明等がございませんでしたので、議案を見る上から、また昨年度の決算の中から、詳細に事実関係を確認したいと思いますので、質問させていただきます。

4 点について質問をいたします。

まず第 1 点目であります、予算に関する説明書の 28 ページ、衛生雑入、海部地区環境事務組合環境整備事業協力費として 936 万円が計上されております。決算書を見ても具体的に事業内容、使途がわかりませんので、具体的にこの予算内容、事業内容の詳細な説明をいただきたいということで質問をさせていただきます。

- 議長（黒宮喜四美君） 民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

この 936 万円につきましては、海部地区環境事務組合八穂センター、また上野センターの土地に係る固定資産税相当額でございます。これは、昭和 63 年 11 月 5 日、海部津島広域行政圏協議会での決定に基づいて定められた廃棄物処理施設等周辺対策基本要綱に協力費として定められております。その額は、土地の課税標準額の 1,000 分の 14 とし、固定資産税と同じ算定額でございます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。
- 6 番（佐藤 博君） わかりました。全額この 936 万円は弥富市に納められる固定資産税と、こういう解釈でいいわけですか、わかりました。

続きまして、33 ページの報償費、弁護士謝礼 90 万円について質問したいと思います。

弁護士による相談日が広報で紹介されております。時代が時代であるために、市民が弁護士の指導によって法的知識を得て、問題解決を図るということは大変有意義なことだと私は思っております。具体的に、弁護士謝礼はどのような方式で支払われているのか。昨年度の相談・指導件数はどのくらいあったのか。訴訟事件等、弁護を依頼する場合は当然弁護士費用を支払わなければなりませんが、相談についての市民負担はあるのかどうか。それから、弥富市の顧問弁護士としての顧問料は幾ら支払われているのか。また、プライバシーの問題もあり、市民が直接弁護士事務所を訪れた場合、相談料や、また弁護士業務を依頼する場合、弁護士費用の減額割引、あるいは優遇策等はあるのかどうか、こうした点について質問をさせていただきます。

- 議長（黒宮喜四美君） 総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） まず弁護士の謝礼 90 万円につきましてはの内訳でございますが、90 万円のうちの 60 万円は市の顧問料でございます。差し引きしました 30 万円が、訴訟事件に発展した場合に、依頼した場合の費用として 30 万円を計上させていただいております。

議員御指摘の、市民の方が法律相談する場合ということでございますが、これはあくまでも市の行政上の問題としての法律相談に対する費用でございまして、市民の方と弁護士の方で個別に決められることになりますので、優遇があるという前提のものではございません。

あと、広報等で載っておる法律相談というのは、市民の方を対象にしてございますが、今の90万につきましてはそういう状況でございます。

また、昨年の相談件数ということでございましたが、10件の相談を今年度でしております。昨年度は13件、うち1件につきましては面談をしております。ただ、訴訟に発展したものはございませんので、顧問料の範疇での相談ということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 60万円が顧問料と、30万円が市当局が相談をしなきゃいけない、あるいは指導を得なきゃいかんというような場合のものだということであります。そうすると、これは市民が直接相談をしたりするときに支払われるものとは関係がないと理解していいわけですか、市当局だけですか。

そうすると、こういうようなことで市当局が顧問料を支払っておるわけありますから、例えば、市民がそうした相談をしたいというような場合には、市民は個人的に相談料、今、大抵1件が5,000円ぐらいすると思うんですけども、そういう相談料、あるいはまた弁護士を依頼する場合に市民が支払わなきゃならんのは、全然優遇策は考えられていないかどうか、その点をもう一度確認の意味でお尋ねしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） あくまでも、この弁護士料の謝礼につきましては市民を対象としていないものでありまして、優遇措置等に関しての、そこまで踏み込んだものは検討しておりません。ただ、議員のおっしゃられるように、市民に対しての相談窓口としましては、毎月1回、弁護士がお見えになるということで、これも広報でお示ししておりますので、そちらの方を御利用していただいた方がいいかと思えます。

これと関係ないのですが、先ほど言いました無料相談につきましては、社会福祉協議会の方で実施をしております。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 大体わかりました。

続いて、125ページの中学校費、英語指導業務委託料1,450万円についてであります。これはたしか外国人教師が3人ということであります。外国人教師の採用方法について、どのような方法で行われておるか。仲介業者ということになるのかと思えますけれども、この教師の資格審査とか、あるいは採用試験とか、こういうようなものが行われているのかどうか。また身分、あるいは保険等、こういうようなものの保障はどのようになっているのか、お尋

ねをしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） 中学校における英語指導業務委託料1,450万円でございますが、これの教師の採用につきましては、業務委託を業者にしております。その関係で、平成12年から今年度に至るまで同じ業者でやってきたというのが現状でございます。そういった中でやってきておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

採用につきましては、業務委託でございますので、当然、委託先の業者がきちんと採用しておるといふふうに確信を持っております。

それから、身分とか保険につきましては、当然、業務委託をしておりますので、そちらの方の業者の方がきちんとやっておるといふふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 仲介の業者を通して全部業務委託をするという形でありますから、身分とか保険とか、こういうようなものについてはその業者が請け負っておると。この1,450万円というのは、たしか3人だと思いますけれども、3人の業務委託費だろうと思うわけがあります。

そこで、最近、よく聞くことでありますけれども、業者任せで委託をする場合に、果たしてその先生方が適格であるかどうか、こういうことが時々問題になるわけがあります。業者にすべて資格審査とか、あるいはまたその先生の適格性を任せてしまっておるということでもありますから、今の説明によると。その先生が適格な先生であるかどうかということについての問題は今までに起こったことはないかどうか。

それから、これは恐らく1,450万円で、直接その外国人教師に支払われる額等は把握しておられるかどうか。仲介の派遣業者というところがかなりのリベートを取っておるんじゃないか、こういうようなことも事実関係としてあるわけではありますが、その点については十分な検討がされておるかどうか、質問したいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） 先ほど申し上げましたように、この業務につきましては業者に委託をしております。当然、長年にわたり、その業者が外国人の方を採用して、実際に現場へ配置をしておるわけでございますが、そういった中におきまして、当然現場の方から、この外国人の先生はちょっと適格性に欠けるとか、そういったお話は今聞いておりませんので、非常に人柄もよくて、生徒や現場の先生からも信頼されておるといふふうに聞いております。

それから、当然、業務委託でございますので、本人に幾ら渡るかということまでは、うちの方は把握はしておりません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

- 6 番（佐藤 博君） 現実の問題としては、問題は起こっていないようでありますけれども、時々耳にするのは、この派遣されている先生の勤務体系の問題だとか、あるいは直接支払われる、要するに給与、こういうようなものについての不満を耳にすることがあるわけでありまして、やっぱり業者との関係だけで十分ということではないようにも思います。今後、こうした点についてはもう少しきちっと調査をする必要もありますし、市によってはこういう業者を通さないで、直接その先生の資格審査もしたり、あるいはまた身分保障等もして、どちらが双方、双方というのは直接の先生、そしてまた受ける側の学校当局、あるいは市当局との、どちらが有効であるかということの今の比較も最近されておるところもあるようでございますので、慎重にこれはやっていただくように。特に、業者にすべて任すというのは問題が発生する可能性もありますので、十分配慮して、これからやっていただくようお願いしたいと思います。

続いて、247ページの後期高齢者医療特別会計についてであります。これも間もなく改正されるだろうと思っておりますけれども、対象者の中で、私も最高の50万円を納めておりますが、医療費は3割負担をせないかんということで、去年とことしとではまさに50万ふえてしまったわけであります。これは恐らく後期高齢者の人たちはみんな異口同音に不満を持っておられる。そういうことから、近い将来改正されることになると思うんですが、現在の弥富市においては、最高保険料の50万円を納めておられる方は何%ぐらいおられるのか、また最低の保険料を納めている方はどのぐらいおられるのか、平均の保険料はどのぐらいになるのか、この点について計数的に教えていただきたいと、このように思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

平成21年度の本算定基準日、平成21年7月1日現在を報告させていただきます。

最高限度超過被保険者数は62人ということで、1.59%の方でございます。被保険者数を申し上げます。3,892人でございます。その中で、50万円の限度額を支払っていただいている方が62名お見えでございます。それで平均保険料額は8万3,303円でございます。

最低は、手元に今ございませんので、すぐに調べて報告させていただきます。

- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。
- 6 番（佐藤 博君） きょうは質問でありますので、意見を述べることは差し控えるべきだと思いますけれども、この後期高齢者医療保険会計で最高額は1.59%と大変少ないわけでありまして、私はその中の一人だと思うと、大変たくさん払っておるんだなあと、こういうような感じがするわけであります。一日も早くこれは改正されることを要望しておきたいと、思います。

以上をもって終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長が答弁します。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 申しわけございません。

最低でございますが、591人で14.8%お見えてございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） それでは次に安井光子議員、お願いします。

○11番（安井光子君） 安井でございます。議案の質疑を2点について行わせていただきます。通告では3点出しておりますが、最後の1点につきましては取り下げまして、委員会で質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目でございます。予算説明書の70ページ、概要の17ページ、子ども手当の創設と扶養控除等の廃止、暮らしへの影響について、お尋ねをいたします。

民主党政権の目玉政策と言われる子ども手当、新年度から支給されることとなります。中学生以下の子供1人に月額2万6,000円を支給すると公約がなされておりましたが、2010年度は半額の1万3,000円、年額にしますと15万6,000円の支給となりました。これまであった児童手当は、子ども手当の支給に伴い、子ども手当に含まれることになりました。

まず1点目でございますが、70ページでございます。弥富市では子ども手当は9億1,383万円が予算計上されております。その財源内訳は、国県支出金8億1,616万2,000円、一般財源が9,766万8,000円となっております。この一般財源は、子ども手当に当たる市の負担分と考えてよろしいでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

議員御指摘の70ページ、扶助費ということで、子ども手当9億1,000万円の財源内訳を申し上げます。国庫金といたしまして7億1,466万6,000円、県費といたしまして9,766万6,000円、一般財源といたしまして9,766万8,000円でございます。負担割合につきましては、国が78.5、県・市それぞれ10.7%となっております。これの市の負担分ということですが、国は基本的には事務費を含め全額国庫補助ということでございますが、従来の児童手当分について、県・市それぞれの財政負担が伴うということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次に質問いたします。

市での子ども手当支給対象者は、説明資料の17ページによりますと1万3,000円掛ける7,000になっておりますが、これは7,000人だと思います。その10ヵ月で9億1,000万円になっております。だから、今回の子ども手当の対象者は7,000人と思いますが、今まで児童手当の支給対象になっていなかった児童・生徒、中学生とか親が児童手当の所得制限を超えている児童などは子ども手当も今回支給されると思いますが、この人数は約何名でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

対象者7,000名のうち、今回新たに対象となる方、中学1年生から3年生までの方1,520名、所得制限の撤廃による方630名、合計2,150名が新たに対象となる方でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今まで児童手当をもらっていた人は、今回、月1万3,000円支給されるわけですが、児童手当が1万円という方は新たに3,000円が月にもらえるということになりますよね。1万3,000円でも、実際に新しくもらえるのは3,000円ということになります。5,000円の方は8,000円余分に入ってくるということになると思います。

次の問題でございます。

民主党政権は、子ども手当の財源にするために、所得税と住民税の年少扶養控除、16歳未満の方の控除を廃止すると言っております。所得税は2011年1月から、住民税は2012年6月からの増税になります。所得税、住民税の増税が保育料や国民健康保険税の負担増を招くのではと、暮らしへの影響が大変心配されております。この影響について、どれくらいの影響があるのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

国民健康保険税の方からお答えいたします。

国民健康保険税の所得割を算出する基礎は、扶養控除や障害者控除など所得控除する前の総所得金額を基準として算定しておりますので、保険税に影響することはありません。

一方、保育料につきましては、平成24年度から影響が出てまいります。ケースによって異なりますが、仮に年収400万円、配偶者控除あり、年少扶養者2人、3歳未満お1人、3歳以上お1人、社会保険料等控除額40万円と仮定いたしますと、改正前の所得税3万7,000円から、改正後の所得税7万5,000円になります。これを保育料徴収額階層区分に当てはめると、第1子につきましては第6階層の月1万500円から第8階層1万5,000円のランクに、第2子につきましては保育料6,600円から1万2,150円になり、お2人の保育料は月額1万50円、年額で12万600円の負担がふえることとなります。また、この条件を年少扶養お1人3歳以上といたしますと、所得税は5万6,000円から7万5,000円に、保育料は第7階層1万3,300円から第8階層1万5,000円になり、月額1,700円、年額2万400円の負担増となります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） いずれにいたしましても、その方の所得によって多少増減はござい

ますが、暮らしへの影響が大変大きいことがただいまの御説明でよくわかりました。

家計が大変厳しくなっている中で、若い人たちの負担がますますふえてくる。子ども手当の支給を早くしてほしいと待ち望んでいる方もおられますが、しかし、2011年度以降、子ども手当が満額支給されるかどうかということは、財源のあり方も含めて、改めて検討すると長妻厚生労働大臣は衆議院の本会議で述べています。2011年度の子ども手当約2兆3,000億円については1年限りとして地方などに負担を求め、残りは国債と埋蔵金で賄っていると報道がされております。2011年度については、財源の見通しが不透明のようでございます。政府が2010年度は国民の批判などを受けて見送ってございました配偶者控除の廃止とか、23歳から69歳までの成年扶養控除の廃止がまた持ち出されるのではないかと、財源として持ち出されるのではないかと心配の声もでございます。配偶者控除などがさらに廃止されますと、仮に子ども手当が全額支給されたとしても差し引きで負担増になる世帯がふえ、暮らしへの影響が雪だるま式に膨らむおそれもございます。

12月の弥富市議会でも、扶養控除廃止、削減に伴う増税の中止を求める意見書を全会一致で採択し、政府に提出していただいたところでございますが、市長は、市長会などを通じてぜひ要望していただきたいと思います。子ども手当と抱き合わせで配偶者控除の廃止など新たな増税を行わないように、ぜひ要望をしていただきたいと思いますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 安井光子議員にお答え申し上げます。

16歳未満の扶養控除が廃止ということが一方ではささやかれるわけでございますが、まだ正式に決定をされているわけでもございませんので、そういった形の成り行きを見ながら、我々といたしましては子ども手当ということに対する、いわゆる生活の中における位置づけということは大きなことになってくると思いますので、十分検討をしていかなきゃいかんというふうに思っております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 11番（安井光子君） 次の問題です。

自治体の市長さんなどから給食費や保育料の滞納分を子ども手当から徴収できる仕組みをつくれと要望がなされ、鳩山首相が検討するという考えを示したとの報道もございますが、市ではどのような御見解をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 児童課長。
- 児童課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問に答えさせていただきます。

滞納の部分を子ども手当から直接引けるとかいう話のところですか。そういうことに対してですが、基本的には子ども手当につきましては、個人に振り込まれるか、あるいは手渡しに

なりますもので、手渡しをして、例えば保育料がもし未納であると、給食費が未納であるならば、それで直接いただけるような形でないと、先に引くとかそういうことはできるものではないと今のところは理解しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 私も、頭から許可もなしで天引きしていくようなやり方はやめていただきたいなあと考えております。そのように滞納しておられる、いろんな事情もあると思いますので、お話し合いでいただくんだっただけというふうにしていきたいと思います。

次、最後ですが、子ども手当は児童福祉施設などにいる子供に対して支給されるのかどうか。これについて、もし支給がされないとなると、子ども手当の趣旨に反するのではないかと思います。この点はどのように御判断してみえますでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

児童福祉施設に見える子供さんに対する子ども手当の支給でございますが、議員御承知のように、つい先日、公明党さんの方から民主党の新政権の方に強い申し入れがあったようでございます。そういった形の中では、すべての子供さんに対して支給されるということを私どもとしても願っておるところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 私は、庶民の収入が大変減り続けている中で、大企業の内部留保はこの10年間で2倍の429兆円にも及ぶと報道されております。大企業への社会的な負担をふやしていただいて、本当に貧困の子供がふえていると言われる中で、子ども手当の財源は大企業、その他に応分の負担をしていただいて財源を確保すべきでないかと考えております。

次の問題に移ります。

予算説明書の70ページ、68ページ、児童クラブの現状と放課後の子供の居場所づくりについてでございます。

子供を児童クラブに入りたいという親の願いは年々ふえております。働く親がふえているからではないでしょうか。定員がいっぱいで入れないとか、4年生以上は行けないなど、子供たちが放課後や長期の休みなどを安心して過ごせる居場所が求められております。

2010年4月からの児童クラブへの申し込みの状況はどのようになっていますでしょうか、定員と申請の数を、各児童クラブごとにお知らせください。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

弥生児童クラブでございますが、定員は50名のところを申し込みが62名ありました。それ

で検討しまして、定員を今60名として対応をしております。それから、さくら児童クラブにおきましては定員50名に対して31名、白鳥児童クラブにおきましては30名に対して32名、大藤児童クラブにおきましては35名に対して20名、栄南児童クラブにおきましては25名で15名、さくら西児童クラブでは40名のところに対して40名、十四山西部児童クラブでは50名に対して26名、十四山東部児童クラブにおきましては25名に対して26名の申し込みをいただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今の御説明では、三つの児童クラブで定員がオーバーしていると説明を受けました。さくら西児童クラブは定員が満員でございます。以前からも何度も提案申し上げて、御検討をいただいているところでございますが、学校の放課後、家に帰ってだれもいないので、学校の下校時に直接児童館へ行けるようにしてほしい。前回の委員会で、保険の適用では、児童館を家庭とみなしていくことはできるという見解を市の方からお示しいただきました。その後、どのように検討がされているのか。もし、小規模の児童館から順次実施していきたいという御見解もいただいておりますので、それはいつごろから実施されていくのか、この点についても御説明をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり小規模のところからということで、教育委員会と児童課、それから学校を含め、あるいは児童館を含め検討させていただいております。まずテストケースとして栄南小学校区、栄南小学校から栄南児童館へ直接ということで今検討しております。その手続のための申請書をどのようにつくっていくとか、それから希望する人をきちんと把握して、小学校から児童課の方に伝えてその人数を把握して、またまとまっていく手続とか、そのあたりについてただいま検討している状態で、年度が変わって、なるべく早い時期に対応したいと考えておりますし、学校の方で学年が変わったりすると、まず学校になれることがありますもので、それが落ちついてから対応ができるようにということで話し合いをしております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） モデルケースとして、まず栄南から始めていくというお話がございましたが、先ほどの児童クラブへの申し込みで見ますと、弥生小学校が2名定員オーバーです。白鳥も2名オーバーしておりますし、十四山東部も1名オーバーしております。そうすると、オーバーした分については待機をしなくちゃいけない。それからもう一つ、オーバーしているからもう入れませんよと言われますと、それでどうしようと引き下がっておられる方もいると思います。非常に利用したいという方がふえておりますので、ぜひ栄南小学校の

ケースに学びながら、ぜひ定員オーバーしている学校についても順次直接学校から行けるように御検討をいただきたいと思います。

では、次の問題です。

子供たちが長期の休みなどに児童館へ行って一日過ごすことができる、子供の居場所として考えていると、以前、市の見解が示されていると思います。しかし、現在のところ、市の児童館は12時から13時まではお休みで、子供たちは児童館にいても外に出されてしまいます。図書館や公共施設でこのようなところはないのではないのでしょうか。子供たちの居場所として、お弁当を持ってそこで勉強したり、遊んだり、一日を過ごせる場所にぜひ見直していただきたいと思うんですが、お昼休みの12時から1時まで、このように閉めてしまうということは非常に不適切な公共施設、ましてや子供を対象にしている児童館として不適切でないかと私はと思いますが、この点の改善についてどのようにお考えでしょうか、御見解をお聞きます。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

その前に、一言児童クラブの関係のことで申し上げさせていただきます。

白鳥児童クラブ、十四山東部児童クラブにおいては、定員を若干超えています、それは柔軟に考えて受け入れることでしております。

次の質問の児童館の件ですが、その件につきまして調べたところ、おっしゃるようなところでございまして、その理由として確認をしていると、子供に生活のリズムをつけるために、規則正しい生活をするために、ずうっといよりも一たん家に帰って食事をしてから来てもらうためにそういう指導をしているということですが、ほかの市町村の様子なども調べてみますと、いわゆるかぎを閉めるとか、そういう状態は望ましいことではないと思っておりますので、3月25日に児童館の運営委員会が開催されるので、そういうような場所で広く市民の声も聞きながら検討していくというところでございます。そのように御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 開議をしてから1時間近くなりますので、ここで暫時休憩をとります。11時に再開いたしますので、よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

- 14番（伊藤正信君） 14番 伊藤でございます。

22年度の予算に関して質問をしたいと思います。幾つかの点を私は質問をするわけですが、今、政権だけでなくして社会環境も大変変化しながら、地方行政が地域主権という形の中で大きく変化をして、行政面としての予算の立て方というのは大変であろうと、私は一つは思っています。そんな状況の中ではありますけれども、特にその中で取り組まれている幾つかの点について質問をします。

最初に、個別の課題になりますけれども、ページ29でございますが、海部地区環境事務組合の関係で、実は先ほど佐藤議員の方からは金額のあらわされている内容の質問でした。私は、今回省かれている、昨年はありませんでした地元協力費が計上されていないんですよね。この外された理由について一度説明をお願いしたいんですが、予算書にないので。

- 議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

- 民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、伊藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

この地元協力費、あるいは通行迷惑料につきましては、廃棄物処理施設等周辺対策協議要綱第7条に通行迷惑料、その他の協力費として定められております。その中で通行迷惑料は、通行車両を勘案し別に定める額とされ、協力費につきましては対象地区に対する区費、対象施設の所在する市町村に対する土地の固定資産税相当額、これは先ほど佐藤議員の御質問に民生部長が御答弁申し上げました件でございます。

さて、通行迷惑料と協力費の受領方法と申しますか、受け取り方法でございますが、これは要綱の趣旨に基づいて津島市の対象地区、これは新開センターでございますが、10年ほど前から、また旧八開村、現在の愛西市でございますが、それから美和町の対象地区、こちらにつきましては当初より組合が直接対象地区に支払っております。弥富市も、当時津島市の組合から通行迷惑料について対象地区への直接支払いを打診されたことはございますが、市が歳入し、市から地区へ支払うという方法で行ってまいりました。しかしながら、八穂センターの操業に伴いまして、通行迷惑料は、市が歳入後地区に支払うという従来の方法、区費については組合が直接地区に支払うという方法で行ってまいりました。このような状態でございますので、平成22年度からは本来の趣旨にあわせ、通行迷惑料は組合から直接対象地区に支払うよう統一をさせていただいたところでございます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

- 14番（伊藤正信君） 支払いの受け渡しの簡素化ということだと思うんですが、一番問題なのは、ここ数年、ずうっと迷惑料と言われる、例えば公共下水道もそうですし、

し尿処理のときも3億3,000万ほどございました。

組合議会の中でも議論が出ることは、地元は何に使ったのかという質問が出るんですよ。そうしますと、やはり私は、そういう場できちとした説明のできる指導というものが求められると思うんですよ。事務組合も、各関係町村からいただいて集められた内容なんです。それを地元で、例えば対策費だからといって通行迷惑料だけの話になるのか、例えば今いろんな議論をする、し尿処理のときも3億円ほど今回延長したときに出ていますが、そういうときにもやはり議論をしたことは、環境のためには植樹、いわゆる植樹というのは樹木を植えて環境を整備したり、道路をより一層安全な方法を確保すべきではないのかという立場で議論をしてきているわけですね、議会も。そうしますと、直接渡すことがいかんでなくして、私はこういうような、今回金額は去年は200万、それで環境の方も昨年と同様の金額が一応この予算書として出ています、きちっと。多分200万だと思っていますが、地元が。ですから、ひもつきではないんですけれども、環境という立場からしたときに、あの施設が本当に、今まで、日本の中でも大体誇れる施設、談合問題と言われる一つは疑惑問題もあったんですけれども、公害問題等はないということも確信は持てる。ですから、今後もさらには地元いろんな形で行政を通しながら設備の充実だとか要望が入ってくるのではないかと。そうしますと、そういう意味合いからして何ら行政と少しかかわっていくことが、どういう使い道にするんだと。また、透明性を求めることができるのではないかと思います、私の考え方についてお答えを願いたいと思いますが。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

この協力費というのが、直接地元の方へ平成22年度からはお願いをしていきたいという形で、事務の簡素化、そのとおりでございまして、そういう形で実施させていただくわけでございますが、地元の方ではさまざまな形の中で有効利用をいただいているわけでございます。一つは、農業振興地域という形の中で、やはり農業施設の研修であるとか、あるいは地域の活性化のためにさまざまな活動を円滑に実施するために備品、あるいは重機、あるいは施設の整備をしていくというようなことに使われておるわけでございます。そういった形の中で、それぞれの地域において有効活用していくということが原則でございますし、またそのようにされているわけでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 今、市長にお答えいただいたわけですが、水路だとか農業施設にプラスアルファだという話になると、地元へ行きますと、市が、例えば土地改良だとか事業経費を落とす、上乘せをすることもその部分はもうできなくなりますね、状況的に、失礼ですけど。例えば管理監督下における200万の使い方というのは、直接行ってしまったら

今度行政とのつながりはない、私はそう思います。ただ、そのことで議論をすることも大切ですが、このことをきちっと再度地元と行政が簡素化の中でどんなことをやっていこうかということなどの細部を、一つは今回は計上されていませんけれども、そんなことの含みを持った予算の中の通過ではありますけれども、行政の指導、そして地元との関係について、今までは今市長がおっしゃったような形であったと私は思っていますが、今後はいかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この協力費に関する地元での有効活用と、行政の本来それぞれの整備計画ということについては、これは行政がやる整備というのは、基本的には計画的に順次やっていくということでございます。協力費を利用させていただくそれぞれの地域におきましては、地域全体の活動費として使われているわけございまして、先ほども言いましたような農業の研修であるとか、あるいは地域、あるいはコミュニティーという中での足りない部分の施設の整備であるとか、これは備品だとか、あるいは機械類というようなことにもなってくると思いますが、そういうようなものに有効利用していくというようなことを私も伺っておりますし、そのように実施されているということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 今、市長の答弁で、それぞれ地域の主体性と行政の主体性、この一体感をもう少し、私は鮮明とは申し上げませんが、検証できていく、さらには実行ができていくことの御指導をひとつはお願いしたい。項目にないということについては、私はわかりましたが。

続きまして、生活保護の関係ですけれども、扶助費の関係など含んで今年度1億9,740万上がっているわけです。それで、雇用不安と同時に社会的な環境が大変厳しい状況にあると。その目的は生活保護費を出すということなんですけれども、弥富市で現状何世帯あるのかということ。

もう一つは、新聞などでも言っていますが、全国で100億円も不正受給をしていると、こんなことも言われています。さらには不正受給の手口としては、働いていた収入を全く申告しなかったケースがあると。そういう状況であります。弥富市としては、生活扶助者に対しての取り組みについてどんな状況になっているのか。まずは世帯数など、不正受給はあったかなかったかについて御説明を願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

○福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

現在の生活保護の世帯数でございますが、3月1日現在で148世帯229人でございます。

それから、不正受給についての御質問でございますが、不正受給につきましては、保護の

相談にお見えになりまして、相談を受け付けたらすぐに金融機関への預貯金の確認、それから生命保険会社への保険加入の確認、扶養義務者への扶養の確認、それから所得調査を行うなどとともに、年１回定期的に税務課での課税状況の調査を行いまして、収入の申告漏れがないように万全を期しております。しかし、調査時期によっては、保護決定後に預貯金等が判明する場合もございます。その場合には返還をしていただいております。

また、病院への送迎に係る通院移送費、タクシーの支給につきましても、タクシーの利用が必要であるかどうかの判断をするために医師の給付要否意見書を取り、必要かどうかの確認をいたしましてケース診断会議を開催し、検討して認めております。給付要否意見書には、傷病の程度、給付を必要とする理由、移送の区間、治療に必要な通院頻度、移送を要する見込み期間等の記載がしてあります。移送費の請求には、その都度タクシーの領収書を添付していただきまして、その領収書で区間の確認等をしてしております。医師の証明をつけた通院移送費の申請書により請求をしていただき、確認をして支給をしてしております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○１４番（伊藤正信君） 予算ですから、１億９,７４０万の予算。私、なぜその予算について、さらに世帯数をお伺いしたかということです。１２月には１３０世帯ぐらいだというお話があって、補正もあったことですのでお伺いしたところであります。不正受給がないということは、一生懸命対応されているということです。どうもありがとうございました。

続きまして、ページ８５に係る衛生の関係、歳出の問題で住宅用太陽光発電施設導入促進費です。本年度３万円という金額が、弥富市の、４キロワットですが、１キロ３万円、最高限度。そうすると１２万円。昨年は５万円あったんですね、１キロワット。そうしますと、今年度は８万円減ったということです。国は７万円で４キロで２８万、この数字は変わらないんで、しかしながら去年とことし、弥富市の場合は、さらにさかのぼれば他市がやっていないときからやっておるからお金は認めていますよというお話ですけれども、国の、少なくとも今年度目標は、１次補正を合わせてあったわけですが、それぞれ数も大分ふえた状況の中で、同じ金額でもって環境問題として予算化されています。弥富市として金額を減らさざるを得なかった理由。少なくとも一度政策的に弥富市の住民の環境問題としてとらえたら、できることなら私は５万円を計上していただく方向で予算化していただきたかったなと思いますので、その辺についてお答えください。なぜ減らしたか。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） では、住宅太陽光の御質問についてお答えをさせていただきます。

弥富市の住宅用太陽光発電施設の補助金につきましては、平成２０年度から実施をいたしま

した。当時は、議員が先ほど申しましたように5万円でございます。これは、当時は国の補助金が廃止されていたこともございまして、1キロワット5万円、補助限度額を4キロ20万円とし、予算を30基分600万円といたしました。20年度の実績といたしましては、18基、294万円の実績でございまして、県の方もこれに対して1割の補助、29万の補助を県からいただいております。平成21年度も、当初予算としまして20年度と同内容の30基、600万円としたわけですが、実は国の方が平成20年度の後半に補正予算をいたしまして、補助制度が復活をいたしました。そうしたことから、21年度は8月に600万円が消化されることとなり、さらに9月補正で500万円をお認めいただいたわけですが、これも11月末には終了いたしました。結果、補助の実績といたしまして64基、1,079万円余となりました。県の方も、実は県下全体の補助が多いということで、この1割をちょうどいできずに、ことしの内示としては97万円にとどまっております。

そこで平成22年度も、先ほど言われましたように国の補助が継続されております。しかしながら、市としては限られた予算の中でより多くの方々に市の補助制度を利用させていただくため、今回補助単価を1キロ当たり5万円から3万円に引き下げをさせていただいたところでございますので、御理解がいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 今、お答えいただいたわけですけど、去年補正を組んでいるんですよね、この問題は。合わせて15万といいですか、全国でなるわけですがけれども、それぞれの状況と同時に、企業も3分の1だとか、農業施設も2分の1だとかいう補助金を出すという促進になっているんですよ、今。それが今、弥富市が減っていくということなんですよ。それは財源が限りなくあれば、全体の予算ですから当然そういう形のこともあろうかと思いますが、少なくとも今社会的に議論もされている環境問題等を考えたときに、ちょっとこの施策として、1年ぽっきりで1年で1キロ2万円安くするという、8万円安くというのは、私は少し考えていただきたいということを申し上げて、次の質問に入ります。

108ページで土木都市計画費のところですが、実はこの資金は、雇用創出事業が充当されているということです。733万8,000円支出されて、今、関西線と名鉄の踏切の誘導員が配置されているわけですが、私どもは、やはり安全が一番大切だということもわかっています。しかし、雇用の創出対策資金ですと、例えば、今やっていた安全対策が本当に雇用創出の対策なのかどうなのか。企業で勤めている人たちがそこで働くということです。だから雇用促進費というのは、例えば今の社会環境の中で仕事がなくなった、そういう人たちの仕事をつくる、これが創出資金ではないのかなと思います。

それともう一つは、この問題点があるということだけ申し上げておきたいというのは、実はガードマン、踏切の真ん中でとめるわけですが、車を。これは道交法違反なんですよ。車を

踏切の上で一たん停車をさせてはいかんわけですね。もう一つは、私有地の中を歩いていくという通行整理をされていることなどが時々あって、地元の方々からそれでいいのかなというお話もあるということ。ですから、安全を確保する手段は、いろんな手法がそのときそのときであろうかと思っています。しかし、ガードマンは、はっきりはそこにおける警察官と違って賠償責任は持っていません。行政が、そのとき事故があれば責任を持たないかん。事業を委託していることですから。そういう点が一つはどうなのかということ、さらには、今これだけの安全確保のために努力をされてきたことですから、少なくともこれから布石をした安全対策がどう生かされていくかという目標も一つだと思っています。ＪＲ関係、名鉄関係、県、土木、そして地方のいわゆる行政、ここの辺の総括と雇用促進費の733万8,000円の使い方について、少し御説明を願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、御答弁申し上げます。

先ほど伊藤議員の方から、踏切内で誘導員の方がとめるとか、私有地を通られることにつきまして、私どもの方からよく指導をさせていただきますので、よろしくお願いします。

今の考え方としまして、緊急雇用創出事業ということでありますので、雇い入れる対象としましては、失業者の方を対象ということでハローワークを通じまして雇用をさせていただいております。それで今回の誘導員ということで雇用していただいて、やっていたいいる現状であります。今年度もやっている状況でございますけれども、平成22年度におきましても、雇用日数として約235日を予定して事業をしたいと考えております。

それと今の名鉄、ＪＲ等との協議の関係でございますけれども、平成21年度におきまして、昨年９月に名鉄と、ことし２月にＪＲと公安委員会にそれぞれ協議をさせていただきまして、この狭隘踏切の解消ということで協議を重ねているものでございます。名鉄におきましては、やや踏切の安全対策ということで、すぐ交差点があるものですから、車等の通行の関係で道路の計画を定めていただいたらどうかという御指導をいただいております。また、ＪＲにつきましては、あそこもすぐ交差点ということで、北側から来る県道が狭いということで、前後の道路整備をすることも必要なんですけれども、そうした場合にＪＲとしましては、踏切の拡幅協議ということで踏切の統廃合も必要になってきて、そういった前提をもとに協議に応じますという回答をＪＲの方はいただいております。公安委員会につきましては、踏切前後の道路が狭いということもありますし、交差点が近いということもありますので、そういった整備をしていただいて、車の処理ができれば計画として問題ないというような回答をいただいておりますので、こういった関係機関、それぞれ協議をさせていただいておりますので、そういった協議をもとに再度調整を図って、安全で皆さんが通っていただけるような対策を進めたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 一つは、ハローワークを通してということなんですよ。ハローワークと地方自治体は一体をして、そういう人の雇用を創出するという窓口が市役所の中にもあると思っています。そこで働く方が、本来できることなら弥富市の在住の皆さんに雇用の機会を与えてほしい、このことを私は一番申し上げておきたいことであります。

それと同時に、今都市計画課長からお話がありましたが、踏切拡幅と同時に、あそこに住んでみえん家の問題も、過去には移転について議会の方も承認をしているという経過もございます。承認というか、予算支出ね。ですから、早期にそういう対策と同時に、私は少し雇用創出に充当する部分についての意見を質問いたしました。

続きまして、歳入の滞納繰越分の関係ですが、個人・市民税が3,100万円、固定資産税が3,000万。これ3,000万、3,100万という数字の目標で歳入がなっていますね。これも昨年と同じ金額なんです、実は。

冒頭に申し上げましたように、予算の組み方というのは、いろんな施策と事業の流れの中で組まれる数字なんです。特に収納については目標が、この新しい時代の指針の中でも書かれています。納期・納付の徹底と滞納者に対する督促など、家庭訪問しながら、さらには差し押さえ、最終的には納付をしていただくために公平な税の負担の徹底を図るというふうに書かれています。その方法は、やはり私ども市民は、お互いに義務と権利を持って納付する義務があるわけですが、しかし行政としてそういう状況の中で、いわゆる歳入が同じ金額で計上されているということは、努力目標はないんですかと。言い過ぎかもしれませんが、それぞれ税に係る取り組みに対してどんな考え方なのか質問いたします。

○議長（黒宮喜四美君） 収納課長。

○収納課長（服部 誠君） お答えいたします。

歳出について、個人市民税、固定資産税とも前年度の未収入見込みから収納率を乗じた額を当初予算としております。22年度につきまして、景気後退の影響を受け、個人市民税が前年度対比9%の落ち込みが見込まれる中、滞納繰り越しについて調定額が増加する一方で、収入は厳しい状況が予想され、収納率を前3ヵ年度の実績を参考により3,100万円といたしております。また、固定資産税につきましては、個人市民税ほどの景気後退の影響はないものの、収入としては厳しい状況が続く中、市県民税と同様に、収納率を前3ヵ年度の実績を参考により3,000万ということで算出いたしました。

これからの取り組みといたしまして、ますます厳しい状況の中、財源確保のため滞納者の方々への粘り強い折衝を行い、納付への理解を示していただくことにより税の公平を維持し、県税事務所と市町村連携による地方税滞納整理機構研究会への参加、また職員の意識改革を図るとともに、コンビニエンスストアの収納等の納付しやすい環境の整備を行うことにより

滞納繰越額の圧縮に取り組み、今後の予算に反映していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 職員の意識の向上ということですが、滞納の中の問題も一つあるかもしれませんね、滞納金額というのは。ということは相続の関係で、もう亡くなった人まで支払っておらん人もあるという例もあるわけですね。ですから、私はこの目標の金額を上げることが、今言われる経済状況は一つですが、滞納金もふえていっているわけですね。そのことも一つはあると。ですから、上限はあるはずだと思うんです。特に今回、軽自動車やたばこ税、そして見てみたときには昨年と同じ金額が上がっている、見込み収入がね。ここの辺の予算の立て方というのは、一つは、もう少し経済状況と施策とのかかわり合いを通した、予算が同じ金額というのは想定ですから、例えば対前年100で組んだのかということになれば100で同じ金額だと。しかし、それには施策が同じだというふうに理解をしておるわけですが、今お伺いしたように、滞納の部分については努力をするということで、まだ差し押さえまではいかんのだなというふうには思っておきますが、しかし、税はお互いに公平に、権利と義務だからきちっと市民にお願いをすることと同時に、行政がその取り組み方をきっちりしていただくことがいいのではないかと思います。

さらに、歳入で、国庫支出金の関係でちょっと見てみますと、20年度が7億2,300万程度、21年度が8億4,000万、そして22年度は13億4,000万ですね。この数字というのは、冒頭で申し上げましたように、地域の関係で子ども手当などが多分含まれてそれぞれ入ってきておると思いますが、これは総務費の中に入り、例えば子ども手当が8億から13億の数字の中でいきますと民生部は大変な人が要するという状況はあるわけですが、手当としては国から何か先ほど出た数字がありましたが、さらにそんな状況の中でもう少し、もう少しというよりも、一体、歳入歳出の金額の変動による組織に対応の仕方、そして予算の作り方について、ここ10年、同じような形で行政の中も苦慮をしながら予算書をつくれ、提案説明をされておりますが、その点に含んで、法を改正してすぐ出してくる国の方も問題があるのかと思ってはいますけど、もう少し行政面としてどういう考え方ができるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） それでは私、人事秘書課の方から職員の配置の関係から御説明をさせていただきます。

議員御質問のとおり、国庫支出金のうち変動の大きいものは、生活保護費負担金の対前年度比5,700万円の増でございます。それから児童手当、子ども手当負担金の前年度対比5億6,911万8,000円の増でございます。

生活保護費負担金の増の理由につきましては、一昨年からの経済不況による厳しい雇用情勢の影響等により、先ほど福祉課長が申し上げたとおり生活保護者がふえたものでございまして、この業務増に対応するために昨年10月から担当者を増員しております。また、児童手当、子ども手当負担金増の理由につきましては、子ども手当の創設に伴う月額増額に伴うものが主な要因でございまして、業務増に対応するための配慮が必要であると考えております。

議員も御指摘がございましたけれども、後期高齢者医療制度や子ども手当を初めとした頻繁に行われる国の制度改正に対応し、円滑な事務事業の処理体制を確保することは、国の定員管理の適正化指針を遵守し、定員適正化計画を進める中において、各部署は必要最低限の職員配置で業務に当たることを余儀なくされておりました。職員配置や時間外手当、臨時職員の雇用などの財政負担も大変重くなっていますので、その対応に苦慮しております。定員管理の枠もございまして、正規職員の増員は非常に厳しい状況にございますが、職員の適正配置に努めるとともに、定年退職者の再雇用や臨時職員の活用、事務事業の見直しや民間委託の推進など、引き続き円滑な事務処理体制の確保に取り組んでまいり所存でございます。また、国に対しましては、制度の創設、改正をする際には、システム改修等に係る経費だけでなく、対応に必要な人件費を含め交付金等の確実な財政措置をしていただくよう、市長会を通じて要望をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し補足をさせていただきながら御答弁申し上げるわけでございますが、ことしの私どもの平成22年度の予算を見ていただきますと、国庫支出金というのは160%という形になっておるわけでございます。そうした中で、子ども手当等々のさまざまな制度設計があるわけでございます。

先ほど所管の方から話をさせていただきましたけれども、最後のところで話をしておりますように、実はこのシステムの改修というものも膨大な経費がかかるわけでございますが、これは今のところ国の方で負担をしていただくということになっておるわけでございますが、以前からの市長会、あるいは我々の話の中では、システムに係る経費、改修だけではなくて、いわゆる人件費ということも我々としては強くその都度その都度要望しているわけでございますが、一向にこれが改善されません。これからいろんな制度設計が新たな形としてまた出てくるわけでございますけれども、こういった形の中で、トータル的な経費に対する財政措置をお願いしていきたいということを強く要望してまいりたいと思っております。職員の方に過度な負担がかからないような形で、我々としても努力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○ 14番（伊藤正信君） 制度が変わることで大分苦慮されていることも理解もできます。しかし、今、実際に市民の側からしますと、今までいろんな形で市場原理主義、公共性の議論、こんな形の中で、市民の目は行政へ目を向けられています。しかし、その中身は本当に御理解いただけない分は大変だと思っています。そんな状況の中で、市政が全員の協力と同時に、市民にもやはりそういう状況の理解がいただけるような予算のあり方の中で一つは求めていく、提示をしていくことが大切ではないかなと。今、御答弁いただいたように御努力いただくことで、私の質問は終わります。

○ 議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○ 12番（三宮十五郎君） 私は、市長の施政方針演説に関連をいたしましてお尋ねいたします。

まず最初に、市長は施政方針演説の中で、市長就任以来、市民と行政の協働によるまちづくり、市民と情報を共有した公平で透明な市政の実現、予算の節約と有効活用を市政運営の基本施政に掲げ、「市役所とは市民のためにお役に立つところである」を職員意識改革の旗印のもとに、市民本位の行政運営を心がけて取り組んでまいりましたというふうに述べられましたが、多くの市民の皆さんの求めにこたえていくこの立場は、強く皆さんが望んでいることであると思います。

そこで、予算の節約と有効活用等に関連してお尋ねいたしますが、弥富市では、多分尾張8市の中で税等の収納率も一番いい方の一つでありまして、市民が行政に協力をして、いいまちにしていこうという思いというか、そういうまじめさというのは、私は大変昔からすぐれたところであるというふうに思っております。

例えば、ごみの市内の収集等に関しましても、20年度の弥富市がごみ及び資源ごみとして収集された総量は1万1,700トンに及び、約24.4%がリサイクルに回されております。この収集と処分の経費、衛生組合が負担する費用を除きまして直接支出しているもの、さらにそこから雑誌や新聞等を売り払った収入を差し引いた実際の経費、当然協力団体の補助金等も含めた費用を込みにしました実際の経費は、年間平均で1トン当たり約11円40銭でございます。弥富とよく似たごみの量を持っております蟹江町で、20年度で約1万300トン、リサイクル率、資源化率は16.4%という状況でありまして、実際に燃やしたり埋め立てられたごみの量で言いますと、そういう割合で見ますと弥富市が8,845トン、蟹江町が8,652トンというふうになります。蟹江町の1トン当たりの経費は14円余りでございますが、仮に同じ料金であったとして計算をしますと、弥富市の場合に経費の節約がそれだけで2,800万円ほどございます。さらに、この両町の住民が住んでいる面積等によります運搬収集費の経費の違いとか、それから衛生組合に持ち込む場合に、20年度の1トン当たりの平均持ち込み量が11円38銭だったそうでございますが、かなり地域の特性もありまして減量がされておる関係もあ

りまして、経費だとかそういうものに直接あらわれないリサイクルによります環境影響の費用、こういうものを見ますと2,800万円の何倍もの節約効果があり、環境影響効果がありまして、私は早くからこういう取り組みを積極的に市が支援をしていく。そして、皆さんが無理なく協力できる、気持ちよく協力できる仕組みをつくっていくということを訴え続けてまいりましたが、これができた要因の一つは、弥富町時代からそういう施策が進められてきたことと、もう一つは、これはバブル期以前でございましたが、やはり委託単価が高過ぎるということもいろいろ問題になりまして業者変更の入札が行われて、当時、このかかわった担当者で、しかも当時の弥富町で一番公共事業単価等の詳しい担当者が、私たちの想像できない価格で入札が実際に行われて決定したと。当時、バブル期以前のそんなに物価が上がっていないときでございますから、事業予算の67%ぐらいで落札されたことも、こうした単価が今日まで続いている大きな原因になっております。

さらにもう一つ、私自身がこの絡みで経験した一つに、消防自動車の積載無線機の更新事業が行われたときに、3月議会に出された予算書を見た元消防団長もやられた町民の方から、幾ら何でも高過ぎると。実際に消防自動車の無線とタクシーの無線とほとんど変わらないのに、倍ぐらいの予算が組まれているということで問題にされて、私どものところに何とかならんかという訴えがありました。早速議会で取り上げましたが、どのまちも同じ方法で、同じ値段でやっているから何も問題ないんだといってなかなか対応しようとしませんでした、そういう単価表なんかもいただいて、私たちも担当者を詰めたこともありまして、弥富町としても半年ぐらい議論を重ねた末、若干予定価格を下げて入札をやりましたが、これも事業予算の60%台の前半で落札され、この経験がさきの同法無線の入札で、市長を初め当局の努力も大変あったと思いますが、大幅な予算節約の形で反映されました。

市民の皆さんの協力、同時に大切なことは、やはり事業予算が事前に市民や議会にわかりやすいものであれば、問題があればこういう形、たまたまそのときは数量なんかは何も書いていない予算総額だけだったんですが、消防団員で団長をやっておったこともありますので、消防自動車は何台あるからこれは何台あるからという計算が市民の方ができて議会の方に資料が提供され、そして町としても対応せざるを得ないような状態になったんですが、したがいまして、本当に市民と情報を共有するというふうに考えたら、この予算書のつくり方、数量や単価が可能な限りわかるもの。先日も、新聞で県は、物品購入なんかは納入業者や購入価格を公表していくというふうに言うておりますが、予算書の段階でやはりそういう工夫をしていただくことと同時に、従来からずっと続いております弥富町時代、あるいは弥富市になって以来の、本当に誠実な市民の皆さんと一緒に市政を進めているという中で今日の到達点があるということを、市長は、予算書、そういう内容に改めていくということについてどのようにお考えになっているか、御見解をお伺いしたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

いろんな事例に基づいて、最終的には事業内容がしっかりとわかる予算書の作り方という形にあるわけですが、私どももさまざまな形で今までも行財政改革を進めてきているわけですが。前段におきましては、私どもといたしましては、さらに平成22年度においては弥富市の行政改革推進本部を設置して、その要綱を決めておるところでございます。本部長には副市長を充て、副本部長には総務部長を充てて、さらなる行財政改革をしていこうという取り組みをしていきたいと思っております。

そうした形の中で、いわゆる三宮議員がおっしゃるいろんな項目におけるさらなる明確化ということについては進めていかなきゃいかんというふうに思っております。国の方が、大きくは地方分権から地域主権という形の中でおっしゃるわけですが。この地域主権を私どもが受け取るためには、職員が一生懸命やっぱり勉強していかないとだめなわけがございまして、そうした形の結果として、さまざまな形で最終的な予算書に結びついていくというのが一番理想であろうというふうに思っております。職員のさらなる地域主権に対する意識の高揚と、そしてそれぞれの各所管における知識・技能を高めていくということがまずありきだなというふうに思っております。そして、そういった形の中で、少しでもというか、透明化ということに対してさらに磨きをかけていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。
- 12番（三宮十五郎君） そのこととあわせまして、特に市長が就任された直後に提案されました平成19年度の予算審議のときに申し上げたと思いますが、普通、首長がかわる直前の議会は、全事業を含めた予算じゃなくて、根幹になるものだけを上げて、あとは新首長になってということですが、弥富の場合は、多分現職の方が必ず次もやられるというお考えだったと思うんですが、そういう骨格予算じゃなくてやってきた。したがって、実際は服部市長が出て提案されたんですが、実際に編成したのは前の市長だったこともあってかなり問題があると。直していただくということを強く求めて賛成するというのを、この場で申し上げたことがあると思うんです。

実は、今の概要書の中で、当時と比べるといろいろ工夫がされておりますが、そのときに問題にしました税収、当初予算に対して大幅に少ないということで問題にさせていただきましたが、概要書の10ページに税収と、それから当初予算の表が載っておりますが、19年度で申し上げますと、予算は66億6,500万でしたが、実際の収入は、これはここに書いてありませんが、72億1,800万で8.3%多かったんですね。私どもがこの問題を特に強く、こんなやり方はいかんというふうに思うようになったのは、17年度に行政改革で20%の財政削減が必

要だということでやったんですが、弥富町の当初予算は48億円余り、実際の決算額は57億2,500万で、11.3%も税収を当初予算で少なく見積もるというようなやり方で、子ども会や老人会の補助金や、社会教育団体の会場料なども大幅に引き下げるとか、民生委員さんや区長さんの手当も引き下げるといことで、全く歳入に見合った行政サービスをするという本来の役割を放棄した、行政として機能していない状態になっておるといことで、こんな市政は一日も早く変えなきゃならんという立場を私どもが表明する原因は、そういう予算に対する考え方や編成の仕方だったんですが、その後だんだん改善されまして、20年度は当初予算72億1,200万に対して実収入が74億5,300万で103.4%、本年度は見込みであります、当初予算の71億8,500万に対して72億1,600万で100.4%、場合によっては下回るかもしれない。事実上、ほとんど当初予算の段階で、一番基本であります税収をきちんと見ていくということがようやくこの間やっていただけるようになって、大変私は、そういうことをずうっと問題にしてきた立場として、ようやく市全体でそういうことができ始めたかなというふうに大変喜んでおりますが、この概要書等につきまして、つくるなら、合併したのが18年でございますから、実際に合併してどうなったかということを中心に比較しようと思うと、17年度の両町村の合計をきちんと入れて、それとどのように変わってきたかというふうにさせていただくことが、合併をして市の姿がどういうふうに変わったかというふうに見ていただくいい基準になると思いますので、一部にはなっておりますが、全体としてはそうっていないことと、ぜひ、この大きい全体の概要を示すところに当初予算と決算額もあわせて入れるグラフにさせていただくと大変いいんじゃないかというふうに思いますが、そういうことも含めて、概要書と、それから比較ができるものにしていただくということで一層工夫をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私ども行政を預かる者といしましては、歳入歳出のバランスをいかにしていくか、あるいは自分たちの持っている財政調整基金、あるいは市債というものの発行について、トータル的にしっかりと見ていかなきゃいかんというふうに常々思っているわけでございます。今、三宮議員御指摘の当初予算と前年度の決算額というものにつきましては、一枚の表の中に組み入れられていくように努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 12時を回りましたので、暫時休憩をいたします。午後1時から再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員。

○12番（三宮十五郎君） それでは、引き続いて市長にお尋ねいたします。

先日、職員のOBの方で、多分その人の経歴からいってそんなに財政に詳しくない方だと思いますが、本当に弥富市の財政は大丈夫ですかという質問をされたんですよね。それで、そのときは大丈夫ですよと、心配する必要はありませんよというふうに答えておいたんですが、この予算議会に先立って、特に地方交付税の仕組みと、市の起債の動向とあわせて見ますと、これは市長や私どもの責任ではありませんが、前政権時代からの制度の改悪によって、本当に大丈夫なんて言うておれんような、そういう心配しなきゃいかんことが待っているのではないかと思いますので、そのことについて少し立ち入ってお尋ねしたいと思います。

弥富市の借金につきましては、一般会計は概要書の12ページに載っておりますが、これに集落排水と公共下水を合わせた起債総額は、平成17年度は114億7,000万円でした。これが22年度末には159億1,500万、合併からの新年度予算が終わるまでの5年間の間に44億4,000万円起債がふえることになります。どこでふえているかということですが、以前の特別な財政対策がない時代の、いわゆる普通債、学校だとか保育所だとか、こういうところの借金は、この5年間で今度予定は7億としておりますが、7億じゃなかったかな、もうちょっと違ったかと思いますが、かなりの額の、保育所なんかの起債を入れても、増加分は平成17年の両町の合計に比べて3億1,600万ふえただけです。これがどこでふえたか、一番大きいのは、やっぱり公共下水道で25億5,000万ふえております。集落排水と合わせて27億7,900万、その他の、要するに臨時財政対策債だとか交付税で100%応援しますよということで、とりあえず借りかえておいてくださいというものが13億4,400万ふえることになります。

そういう状況に対して、じゃあ国は弥富市の財政状況に対してどういう見方をしているか。これは、健全化判断比率及び資金不足比率についてということで、この状態だとイエローカードという状態が早期健全化基準ということで、いろんな対策を講じないといけませんよ。それから、これを超えたら再建団体というか、レッドカードという基準が示されておりますが、弥富市の借金の状況は、20年度末で早期健全化基準の実質公債比率というものが25%ということになっておりますが、7%で大変健全であるというふうになっておりますし、将来負担率に至っては、標準財政規模の、要するに弥富市の税収と普通交付税なんかの自前の交付税を除く国の交付金なんかの特定の事業目的のない形で入ってくるお金を合わせた額の350%まで借金してもいいですよということになっておりますが、これが弥富市の場合は12.1%で、ほとんど借金がないような形で出されております。

実際に、どうしてそういうふうになるかというのを見てみますと、一つは実質公債比率と

というのは、20年度の皆さんもいただいたやつなんです、地方債の元利償還のお金が8億6,986万7,000円、これに集落排水だとか公共下水に一般会計から本来繰り入れるべきだというふうに国が見ている借金の返済分が1億1,000万余り、さらに環境事務組合の負担金なんかで2億5,800万円近い借金の返済分があって、こういうものが弥富市の年度の借金返済で合わせて13億700万円ですが、交付税の対象になるものについては借金がなかったことにして計算すると、これが6億9,100万円です。さらに、そのほかに、実際には借りて、後で交付税で面倒を見るというんですが、弥富市はもらえないはずのお金であります臨時財政対策債の発行可能額まで弥富市の実際の収入、用途を制限されない収入ということで計算をすると、さっき言ったように借金返済の負担は6.99%で約7%ですよと、非常に健全ですよということです。ところが実際には、弥富市の場合は計算上交付税の対象になっても、一切それはもらえないお金ですよ。今の状態が続く限り、全部そのお金は、借りることはできても、返すお金も全部皆さんの税金やそういうもので負担しなきゃいかん。そういう形で計算をしますと、実質公債比率は7%ということですが、実際に負担をしなきゃいかん割合は土台の収入の14.4%で、形式的には国の交付税の対象になっておるものは全部なかったことにしますというふうにしますが、弥富市の場合はそんなことには絶対済まないわけですね。そういうふうに一つはなっております。

だから、25%はイエローカードだと言われておりますが、7%という国の指標じゃなくて、実際はもう14%を超えているという状態。さらにここまで借りていいですよという将来負担比率に至っては、もっと恐ろしい計算になっております。

今、この20年度の表で見ますと、地方債の現在高が一般会計で、これは20年度末ですから94億7,900万円、さっき言ったもろもろの下水への一般会計の負担分だとか、それから環境事務組合の負担分だとか、そういうのを全部合わせて147億円余りになりますが、これに対して交付税の計算対象になっている95億円余りはなかったことにして計算をしましょうと。さらにこれに臨時財政対策債の発行可能額、これを標準財政規模というか、弥富市の税収や、国から来る用途を決められていない交付金、それに普通交付税を合わせたものにさらに臨時財政対策債まで含めて計算をする。もちろん一般会計で使える積立金についても、借金から差し引いて計算をするという仕組みでやっていきますと12.1%で、標準財政規模というか、さっき言った土台の収入に対して350%まで借りられるのが、弥富は12.1%しか借りておりませんと。

実は19年度は、この計算の仕組みが少し違ってあって、臨時財政対策債は分母から外した計算の仕方です。20%を超えていましたよね。ちょっと数字をなぶるだけで12.1%になっておりますが、実際には弥富市の標準財政規模というか、土台の収入というのは90億7,200万円でありまして、147億2,300万から40億8,200万円の積立金を差し引いて掛けますと117.3%にな

ります。ただ、90億7,200万の中には、もう今5年目になるわけですが、10年たつとどんどん減って、合併特例の3億円余りの普通交付税がなくなりますので、それが無いものとして計算すると121.8%の借金をしておることになります。そうすると12.1じゃなくて、実際には弥富市が予定されておる収入の中で負担できる割合から言うと122%ぐらいの負担ですね。だから、国があなたのところは大丈夫ですよと言っている指標と実際の指標の間には大きな差があります。

しかも、国は、臨時財政対策債は一時的な措置であるというふうに初めは言っておったんですが、結局国が必要な財源の手当てができないことからずうっと続けていますよね。今のこのような財政状態が続くとすると、結局弥富市は、計算上はなかったことにされている借金が、全部自前の費用で返していかなきゃいかん。そこでどんどんどんどん借金が膨らんでおるという状態は、決して本当に大丈夫なんて言える状態じゃなくて、これは国に対して、きちんと将来の負担は国が責任を持ちますと言った部分については、基本的には持っていただく仕組みに変えていくというんですか、地方交付税の本来の役割であります、どの市町村でも少なくとも住民が必要とする最小限の行政サービスができる基準を定めて、きちんと財源が不足する場合は補てんしていくという責任は果たしていただかないと、今みたいな形でやって、大体民主党そのものの考え方は、全国の市町村の半分ぐらいは交付税を出さんでもいい団体にするという考え方を持ちながら事に当たっておりますので、もしこの財源保障機能が外されたら、もともと公共下水道なんかの事業は、返すお金の55%は、旧弥富町時代、計画を立てたときには交付税で負担してもらいますということで決めて、しかもそこで今どんどん借金がかさんできていますよね。そういうことを考えると、ぜひ財源保障機能を、本来の役割をきちんと果たしていただくように国に強く要請をしていただく。しかも、これは弥富市だけじゃなくて、全国の市町村にとって絶対にこんな形で借金は大丈夫だよとさせておいて、どこかではしごを外すようなことをされたら、本当にその後は大変なことになりかねないと思いますので、こういうことについて、市長や市の財政当局はどのようにお考えになっているのか、お答えいただきたい。

私としては、ぜひきちんと国が少なくとも一定の部分については、もともとの基準が、うんとうちが収入がふえて基準が変わったというのではなくて、平成12年当時、80%ぐらいの財政力指数で、年間10億円ほど普通交付税をもらっておった時期に比べて、今は税源移譲やいろんなものもあって幾らかふえていますが、ほとんどその当時と基礎的な1人当たりの収入というのは変わらない状態でありますので、これで国が借りかえてください、あるいは将来の元利償還金を国の責任で返しますというやつが、急に切り下げたためにそっくり市民の負担になる、市の負担になるというようなやり方をそのまま残すようなことはないように、ぜひ頑張っていていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

さまざまな角度から、弥富市の財政に対して鋭い分析をしていただいているわけですが、私とて、また職員も含めてそうですが、決して楽観をしているわけではございません。地方税の減額というのが、ここしばらくは進むだろうというふうに思っております。

そういう中で、私どもとしては、今十四山の合併のときの算定がえという形の中で、平成27年までいわゆる満額をいただけるわけでございます。いわゆる地方交付税という形で4億7,000万ほどあるわけでございますが、こういった平成27年ということに対して、我々はこれ以降は地方交付税というものが今の財政力指数が続いていけばいただけないというような状況になってくるわけでございますので、真剣に考えていかなきゃいかんということがあるわけでございます。

幸い、その裏腹な問題といたしまして、今、西部臨海工業地帯における企業誘致という中で、さまざまな企業に来ていただき固定資産税の減免というものが、実質4年間の減免制度が、私は平成24年ないし25年にはその裏がえとして、歳入として固定資産税が入ってくるといっても思っているわけでございます。その額がちょうど地方交付税に当たるような金額になるわけでございますけれども、3億5,000万から4億ぐらいいは見込んでいるわけでございます。

そういう形の中で、これから地方税の減額というのが、特に個人市民税を中心として、私たちは常にその辺のところを精査していかなきゃいかん。先ほどおっしゃいました平成22年度も七つの特別会計という形でさまざまな事業、あるいは人に対する安心・安全という形、あるいは健康ということに対して取り組んでいかなきゃいかんわけでございますけれども、そういったものもよく見きわめていかなきゃいかん。一般会計から資金を繰り入れるということについては、非常に慎重に考えざるを得ないということもあわせてあるわけでございますけれども、しかし、繰り入れないと、例えば国保等の運営についてはやっていけないような状態でございます。実質的には、国民健康保険制度が弥富市の場合でも赤字になってきておるわけでございます。繰り入れた分の額と、そして年度の繰入金という形の差額分が赤字になってくるわけでございますけれども、今現在では、国保に関しても1億5,000万とか6,000万の赤字運営になっておるわけでございます。

そういった一つ一つの特別会計の精査もしていかなきゃいかんわけでございますけれども、一方では、そういった個人市民税を含めたところの減額があるわけでございますから、一つは行財政改革をしっかりとっていくということと、自主財源の確保にさらに努めていくということを我々の行政の大きな柱として持っていかなきゃいかんというふうに思っております。

国の方は、幸い、ことし国から地方に対する交付税が約17兆円あるわけでございますが、

そのほかに別枠加算という形で今回交付していただくというのが9,850億ほどあるわけでございます。そうした形の中で、地方交付税の総額をふやしていただけるということがありますから、税が大変厳しい状況の中で、国の方がこういう手当てをしていただけるということについては、大変うれしく思っておる次第でございます。

今後におきましても、さらなる地方交付税の総額の確保ということについては、さまざまな県・市を通じて要望していかなくやいかんということは考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今、市長の方から地方交付税4億7,000万円というふうに言われたんですが、それは特別交付税も入っておりまして、今、私が申し上げた中でいうと普通交付税という3億3,000万円ほどが直接影響を受けるわけですね、今後。

そこで、次の質問に入る前にお願いしておきたいのは、国は確かに今交付税財源をふやすとかいろいろ言っておるんですが、どんどん借金を国がもうできんといって地方にさせてその返済分がふえてくるわけですから、結局ふやしても借金を返す費用に当てていくという仕組みで、しかもさっき言ったように、要するに健全かどうかの判断の基準が、青天井みたいに借金もできる仕組みをしておることが問題であって、そんなに借金をさせずにきちんと対応していくというんですか、国の方も今税収よりもはるかに1年間の起債の方が大きいというような状態が一方にあるわけですが、地方の財政だって結局国の財源不足の分をどんどん借りてくださいと、交付税のかわりですということで、4億も5億もうちも借りる仕組みがあるわけでしょう。こういう仕組みを早く直していくように御尽力いただきたいということと、もう一つは、最大の問題は下水道なんですよ。この辺の市の財政力やなんかとあわせて、事業計画もそうですし、いろんな工夫をぜひあわせて御検討いただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

次は、国民健康保険の問題ですが、先日、国会で私どもの小池参議院議員が、今、大都市は、ほとんど所得300万、4人家族で国民健康保険税は1世帯当たり40万台と。しかも、このほかに、とてもこれ自身が払えないような状態になってきておったりということで、その状態では年金の掛金だってなかなか掛けられませんから、そういう人たちまでも無年金になりかねないような事態であって、鳩山総理も本当にこれはもう放置できないと。

もともとほぼ半分を国が負担していたものが25%に下がると。弥富でも、今市長もおっしゃられましたが、今の弥富の場合では4人家族では三十数万というふうになっておりますが、1人当たり年間、新年度予算でも1万8,000円ほどの応援をしておるのでそういうレベルということであって、本当にそういう応援がなければもう50万近くを300万ぐらいの所得の人が負担をしなくやいかんような状況になってきておるということで、払い切れないという問

題になっておりまして、この制度が発足したときに国が半分負担をして、そして皆さんの全国的には料金と税金とどちらかの方法をとっておるわけではありますが、こういうもので運営していくというふうにしてきたんですが、もういろんな努力をしても、結局国の負担をふやす以外にこれもまた打開の道がないというふうになってきておりますので、ぜひ国の負担を戻していただく。

財源の問題でいえば、庶民負担が小泉改革以来、年間税と社会保障費で13兆円もふえる、その一方で消費税の大部分が法人税の減税や大資産家の減税分で消えていくというような事態をきちんと議論もしていただき、対応も考えていただきながら、本当に今の経済危機の原因になっております需給バランス、40兆円の供給に対して需要の方が落ち込んでいる。その最大の原因の一つは勤労者の給料の削減、それからもう一つは社会保障費の急増ということになっておりますので、やはりここをきちんと議論をして解決していただく手だてを強くお願いしていただくように国に求めていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国保の方でございますけれども、先ほども少し関連として述べさせていただきましたけれども、市町村単位でやっていく上においては、大変厳しい状況にあることは間違いございません。

完全に一つの制度として成り立ってきたのが約50年というふうに私も聞いておるわけでございますけれども、50年のうちの30年間というのは、日本の経済の成長もスピードがあったし、その間では高度経済成長というようなことがあってよかったわけでございますが、その後の20年、「失われた20年」とよく言われるわけでございますけれども、そういうような状況になってから、ますます国保運営の全体的な制度疲労というか、そういうものがあるわけでございます。また、昨今においては、特にいわゆる保険料の格差の問題であるとか、先ほど三宮議員もおっしゃいました失業率の高まりであるとか、非正規雇用云々という形の中の経済、あるいは社会的な構造の大きな変化というのが背景にあるわけでございます。

私たちも、市町村単位のものからもう少し広域でやっていただけるようにならんかとか、いろんな形の中で考え方をそれぞれのところで示させていただいておるわけでございますけれども、国全体でも国保の赤字が2,300ほどというふうに私も聞き及んでおるわけでございます。そうした状況の中から、ますますこの制度に対しててこ入れをしていかないと大変厳しい状況であろうというふうに思っております。

今、弥富市も、全体的には6,100世帯の方が国保に加入していただきまして運営をさせていただいておるわけでございますが、その所得平均というのをこの間もちょっと私、算出させていただきましたら、1世帯当たり182万というような状況でございます。そういう状況の中で保険料をお願いし、国保を運営していかなきゃいかんというところに、先ほども言い

ました一般会計からの繰り入れというようなことを恒常的にやっていかなきゃいかんというところに大きな、私どもとしても弊害があるということは十分承知しております。

そうした形の中で、新しい政権そのものも国民の命ということに対しては大変な御理解をいただいているというふうに思っておりますので、一つの考え方でございますけれども、ことしも相当額、この国保に対しては国の方も予算もつけていただいておりますけれども、それだけではとても足りないというような状況でございます。ある意味では、考え方として子ども手当、あるいは農家の所得保障というような形で投入をされているのと同じような考え方で、この市町村の国保の財政補助というようなことも私としてはお願いをしていかなきゃいかん。あるいは国保に加入している人に直接補助するという方法も、新たな方法としても考えていただくことが必要かというふうに思っております。

今、こういう国民皆保険制度ということに対しては、いろんな角度から見直しをされようとしております。高齢者の医療保険制度という後期高齢者医療保険制度に対しても、この4年間で廃止して改定していくということでございます。こういった形の中で、国保の方に加入され、一括的な保険の体制という形になれば、相当な額を国の補助という形でやっていただかないととても運営できるものではないというふうに思っておりますので、今後も、現在の状況も踏まえてしっかりと国の方をお願いをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 午前中も、佐藤議員の方からも後期高齢者医療問題をめぐって負担が倍になったというお話がございましたが、少なくともOECDに加盟している30カ国、先進国の中で医療費の自己負担分が3割というのは日本だけと。2番目が、10%が1カ国あって、あとは5%前後か、ほとんど無料というのが先進国の医療費の実態なんです。そこへ加えて、もともと国民健康保険は、出発時から自営業の皆さん、農家の皆さん、それから扶養する人がいない所得の低い皆さんということで出発した関係もあって、50%を国が保険料分を負担しておったのが、いつの間にかどんどん削って半分になってしまって、しかも高齢化はどんどん進んで医療費がふえれば、負担を減らせば成り立たないのものはっきりしている。

しかも、市町村の場合は背に腹はかえられんということでなるべく広域にというんですが、後期高齢者の方は県単位でもそうなんですが、そうすると今度はなかなか庶民の声が届かない仕組みになっちゃってということでありますので、やっぱり解決の道としては、きちんと国に必要な費用負担をお願いしていく。ヨーロッパではどの国でも、年金保険がきちんと確立されている背景には、フランスやドイツでもそうですが、トヨタ自動車でも、保険料も年金も労働者の2倍を事業主が負担をするという仕組みが定着しておるからこそ年金や医療ができるわけでありましたが、日本は今、どんどん正規雇用を減らして、しかもワーキングプア

と言われる、フルタイムで働いても生活保護とあんまり変わらないような人たちがふえれば、社会保険料の国民負担というのはどんどんできなくなっていく仕組みの中で起こっておる問題でありますので、しかも私どもが、市長もそんなに、十年以上も変わらないわけにありますから御承知だと思いますが、働き出したときは非常にまだ日本全体が貧しくて、それでもきちんとみんなが社会保険に加入をしてやってこられたし、同時に、その当時も企業の内部留保というのは利益全体の5%だったそうですね。今や4分の1近くを、この国民が苦しんでいる、あるいは中小企業が苦しんでいるもとで、大企業を中心にしてみ込んでおるという状態が、日本の経済が回っていかない、あるいは財政が回っていかない大きな原因になっておりますので、そこまで含めて、そこで考え方が一致できるかどうかは別にして、本当に国の責任で事態の打開を図るということ抜きには、今の経済状況を解決できない時期に来ておると思いますので、そういう方向でもひとつ御検討いただきたいと思います。

具体的な問題の一つで、国民健康保険については、そういう方向で解決していく。それから特に所得の低い人の問題はまた別の機会にお尋ねしますが、実は私、この間に派遣切りやいろんなところにかかわってびっくりしたんですが、派遣会社、特にレベルの低い派遣会社で働いておる人たちは、ほとんど住民票を持っていないんですよ。しかも、びっくりしたのは、住民票なしで免許証が取れるんですね。事業主のうちにおるという証明があれば免許証が取れる。それで住民票のない人が免許証を持っておるもんで、どうやって取ったんですかと言ったら、そういう仕組みなんです。だから今、自殺が3万数千人、行方不明が10万人で、無保険の人が、外国人だけでなく日本人の中にもいっぱい生まれてきております。国保や正規な市町村の住民票を持っておる人たちの低所得者の問題は、国民健康保険の制度をもっと直してきちんとということになっておりますが、もう一方で、差し当たってそういう人たちの救済も放置できない問題になっておりまして、病院の未収問題を厚労省がいろいろ検討してきた中で、一つは国民健康保険の低収入の人に対する対応をきちんとするという問題と、もう一つあわせて、そういう無保険の人たちへの救済、あるいは外国人のことも含めまして、一定の地域に低額無料診療を業務とするものをつくっていく、そして公的な支援もしていくこと抜きにしては、今の事態は解決できないというふうに言っておりますので、もしそのことがこの地域で対応できるとしたら、私は海南病院以外ないと思っておりますので、このこともぜひ、そういう問題として要請していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国保が払えないという形の中で、さまざまな問題があるわけですが、私ども弥富市といたしましては、3ヵ月、あるいは6ヵ月という形での短期証を出させていただきまして、病気の場合には病院へかかっていたきたいということをお願いを

しているわけでございます。

先ほど海南病院における無料診断という話がございすけれども、海南病院といたしましても、愛知厚生連としてどのように対応されるかということがもちろん一番大きな問題であるわけでございますが、先ほどもありましたように、海南病院も自己負担分の未収問題という形の中で大変苦慮されているようでございます。そうした形の中で一定の無料診断、あるいは低額診療という形でした場合には、その財源的な裏づけをどこに求められるかというようなことにまたなろうかなというふうにも思うわけでございます。そうした形の中で、構成市町村がこれを負担していくということになってくると、また別の問題が発生してくるわけでございます。

今、海南病院の平成20年度の収支決算が出ておりますので、皆様に御報告申し上げますけれども、収入が156億9,000万でございまして、支出の方がそれを上回る158億7,900万ということで、実績は1億8,000万以上の赤字経営になっているような状況だそうでございます。そうした形の中で、さまざまなこういった海南病院における財政的な問題も含めて、無料診断、あるいは低額診療ということについては大変難しい問題があるかというふうに思っております。こういった問題も、全体の海南病院の運営委員会というのがありますので、そういったところの問題についても項目としては提案していきたいというふうには考えるところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 少なくとも海南病院の場合は、お金がなくても行くと診てくださるんですね、本当のことを言うと。ただ、そんなことでは済まない話になっていますよね、実際のことを言いますと。非常にいろんな努力もされておりまして、私もお産をした人が出産一時金を使っちゃって、でも月1,000円ずつでもいいからといって努力して返しておるんですが、それを預かっていったことがあります、そしたらあそこはいろんな試供品やそういうのがもらえますので、ミルクやおむつを届けてくださいといって、実際には1,000円よりもようけのものを渡したりして、そういう人たちに対応しておるんです。こんなことを一病院にさせておいてはいかんわけで、もともと国の制度でございすので、低額・無料診療所は。ぜひ国の制度の中できちんと、そうしなければ結局自殺したり、行き倒れになるという事態が今だんだん広がっておりますので、そういうものとしてやはり大きい目で見ていただくというか、全国的にかなりあちこちで今準備がされておるようですので、さっき市長がおっしゃられましたが、ぜひ、そういう現場の人たちだけの苦勞に任せずに、やっぱり公的に対応を。ただ、その力があるのはどう考えたって海南病院でしかこの地域ではないと思いますので、ぜひ強く御検討いただくように要請して質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に、杉浦敏議員。
- 10番（杉浦 敏君） 私は1点質問いたします。

予算の説明書の113ページ、消防施設費の中で海部南部消防組合負担金5億7,400万に関連をいたしまして、1点質問いたします。

私は、弥富から消防議員として選出をされておりまして、先日も消防議会がございまして予算の審議などをしてまいりました。

この中で一つ質問したんですけれども、平成24年末を目指しまして、国の方針としまして、24年末までに消防の広域化を完了するという方針が出されておりまして、愛知県も2007年当時で37あったんですけど、37あります消防本部を九つにまとめ上げると、広域化して、そういう枠組みが県から示されておりまして。この問題、特に海部郡ですと、この海部地域の33万7,000人という人口で今五つの消防本部があるんですけれども、これを一つにまとめていくという枠組みが今示されておりまして。

それで、これは随分前からこの話がありますので、以前私も一度議会で質問をしたことがありまして、広域化に対する市のお考えはどうかという質問をいたしました。私、国、総務省ですけれども、いろいろメリットがあるから広域化を進めなさいと言われております。しかし、いろんな面で逆にデメリットもあるんじゃないか、こういうお話もしたわけでありまして。

それで、この前の消防議会で質問いたしましたら、まず事務局の方から、33万と今言いましたけれども、関係の自治体の間で首長さんとか、あるいは部長さんたちが集まって何度か勉強会をしているという御回答がありまして、かなり話が進んでおるんですかという質問をいたしましたら、今管理者をやってみえます飛島の村長さんから、まだ話が進んでおるとかいう状態ではなくて、結局は広域化というのは各市町村がどのように判断するかと。これからそれぞれの自治体が決めていくことですよということなんで、まだ具体的には決まってないということなんですけれども、この間の経過といたしますか、これについて一度説明をしてほしいんですけれども、お願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） 議員御質問でございます消防本部の広域化の問題でございますが、これは平成20年度から消防本部と市の総務部長クラスでことし1回あったわけでございますが、ことしを含めて9回開催をされております。

その中で、広域化というのは、いまだ具体的な検討はされておられません。ただし、通信関係でございますが、総務省が電波関係の審査基準の改正ということがございまして、これが平成28年6月からアナログ無線からデジタル無線に切りかえないかんということがございます。これに基づきまして、消防司令台の共同運用という形の中での検討を具体化していこう

という状況でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦敏議員。

○10番（杉浦 敏君） 具体的に今お話があったんですけれども、9回の勉強会がありまして、広域化の話についてはまだ進んではおらんということなんですけれども、今部長からお話がありましたように、通信指令の関係でデジタル化をしなければいけないということで、今、平成27年と申されましたので、2016年までに国としてはデジタル化を進めなさいという方針であるということなんですけれども、よく聞きますのは、デジタル化に非常に費用がかかると。単純に通信機器を変えるということだけじゃなくて、例えば消防救急無線、消防本部から無線を発信する基地局、それから消防自動車、救急車の車載無線、それから消防職員が現場で持ち歩く携帯無線、こういったものをすべてデジタル化しなきゃいけないということで、かなりの費用がかかると。よく説明されるんですけれども、こういったものにたくさんの費用がかかるから広域化をしなければいけないというようなことも一時聞いたことがありますけれども、今のお話ですと、一応広域化の組織の話とは別にデジタル化の問題も解決しなきゃいけないということではありますが、そういうことでいいのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） まず消防本部の広域化につきまして、こういう勉強会が持たれたわけございまして、その中でまず消防の司令台の共同運用ということと広域化の部分は切り離して、まず最優先して消防司令台の共同運用について進めていこうということでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦敏議員。

○10番（杉浦 敏君） それで、今一番緊急の問題といいますが、この前の消防議会でも事務局からお話があったんですけれども、現在使ってみえます通信指令の設備、これが大変老朽化が進んでいると。しょっちゅう修理をして使っているということで、いわゆるシステムとしてはアナログ、従来のものなんですけれども、そういう状況でありまして、今度の予算でも大規模な改修というような予算はされておられません。それで、組織の問題は別にして、ハードの面で、あれこれ議論しておる必要ももちろんあるんですけれども、かなり緊急を要することではないかということで、もともとの市民の生命・財産を守っていく上でより早い対応が求められると思うんですが、その辺の状況はいかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議員の御指摘のとおり、現在の海部南部消防本部の指令台の設置年度につきましては平成4年度ということであり、耐用年数が10年を大幅に超えております。ということから、平成17年のオーバーホール等におきましても維持管理を行っておりまして、海部南部消防組合を初め三つの消防本部が使用している司令台の各メーカー、これは保守契

約と修理部品の調達ができないという旨も通知をしてきているという状況でございます。

こうした状況の中で、火災や救急業務に支障を来すことが懸念されるわけでございますが、今回、こういう勉強会におきまして、消防の広域化問題とは切り離しをしまして、海部地域における高機能の消防司令センターの共同運用は早急に実施する必要があるのではないかということでございます。

海部南部消防組合におきまして、22年度から勉強会、検討会がなされるわけですが、仮に共同運用ということがなくなったにせよ、海部南部消防組合単独でも取り組んでいく問題であると考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦敏議員。

○10番（杉浦 敏君） いろんな選択肢があると思うんですけども、先ほど申し上げましたように本当に市民の生命・財産にかかわることですので、早急に具体化していただきますよう要望いたします。質問といたします。

○議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本案28件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第38号 弥富市副市長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第31 議案第39号 弥富市教育長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（黒宮喜四美君） 日程第30、議案第38号及び日程第31、議案第39号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変長時間になって申しわけございません。

私どもの方から二つの議案を提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日提案し、御審議いただきます議案は、条例議案2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第38号弥富市副市長の給与の特例に関する条例の制定についてと、議案第39号弥富市教育長の給与の特例に関する条例の制定については、それぞれ副市長と教育長の給料及び期末手当を減額するため条例を制定するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、詳細につきましては総務部長から説明いたし

ますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 総務部長に議案の説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長（伊藤敏之君） 議案第38号弥富市副市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、弥富市副市長の給与の特例に関する条例、副市長の給料の特例としまして、第1条、副市長の給料の月額、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年弥富町条例第2号）第3条の規定にかかわらず、月額71万5,000円とする。

副市長の期末手当の特例としまして、第2条、副市長の期末手当の額は、特例期間において、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第5条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

次に、2枚はねていただきまして、議案第39号弥富市教育長の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

弥富市教育長の給与の特例に関する条例、教育長の給料の特例としまして、第1条、教育長の給料の月額、平成22年4月1日から平成24年9月30日までの間（以下「特例期間」という。）において、弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和55年弥富町条例第5号）第2条第1項の規定にかかわらず、月額63万7,000円とする。

教育長の期末手当の特例としまして、第2条、教育長の期末手当の額は、特例期間において、弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔発言する者あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑ですか。
- 13番（渡邊 昶君） 減額することになるんですが、予算の補正はいつやるんですか。
- 議長（黒宮喜四美君） それにつきましては、総務部長から答弁させます。

○総務部長（伊藤敏之君） それでは、補正予算の関連でございますが、6月議会に上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 他に質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

本案2件は、お手元に配付した議案付託表のとおり総務委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 中 山 金 一

同 議員 堀 岡 敏 喜

平成22年 3月23日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（16名）

1 番 堀 岡 敏 喜
3 番 山 口 敏 子
5 番 佐 藤 高 清
7 番 武 田 正 樹
9 番 山 本 芳 照
11番 安 井 光 子
14番 伊 藤 正 信
17番 黒 宮 喜四美

2 番 炭 竈 ふく代
4 番 小坂井 実
6 番 佐 藤 博
8 番 立 松 新 治
10番 杉 浦 敏
12番 三 宮 十五郎
16番 中 山 金 一
18番 大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（2名）

13番 渡 邊 昶

15番 三 浦 義 美

3．会議録署名議員

2 番 炭 竈 ふく代

3 番 山 口 敏 子

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長 服 部 彰 文
教 育 長 下 里 博 昭
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二
福 祉 事 務 所 長
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明
総 務 部 次 長 若 山 孝 司
兼 税 務 課 長
民 生 部 次 長 久 野 一 美
兼 環 境 課 長
開 発 部 次 長 石 川 敏 彦
兼 農 政 課 長
教 育 部 次 長 山 田 英 夫
監 査 委 員 加 藤 重 幸
事 務 局 長
人 事 秘 書 課 長 村 瀬 美 樹
収 納 課 長 服 部 誠
健 康 推 進 課 長 渡 辺 安 彦
介 護 高 齢 課 長 松 川 保 博

副 市 長 大 木 博 雄
総 務 部 長 伊 藤 敏 之
開 発 部 長 早 川 誠
会 計 管 理 者 長 村 上 勝 美
兼 会 計 課 長
総 務 部 次 長 服 部 正 治
兼 防 災 安 全 課 長
民 生 部 次 長 佐 野 隆
兼 保 険 年 金 課 長
開 発 部 次 長 三 輪 眞 士
兼 土 木 課 長
教 育 部 次 長 水 野 進
兼 社 会 教 育 課 長
総 務 課 長 佐 藤 勝 義
企 画 政 策 課 長 伊 藤 邦 夫
市 民 課 長 加 藤 恵 美 子
福 祉 課 長 前 野 幸 代
児 童 課 長 鯖 戸 善 弘

| | | | |
|-----------------|---------|-------------------|---------|
| 総合福祉センター
所 長 | 伊 藤 薫 | 十四山総合福祉
センター所長 | 佐 野 隆 |
| 都市計画課長 | 竹 川 彰 | 商工労政課長 | 服 部 保 巳 |
| 下水道課長 | 橋 村 正 則 | 教 育 課 長 | 服 部 忠 昭 |
| 図 書 館 長 | 伊 藤 秀 泰 | | |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 忠 | 書 記 | 横 山 和 久 |
| 書 記 | 岩 田 繁 樹 | | |

6．議事日程

| | |
|---------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 海部南部消防組合議会議員の選挙について |
| 日程第 3 | 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について |
| 日程第 4 議案第 2 号 | 平成22年度弥富市一般会計予算 |
| 日程第 5 議案第 3 号 | 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 6 議案第 4 号 | 平成22年度弥富市老人保健特別会計予算 |
| 日程第 7 議案第 5 号 | 平成22年度弥富市土地取得特別会計予算 |
| 日程第 8 議案第 6 号 | 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 9 議案第 7 号 | 平成22年度弥富市介護保険特別会計予算 |
| 日程第10 議案第 8 号 | 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第11 議案第 9 号 | 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第12 議案第18号 | 弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について |
| 日程第13 議案第19号 | 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 議案第20号 | 弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 議案第21号 | 弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 議案第22号 | 弥富市消防団条例の一部改正について |
| 日程第17 議案第23号 | 弥富市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第18 議案第24号 | 弥富市保育の実施に関する条例の一部改正について |
| 日程第19 議案第25号 | 海部南部水道企業団規約の変更について |
| 日程第20 議案第26号 | 弥富市污水处理施設条例の一部改正について |
| 日程第21 議案第27号 | 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担 |

金条例の一部改正について

- 日程第22 議案第28号 市道の廃止について
- 日程第23 議案第29号 市道の認定について
- 日程第24 議案第30号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第25 議案第31号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第32号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第33号 平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第34号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第35号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第36号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第37号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第38号 弥富市副市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第39号 弥富市教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第34 発議第1号 弥富市議会の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第35 発議第2号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書の提出について
- 日程第36 発議第3号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書の提出について
- 日程第37 発議第4号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について
- 日程第38 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 08 分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） 定刻を若干おくれましたが、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第 81 条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 海部南部消防組合議会議員の選挙について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第 2、海部南部消防組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。  
指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。  
よって、本席より指名します。  
海部南部消防組合議会議員に、大原功議員、杉浦敏議員、渡邊昶議員、佐藤博議員、佐藤  
高清議員を指名します。  
お諮りします。  
ただいま指名した諸君を当選人にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名した諸君が、海部南部消防組合議会議員に当選されました。  
ただいま当選された諸君は議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により告  
知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第3、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区環境事務組合議会議員に、伊藤正信議員、佐藤博議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が、海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第2号 平成22年度弥富市一般会計予算

日程第5 議案第3号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第6 議案第4号 平成22年度弥富市老人保健特別会計予算

日程第7 議案第5号 平成22年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第8 議案第6号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第9 議案第7号 平成22年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第10 議案第8号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第11 議案第9号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第12 議案第18号 弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

日程第13 議案第19号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 日程第14 議案第20号 弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第21号 弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第22号 弥富市消防団条例の一部改正について
- 日程第17 議案第23号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第24号 弥富市保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第25号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第20 議案第26号 弥富市污水处理施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第27号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
- 日程第22 議案第28号 市道の廃止について
- 日程第23 議案第29号 市道の認定について
- 日程第24 議案第30号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第25 議案第31号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第32号 平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第33号 平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第34号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第35号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第36号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第37号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第38号 弥富市副市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第39号 弥富市教育長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（黒宮喜四美君） この際、日程第4、議案第2号から日程第33、議案第39号まで、以上30件を一括議題とします。

本案30件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いします。

立松議員。

○総務委員長（立松新治君） 8番 立松新治。

総務委員会に付託されました案件は、議案第2号平成22年度弥富市一般会計予算について、ほか10件であります。

本委員会は、去る3月18日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第2号平成22年度弥富市一般会計予算のうち、当委員会所管にかかわる予算及び議案第5号平成22年度弥富市土地取得特別会計予算について、一括で審査をいたしました。

質疑として、地域公共交通活性化協議会負担金に関連して、コミュニティバス運行ルート、料金など、公債費の現在高を含めた財政状況の見通し、地区公民館整備事業補助金についてなど質疑がありました。討論はなく、2件を一括して採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第18号弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について、議案第19号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第20号弥富市職員等の旅費に関する条例及び弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第21号弥富市違法駐車等の防止に関する条例の一部改正について、議案第22号弥富市消防団条例の一部改正について、以上5件を一括審査をいたしました。

質疑として、指定管理者の決め方についての市の考え方、消防団再編に伴う地元協力費、機械器具の取り扱いなどの質疑があり、討論はなく5件を一括で採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第30号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会所管にかかわる予算及び議案第33号平成21年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）について、2件を一括で審査をいたしました。

一般会計補正予算（第8号）は、歳入として、地域活性化・きめ細かな臨時交付金7,868万2,000円などの補正と、主に年度末において予算執行後の過不足を調整するものであり、土地取得特別会計補正予算（第1号）は、市の穂波通線関連土地購入について繰越明許費759万3,000円を補正するもので、質疑・討論もなく、2件を一括採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、追加提案がありました。

議案第38号弥富市副市長の給与の特例に関する条例の制定について、議案第39号弥富市教育長の給与の特例に関する条例の制定について、2件を一括で審査をいたしました。質疑・討論もなく、2件を一括採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

また、市側から報告事項として、個人市民税の減免制度について、地方税法の規定に基づく滞納処分の停止の要件の取り扱い基準について、次の参議院選から投票所を一部変更すること、さきのチリ地震による津波警報が発令された際の状況報告が、それぞれ所管課から報告説明がありました。

以上、報告申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に建設経済委員長、お願いします。

中山議員。

○建設経済委員長（中山金一君） 中山です。

建設経済委員会の報告をさせていただきます。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第 2 号平成22年度一般会計予算ほか 9 件であります。

本委員会は、去る 3 月16日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第 2 号平成22年度弥富市一般会計予算、議案第 6 号弥富市農業集落排水事業特別会計予算、議案第 8 号弥富市公共下水道事業特別会計予算につきまして、関係部課長から説明を受け、一括審査をいたしました。

各委員より、3 月31日に受け付け開始の公共下水の供用開始に向けての接続申請状況や、緊急農地防災事業費などの地元 1 %の負担金について、日光川下流流域下水道維持管理費負担金などについての質問がありましたが、審査の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第26号弥富市污水处理施設条例の一部改正について、議案第27号弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正の 2 件を一括審査した結果、2 件を全会一致で原案を了承しました。

続きまして、議案第28号市道の廃止について、議案第29号市道の認定についての 2 件を一括審査しました結果、2 件を全会一致で原案了承いたしました。

次に、議案第30号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 8 号）、議案第34号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第36号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の 3 件を一括審査した結果、3 議案とも減額補正予算であり、3 件を全会一致で原案どおり了承しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に厚生文教委員長、お願いします。

山本議員。

○厚生文教委員長（山本芳照君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第 2 号平成22年度弥富市一般会計予算初め13議案であります。

本委員会は、去る 3 月17日午前10時より開催いたしまして、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第 2 号平成22年度弥富市一般会計予算から、議案第 9 号平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算まで 5 議案について、それぞれ審査をいたしました。

議案第 2 号平成22年度弥富市一般会計予算の民生費の主なものは、自動車税減免を受けていない方に対し、チケットを36枚から48枚に拡大する、心身障害者福祉タクシー扶助費772

万円、障害者の方の日々の生活の支援を行う介護給付費・訓練等給付費 1 億9,522万円、法定外による国民健康保険特別会計繰出金 2 億3,000万、障害者・精神障害者医療助成費 1 億1,000万、子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となり、相互に助け合うファミリー・サポート・センター事業委託料540万円、子育て支援の一環として保護者を対象とした講演会など市子ども会連絡協議会補助金70万円、9 保育所の運営管理費として10億4,635万2,000円、中学3年生までの医療費助成の子供医療助成費 2 億2,000万、子供一人一人の育ちを社会全体で応援する子ども手当 9 億1,383万円、新弥生保育所等建設事業費 8 億736万7,000円、敬老会・金婚式など敬老事業委託料792万円、対象者を障害者のみの世帯、高齢者・重度障害者のみの世帯まで拡大した給食サービス事業委託料2,020万円、老人クラブバス借り上げ料補助金100万円、後期高齢者福祉医療費給付金780人分、1 億270万円、いこいの里老人福祉センター、十四山福祉センターの運営管理費9,926万4,000円、経済不況により対象者が増加している生活保護費 3 億5,679万8,000円、火葬場待合室の借り上げ料150万、地域医療を守るための行政支援として海南病院施設整備事業補助金5,304万円、国と連携し14回実施する妊婦健康診査委託料、県外の医療機関等の利用の方の妊婦健康診査費用補助金あわせて5,404万円、地域ごみ処理のための海部地区環境事務組合負担金5,558万2,000円。

次に、教育費の主なものは、障害のある児童・生徒への指導・支援を行う特別支援教育支援員の賃金653万6,000円、強化指導員など教育補助者を配置する特別非常勤講師等賃金1,100万、学習指導要領改訂に伴う副読本印刷製本費444万円、教科書改訂に伴う教師指導用教科書購入費3,352万5,000円、（仮称）第2桜小学校建設事業に伴う実施設計監理委託料3,655万円、桜小学校を除く小・中学校給食調理業務委託料8,360万円、小・中学校コンピューター・複写機等の機械器具借り上げ料5,845万円、十四山東部小学校北校舎・桜小学校南校舎の耐震補強工事請負費4,050万円、英語指導業務委託料1,450万円、総合社会教育センター、アリーナ・放送設備改修、子宝グラウンドの改修など体育施設整備工事請負費2,380万円などであります。

委員より、弥富市福祉協議会補助金の減額理由、緊急特別住宅手当の基準、生後6ヵ月からの保育の実施、給食サービス事業の拡大、生活保護の実態とケースワーカー、小学校の芸術鑑賞について生の演奏などを実施できないか、十四山中学校の図書の整備などについて質問がありました。

議案第3号平成22年度弥富市国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ40億1,300万、委員より平成22年度の保険料の改定はどうなるのかとの質問がありました。

議案第4号平成22年度弥富市老人保健特別会計予算は、過去の医療費の精算に伴う費用、歳入歳出それぞれ35万、議案第7号平成22年度弥富市介護保険特別会計予算は、歳入歳出そ

れぞれ保険事業勘定19億5,280万円、弥富市直営のサービス事業勘定、デイサービス事業、委託介護支援事業3,490万円、議案第9号平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億5,059万円であります。

委員より、後期高齢者医療制度は今後どのようなになるのか等の質問がありました。

以上5議案をそれぞれ採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第23号弥富市国民健康保険条例の一部改正については、国民健康保険運営協議会の委員に、社会保険、共済保険など被保険者の代表者を1人追加するものであります。

議案第24号弥富市保育の実施に関する条例の一部改正については、保育の実施を保育所における保育に改め、条文整理するものであります。また、弥富市保育条例についても同様に改正するものであります。

議案第25号海部南部水道企業団規約の変更については、企業団管理者と議会議員の区分を明確化するため、副企業長制を導入し、議員定数など議会の組織を改正するものであります。

以上、3議案を一括採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第30号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第8号）、議案第31号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第32号平成21年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）、議案第35号平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第37号平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の5件につきましては、主に事業執行残りの過不足の調整と生活保護費の医療扶助費1,040万円、繰越明許費補正として小・中学校の扇風機設置など修繕事業費3,188万円であります。

以上5議案を一括採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

○12番（三宮十五郎君） 私は、弥富市日本共産党議員団を代表して、平成22年度一般会計予算及び特別会計予算案に対する賛成討論を行います。

市長は、新年度予算編成作業の中で、福祉の予算は削れないと述べておりましたが、中学校卒業までの子供の医療費無料制度や、14年間にわたる保育料の据え置き、14回の妊婦健診料の公費負担、ひとり暮らし非課税高齢者への医療費助成など、多額の市負担を伴う、不景気のもとで苦しむ市民サービスを積極的に進めるものとして歓迎できるものでございます。

市長が「市役所は市民のためにお役に立つところである」を職員意識改革の旗印として取り組んできたと施政方針でも述べておりますが、昨年秋から行われました地域活性化・経済危機対策臨時交付金 1 億 7,500 万円余りを、別の国庫補助金とあわせて第 1 期事業として 2 億 7,200 万円の予算執行を見るにつけ、職員の皆さんの大変な努力を見せていただいて驚かされました。これは小・中学校のデジタルテレビ108台、教師用コンピューター130台の購入や、その配線工事、インフルエンザ対策としての小・中学校や公共施設の水道蛇口の改修、エアータオルの設置、新年度にかなりの予算を繰り越しておりますが、小・中学校に 1 教室 4 台、あわせて556台の設置工事などが主なものでございますが、入札の結果、予算に対して落札が、50%台が 4 件、60%台が 5 件、70%台が 2 件など、総額では初めの予算の 2 億 7,200 万円に対して 1 億 8,700 万円で 69%、これはまだ未執行で予算になっているものも含まれていると思いますが、落札されております。入札に当たっては市内の有資格業者を可能な限り公平に参加してもらうなど、小規模な事業者の参加を保证するような工夫も行われたと聞いております。その上で、こうした結果を見出したことは大変歓迎すべきことであります。

私は、平成 7 年の阪神大震災の年の弥富町の12月議会で、震災対策の充実を求める請願が全会一致で可決をされ、前から問題になっておりました弥富中学校の改築等が大きな課題となり、当時から繰り返し国の補助制度などについて確認を行うなどの対応を求めてまいりましたが、具体的な対応が何も行われず、たまりかねて、平成10年の10月に当時の八田ひろ子参議院議員の協力で私たちが文部省の担当者と面会をし、そこで昭和44年以前の鉄筋コンクリートの教室は建て直す方向で考えており、県を通じて申請が出されれば補助金の対応ができるということが明らかにされて、それから初めて具体的な弥富中学校改築の検討が始まりましたが、もし平成 7 年から着手しておれば、当時既にマンモス解消が大きな問題となっておりました桜小の分離校計画とあわせて計画を進めることができました。13年度に完成した桜小学校の増築工事1,533平方メートル、事業費 5 億 2,500 万円などの二重投資も避けられたし、交付団体のうちに着手しておれば、財政的にも今よりもはるかに優遇を受けることができた、当時を振り返って今のようなことが行われなかったことを大変残念に思っております。

市長と職員、議会が力を合わせれば、市長が考えております「市民に役立つ市役所を」という呼びかけが、市民の皆さんの目に見える形で映り始めた 3 年間の努力の延長線上に、今回の予算が編成されたものであると考えます。市長はこの議会の中で、財政に強い職員を育てると約束されましたが、現在の10年間の総合計画のうち、財政計画は 5 年間とされておりますが、一日も早く前期を見通したものに改善されることや、短期の修正についても予算議会等で具体的に議論ができる資料の提示をされたり、中・長期の展望に立ったまちづくりと予算審議ができるよう、予算概要説明資料や事項別明細書が一層市民にわかりやすいものに

改善され、市民との協働、情報の共有、公平・透明な施政、予算の節約という立場をさらに確かなものとされることを強く期待するものでございます。

また、新政権が国民健康保険や後期高齢者医療制度について、国民の苦しみを解決するために大幅な財源対策をとるということを約束をしておりましたが、なかなか事が進まないばかりか、昨今の報道を見ておりますと、結局、後期高齢者制度、そのままにするどころか65歳まで拡大して、今の国民から厳しい批判を受けている制度をさらに拡大するような動きも見せておられます。国民健康保険税につきましては、所得300万でほとんどのところで年間40万を超える保険料や保険税になっているということが問題になっておりましたが、我がまちでも、市の一般財源から法律の定めのない負担を1人1万8,000円ほど今年度はすることになります。これは約50%の国庫負担を今25%に引き下げたことが最大の原因であります。新政権が公約で掲げた国保への支援を一日も早く実施するなど、国民負担を加入者の状態にふさわしい形で確保していただく。また、後期高齢者制度や介護制度につきましても抜本的な改正を求めて、ぜひ市民が安心できる制度にするための御尽力や国への要請を強く要望するものでございます。

また、弥富市の合併後の借金のふえぐあいは、合併前の約115億円に対して159億円と44億円余りふえておりますが、そのほとんど大部分は公共下水道の25億円余りと、それから国がなかなか借金で手が回らないから、本来、地方交付税という形で地方に配分するなどのお金をとりあえず借りておいてくださいと。後で返すときは国が負担をしますと言っていたものが、いろんな制度の改悪で、結果として弥富市が自前で返さなきゃならなくなった臨時財政対策債など、本来、弥富市に責任のないはずの借金が13億円余りありまして、ふえた借金のほとんどはここにあります。こうした中で下水道の事業が進められておりますが、もともとこの事業そのものが実際の将来負担がどうなるかということについては、極めて不透明なものでありまして、借金の返済計画はありますが、実際の減価償却を含めた経費がどうなるかなどはまだ開示は行われておりませんので、そうしたことも一日も早く具体的に明らかにして、絶えず市政の実態を市民の前に明らかにする。議会の中でもしっかり議論ができるようにしていただくことを強くこの面でも求めて、本当に市民とともに進む市政を発展させていくことと、さらに、いよいよことしの5月から市長は海部南部水道企業団の企業長に就任をされることとなります。従来と違って、企業長でなくなったときも副企業長として、その運営に他の市・村長と力をあわせて参画することになりまして、一層従来より重い責任を負うこととなります。この間、私も海部南部水道企業団議会の議長として、一緒にいろいろ実態を明らかにし、愛知県下で実質一番高い水道料金を何とか値下げできないかということで市長ともども頑張っただけでしたが、私の任期が申し合わせによりましてこの5月の初めに終了することになりますので、ぜひ今まで市長が水道議会の中で、あるいはこの議会の中で

お約束していただきました御尽力を、簡単なことではございませんが、引き続いて続けていただくことを強くお願いをいたします。

さらに、先ほども申し上げましたように、国の制度改正 ―― 私は改悪と言っておりますが ―― によりまして、表面上は借金がそんなに多くないように見えるような対応を国はしておりますが、こういう時期でございますので、十分国としての責任を果たしていただくように、財政問題につきましても絶えず目配りをしていただくことを強く要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、武田正樹議員。

○7番（武田正樹君） 議案第2号平成22年度弥富市一般会計予算について、賛成討論をいたします。

平成22年度弥富市一般会計予算は、第1次総合計画の着実な推進を基本とされ、新弥生保育所の建設事業、子ども手当など、扶助費を初め道路や公共下水道等の都市基盤整備などのさまざまな課題事業に積極的に取り組み、快適で安全・安心なまちづくりの実現に向けて、市民に必要な予算が編成されたものと理解しております。

100年に1度と言われる混迷が続く中、大変厳しい状況であります。市民の負託・期待にこたえるために、一層の行財政改革の推進、経営の合理化を進められ、健全財政を堅持し、さらなる弥富市の発展を求めて、賛成討論といたします。

○議長（黒宮喜四美君） 他に討論の方はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒宮喜四美君） これをもって討論を終結します。

議案第2号から議案第39号までの30件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第39号までの30件は、原案どおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 発議第1号 弥富市議会の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定について

日程第35 発議第2号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書の提出について

日程第36 発議第3号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書の提出について

日程第37 発議第4号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第34、発議第1号から日程第37、発議第4号まで、以上4件を一括議題とします。

本案4件は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

- 12番（三宮十五郎君） まず最初に、弥富市議会の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定についての提案理由を述べさせていただきます。

弥富市議会の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定については、現下の経済情勢のもとで、本市議会議員に対する政務調査費や費用弁償がございませんが、副市長及び教育長の給料及び期末手当の引き下げや、職員の地域手当の引き下げなどを踏まえまして、議会議員の報酬及び期末手当を今議会の任期中、平成22年4月1日から平成24年2月29日まで100分の5を引き下げるものでございます。

それから次に、第2号民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書の提出のについての提案理由を申し上げます。

この意見書は、保育の地域格差を拡大し、財政力の弱い自治体の保育供給量の縮小とともに、保育の質の低下、保護者負担の増大をもたらす民間保育所運営費の一般財源化を行わないこと及び、さきの議会でも可決しておりますが、公立保育所の運営負担金を復活されることを求めるものでございます。

次に、発議第3号障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

この意見書は、障害者自立支援法施行以降、障害者施設の人材不足に対応するため、新法制定までの措置として、応益負担、日払い方式を応能負担、月払い方式に変更するよう求めるものでございます。

次に、発議第4号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

この意見書は、2020年までに核兵器を廃絶するための道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を、2010年のNPT再検討会議において議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働きかけを行っていただくよう求めるものであります。広島・長崎両市長の連名で全国市町村議会議長に送付されたものであり、弥富市議会としてもこれにこたえて議決を行うものでございますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。
討論の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。
発議第1号は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。
よって、発議第1号は原案どおり可決決定しました。

次に、発議第2号から第4号までは原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号から発議第4号は原案どおり可決決定しましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 閉会中の継続審査について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第38、閉会中の継続審査についてを議題といたします。  
議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

ここで、先ほどの日程第2、海部南部消防組合議会議員の選挙において、当選人の渡邊昶議員が議場におりませんので、渡邊議員には文書をもって通知します。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成22年第1回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時53分 閉会

本会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子